

スーパーファンド・ジャパン

ケイマン籍 オープンエンド契約型 外国投資信託(円建て、米ドル建て)



【管理会社】スーパーファンド・ジャパン・トレーディング(ケイマン)リミテッド

管理会社はスーパーファンド・ジャパン(以下「当ファンド」と表記。)の受益証券の発行者として行為し、当ファンドの管理会社を務めます。

【受託会社】ハーニーズ・フィデューシャリー(ケイマン)リミテッド

受託会社は信託証書に従って当ファンドの受託業務を行います。

-
- この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条及び第15条第3項の規定に基づく目論見書です。
 - この請求目論見書により行う当ファンドの受益証券の募集について、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月13日に関東財務局長に提出しており、2025年6月29日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年6月30日に関東財務局長に提出しております。
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容及び訂正の有無等はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)(ファンドコードは「G07555」です。)でもご覧いただけます。

ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

1. スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」といいます。）の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月13日に関東財務局長に提出しており、2025年6月29日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年6月30日に関東財務局長に提出しております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨を記録しておくこととなっております。
3. 本書において用いられている用語は、本書中で別段の定めがある場合を除いて、交付目論見書において使用される用語と同様の意味を有するものとします。
4. 財務書類の原文（英文）は本請求目論見書には記載されておりませんが、上記有価証券届出書には記載されております。
5. 当ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されている商品ではありません。当ファンドの受益証券の価格は、当ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

請 求 目 論 見 書

スーパーファンド・ジャパン
(Superfund Japan)

2025 年 6 月 13 日 有価証券届出書提出
2025 年 6 月 30 日 有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名： スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

代表者の役職氏名： 取締役 テニソン・ブリッグス
(Tennyson Briggs, Director)

本店の所在の場所： ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、
キャンベルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
(c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010,
Cayman Islands)

代理人の氏名又は名称： 弁護士 森 下 国 彦

代理人の住所又は所在地： 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
03 (6775) 1000

届出の対象とした募集

募集（売出）外国投資信託受益証券： スーパーファンド・ジャパン
に係るファンドの名称 (Superfund Japan)

募集（売出）外国投資信託受益証券： 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、5 つ
の金額 のサブファンドの各クラスにつき 1,000 億円、合計 14,000 億円
を限度とする。

（注 1）本書中における米ドル及びユーロの円貨換算は、別段の表示のない限り、2025 年 5 月 9 日現在の株式会社
三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝145.82 円、1 ユーロ＝163.62 円）による。

（注 2）円貨への換算は、本書において該当する各数値につき、所定の換算率で単純計算の上、必要に応じて四捨五
入している。したがって、本書中の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合がある。

縦覧に供する場所

該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	22
3 投資リスク	26
4 手数料等及び税金	48
5 運用状況	57
第2 管理及び運営	77
1 申込（販売）手続等	77
2 買戻し手続等	79
3 資産管理等の概要	81
4 受益者の権利等	86
第3 ファンドの経理状況	88
1 財務諸表	99
2 ファンドの現況	347
第4 外国投資信託受益証券事務の概要	348
第三部 特別情報	349
管理会社の概況	349
1 管理会社の概況	349
2 事業の内容及び営業の概況	350
3 管理会社の経理状況	351
4 利害関係人との取引制限	370
5 その他	370
信託証書	
修正証書	

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」という。）

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券（オープン・エンド型）

当ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）及びハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）らが署名したユニット型投資信託証書（その後随時行われる改正及び／又は追補を含む。）（以下「信託証書」という。）によって設立されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

（注1）当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス（以下それぞれ「クラス」という。）から成る単一通貨建てのサブファンド（以下それぞれ「サブファンド」という。）に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日（以下に定義する。）に発行される。

（注2）「発行日」とは、申込及び申込金の支払の直後に到来する評価日（以下に定義する。）を意味する。

（注3）「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日（但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日）、又は、受託会社が管理会社と協議の上、随時定める別の日をいう。

（注4）「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「本邦営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

（注5）本書において、「受益証券」とは、当該クラスの受益証券により表章される、当該サブファンドの一定の持分又はかかる持分の端数部分をいう。

（注6）当ファンドは本書提出日現在、グリーン、グリーンC、レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンの5つのサブファンドから構成され、各サブファンドにつき下記（4）記載のとおり1つ又は複数のクラスを有する。

（注7）受益証券の所持人（以下「受益権者」という。）はそれぞれ、関連する各サブファンドのファンド資産の投資に関して生じた損益を享受する。但し、受益証券に適用される申込手数料及びその他の手数料はサブファンドにより異なる場合がある。

（注8）当ファンドの受益証券について、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(3) 発行（売出）価額の総額

本書に基づき日本において募集又は売出しを行うすべてのサブファンド及びクラスについての当ファンドによる発行価額の総額（各受益証券の発行価格に発行された受益証券の数を乗じた額の合計）は14,000億円を限度とする（下記の申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれない。下記「（5）申込手数料」参照）。

（注1）当ファンドは、ケイマン諸島の法に基づいて設立されている。令和7年6月13日付有価証券届出書（令和7年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）に基づき募集が行われる各サブファンドの基準通貨は円及び米ドルである（以下それぞれを「基準通貨」という。）。

（注2）本書の中で金額及び比率を表示する場合には、四捨五入した数値を表示するものとする。したがって、合計の数字が実際に計算された合計額と一致しない場合がある。

(4) 発行（売出）価格

サブファンド

クラス

グリーン	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
	シルバー円・クラス	1口100円
	シルバー米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンC	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
レインボー・オールシーズンズ	円・クラス	1口100円
	ゴールド円・クラス	1口100円
ゴールド・シルバー・ プラス・マイニング	円ヘッジ無し・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
ブラック・ブロックチェーン	円ヘッジ無し・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル

(注) 各発行日に発行された各クラスの受益証券は、当該発行日に係る評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、申込者に発行された受益証券数が調整される。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各発行日に係る評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになる。

(5) 申込手数料

販売会社（以下に定義する。）、代行協会（以下に定義する。）及び／又は管理会社は、それぞれ単独の裁量において、関連するすべての報酬及び／又は手数料の一部又は全部の支払いを免除することができる。販売会社（販売取次会社（以下に定義する。）を含む。）は、申込手数料を受領する権利を有する。

各申込に適用される申込手数料は、当該投資家の各クラスの購入申込総額（以下「申込金額」という。）に基づき計算される。各申込に適用する申込手数料は当該申込についての申込金額に、上限5.50%（税抜5%）の申込手数料率を乗じた額とする。

(注) 上記申込手数料には、申込手数料に課される消費税相当額（日本における現在の消費税率である10%での相当額）が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額（以下「申込金」という。）は、(i) 申込金額及び(ii) 申込手数料（かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。）の合計額となる。

(6) 申込単位

各クラスの最小申込単位は以下のとおりである。

サブファンド	クラス	最小申込単位
グリーン	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー円・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンC	円・クラス	100,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	100,000口以上、100口単位
レインボー・オールシーズンズ	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
ゴールド・シルバー・ プラス・マイニング	円ヘッジ無し・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
ブラック・ブロックチェーン	円ヘッジ無し・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位

(注1) 販売会社(以下に定義する。)は、管理会社と協議の上、上記の申込単位の一部又は全部を変更することがある。

(注2) 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、(サブファンド「グリーンC」を除き)各クラスとも1,000口以上、100口単位である。

(7) 申込期間

2025年7月1日から2026年6月30日まで。

(注1) 本書に従った募集後、さらに有価証券届出書を提出することによって、受益証券の募集を継続することが現在意図されている。当該有価証券届出書においては、主要な点に関する諸条件が異なることがある。

(注2) 受益証券は、それぞれの発行日に発行される。

(注3) 受益証券の申込希望者(以下「申込者」という。)からの受益証券の購入の申込(以下「申込」という。)は、上記申込期間中の本邦営業日に、下記申込取扱場所にて受け付ける。

(8) 申込取扱場所

スーパーファンド・ジャパン株式会社(以下「販売会社」という。)

本店所在地 : 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス11階

代表電話番号 : 03-3508-6700

(注1) 申込者からの申込は、上記販売会社及び販売取次会社の本支店において受け付ける。

(注2) その他の申込取扱場所に関する情報については販売会社に問い合わせされたい。

(9) 払込期日

申込を行う投資家は、該当する評価日の2ファンド営業日前の日までに販売会社に申込金を支払うものとする。

払込期日の詳細については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所については、上記販売会社の連絡先に問い合わせされたい。

(11) 振替機関に関する事項

該当なし

(12) その他

(i) 申込の方法

申込者は、販売会社（販売取次会社を含む。）と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結する。販売会社（販売取次会社を含む。）は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込者は、それぞれの評価日の2ファンド営業日前の期日までに、申込用紙を販売会社へ提出する。その後、申込金（申込金額及び申込手数料）は、国内受渡日までに販売会社へ支払われるものとする。受益証券の発行及び登録は、当該申込に係る払込期日に、申込金額の全額の支払いが当ファンドに代わって事務管理会社によって確認されたときに法的に有効となるものとする。

（注1）上記手続に従ってなされる申込は、申込金の受領が当ファンドによって確認されたことをもって有効となる。マスターファンド（以下に定義する。）は、申込が当ファンドによって受け付けられた場合でも、その裁量により申込を拒否することができる。したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンドに対する当ファンドの持分につき強制買戻しされた場合の金員は、当該申込者へ利息なしに払い戻される。

（注2）受益証券はそれぞれの発行日まで発行されないが、支払金は直ちに当ファンドに預託され、利子を付されることなく保管される。

(ii) 申込金及び買戻金の相殺

（特に信託証書及び本書の記載に従った他の投資がない限り）当ファンドにより受領された申込金はすべてマスターファンドの株式を購入するために使われ、また受益証券の買戻しのための資金として当ファンドにより必要とされる金員と相殺されないものとする。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

スーパーファンド・ジャパン（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）らにより署名されたユニット型投資信託証券（その後随時行われる改正及び／又は追補を含む。）（以下「信託証券」という。）によって設立されたマルチ・クラス（以下に定義する。）のユニット・トラストである。当ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）第4項（3）に定める「登録ミューチュアル・ファンド」として、ケイマン諸島金融管理局（以下「CIMA」という。）に登録されている。当該登録は、CIMA又はその他のケイマン諸島の規制当局が本書又は受益証券（以下に定義する。）の募集を承認したことを示唆するものではない。

ファンドがCIMAに登録されている場合であっても、CIMAは当該ファンドの業績及び信用力についていずれの投資者に対しても何らの義務も負わない。

さらに、ファンドの登録に際して、CIMAは当該ファンドの損失若しくは債務不履行、又は目論見書若しくは募集書類に記載の意見若しくは事項の正確性について、何ら責任を負わない。

当ファンドは下記に詳説する投資活動に従事すべく組成されている。

（注1）当ファンドは、各資産及び負債のプールに応じた持分を表章する1つ以上のクラス（以下それぞれ「クラス」という。）から成る単一の異なる通貨建てのサブファンド（以下それぞれ「サブファンド」という。）に分割されるアンブレラ・ファンドとして構成されている。各サブファンドは他のサブファンドと分別して管理され、各サブファンドの資産は当ファンドの投資目的と投資戦略に従って投資される。各サブファンドにつき1つ以上のクラスが設定され、各クラスは各発行日（以下に定義する。）に発行される。

（注2）本書において、「受益証券」とは、当該クラスの受益証券により表章される、当該サブファンドの一定の持分又はかかる持分の端数部分をいう。

当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、1つ以上のサブファンドを設立することができる。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理される。また、各サブファンドにつき1つ又はそれ以上のクラスが設定される。

当ファンドは、本書提出日現在、グリーン、グリーンC、レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンの5つのサブファンドから構成され、各サブファンドにつき1つ又は複数のクラスを有する。

各サブファンドの資産は基本的にすべて以下のようにそれぞれ対応するマスターファンド（以下「マスターファンド」という。）の分別ポートフォリオの発行する株式の対応するクラスに投資される。マスターファンドは、いずれもケイマン諸島における分別ポートフォリオを運用する適用免除有限責任会社（exempted limited liability company）として登録され、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の事業は行っていない。

サブファンド

マスターファンド／分別ポートフォリオ

グリーン	スーパーファンド・グリーンSPC／分別ポートフォリオB スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC／分別ポートフォリオB
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC／分別ポートフォリオC
レインボー・ オールシーズンズ	スーパーファンドSPC／分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ
ゴールド・シルバー・ プラス・マイニング	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC／スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マイニング・ファンド分別ポートフォリオ
ブラック・ ブロックチェーン	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC／スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ

当ファンドのサブファンドの1つであるレインボー・オールシーズンズについては、マスターファンドであるスーパーファンドSPC（分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ）が直接市場に投資している。

同マスターファンドの主な目的は、先物及び／又は先渡契約のレバレッジ取引を通じて資産増加を達成することである。マスターファンドは、主にシャープパリティ戦略を採用することによりその目的達成を追求する。シャープパリティ戦略とは、リスク・リターン・レシオが最大となる市場セグメントをポートフォリオ内で最も重くウェイト付けするロングオンリーのリスクパリティ戦略である。株式、債券、商品市場へのバランス投資を行うシャープパリティ戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。

投資戦略を構成する一つの要素として、投資顧問会社であるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下「マスターファンド投資顧問会社」という。）はすべて又は一部の投資ポートフォリオにつき、リスクパリティ戦略を利用することができる。シャープパリティ戦略は、相関性のない投資を組み合わせるかたちのロングオンリー戦略を用いる。マスターファンドの分別ポートフォリオは、将来的に、投資における市場リスクを減らすために別の手法を用いる場合がある。マスターファンド投資顧問会社がこのシャープパリティ戦略をどの程度利用するかは市場の状況によって異なる。

さらに、マスターファンド投資顧問会社は、他の戦略を、限られた範囲内で取り入れる場合がある。こうしたその他の戦略では、先物及び／又は先渡契約を空売りする場合もある。

マスターファンド投資顧問会社は、独自の完全自動化トレーディングシステムを使用して取引を決定する。このシステムは、世界各地の市場のテクニカル指標を常に監視し、売買シグナルを自動的に生成する。

当該取引システムは、市場が常に効率的又はランダムであるとは限らず、実際に生じてきたパターンやトレンドを追うことで利益を得られるようになるほど、特定の方法に一定期間動き続ける傾

向があるという原則に基づいている。当該システムはテクニカル分析を用い、市場におけるこうした動きを特定し、これらの動きに基づいて取引シグナルを生成する。当該システムは、マスターファンドの分別ポートフォリオによって取引される市場に関して取ることができるポジションの中から、他の市場、先物及び通貨よりも高い利益を生み出す可能性のあるトレード及びポジションを通知するように設計されている。各システムは、現在及び過去の価格、移動平均、トレンドライン、回帰及びチャンネルブレイクアウト、フィボナッチ・リトレースメント・レベル、ボリンジャーバンド、相対強度指数インジケーター、並びに分析時の移動平均収束／拡散パターンのうち1つ又は複数を用いることができる。リスクを監視し、特定された動きを検証するため、ボラティリティとボリュウムの指標も使用される。

マスターファンドの分別ポートフォリオがエクスポージャーを持つ可能性のある地理的地域に制限はなく、マスターファンドの分別ポートフォリオは新興国市場においても取引が可能である。一方で、マスターファンドの分別ポートフォリオのポートフォリオが1つないし複数の地域に著しく集中する可能性も常に存在する。

マスターファンド投資顧問会社は、金融デリバティブ商品の使用を通じ、マスターファンドの分別ポートフォリオの投資目標の達成を追求する。このようなデリバティブ商品には、取引所に上場されている又は店頭において取引される、先物及び先物契約が含まれるが、これらに限定されない。マスターファンド投資顧問会社は株式の取引も、マスターファンドの目的を実行する上で最も実用的と思われる割合にて、直接又は金融デリバティブ商品を通じて間接的に行うことができる。

マスターファンドの分別ポートフォリオは、有価証券を直接購入するために必要な資産のごく一部のみを使用して、金融デリバティブ商品を購入することができる。マスターファンドの分別ポートフォリオは、金融デリバティブ商品の使用の結果として、レバレッジをかけられる可能性がある。

マスターファンドの分別ポートフォリオについては、主に上記の投資商品に投資することが意図されているが、例外的な事態に陥った場合、又はマスターファンド投資顧問会社が投資機会が不十分であると判断した場合は、マスターファンドの分別ポートフォリオはマスターファンド投資顧問会社の決定により、マスターファンドの分別ポートフォリオが保有する資金の大部分を現金及び／又はその他の流動資産として保持する場合がある。

さらに、マスターファンドの分別ポートフォリオのクラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）シェアは、通貨とは独立した金価格に連動する投資対象に保有資産の一部を投資することを希望する投資家向けに設計されている。現在、同シェア・クラスは金先物でロングポジションを維持しており、その名目元本又は額面価額はシェア・クラスの純資産価額にほぼ等しいが、将来的には同シェア・クラスは金為替取引ファンド（「ETF」）にも投資する可能性がある。マスターファンド投資顧問会社は、マスターファンドの分別ポートフォリオのクラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）シェアに代わって、直接又は間接的に他の貴金属（現物を含む。）（プラチナ及び金並びにこれらの関連商品を含むが、これらに限らない。）に投資することもできる。

マスターファンドの分別ポートフォリオの金先物契約又は銀先物契約への投資に関し、分別ポートフォリオレベルで管理報酬、成功報酬、購入手数料又は販売報酬が課されることはない。

サブファンドのうちゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンについては、マスターファンド（その各分別ポートフォリオ）が直接市場に投資する。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・

マイニング・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、金及び銀、パラジウム及びプラチナ並びにその他の金属に焦点を当てる株式、証書、ETF、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、貴金属市場の実績において高いシェアを獲得することである。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ)の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジーに焦点を当てる株式、証書、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標であるブロックチェーン関連事業の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーンのエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

マスターファンド投資顧問会社のソフトウェアが、定量分析により銘柄選択やリバランスを自動で(システムティックに)行っている。

マスターファンドは、(スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マイニング・ファンド分別ポートフォリオの場合)貴金属及び貴金属探査につき多様なポートフォリオを維持し、また(スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオの場合)ブロックチェーン・テクノロジーに関連する証券につき多様なポートフォリオを維持することを目指している。投資目標を達成するため、マスターファンドは実質価値を保護し、投資によって収益を生むための施策を講じることができる。マスターファンド内の資産クラスのウェイト付けは、マスターファンド投資顧問会社によって決定される。当該時点の経済及び金融市場の状況並びに金融市場商品の流動性、安全性及び収益性が、判断材料として用いられる。さらに選定基準には、例えば企業の時価総額、市場規模、市場の勢い及びその他のテクニカル指標も含まれる可能性がある。

サブファンドのうちグリーン及びグリーンCについては、マスターファンド(その各分別ポートフォリオ)は、その資産の一部を分別ポートフォリオ会社として登録されている2つのケイマン諸島の適用免除有限責任会社である、スーパーファンド・グリーン・マスター及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC(以下、それぞれを「アンダーライニング・マスターファンド」という。)の株式に投資する。当ファンドの5つのサブファンド(すなわち、グリーン、グリーンC、レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーン)、マスターファンド、及びアンダーライニング・マスターファンドとの関係については、下記(3)「ファンドの仕組み」の「当ファンドの運用ストラクチャー」を参照のこと。アンダーライニング・マスターファンドは、投資会社としての活動を行うものであって投資以外の実質的な事業は行っていない。

当ファンドのサブファンドのうち「グリーン」のマスターファンドについては、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBは、それぞれその資産の約75%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。サブファンド「グリーンC」のマスターファンドについては、マスターファンドの分別ポートフォリオであるスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCは、その資産の約100%をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。グリーンが投資するマスターファンドの各分別ポートフォリオに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、

債券、現預金、金現物、先物及びその他の有価証券等に投資される。

サブファンドであるグリーン及びグリーンCのマスターファンドの目的及び各アンダーライング・マスターファンドの目的は、株式及び固定利付証券市場の動向から独立した投資形態をそれぞれの投資家に提供することであり、株式及び固定利付証券市場との相関関係が低く、通貨とは無関係の、金先物及び金現物に連動する投資を通じて、長期的な資本増価による平均以上の収益の確保も期待されるものである。

アンダーライング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、マスターファンドの投資顧問会社でもあるマスターファンド投資顧問会社が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理される。

マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものではなく、またいかなる制限を受けるものでもない。

マスターファンド投資顧問会社は、上記アンダーライング・マスターファンドが、上場先物及び店頭デリバティブ（外国為替取引を含む。）の取引において、レバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用する。アンダーライング・マスターファンドは借入を行う権限を有し、マスターファンド投資顧問会社が適当であるとみなす場合に資金を借り入れる。

当ファンドも借入を行う権限を有し、為替ヘッジ取引に関連して借入を行うことがある。当ファンドが借入を行った場合、かかる借入金を担保するために当ファンドの資産に担保を設定することができる。各サブファンドは、当該サブファンドの純資産価額の10%を上限として借入を行うことができる。

各サブファンドに対応するマスターファンド（グリーン、レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング、及びブラック・ブロックチェーンの場合）及びアンダーライング・マスターファンド（グリーン及びグリーンCの場合）のレベルにおける投資の特色は以下のとおりである。

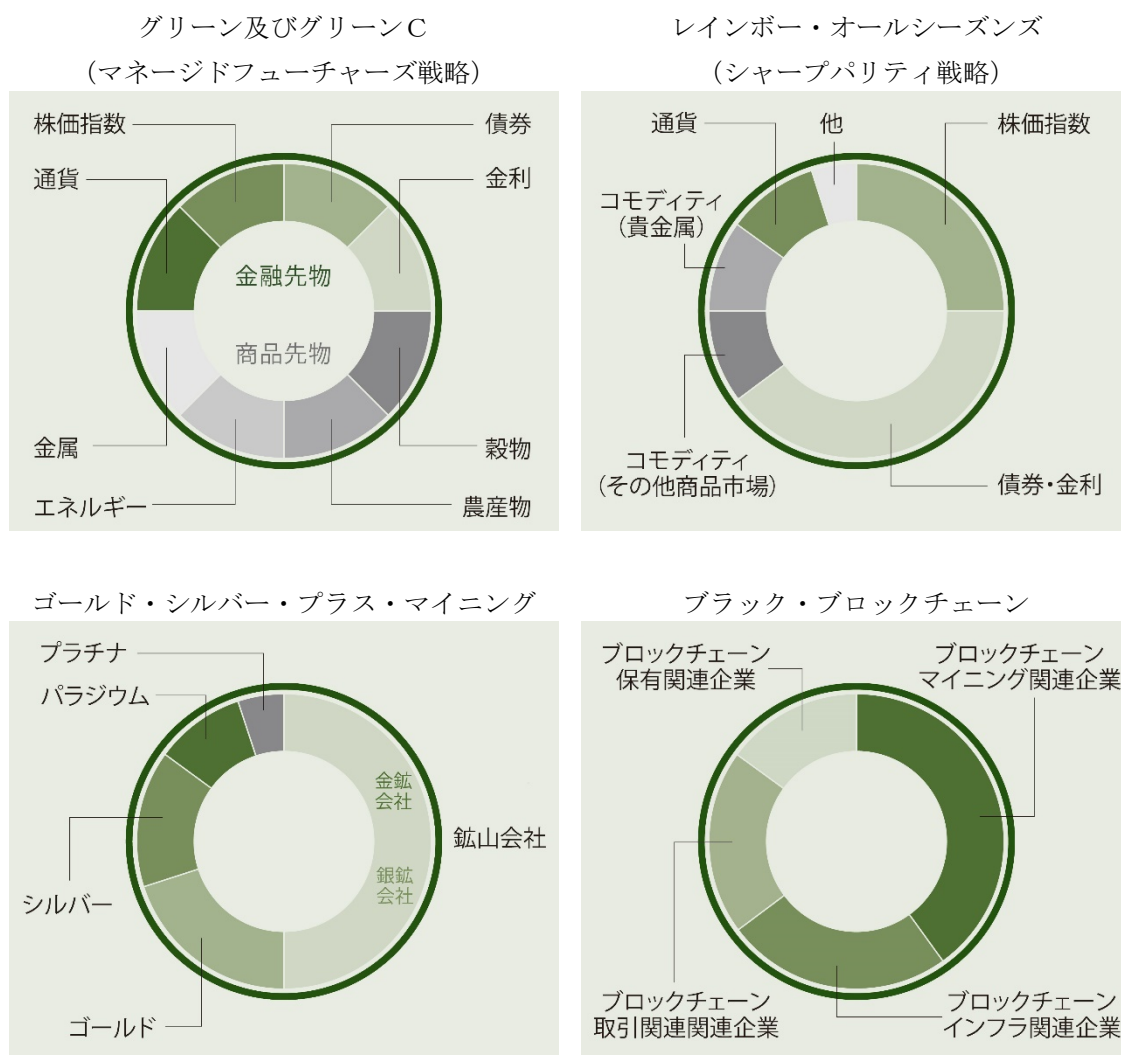
<u>サブファンド</u>	<u>マスターファンド又はアンダーライング・マスターファンドレベルにおける投資の特色</u>
グリーン 及びグリーンC	流動性の高い約150の金融先物、商品先物のデリバティブを投資対象とし、金融先物を通して世界中の株価指数、通貨、債券・金利に分散投資を行い、商品先物を通して世界中の商品（金属、穀物、農産物、エネルギー）に分散投資を行う、マネージドフューチャーズ運用を行う。 また、グリーンが投資するマスターファンド（分別ポートフォリオ）のアンダーライング・マスターファンドに投資していない部分は、現預金、比較的期間の短い米国債券、金現物、先物及びその他の有価証券等により運用される。

現物投資に加え、一部で先物等も利用し、債券、株価指数、商品（貴金属等）、
 レインボー・オールシーズンズ シャープパリティ戦略により、機動的に配分比率を調整することで、固定比率のバランス投資以上のパフォーマンスを目指す。

ゴールド・シルバー・プラス・マイニング 貴金属（金、銀、プラチナ、パラジウム等）をテーマとした、テーマ型ポートフォリオファンドである。貴金属（当初4資産）のETF等と金鉱会社及び銀鉱会社の株式を組み入れたポートフォリオを構築する。

ブラック・ブロックチェーン ブロックチェーン・テクノロジーをテーマとした、テーマ型ポートフォリオファンドである。ブロックチェーン・テクノロジーに関連するマイニング関連企業、インフラ関連企業、取引関連企業、保有関連企業等の株式を組み入れたポートフォリオを構築する。

各サブファンドの概念図



上記は単なる概念図である。
 実際の分散投資比率は、市場の状況やマスターファンド毎の戦略に応じて継続的に調整される。

(2) ファンドの沿革

2009年6月5日	信託証書締結及び当ファンドの設立
2009年6月8日	ケイマン諸島における適用免除信託としての当ファンドの登録
2009年8月3日	当ファンドの運用開始
2011年6月24日	当ファンドの名称をスーパーファンド・ゴールド・ジャパンから スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンに変更
2015年5月8日	受託会社の変更及び事務管理会社の任命
2017年9月26日	当ファンドのサブファンドである「ブルー (Superfund Blue Japan)」及び「レッド (Superfund Red Japan)」の設定
2018年1月1日	当ファンドの名称をスーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンから スーパーファンド・ジャパンに変更
2018年6月13日	当ファンドのサブファンドである「グリーンC (Superfund Green C Japan)」 の設定
2018年7月1日	当ファンドの管理会社が設定・運用するスーパーファンド・グリーン・ジャパ ンの各ファンドの受益証券が償還され、それに代わるものとして、それぞれ当 ファンドの対応するサブファンドの該当クラスの受益証券が発行された（以下 「ファンド統合」という。）
2019年7月5日	ケイマン諸島の金融当局における当ファンドの登録廃止
2020年1月1日	サブファンド「ブルー」の名称をサブファンド「シャープパリティ」に変更
2021年1月1日	サブファンド「グリーンB」の名称をサブファンド「グリーン」に変更。 サブファンド「グリーンA」の受益証券は、当該サブファンドの登録受益権者 による決議等の手続を経た上で償還され、サブファンド「グリーンA」の受益 者には償還手続の過程においてサブファンド「グリーン」（旧サブファンド「グ リーンB」）の該当クラスの受益証券が発行された。その結果、サブファンド 「グリーンA」は終了した。
2021年7月1日	サブファンド「シャープパリティ」の名称をサブファンド「システムティック・ オールウェザー」に変更
2022年4月1日	事務管理会社の変更
2022年9月1日	サブファンド「グリーン」に新たなクラス（シルバー米ドル・クラス及びシル バー円・クラス）を設定。 サブファンド「レッド」の受益証券は、当該サブファンドの登録受益権者によ る決議等の手続を経た上で償還され、サブファンド「レッド」の受益者には償 還手続の過程においてサブファンド「グリーン」の該当クラスの受益証券が発 行された。その結果、サブファンド「レッド」は終了した。
2023年7月1日	サブファンド「システムティック・オールウェザー」の名称をサブファンド「レ インボー・オールシーズンズ」に変更
2024年12月20日	ケイマン諸島における登録ミューチュアル・ファンドとしての当ファンドの登 録

- 2025年2月21日 当ファンドの2つの新たなサブファンドである「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング (Gold, Silver + Mining)」及び「ブラック・ブロックチェーン (Black Blockchain)」の設定
- 2025年4月1日 サブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」の募集を開始

(3) ファンドの仕組み

(i) マスターファンド

マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

(ii) アンダーライニング・マスターファンド

アンダーライニング・マスターファンドは投資会社として設立され、投資事業を営むものであり、投資以外の実質的な事業は行っていない。

(iii) ファンドの仕組み

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ（「サブファンド」と称することもある。）の株式に投資する。

グリーンCのマスターファンドの各分別ポートフォリオは、その資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。グリーンが投資するマスターファンドの各分別ポートフォリオに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現預金、金現物、先物及びその他の有価証券等に投資される。レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンのマスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産を直接市場で運用し、グリーンCのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。

アンダーライニング・マスターファンドに対する投資についての記述は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンド並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが随時投資する集合投資スキームを通じた、当ファンドによる直接又は間接の投資を含むものである。

マスターファンドの各分別ポートフォリオは、いかなる点においても、管理会社が助言を行うその他のサブファンド又はその他のファンドから独立した個別のものとして管理され、本書において明示的に定める場合を除き、いかなる方法でも混合されてはならない。

(iv) 関係法人

(a) 管理会社

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッドが当ファンドの管理会社を務める。

管理会社は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）に基づいて設立され、ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービスーズ・リミテッド気付に登記上の事務所を置く投資顧問会社である。管理会社は、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（その後の改正を含む。）に定める「登録者」として登録されている。管理会社の授權資本の総額50,000,000円は、議決権付き、利益参加型、買戻し可能な額面各1円の50,000,000株の株式に分割される。

管理会社の株主は以下のとおりである。

氏 名	住 所	所 有 株式数	発行済株式数に対する 所有株式数の比率
スーパーファンド・ ホールディング・アーゲー	リヒテン シュタイン	1	100%

また、管理会社は、受益証券の発行者としても行為する。

(b) 受託会社

受託会社であるハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッドは、管理会社と受託会社らとの間の信託証書に従って当ファンドの受託会社を務める。受託会社の主たる所在地は、ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱10240、サウス・チャーチ・ストリート103、ハーバー・プレイス4階である。受託会社は、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法（その後の改正を含む。）に従いケイマン諸島の金融当局によって発行された信託会社免許を保有する。受託会社は、当ファンドの受託者として行為する。本書に記載のとおり、受託会社は管理会社、事務管理会社及びスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「販売会社」という。）に特定の職務を委託する。

信託証書は、いかなる種類又は性質のものであれ、信託証書に基づく義務の履行において事務管理会社により負担されるか又は事務管理会社に対して主張できるすべての負債、債務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、経費、費用又は支払いに対する受託会社並びにその取締役、役員及び従業員の補償（受託会社又はその取締役、役員、従業員若しくは代理人の不誠実不正、重過失行為又は故意の不履行に起因するものを除く。）につき規定する。受託会社は、90日前の書面による通知によりその役務を終了することができる。

受託会社は、受託会社が当ファンドについて担う運營業務を遂行する特定の署名権者（以下「権限保持者」という。）を指定する。ただし、当ファンドの運營業務の最終的な責任は受託会社が負うものとし、受託会社は委託した運營業務につき権限保持者を監視及び監督することを条件とする。

権限保持者は、当ファンドの監督業務に専念するため及び受託会社が当ファンドについて担う運營業務を遂行するための十分な時間を確保する。権限保持者は、これに要する時間が、随時変化する当ファンドのニーズに応じて変動し得ることを承知している。

受託会社は、当ファンドの運営組織として、利益相反に係る方針を採用した。当該方針に基づき、権限保持者及び当ファンドの各役員は、他の事業に関与し自身のために投資活動を行うことを認められているが、当該利益相反を必要に応じて開示及び管理することを前提とする。当ファンドの受益証券が、すべての適用ある証券等に関する法律を遵守して市場で取引され、売却されているかの判断については、受託会社でなく、販売会社及び管理会社が責任を負っている。

受託会社は信託証書に基づき、受託会社と管理会社との間で締結された役務提供契約の規定において合意された手数料を受け取ることができる。

信託証書は、ケイマン諸島の法令に準拠する。

(c) 事務管理会社

NAVコンサルティング・インク及びNAVファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（これらを併せて、以下「事務管理会社」という。）は、受託会社との間で締結された役務提供契約（以下「事務管理契約」という。）に従って、事務管理会社として活動する。NAVコンサルティング・インクは、いずれも純資産価額の計算に係る契約に記載のとおり、とりわけ当ファンドの純資産価額の計算並びにその他特定の会計、事務、データ処理業務及び関連する専門業務の遂行を担っている。NAVファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドは、事務管理契約に記載のとおり、（i）当ファンドの受益権者名簿の維持管理並びに当ファンドの受益証券の発行及

び名義変更処理、(ii) 受益権者に対する財務情報の発信、(iii) 受益証券の償還請求の処理、(iv) 当ファンドの帳簿及び記録の作成及び保持、並びに(v) 当ファンドの事務管理に関するその他の業務の遂行を担っている。

NAVコンサルティング・インクの主たる所在地は、米国、60181、イリノイ州、オークブルック・テラス、スイート400、トランスAMプラザ・ドライブ1である。NAVファンド・サービス(ケイマン) リミテッドの主たる所在地は、ケイマン諸島、KY1-1202、グランド・ケイマン、私書箱30464、ハーバー・プレース5階である。

事務管理契約は、米国イリノイ州の法律に準拠する。

NAVコンサルティング・インクは、事務管理契約の一部を構成する契約(以下「純資産価額の計算に係る契約」という。)に従い、純資産価額計算代理人として以下の会計役務を提供する。

- ・ 非監査による会計
- ・ 費用の配分
- ・ 損益の配分
- ・ 管理報酬及び成功報酬の計算(下記、『4 手数料等及び税金 (4) その他の手数料等 (i) マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料』に記載)
- ・ バランスシートの作成
- ・ 損益計算書の作成
- ・ 当ファンドの運用実績の分析結果の報告書
- ・ 純資産価額の計算

NAVファンド・サービス(ケイマン) リミテッドは、ミューチュアル・ファンド法(2021年改正)及びプライベート・ファンド法(2021年改正)上の義務に基づき、当ファンドの登録兼名義変更代理人/管理者として以下の役務を提供する。

- ・ 当ファンドの受益証券(又はリミテッド・パートナーシップ持分)の発行、名義変更及び償還に関連する登録兼名義変更代理人/管理者としての業務
- ・ 受益権者名簿(又はパートナーシップ持分の登録簿)の維持管理
- ・ 受益権者(又はリミテッド・パートナー)に対する財務情報の発信及び報告
- ・ 受益権者(又はリミテッド・パートナー)の識別情報に関する記録の保持
- ・ マネー・ロンダリング防止規則において要求される取引監視(不審な動きについては当ファンドのマネー・ロンダリング防止担当者に報告する)

当ファンドは、同様の役務に係る事務管理会社の標準料金表(最低月額が設定されている。)に従い、当ファンドの資産から、原則としてファンドの規模に応じて事務管理会社に対する報酬を支払う。

いずれの当事者も、90日前までの書面による通知又は特定の事由の発生により事務管理契約を終了することができる。

受益権者は当ファンドに問い合わせることにより事務管理契約を参照することができる。但し、事務管理会社は当該契約に基づき支払われる報酬を非開示とする権利を留保する。

(d) 販売会社

販売会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社は、管理会社との間で締結された2009年6月5日付受益証券販売・買戻契約並びに2017年12月6日付、2018年6月6日付、2019年12

月20日付、2020年12月3日付、2021年6月21日付、2022年8月1日付、2023年5月26日付及び2025年2月27日付受益証券販売・買戻契約変更契約（これらを併せて、以下「受益証券販売・買戻契約」という。）^{（注1）}に従って、当ファンドに係る受益証券の販売業務を行うとともに、当ファンドに関する全般的な問い合わせを取り扱う。販売会社は、受益証券の名義上及び受益権者名簿上の保有者であり、日本の投資家（本書内において「受益権者」ともいう。）のために受益証券を保有するものである。販売会社は、マネー・ロンダリングの防止及び販売会社に適用されるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の遵守について責任を負い、受託会社はかかる責任を負わない。本書における受益権者に関する記述は、実質的受益権者たる各投資家についての記述である。販売会社は、投資家に代わって取得された受益証券についての実質的権利の譲渡の全記録を保管する。

スーパーファンド・ジャパン株式会社は、管理会社との間で締結された2009年6月5日付代行協会員契約並びに2015年6月15日付、2018年6月6日付及び2025年2月27日付代行協会員契約変更契約（これらを併せて、以下「代行協会員契約」という。）に従って、日本における受益証券の募集に関する代行協会員（以下「代行協会員」という。）^{（注2）（注3）}として選任されている。

（注1）受益証券販売・買戻契約とは、受託会社が（管理会社と協議の上）任命した日本における販売会社が、日本における受益証券の販売及び買戻業務並びに当ファンドに関する全般的な問い合わせ等の業務を提供することを約する契約である。

（注2）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、当ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書及び運用報告書の配布、受益証券1口当たり純資産価額の公表、当ファンドの財務書類の配布等の業務を提供することを約する契約である。

（注3）代行協会員は、代行協会員及び管理会社の間で締結された代行協会員契約に基づき、受益証券1口当たりの純資産価額の公表並びに決算報告書の日本証券業協会（以下「JSDA」という。）及び他の販売会社への提出又は送付を行う代理人である。

（e）販売取次会社

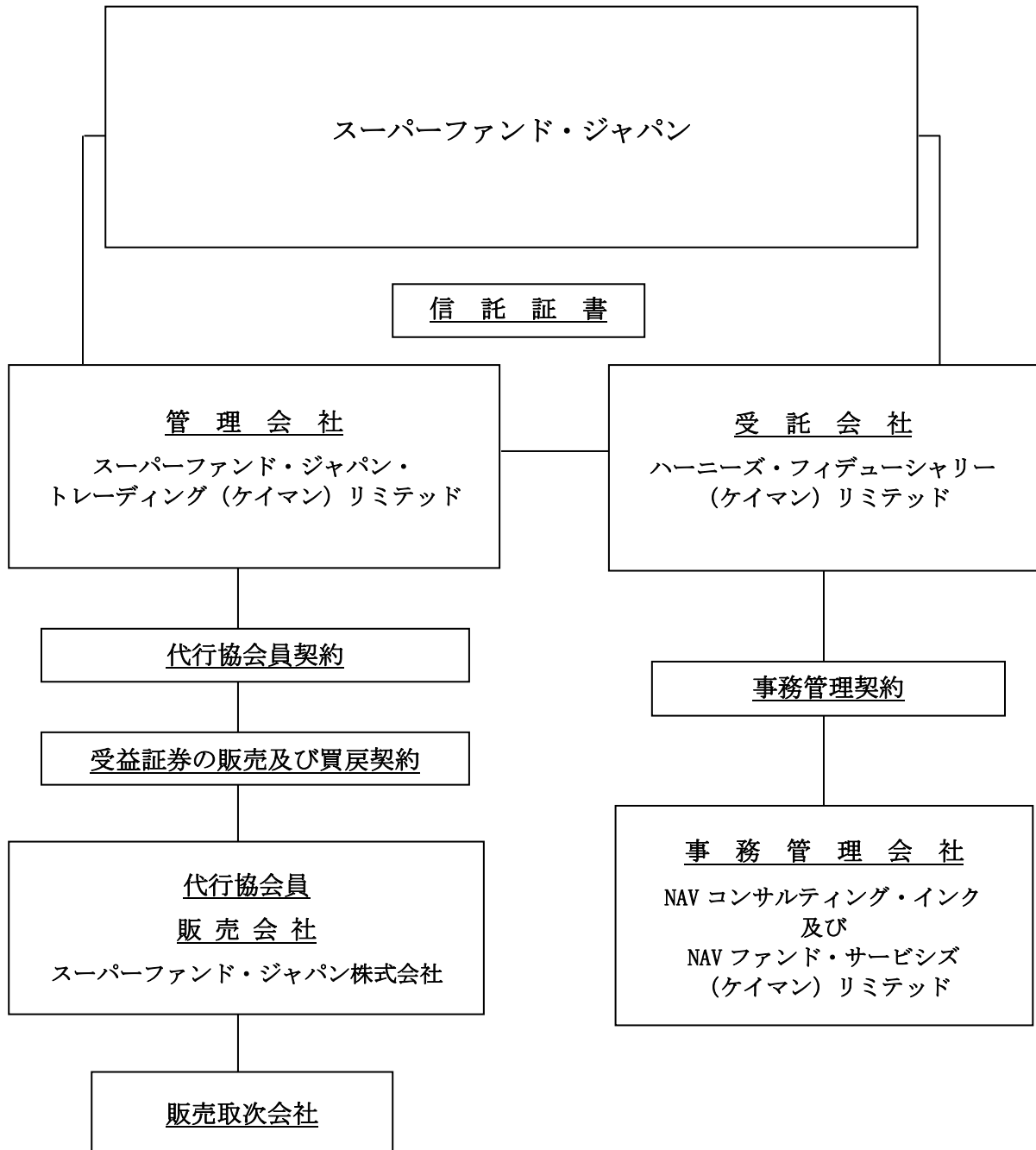
販売会社は、当ファンド及び受益証券の販売業務並びに当ファンドに関する全般的な問い合わせの処理について責任を有する1又は複数の販売取次会社（以下「販売取次会社」という。）を随時任命することができる。販売取次会社は、マネー・ロンダリングの防止及び販売取次会社に適用されるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の遵守について責任を負い、受託会社はかかる責任を負わない。

（f）監査人

当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、BD0ケイマンリミテッドを監査人として任命している。

[illegible]

当ファンドの関係法人



(4) ファンドに係る法制度の概要

(A) ミューチュアル・ファンド法

当ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4項(3)に定める「登録ミューチュアル・ファンド」として登録されている。そのため当ファンドは、CIMAによる規制上の監督を受け、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制される。ミューチュアル・ファンド法上の当初登録に関連して、当ファンドはCIMAに対して、ミューチュアル・ファンド法上の要件に基づき、募集書類としての有価証券届出書の写し及び有価証券届出書に係る詳細情報を提出した。また当ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき要求される所定の当初登録手数料を支払い済みである。

当ファンドのミューチュアル・ファンド法上の継続的な義務は、(i) 有価証券届出書に対する変更につき所定の詳細情報をCIMAに対して提出すること、(ii) CIMAに対して毎年、認定監査人により監査済みの収支計算書及び所定の主要統計を記載した年次報告書を提出すること、並びに(iii) 該当する所定の年間手数料を支払うことである。

(B) 信託法

当ファンドはケイマン諸島の信託法(改正済み)(以下「信託法」という。)に基づき、適用免除信託として登録されている。当該信託法に基づき、信託登録機関は当ファンドに関して一定の権限を有しており、これには当ファンドに対して信託登録機関が随時要求する説明、議事録及び情報の提出を求める権限も含まれる。

(5) 開示制度の概要

(A) ケイマン諸島における開示

(i) 受益権者に対する報告

事務管理会社は、販売会社に対して、各受益権者の受益証券の純資産価額を明記した週次及び月末時点の計算書並びに当ファンドの年次の運用報告書を提出するものとする。

規制対象のミューチュアル・ファンドとして、当ファンドは、当初監査期間の延長又は現行のCIMA規則に基づく監査の免除若しくは適用除外を利用することができない限り、監査済みの財務書類の写しを各会計年度の終了後6ヵ月以内にCIMAに対して提出することを義務付けられている。

(B) 日本における開示

(i) 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法により要求される開示

一定の金額を上回る当ファンドの受益証券を日本において募集する場合、信託証書の写しを添付書類として添付した上で有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上でこれらの文書を閲覧することができる。管理会社の日本における代理人は、当ファンドに関して必要なすべての書類の提出を財務省関東財務局に対して行うことに同意した。

販売会社は、投資家が投資を決定する際に特に重要となる情報を内容とする交付目論見書を投資家に交付する。交付目論見書に記載するよう求められている事項は、1) 基本情報((i) ファンドの名称、(ii) 管理会社等の情報、(iii) ファンドの目的・特色、(iv) 投資リス

ク、（v）運用実績、（vi）手続・手数料等）及び、2）追加的情報である。また、投資家から請求があった場合は、有価証券届出書と概ね同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付しなければならない。当ファンドの受益証券の発行者として、管理会社は、当ファンドの財務状況等を開示するため、各会計年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、各会計年度の上半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、日本における代理人を通して関東財務局長に提出するほか、当ファンドにつき重要な変更が生じた場合には、遅滞なく臨時報告書を関東財務局長に提出する。投資家及びその他の希望者は、関東財務局の閲覧室及び電子開示システム上で、これらの文書を閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律に基づく届出書等

当ファンドの受益証券の募集を開始する前に、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投資信託法」という。）に基づいて、日本における代理人を通じて、当ファンドに関する特定の情報を金融庁長官に提出しなければならない。さらに、信託証書につき変更がされる場合には、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、日本における代理人を通してその旨及びその変更内容をあらかじめ金融庁長官に届け出る。また、事務管理会社及び販売会社の協力の下、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、投資信託法に基づいて、当ファンドの計算期間の末日後速やかに当ファンドの資産に関する交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、日本における代理人を通じて金融庁長官に提出する。

（ii）受益権者に対する開示

信託証書に重要な変更が行われる場合には、管理会社は、当ファンドの受益証券の発行者として、日本における代理人を通じて当該変更の2週間以上前に、日本における知られたる受益権者に当該変更について書面による通知をしなければならない。

日本の受益権者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益権者に通知される。

販売会社は、当ファンドに関する交付運用報告書を日本における知れたる受益権者に交付する。運用報告書（全体版）は、販売会社のウェブサイト上で開示される。

（6）監督官庁の概要

規制対象のミューチュアル・ファンドとして、当ファンドはCIMAの監督下に置かれている。1997年1月1日に設立されたCIMAは、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島を拠点として営業する金融サービス事業体の規制及び監督を担う主たる規制当局である。CIMAは、規制対象となる事業体の規制及び監督、マネー・ロンダリング防止規則の遵守状況の監視、並びに方針及び手続に係る規制ハンドブック（原則及びガイダンスに係る規則及び声明を含む。）の発行等を行う権限を有する。

CIMAはいつでも、当ファンドに対して、その収支計算書につき監査を受け、一定期間内にCIMAへ提出するよう指示することができる。CIMAからの監督上の要求を遵守することができなかった場合、高額な罰金を支払うことになる可能性がある。CIMAは特定の事由が発生した場合に一定の措置を講ずる幅広い権限を有する。例えば、規制対象のミューチュアル・ファンドが（i）期日までに義務を履行することができず若しくはその可能性が高く、又は（ii）投資者若しくは債権者に対して不利な方法において、事業を遂行し若しくは遂行しようとし、あるいは任意に事業を清算しようとしているとCIMAが認定した場合に、何らかの措置を講ずる幅広い権限を有する。

CIMAの有する権限には（i）当ファンドの経営者の交代を要求する権限、（ii）当ファンドに対して適切な事務の遂行につき助言する者を当ファンドの費用負担にて指名する権限、及び（iii）当ファンドの事務管理（当ファンドの事業の終了を目的とする場合を含む。）を担う者を当ファンドの費用負担にて指名する権限が含まれる。CIMAはその他の救済措置も利用することができ、その中には、ケイマン諸島の裁判所に対してその他の措置の承認を申請すること、及びCIMAの指定する方法において事務を再整理するよう当ファンドに対して要求することも含まれる。

2 投資方針

(1) 投資方針

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ（サブファンド）の株式に投資する。

続いて、グリーン・マスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。グリーンが投資するマスターファンドの各分別ポートフォリオに保有される資産のうちアンダーライニング・マスターファンドに投資されていない残額は、債券、現預金、金現物、先物及びその他の有価証券等に投資される。レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンのマスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産を直接市場で運用し、グリーンCのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。

マスターファンドの各分別ポートフォリオの目的及びアンダーライニング・マスターファンドの目的は、上述したところに従って、長期的な投資元本の増価により平均以上の収益の確保を目指すことである。アンダーライニング・マスターファンドは、上記の目的を達成するため、マスターファンド投資顧問会社が随時選定するテクニカル分析ソフトウェアを使用したトレーディング・シグナルを導入している。かかるソフトウェアは、マスターファンド投資顧問会社により管理される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、投資機会を活かし、最新のトレーディング戦略を利用する予定であるため、将来の運用について、現時点で既定されたものではなく、またいかなる制限を受けるものでもない。マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンド（レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンの場合はマスターファンド）が、上場先物及び店頭デリバティブ（外国為替取引を含む。）の取引においてレバレッジを用いることにより高い収益が見込めると判断したときに、レバレッジを利用することができる。

別段の記載がある場合を除き、本書において各サブファンドの投資及び投資プログラムに言及した場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資及び投資プログラムに対する言及を含む。

スーパーファンド・グリーン・マスター及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCは、中長期トレンドフォロー戦略を中核とした複数のテクニカル分析に基づくマネージドフューチャーズ戦略を採用する。マネージドフューチャーズ戦略は、金融先物と商品先物双方への分散投資を行い、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。

また、スーパーファンドSPC（分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ）は、リスク・リターン・レシオが最大となる市場セグメントをポートフォリオ内で最も重くウェイト付けするシャープパリティ戦略を採用する。株式、債券、商品市場へのバランス投資を行うシャープパリティ戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（スーパーファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マイニング・ファンド分別ポートフォリオ）の投資目的は、金及び銀、パラジウム及びプラチナ並びにその他の金属に焦点を当てる株式、証書、ETF、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、貴金属市場の実績において高いシェアを獲得することである。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（スーパーファンド・ブラック・ブロックチェーン・ファンド分別ポートフォリオ）の投資目的は、世界各地のブロックチェーン・テクノロジーに焦点を当てる株式、証書、その他の証券及びファンドに主として投資することにより、投資目標であるブロックチェーン関連事業の実績における高いシェアの獲得を達成することである。当該投資は、ブロックチェーンのエコシステムに参加する若しくは参加する可能性のある上場企業に対してなされる。かかる企業は、公的に認識されている1つ以上のブロックチェーン・エクイティ指数を構成する企業でなければならない。

（２）投資対象

各サブファンドはすべての利用可能な資産を、マスターファンドの対応する分別ポートフォリオ（サブファンド）の株式に投資する。

続いて、グリーン・マスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。グリーンCのマスターファンドの分別ポートフォリオはその資産のすべてを対応するアンダーライニング・マスターファンドに投資する。レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンのマスターファンドの各分別ポートフォリオはその資産を直接市場で運用する。

各サブファンドに対応する、マスターファンド（グリーン、レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング、及びブラック・ブロックチェーンの場合）及びアンダーライニング・マスターファンド（グリーン及びグリーンCの場合）の投資対象は以下のとおりである。

サブファンド	<u>マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの投資対象</u>
グリーン 及びグリーンC	約150の流動性の高い金融先物及び商品先物を投資対象とする。 株価指数、通貨、債券、金利の4つのセクターに分けられる金融先物と金属、エネルギー、農作物、穀物の4つのセクターに分けられる商品先物を投資対象とする。 また、グリーンが投資するマスターファンド（分別ポートフォリオ）のアンダーライニング・マスターファンドに投資していない部分は、現預金、比較的期間の短い米国債券、金現物、先物及びその他の有価証券等を投資対象とする。
レインボー・オール シーズンズ	株価指数、債券、商品（貴金属等）、通貨、現預金への分散投資を行う。ネットではロングポジションとなるが、現物に加え、一部で先物も利用することで、機動的な保有比率の調整を行う。
ゴールド・シルバ ー・プラス・マイニ ング	貴金属（金、銀、プラチナ、パラジウム等）のETF等及び金鉱会社や銀鉱会社等のそれら金属に焦点を当てる株式等を投資対象とする。

ブラック・ブロック
チェーン

最新のテクノロジーであるブロックチェーン・テクノロジーに関する企業群の株式を投資対象とする。当初、ブロックチェーン・テクノロジーに関する、マイニング関連企業、インフラ関連企業、取引関連企業、保有関連企業、その他ブロックチェーン関連技術のセクターに分類される企業群の株式を投資対象とする。

(3) 運用体制

当ファンドは、受託会社の権限保持者により運用され、管理会社より助言を受ける。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はテニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏である。テニソン・ブリッグス氏は、金融業界の主に金融サービスソフトウェア分野において22年余の経験を有する。ステファノ・アクティス氏は、金融業界において11年余の経験を有している。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資につき提案を行う。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理につき受託会社に対して助言を行う。

現在、テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、アンダーライニング・マスターファンドの取締役を兼務している。

(4) 分配方針

現段階では分配を行う予定はないが、受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により分配を行う権利を留保している。

(5) 投資制限

JSDAが制定した日本における外国投資信託受益証券の販売に関する選別基準等を遵守するため、当ファンドは、各サブファンドが常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

- (i) 空売りを行った証券の時価総額が、当該サブファンドの直近の純資産価額（空売りを行った証券の総額を含む。）を超えるものでないこと。
- (ii) サブファンドにおける借入額並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける借入額のうち当ファンドの持分に相当する借入額の総額は、ファンドの期間中のいかなる時点においても当該サブファンドの直近の純資産価額の10%を超えるものでないこと（ここで留意すべきは、借入額を決定するに際しては、当ファンドが負担した当ファンドの投資対象の購入に関連する信用取引に関する借入れが含まれないことである。）。
- (iii) 受託会社が投資顧問又は管理会社を務める（単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。）各ファンドの総投資額の合計で、一発行会社の議決権の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと（但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。）。
- (iv) 管理会社が投資顧問又は管理会社を務める（単独で投資顧問又は管理会社の資格を有する場

合に限り、単に受託会社又はカストディアンである場合を含まない。) 各ファンドの総投資額の合計で、一発行会社の議決権の50%を超えて当該会社の株式に投資するものでないこと(但し、この制限はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを含む投資会社により発行された株式には適用されない。)

- (v) (直接又はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドを通じて) サブファンドに組み入れられる証券又は持分の85%以上は、上場されている株式又は純資産価額が少なくとも四半期毎に報告されているファンドの持分から構成されること。
- (vi) 管理会社及び受託会社は、自己又は当ファンドの受益権者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、又は投資信託財産の運用の適正を害する取引を行わないこと。
- (vii) サブファンドの資産のうち50%以上が投資信託法及びこれに基づく規則に定義される「特定資産」であること。ここでいう特定資産には、(A) 金融商品取引法に定義される「有価証券」(国内外の株式、国債、地方債、社債、投資信託受益証券、ワラント、米国預託証券等を含む。)、(B) 国内又は海外の、上場又は店頭のデリバティブ取引に係る権利、(C) 金銭債権、(D) 約束手形、(E) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分及び(F) 日本の商品先物取引法に定義される「商品」が含まれるが、これらに限定されない。
- (viii) 当ファンドはデリバティブ取引等を利用していない。

さらに、管理会社は、マスターファンド投資顧問会社が、マスターファンド(レインボー・オールシーズンズ、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンの場合。以下同じ)及びアンダーライニング・マスターファンドの運用を行うに当たって常に下記投資制限を遵守することを請け負う。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、金融商品にのみ投資を行い、美術品には投資を行わない。投資ファンドが発行するシェア又はユニット以外の有価証券への投資を行う場合、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは以下の事項を行わない。

- a) 証券取引所に上場しておらず、また他の規制市場で取引もされていない証券又は短期金融資産にサブファンドの純資産額の10%を超える投資を行うこと。
- b) 同一の発行体により発行された同じ種類の有価証券又は短期金融資産の10%超を取得すること。
- c) 同一の発行体により発行された有価証券又は短期金融資産にサブファンドの純資産額の20%を超える投資を行うこと。

上記の制限は、OECD加盟国又はその各国自治体若しくはEUの国際機関(規模が局地的か世界的かを問わない。)によって発行又は保証された有価証券には適用されない。

受託会社ではなく、管理会社が、かかる投資制限について監視する責任を負う。

3 投資リスク

(1) リスク要因

当ファンドに対する投資には、他のオルタナティブ投資にはないリスクを伴う場合がある。投資された資本の総額が損失を被る可能性は排除できない。投資家は、損失をまかなえる以上に、投資すべきでない。投資の長期的な利点を享受するためには、5年以上保有することを推奨する。

投資家は以下に説明するリスク要因について、他の要因と併せて注意深く検討すべきである。下記のリスク要因は当ファンドの投資に関連するすべてのリスクを網羅的に列挙することを意図したものではない。下記のリスク要因は、各サブファンドがすべての資産をマスターファンドの分別ポートフォリオの株式に投資すること、並びにグリーン及びグリーンCについてはそのマスターファンドの各分別ポートフォリオがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資するという事実について記述されている。

投資リスク

当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドがその投資目的を達成するという保証はない。金の先物及び金の現物並びに／又は異なる国の企業及び政府により、異なる通貨で発行された証券は一定のリスクを伴い、それにより受益証券の価値が下落する場合がある。受益証券の価値は、アンダーライニング・マスターファンドが投資する先物等の価格変動に連動するマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの株式の価値と連動して増減する場合がある。当ファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資収益は、当該ファンドが所有する資産から得た収入から負担した費用を控除した額に基づく。したがって、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資収益はかかる収入又は費用に応じて変動することが予想される。

商品先物・オプションへの投資

マスターファンドの分別ポートフォリオは、直接、又はアンダーライニング・マスターファンドを通じて、商品先物取引及びこれに対するオプションに投資することができる。商品市場は極めて不安定である。かかる投資の収益性は投資顧問会社の商品市場に対する正確な分析能力に依存しており、その能力は需給関係の変動、天候、商品価格に影響を及ぼすことを目的とした政府、農業、商業及び貿易計画並びに方針、世界の政治的・経済的事象及び利率の変動等による影響を受けている。さらに、商品先物及びオプション取引への投資は、レバレッジ（通常利ざやが取引額面のわずか5－15%であり、エクスポージャーは無制限に近い。）を含むがこれに限定されない付加的なリスクに関係する。CFTC及び先物為替取引所は、特定の商品において誰もが所有若しくは支配が可能なネット・ロング・ポジション又はネット・ショート・ポジションの最大値に関して、「投機的ポジション制限」と称される制限値を制定した。マスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドにより所有又は管理されている口座が保有するポジションすべては、ポジション制限を遵守しているか判断するため集約される。かかる制限を超過することを避けるため、マスターファンドの分別ポートフォリオが保有するポジションを流動化しなければならない可能性がある。そのような変更又は流動化（必要な場合）は、分別ポートフォリオの経営及び利益性に悪影響を及ぼしかねない。

金、銀及びその他貴金属への投資

マスターファンドの分別ポートフォリオは、金、銀、プラチナ及びその他の貴金属の現物並びにその関連商品（ETFを含む。）に投資することができる。金、銀及びその他の貴金属の価格は大幅に変動し、以下の多数の要因の影響を受ける。（i）世界的及び地政学的な経済・財務状況、（ii）将来のインフレ率、及び世界の株式市場、金融市場、不動産市場の動きに関する投資家の予測、（iii）世界における金、銀及び貴金属の需給動向（需給は、生産者による産出量と先渡し売買高、中央銀行による売買、貴金属の実需、再利用貴金属の供給、投機的需要と産業向け需要など、数多くの要因によって影響を受ける。）、（iv）金利及び為替レート、特にユーロ及び米ドルの動向及び信頼度、並びに（v）ヘッジファンド、商品ファンド等の投機筋の投資及び取引活動等の数多くの要因による影響を受ける。

ゴールドクラス又はシルバークラスの株価は、米ドル建て金又は銀価格の変動により直接影響を受ける。これは、ヘッジが全面的に導入された場合、米ドル建て金・銀価格の5%の上昇が各クラスの株式の純資産価額を5%増加させ、逆に米ドル建て金・銀価格の5%の下落は各クラスの株式の純資産価額を5%減少させるということを意味している。

各クラスの株式の投資資産の全体が、金又は銀価格に対して常にフルヘッジされるという保証はない。

貴金属の盗難リスク

金及び銀といった貴金属には固有の価値があり、また貴金属は識別及び追跡が困難であることから、窃盗の対象として魅力的なものとなり得る。したがって、当該資産がマスターファンドの分別ポートフォリオによって、又はマスターファンドの分別ポートフォリオを代理して、物理的に所有される場合には盗難のリスクが生じる。マスターファンドはセキュリティ対策及び予防策を講じるものの、盗難が発生しないとの保証はない。貴金属の紛失又は盗難は、マスターファンドの分別ポートフォリオの運用実績にマイナスの影響を与える可能性がある。

貴金属の偽造リスク

確立された基準及び第三者による認証手続は導入されているものの、偽物の貴金属製品が製造され市場に出回る可能性は依然として残っている。かかる偽物商品は、本物の貴金属に酷似し、その真偽を見抜くことは困難である場合がある。ベンダーの適法性を確認するための合理的な措置を講じてもなお、直接的な監視の不足及び第三者である仲介業者に対する依存によって、マスターファンドが分別ポートフォリオを代理して、信頼できないベンダー又は悪徳ベンダーと不注意に取引を行うリスクが増大する可能性がある。マスターファンドの分別ポートフォリオの保有資産に偽物の金属が含まれていた場合、当該分別ポートフォリオの資産の全体的な価値の下落につながる可能性がある。

暗号通貨の価格変動から影響を受けるリスク

暗号通貨の価格変動性、売買、消失若しくは破壊、又はセキュリティに係るリスク、取消不能な暗号通貨取引に係るリスク、第三者であるウォレット提供者に係るリスク、暗号通貨ハッカーに係るリスク、仮想通貨サービス提供者への依存に係るリスク、暗号通貨ネットワークの完全性及び安全性に係るリスク、「長期保有」戦略に係るリスク、テクノロジカル・リスク等、様々なリス

クによる暗号通貨の価格変動は、ブロックチェーン・テクノロジー企業の株価等に影響する可能性が高く、したがってマスターファンドの株式の純資産価額の変動に影響を与える可能性がある。

絶対収益戦略に対する人為的参加

マスターファンドの分別ポートフォリオのマスターファンド投資顧問会社は、有価証券に対する投資（集合投資ビークル又はその他のファンド資産の持ち分を含む。）に付随する経済的特性を複製、変更又は置換することを目的として、カスタマイズされたデリバティブ商品（スワップ、オプション、先渡し、想定元本契約又はその他の金融商品を含む。）を活用することができる。マスターファンド投資顧問会社が分別ポートフォリオの投資戦略を人為的に実行する手段としてデリバティブを利用した場合、分別ポートフォリオは特定の追加リスクに晒されるおそれがある。分別ポートフォリオがデリバティブ商品につき契約を締結し、有価証券若しくは金融商品又はこれらのバスケットの利益を受領することに同意する場合、通常は当該利益をあらかじめ設定した期間受け取る旨の契約を結ぶものである。当該期間中、分別ポートフォリオはエクスポージャーを増加又は減少させることができない可能性がある。加えて、カスタマイズされた当該デリバティブ商品は極めて非流動的である場合が多く、満期日まで当該商品を解除できず又は解除に伴う罰則が分別ポートフォリオの業績に著しい悪影響を与える可能性ある。さらに、デリバティブ商品には通常、特定の事由が発生した場合に契約を解除する権利を相手方当事者に与える規定が含まれている。当該事由には、参照証券の価値の下落及び契約条件又はポートフォリオ・ガイドラインに対する重大な違反、並びに相手方当事者の決定するその他の事由が含まれる場合がある。解除が行われた場合、参照証券に対する間接的なエクスポージャーによって得られる利益を失い、また多額の解除費用を負担することとなる可能性があることから、分別ポートフォリオの得られる利益にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

分別ポートフォリオが、当該合成デリバティブ商品の利用を通じて集合投資ビークル又はこれに類するその他のファンド資産に参加しようとする場合、分別ポートフォリオは原ファンド資産に直接投資する場合には得られる議決権その他の株主としての権利を得られないことになる。したがって、株主の決議に付される事項にも分別ポートフォリオは参加できない。加えて、分別ポートフォリオは、当該集合投資ビークルに直接投資していれば入手できる情報及び株主への報告につき、そのすべてを入手できるとは限らない。さらに、分別ポートフォリオは、相手方当事者に対してかかるカスタマイズされたデリバティブ商品のストラクチャリング手数料及び継続取引手数料を支払うこととなり、その分につき分別ポートフォリオの投資実績は減額される。

デリバティブ商品には一般に取引先リスクが伴う。当該リスクはすなわち、相手方当事者が商品の条件に従った契約上の義務を果たせず、当該商品が相手方当事者の想定していたものとは異なる動きをすることにより、投資家がより大きく損又は得をするリスクである。マスターファンド投資顧問会社は、信用に値すると取引締結時に自ら判断した相手方当事者と取引を締結することにより、取引先リスクに対する分別ポートフォリオのエクスポージャーを最小限にとどめるよう努める。当該デリバティブ商品の一部の取引においては、分別ポートフォリオが契約上の履行義務を保証するために担保を提供することを求められる場合がある。

債務不履行証券

マスターファンドの分別ポートフォリオは、財政状況の悪い会社、十分な資本を欠く会社又は破産若しくは更生手続に関与する会社に投資する可能性がある。こうした会社の有価証券に対する投資は、発行体に関する情報の不足、適用される連邦又は州の破産法令の効力、並びに他の証券市場において通常見られる程度を上回る市場の乱高下という、固有のリスクに直面する。そのため、債務不履行状態にある会社の証券に対する投資には重大なリスクが伴い、分別ポートフォリオが当該投資につき損失を負う結果となる可能性がある。

為替リスク

当ファンドのサブファンドは円建て又は米ドル建てであり、その資産は円建て又は米ドル建てのマスターファンドのクラスに投資されるが、マスターファンドがその資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの米ドル建て又はユーロ建ての株式に投資する。よってマスターファンドは米ドルと円との間の為替変動に起因する損失を被る可能性がある。また、アンダーライニング・マスターファンドの機能通貨は米ドル又はユーロであるが、円以外の通貨建ての債券、現金、金先物及び金現物並びに米ドル以外の通貨を参照してその価格が決定するその他金融商品にも投資する。その価格は米ドル又は円以外の通貨を参照して決定される。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの資産価値は、米ドル、ユーロ及び円の為替レートの変動並びに各国の市場及び通貨におけるアンダーライニング・マスターファンドの投資対象の価格変動に伴い変動する。外国為替市場における変動は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの業績に大きな影響を与える可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドが投資するその他通貨に対する米ドル又はユーロの価値の上昇は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格上昇の効果を縮小し、価格下落の効果を拡大させる。反対に、米ドル又はユーロの価値の下落は、米ドル又はユーロ相当額において、アンダーライニング・マスターファンドが保有する米ドル又はユーロ以外の通貨建ての資産の価格下落の効果を縮小し、価格上昇の効果を拡大する。アンダーライニング・マスターファンドは、為替リスクをヘッジするために各種の金融デリバティブ商品（オプション、先物、先渡し及びスワップを含むが、これに限定されない。）を組み込むことができるものとする。かかるヘッジ取引が効果的であるという保証はない。為替リスクの管理により、アンダーライニング・マスターファンドの業績がマイナスの影響を受ける可能性がある。サブファンド、マスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドのクラスと異なる通貨建てのすべての受益証券又は株式のクラスに対し、上記に記載されたところと同様のことが当てはまる。

マスターファンドの分別ポートフォリオは、為替投機を行う場合がある。国家間の為替レートは近年非常に変動しやすくなっている。変動性とレバレッジの組み合わせによって、大幅な利益及び大幅な損失の可能性が生まれる。加えて、為替取引は本人対本人にて行われるため、取引先リスクも伴うものである。

フィーダーファンドに投資することのリスク

各サブファンドは、マスターファンドの分別ポートフォリオに投資し、グリーン及びグリーンCのマスターファンドの各分別ポートフォリオについては、その資産の一部をアンダーライニング・マスターファンドの株式に投資する。当ファンドの投資家はアンダーライニング・マスターファンドに

直接投資した場合には適用されない追加の事務手数料を負担することとなる。但し、前記にかかわらず、管理会社は当ファンドについて手数料を受領するのみであり、マスターファンドへの投資を実行した結果として通常受けられることとなる追加の申込手数料及びその他手数料については放棄する。さらに、マスターファンドは、マスターファンドへの投資の結果として当ファンドに通常課せられることとなる申込手数料は放棄する。アンダーライニング・マスターファンドのレベルでは、マスターファンド投資顧問会社はマスターファンドのレベルの手数料のみを受領する（アンダーライニング・マスターファンドのレベルではない。）。さらに、ファンドから発生する受益証券の購入の申込（以下「申込」という。）に関し、アンダーライニング・マスターファンドは、アンダーライニング・マスターファンドへの投資を実行した場合において通常マスターファンドが負担することとなる申込手数料については放棄する（下記「4 手数料等及び税金」参照）。

偶発的投資集中

同一又は異なる投資顧問会社が運用する複数のファンド（当ファンド、マスターファンド及び／又はアンダーライニング・マスターファンドを含む。）が、同時期に同一の有価証券等を相当数組み入れることが起こりうる。この偶発的な投資集中は、アンダーライニング・マスターファンドの、投資分散という目標を妨げるものである。アンダーライニング・マスターファンドはかかる偶発的な投資集中を、定期的な監視及び再配分プロセスの一環で軽減しようとしている。なお、異なる投資顧問会社により運用されている複数の特定のファンドを選択することが、単独の投資顧問会社により運用されているファンドを選択するよりも、より良い運用結果又は投資分散をもたらすという保証はない。

マスターファンド投資顧問会社が使用する特別な技術のリスク

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドの投資に際して特別な投資技術を用いるが、かかる特別な投資技術により、アンダーライニング・マスターファンド（並びに結果としてマスターファンド及び当ファンド）は、株式及び固定利付証券への投資に内在するリスクとは異なるリスクに曝されている。アンダーライニング・マスターファンドの投資は、金融市場全体と相互に関連するように設定されたものではなく、また株式投資又は固定利付債投資の代替とみなされるべきものでもない。

投資の流動性

いくつかの取引市場で、契約価格の1日の変動率が、「1日当たり価格変動制限」又は「日次制限」と言われる規制により制限されている。これにより1取引日において、かかる日次制限を超過した価格で取引することはできない。ある市場の価格が日次制限と同等の割合で上昇又は下落した場合、取引業者が当該変動制限と同等又はその範囲内の割合で取引を実行することを希望しない限り、投資ポジションを取得又は換金できない。過去においては、価格が連日日次制限一杯まで推移したため、取引がほとんど行われなかったか又は全く行われなかった例もある。同様の状況により、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが速やかに不利なポジションを売却できないおそれがあり、その結果アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが多額の損失を被る可能性がある。

ヘッジによる損失

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、為替レートの変動並びに株式市場、市場金利及びその他の事由における変動により生じたポートフォリオ・ポジションの価値の減少をヘッジするために、金融商品（先物契約、オプション及び金利スワップ並びにキャップ・アンド・フロア等）を使用することができる。ポートフォリオ・ポジションの価値の減少に対するヘッジは、かかるポジションの価値が減少してしまった場合、ポートフォリオ・ポジションの価値の変動を抑え、又はかかる価値の変動による損失を回避することはできない。しかしながら、当該ポジションの価値の減少により利益が得られるように作られたその他のポジションにより、ポートフォリオ・ポジションの価値の減少は相殺される。またかかるヘッジ取引は、ヘッジされたポートフォリオ・ポジションの価値が増加した場合、利益幅を制限する。さらに、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、価格変動により予想されるポートフォリオ・ポジションの価値の減少を、それぞれの資産価値を保全するのに十分な価格でヘッジすることができない可能性がある。これに加えて、特定のリスクを全くヘッジすることができない可能性もある。

マスターファンド投資顧問会社は、ポートフォリオ・ポジションのヘッジを行う義務を負わず、またこれを差控えることができる。ヘッジ取引が成立する限り、ヘッジの成功は、為替レート、金利及び株式市場の動向又はヘッジの対象となるその他の事由の発生及びその時期を正確に予測するマスターファンド投資顧問会社の能力に依存する。マスターファンド投資顧問会社が不正確な決断をした場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、マスターファンド投資顧問会社がかかるヘッジ取引を行っていなかった場合よりも全体的に低い投資業績となる可能性がある。また、ヘッジ戦略に用いられた商品の価格変動とポートフォリオ・ポジションの価値の変動における相関の度合は異なることがある。さらにマスターファンド投資顧問会社は、様々な理由により、特定のポートフォリオをヘッジし、又はヘッジ商品とヘッジの対象となるポートフォリオ資産の完全な相関関係を築くことを望まない場合がある。相関関係が不完全であることにより、企図されるヘッジからマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが利益を受けることが妨げられ、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドがさらなる損失リスクに曝される可能性がある。ヘッジの使用及びリスク管理取引を成功させるためには、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドにおけるポートフォリオの選択に必要な技量と相互補完的な技量が必要である。

デリバティブ一般

デリバティブ商品（以下「デリバティブ」という。）には、1つ以上の原証券、金融ベンチマーク、通貨若しくはインデックスから派生し、又は価値がこれらに連動しているオプション、スワップ、仕組み証券並びにその他商品及び契約が含まれる。一般的にデリバティブは、原資産に投資した場合の費用よりも低い費用で特定の証券、金融ベンチマーク、通貨、インデックス又は商品の価格変動をヘッジ又は投機対象とすることを可能にする。アンダーライニング・マスターファンドが取得したいと考えるデリバティブが特定の時期に、納得のいく条件で取得できるという保証はなく、またその取得自体も保証はできない。

デリバティブの価格は原資産の価格変動に大きく左右される。したがって、原資産の取引について生じうる多くのリスクは、かかる資産のデリバティブについても生じ得る。但し、デリバティブ取引にはその他多くのリスクが伴う。例えば、多くのデリバティブはレバレッジがかかっているこ

とから、取引の開始時に支払った、又は預託した金銭よりも多くの市場リスクを伴い、市場の比較的小さい不利な変動でも投資額すべての損失につながるだけでなく、投資額を超える損失を負うリスクにアンダーライニング・マスターファンドを曝す可能性がある。

クレジットリスク

デリバティブその他の契約（債券その他確定利付証券等）は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが取引を行う相手方当事者の信用リスクに曝す。財政上又はその他の理由により相手方当事者がかかる契約を履行しなかった場合、取引そのものが有益であったか否かを問わず、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド、ひいては当ファンドは、損失を被る可能性がある。またデリバティブは、履行されたデリバティブ契約を終了又は処分する流動的な市場がない場合、投資家を流動性リスクに曝す可能性がある。

確定利付証券

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、米国及び米国以外の発行者が発行する債券又はその他の確定利付証券に投資することがある。確定利付証券は、確定、可変又は変動する金利が付されている。マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが投資する確定利付証券の価値は、金利の変動によって変化する。さらに、一定の確定利付証券の価値は、信用度、政治的安定度又は経済政策の健全性の認識に応じて変動する可能性がある。確定利付証券は、発行者の元本及び利息の支払能力が失われるリスク（すなわち信用リスク）、並びに金利感応度や発行者の信用度に係る市場の認識及び市場の一般的な流動性（すなわち市場リスク）等の要因による価格のボラティリティの影響を受ける。

オプション及びスワップ

オプション契約における価格変動及びスワップ契約に基づく支払いは、金利、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融及び為替の管理プログラム及び方針、並びに国内外における政治的・経済的な事由及び方針に影響を受ける。オプション及びスワップ契約の価値は、それらの原証券及び通貨の価格に依存する。また、アンダーライニング・マスターファンドは、ポジション取引が行われる取引所又はアンダーライニング・マスターファンドの手形交換所若しくは相手方当事者の不履行に伴うリスクに曝されている。

アンダーライニング・マスターファンドは、とりわけ米国及び米国以外の国の商品取引所及び証券取引所、並びに米国及び米国以外の国の店頭市場で取引される株式及び通貨に対するオプションを売買することができる。カバード・プット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の（売りポジションを設立するための）販売価格に受領したプレミアムを加えた額を上回るリスクを負い、プット・オプションの権利行使価格を下回る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を放棄することとなる。カバーされていないプット・オプションの売主は、原証券又は通貨の市場価格がオプションの権利行使価格を下回るリスクを負う。プット・オプションの買主は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負う。

カバード・コール・オプションの売主は、対象株式又は通貨の市場価格が、原証券又は通貨の価格から受領したプレミアムを控除した額を下回るリスクを負い、オプションの権利行使価格を上回

る価格にて原証券又は通貨の利益を得る機会を放棄することになる。カバーされていないコール・オプションの売主は、原証券又は通貨がオプションの権利行使価格を理論的には無制限に上回るリスクを負う。またカバーされていないコール・オプションの行使に必要な証券が、大幅に高い価格でしか購入できない場合がある。カバーされていないコール・オプションを行使するため証券を購入することは、時としてそれ自体が証券の価格を大幅に上昇させ、それにより損失を増大させる可能性がある。コール・オプションの買主は、コール・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負う。

店頭市場のオプションは一般的に、それに関与している当事者間での合意でしか譲渡できず、いかなる当事者又は購入者もかかる譲渡を承認する義務を負わない。オプションの店頭市場は特にアンダーライニング・マスターファンドがその投資戦略において行う比較的小規模の取引において、相対的に非流動的である。

レバレッジ

アンダーライニング・マスターファンドの取引活動には、高いレバレッジを有する市場における投資及び／又は投資手法が含まれる。レバレッジには高いリスクを伴うが、より高い利回り及び総利回りを得る機会を与えてくれる。アンダーライニング・マスターファンドは、資本の留保戦略及び投資の分散化により、レバレッジによる取引活動のリスク管理に努める。

マスターファンドの取締役は、レバレッジの利用によってより高い利回りを得られる可能性があるとの考えのもと、マスターファンドの分別ポートフォリオの資産をレバレッジすることができる。したがって、当該分別ポートフォリオは投資を目的に追加資金の借入を受けるためその保有する有価証券を担保として差し入れる場合がある。取締役は、オプション、空売り、スワップ、先渡し及びその他のデリバティブ商品を用いることによって分別ポートフォリオの投資利回りをレバレッジすることができる。

レバレッジは、マスターファンドの分別ポートフォリオの総収益率を高める機会を生み出す一方、同時に損失を増加させる効果も伴う。したがって、分別ポートフォリオの行う投資の価値に悪影響を与える事由は、当該分別ポートフォリオのレバレッジの限度において悪化することとなる。分別ポートフォリオによる投資にとってマイナス方向に推移する市場においては、分別ポートフォリオによるレバレッジの利用に係る累積的影響が、分別ポートフォリオの大幅な損失を招く可能性があり、その金額は分別ポートフォリオがレバレッジされていなかった場合よりも大きくなる。

一般的に、予期される短期証拠金借入の利用は、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドひいては当ファンドのリスク増大につながる。例を挙げれば、アンダーライニング・マスターファンド若しくはマスターファンドの信用取引口座を担保するためにブローカーに差し入れられた有価証券の価値が減損した場合、又はアンダーライニング・マスターファンド若しくはマスターファンドが借入を受けているブローカーがその維持証拠金を引き上げた場合（若しくは融資枠のパーセンテージを引き下げた場合）、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドは追証の差入れを求められることがあり、その場合はブローカーに対し追加の資金若しくは有価証券を預託するか又は担保として差し入れられた有価証券の全部若しくは一部を減損価値の補填のために強制的に清算しなければならない。アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドが管理する資産の価値が急落した場合には、かかるファンドが証拠金要件の充足に間に合うように資産を換金できるとは限らず、下落傾向の市場において比較的低い価格で強制的にポジショ

ンの清算を行った結果、相当の損失を被る可能性もある。

マスターファンドの分別ポートフォリオは、レボ及びリバース・レボ取引を締結することができる。分別ポートフォリオがレボ取引を締結した場合、分別ポートフォリオは政府又は政府機関によって発行された有価証券をブローカー・ディーラー又は金融機関に「売却」した上で、ブローカー・ディーラー又は金融機関から支払われた金額に、交渉によって決定した利率の利息を上乗せした価格にて当該有価証券を買い戻すことに同意する。リバース・レボ取引においては、分別ポートフォリオは政府又は政府機関によって発行された有価証券をブローカー・ディーラー又は金融機関から「購入」し、ブローカー・ディーラー又は金融機関は分別ポートフォリオから支払われた金額に、交渉によって決定した利率の利息を上乗せした価格にて当該有価証券を買い戻す義務を負う。分別ポートフォリオによるレボ及びリバース・レボ取引の利用は一定のリスクを伴う。例えば、リバース・レボ取引において分別ポートフォリオに対して有価証券を売却した売主が破産その他の結果として当該有価証券を買い戻す義務を履行できない場合、分別ポートフォリオは当該有価証券の処分を図ることとなり、当該行為には費用や遅延が伴う可能性がある。当該売主が支払不能となり、適用のある破産法その他の法令に基づき清算又は更生手続の対象となった場合、分別ポートフォリオによる当該有価証券の処分についても制限が生じる可能性がある。破産又は清算のケースにおいては、分別ポートフォリオは当該有価証券に係る利益を実現することができない可能性も存在する。最後に、売主がリバース・レボ取引において有価証券を買い戻す義務を履行することができない場合、分別ポートフォリオは、その市場におけるポジションの売却を強いられ、当該有価証券の売却による利益が債務不履行売主と合意した買戻価格よりも少ない場合には、損失を被る可能性がある。

マスターファンドの分別ポートフォリオがそのポートフォリオをレバレッジするために利用する資金調達先は、アンダーライニング・ファンドの投資先である市場内の証券ブローカー及びディーラーによって、より広範囲に拡大されることとなる。分別ポートフォリオが当該資金調達アレンジメントの条件につき当該ブローカー及びディーラーとの交渉を試みる可能性はあるが、その能力は限られている。そのため分別ポートフォリオは、ブローカー・ディーラーが既存の有価証券若しくはポジションに与える価値の変動、当該有価証券若しくはポジションを支えるために必要となる証拠金の額の変動、当該有価証券若しくはポジションのための資金調達に係る借入利率の変動及び／又は当該ブローカー・ディーラーが分別ポートフォリオに対する融資を継続する意思の変化に晒されることとなる。分別ポートフォリオには、ブローカー・ディーラーからの融資がない場合にポートフォリオの資金調達のために利用することのできる代わりの信用枠がない可能性があることから、資金調達に係る義務を果たすため猶予なくポートフォリオの売却を強いられる可能性がある。分別ポートフォリオのポートフォリオの全部又は一部を投げ売り価格にて強制的に売却させられれば、分別ポートフォリオには大幅な損失が生じる可能性がある。

金利リスク

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは金利の変動に伴うリスクに曝されている。金利が下落すると、転換証券の利息や空売りの手取金からアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが受け取るべき収入が減少する可能性がある。一方、金利が上昇すると、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが保有する転換証券の価値が減少する可能性がある。固定利付債券からのキャッシュフローが事前に分かる範囲において、当該キャッシュフローの現在価値（すなわち割引価値）は利率が増加するに従い減少する。当該キャッシュ

フローが偶発的である範囲において、米ドル建ての受取額はその時々市場金利に左右される可能性がある。さらに、多くの固定利付証券の価値は、特定時点の金利だけではなく、利回り曲線の形状に左右される。したがって、例えば、3ヶ月LIBORなどの短期金利に応じてクーポンが変化する任意償還条項付証券のキャッシュフローは、長期金利が低下すると受取り期間が短くなる（すなわち証券が期限前償還される。）。このように、かかる証券は長期金利と短期金利の差によるリスクに曝されている。またアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは変動利付証券に投資することができる。これらの投資商品の価値はかかる金利の絶対値又はかかる金利の変動に関する市場予測に密接に関係する。そのため、特定の金利の変動に伴い、ヘッジが困難又は不可能であるリスク要因が新たに発生するほか、かかるリスク要因は期限前償還リスクとも複雑に相互作用する。

相手方当事者のリスク

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンド（場合により）が取引を行う市場のいくつかは「店頭」市場又は「ディーラー間」市場である。かかる市場の参加者は、「取引ベース」市場のメンバーと異なり、一般的に信用査定又は規制機関による監督の対象外である。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは相手方当事者が信用又は流動性の問題により取引を決済せず、これによりアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被ることとなるリスクを負う。これに加えてアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、取引のデフォルトに直面した場合、代替取引が実行されるに際し厳しい市場状況に曝される可能性がある。このような「相手方当事者によるリスク」は、長期にわたる契約でその間に取引の決済を妨げる様々な事由が起りうること、又はアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが取引の相手方を単一若しくは少数のグループに集中させることにより増大する。しかしながらアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、特定の相手方と取引を行うこと、及び単一の相手方に一部又はすべての取引を集中させることについて制限を受けない。また、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドは、相手方の信用力を査定する内部の査定機能を有していない。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが損失を被る可能性は、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドが単一又は複数の相手方と取引できること、かかる取引の相手方の財務能力を有意義に、かつ独立して査定する機能を有さないこと、また決済を促進する規制市場が存在しないこと等の理由により、増大する可能性がある。

仲介機関の財政破綻

当ファンド、マスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドが取引を行い、又は証券の保管を預託している金融機関（ブローカー及び銀行を含む。）には、常に、かかる機関の経営能力を低下させ、又は当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに損失をもたらす財政難に陥る可能性がある。

空売り

空売りとは、売主が所有していない証券（又はこれに交換可能な証券）を後日より低い価格で購入することを予定して売却することである。買主に証券を引き渡すために、売主は証券を一時的に

借入れ、後日当該証券を実際に購入して貸主に返却しなければならない。空売りを行った場合、売主は売却代金をブローカーに預け、現行の証拠金取引規則に従い、借りている証券を返却する義務を担保するために必要な現金又は米国債をブローカーに供託しなければならない。米国外の市場において空売りが行われた場合、当該取引は現地の法律に準拠する。空売りは、理論上証券の市場価格が無制限に上昇するリスクを伴う。空売りのために借入れた証券は、後に市場での購入により返却する必要があるため、かかる証券の市場価格の上昇（潜在的には無制限である。）はすべて、損失につながることになる。空売りポジションの手仕舞いのために証券を購入すること自体、かかる証券の市場価値を上昇させる要因となる可能性があり、その場合さらに損失が増大することになる。さらに空売りは、他の調達源から当該証券を借りることができない時期に貸主に返却しなければならないリスクを伴い、よって不適当な時期に、又は不利な状況で空売りを手仕舞わなければならない可能性がある。アンダーライニング・マスターファンドは、空売りを行った借入証券の返却義務を担保するために必要な資本額を制限しない方針である。

ポートフォリオの投下資本回転率

アンダーライニング・マスターファンドは通常、ポートフォリオ投下資本回転率の制限により取引の実行が制限されることはない。アンダーライニング・マスターファンドの投資目的及び投資方針によると、アンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ投下資本回転率が年100%を超える可能性は十分にあり、この場合、アンダーライニング・マスターファンドは多額の取引コストを負うことになる。

投資の集中と分散

アンダーライニング・マスターファンドが一つの企業体、業界又は国に対して投資できる資産について制限は設けられていない。アンダーライニング・マスターファンドが適切な分析に基づき、アンダーライニング・マスターファンドの投資を特定の発行体、業界又は国に集中することを選択した場合、アンダーライニング・マスターファンドは当該発行体、業界又は国に影響を与える不利な経済状況による価格変動の影響を受けやすくなる。

規制されていない取引

アンダーライニング・マスターファンドにより取引される特定の商品通常、取引所において取引されておらず、かかる取引は政府機関により規制されていない。したがって、投資取引を行うに当たり、かかる規制による保護は受けられない。マスターファンド投資顧問会社が適当であると判断した場合、かかる投資取引はアンダーライニング・マスターファンドの資産の相当な部分を占める場合があるが、アンダーライニング・マスターファンドの資産の15%を超えることはない。

取引停止

各取引所は通常、上場しているすべての証券の取引を停止又は制限する権利を有している。かかる取引停止により、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算することが不可能になり、損害を被ることとなりうる。また、必ずしも取引所以外の市場がアンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドがポジションを清算できる程度の流動性を維持するとは限らない。

ヘッジファンドの事業リスク及び規制リスク

当ファンド期間中、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに不利な影響を与える法律、税制及び規制の変更が行われる場合がある。ヘッジファンドの規制環境は変化しており、ヘッジファンドの規制の改正は、当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが保有している投資の価値及び当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが通常であれば取得できるレバレッジ又は各々の取引戦略を追求する能力に不利な影響を与える場合がある。また、証券市場及び先物市場は総じて、法律、規則、証拠金率の規制に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、その他の国際的な規制機関、自主規制組織及び取引所は市場に緊急事態が発生した場合、臨時の措置をとることができる。デリバティブ取引及びかかる取引を行うファンドに関する規制は発展中の法律分野であり、政府及び司法上の行為による変更の対象となる。当ファンド、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに関する規制の今後の変更は重要かつ不利な影響を及ぼしうる。

アンダーライニング・マスターファンドが主に投資を行う市場及び特定の投資手段は、その時々により非常に不安定になることがある。例えば、政府による税制及び外貨送金に関する突然の政策転換又は企業の外国資本出資率に関連する法律の改正が不安定化要因として挙げられるが、かかる市場の不安定性は、買戻請求又はその他の資金需要を満たすために換金されるポジションの価格に影響を与えることがある。また、一部の新興市場は現在急成長の段階にあり、これらの市場は世界のその他の先進株式市場よりも規制が緩くなっている。一般的にかかる新興株式市場は流動性が低く、そのため確立された市場の大半と比べて投資の売買に要する時間が長くなることがあり、また不利な価格にて取引を行う必要が生じることもある。有価証券への投資はすべて、証券市場に係る一般的なリスクに曝される。さらに、個々の有価証券への投資により、市場全体と同規模かそれを上回る損失が生じないという保証はない。

政府規制

当ファンドが非米国投資信託として構成され、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが非米国投資会社として構成されているため、米国の1940年投資会社法（その後の改正を含む。）に基づき投資信託又は投資会社として登録する必要はなく、また登録を行う予定もない。したがって、1940年投資会社法の規定は適用されない。さらに、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドはいずれも、ケイマン諸島及び日本以外の管轄の証券取引所又は政府当局の登録又は規制を受けておらず、今後も登録又は規制を受ける予定はない。また、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにおける受益証券又は株式は、政府当局により登録されておらず、今後も登録される予定はない。とりわけ、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの株式及び当ファンドの受益証券は、SECに登録される予定はない。マスターファンド投資顧問会社は、日本、米国若しくはいかなる地域の証券取引所又は政府当局による登録もされておらず、規制も受けていない。

受益証券の大量買戻しによる不利な影響の可能性

限られた期間内で受益証券又はマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドの株式が大量に償還又は買い戻された場合、マスターファンド投資顧問会社は、その資産配分及び取引戦略を、突然削減された運用資産額に適合させることが困難となる場合がある。かかる状況下で、

買戻し及び償還に伴う手取金の支払いに必要な資金を手当てするため、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドは、不適切な時期に、又は不利な条件で、ポジションを解消する必要に迫られ、その結果、間接的に、残りの受益権者にとって受益証券1口当たりの純資産価額が下がり、買戻しの対象証券を保有する受益権者にとっての資産価値が削減されることがある。それ以降、大量の買戻し又は償還が生じた期間にかかわらず、より少ない資産ベースでの運営によってマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドが追加利益を創出することはより困難となり、また、ファンドの買戻し又は償還に資金提供するために資産を整理した結果、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに残されたポートフォリオはより流動性の低いものとなる可能性がある。

受益証券の換金規制

現在、受益証券のための市場はなく、かつその創設も予定されていない。その結果、受益権者は、緊急事態の発生その他の理由による自己の投資資産の換金ができないことがあり、受益証券はローンの担保として容易には受諾されない場合がある。

受益権者は、下記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載されたとおり、毎月自己の受益証券を処分することができる。受益権者が買戻しの通知を行った時点から次の償還可能日までの間、当ファンドへの投資の価値が低下するリスクは受益権者が負う。受益権者は、相当な期間、自己の受益証券を所有し、自己の投資のリスクを負う準備をしておかなければならない。受託会社は、管理会社と協議の上、いかなる受益証券の譲渡についても、事前に、書面により同意をしなければならない（かかる同意は受託会社の単独の裁量で留保することができる。）。かかる受益証券は、1933年米国証券法（その後の改正を含む。）上、登録されず、又は日本以外の管轄内の法律上、売出し登録はなされない。

受託会社は、（管理会社と協議の上）信託証書規定の一定の状況下で、買戻権を一時差し止めることができる。受益証券を譲渡した結果、譲渡人が不利な税務上の影響を受ける場合がある。

受託会社の買戻請求権

受託会社は、管理会社と協議の上、一定の条件下（下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（ii）強制買戻し」に掲げる事由）において、誠意ある判断により、受益権者が保有する受益証券の買戻しを強制することができ、かかる強制的買戻しの結果としてかかる受益権者が損失を伴う売却を余儀なくされる場合がある。

マスターファンド投資顧問会社の報酬

マスターファンド投資顧問会社は、下記「4 手数料等及び税金、（4）その他の手数料等、（i）マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料」に記載の成功報酬を受領する権限を有する。パフォーマンスベースの報酬を支払うことにより、マスターファンド投資顧問会社がマスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドに対し、マスターファンド投資顧問会社が固定報酬のみの支払いを受ける場合よりも高いリスクで投機的な投資を行わせる意欲を生じさせる可能性がある。さらに、成功報酬はマスターファンドの分別ポートフォリオの資産の未実現増価を基に計算されるので、かかる手数料額は、成功報酬が実現利益のみを基にした場合より高額になる場合がある。

報酬及び手数料は業績にかかわらず課される

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの各分別ポートフォリオには、マスターファンドの各分別ポートフォリオの業績に基づき支払う成功報酬（マスターファンドのレベルのみ）に加え、業績にかかわらず相当額の費用が課せられる。これらの費用には、管理、編成・募集、仲介手数料及び運営費が含まれる。アンダーライニング・マスターファンドの先物取引の際、アンダーライニング・マスターファンドにより支払われる仲介手数料に加え、アンダーライニング・マスターファンドの先物契約及びスワップ契約について決定される価格には、それぞれ相手方当事者により、売買スプレッド及び主要仲介手数料が組み込まれている。アンダーライニング・マスターファンドは、相手方当事者がその先物取引及びスワップ取引において上げている収益を確定することができないため、アンダーライニング・マスターファンドが支払う売買スプレッド及び主要仲介手数料を数値化することはできない。かかるスプレッドは、場合によっては大きくなることもある。

マスターファンド投資顧問会社が分析するのは市場のテクニカル・データのみであり、市場価格の外部に位置する経済要因は分析対象ではない

マスターファンド投資顧問会社が使用する取引システムは、過去の実績において相関性のない様々な金融商品を組み入れたテクニカルな手法である。この取引システムによる収益性は、とりわけ、先物価格及び先渡価格に顕著な上昇又は下落が発生するかどうかに依存する。このような価格トレンドは明確に発生しないこともある。特定の市場では、過去にそのような顕著な価格変動が発生しない時期があった。市場外部の要因が価格に重要な影響を及ぼすような時期には、収益機会が大幅に失われる可能性がある。そのような時期においては、マスターファンド投資顧問会社が行う過去の実績に基づく価格分析によって、市場外部の要因による価格動向に沿わないポジションが構築される可能性がある。マスターファンド投資顧問会社が使用する取引システムは、2010年7月1日より改訂された。かかる取引システムに関する情報については、下記「（2）リスク管理」を参照。

運用資産の増加は売買決定に影響を及ぼすことがある

マスターファンド投資顧問会社が運用する資産が増加するほど、価格及びパフォーマンスに不利な影響を及ぼすことなく大量のポジションを売買することが難しくなるため、収益性の高い売買をすることが困難になる可能性がある。したがって、運用資産のかかる増加によって、マスターファンド投資顧問会社は、売買決定の修正が必要となることがあり、その結果、アンダーライニング・マスターファンドの収益性が悪影響を受ける可能性がある。

売買取引は透明性を有しない

マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンドに代わり売買決定を行う。マスターファンド投資顧問会社は、決済仲介業者から取引確認書を毎日受け取る一方、投資家には売買・損益を通算したネットの取引結果のみが月単位で報告される。したがって、マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資を通したアンダーライニング・マスターファンドへの投資では、個人の取引口座で提供されるのと同等の透明性（すなわち、すべての投資ポジションを毎日確認できること）が投資家に提供されない。

パフォーマンス

マスターファンド投資顧問会社による投資活動では、運用対象を分散すること及び取引ソフトウェアの管理者を慎重に選定することを通じて、リスクを抑えることを目指す。しかし、アンダーライニング・マスターファンド又はマスターファンドの分別ポートフォリオが投資目的を達成する保証はない。機械的なテクニカル・トレーディングを行うソフトウェアを利用することで、一定の状況下では、アンダーライニング・マスターファンドが被る悪影響が増大する可能性がある。

当ファンド、マスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド、又は同一若しくは類似の取引戦略を採用するその他のファンドの過去の実績を参照することができる場合であっても、高いリターンを挙げるために過去に採用された戦略がその後も好成績を挙げ続けるという保証はなく、当ファンドのサブファンド、マスターファンドの分別ポートフォリオ又はアンダーライニング・マスターファンドの行う投資に係るリターンが、当ファンドのサブファンド、マスターファンドの分別ポートフォリオ若しくはアンダーライニング・マスターファンド、又は同一若しくは類似の取引戦略を採用するその他のファンドが過去に達成したリターンと類似の結果を挙げるという保証はない。

純資産価額の計算

アンダーライニング・マスターファンドが保有するいかなる資産の最新評価額も、独立の又は公式な情報源から入手することはできず、アンダーライニング・マスターファンドの取締役会は、慎重で誠意ある判断に基づき価値を決定することが必要とされる。

マスターファンド投資顧問会社への依拠

アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの分別ポートフォリオは、日々の取引及び各々の投資ポートフォリオの投資活動に関するすべての投資助言につき、マスターファンド投資顧問会社に専ら依拠している。アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの分別ポートフォリオの成功、そして結果として当ファンドのサブファンドの成功は、マスターファンド投資顧問会社の専門知識、とりわけ利用された財務分析ソフトの専門技術に相当に依拠するものである。

マスターファンド投資顧問会社のサービスが、何らかの理由により提供不可能な場合、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンドとマスターファンド投資顧問会社との間で締結されたいずれかの投資顧問契約が終了した場合、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド（いずれか該当するもの）の議決権を保有する株主は、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドを清算することができる。また、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドもまたマスターファンド投資顧問会社以外の顧問を選任することができる。かかる顧問の交代は、アンダーライニング・マスターファンド及び／又はマスターファンドの分別ポートフォリオ並びに、結果として当ファンドのサブファンドの業績に悪影響を及ぼすこともある。

投資家は、テニソン・ブリッグス氏がマスターファンド投資顧問会社の唯一の取締役であること、またマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの運営の成功は、マスターファンド投資顧問会社の業務を行う同氏の能力に依拠することに留意すべきである。

利益相反

マスターファンド投資顧問会社のその他の活動及び投資に関する制限又は同社により運用されるその他の投資ポートフォリオ活動に関する制限はない。マスターファンド投資顧問会社及び／又は同社の取締役は、現在及び将来において、マスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンドに類似する運用及び目的を有するその他のファンドの運営に関与することを許可されている。かかるその他のファンドの活動はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの活動と競合する可能性があり、かかるその他のファンドの利益となるようなマスターファンド投資顧問会社の活動は利益相反とみなされる可能性がある。

マスターファンド投資顧問会社は、いつでも、衡平かつ公正な方法で、責務を果たすものとする。上記の一般性を害することなく、マスターファンド投資顧問会社は、アンダーライニング・マスターファンド及びマスターファンドの分別ポートフォリオの事業及び活動を促進するために合理的に必要な時間のみを費やすことが要求される。

マスターファンドにより、マスターファンド投資顧問会社に支払われる報酬は、独立当事者間での交渉により決定されたものではない。マスターファンドにより、マスターファンド投資顧問会社に支払われる成功報酬は、かかる報酬がない場合よりリスクが高く、より投機的な投資を行わせる意欲を生ぜしめる可能性がある。

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(注) ファンドのマネジメント株式の保有者は、ファンドの実際の所有者である。マネジメント株式には議決権が付随するのに対し、パーティシペーティング株式には議決権が付随しない。ファンドの投資家はパーティシペーティング株式を保有しているため、議決権を有しない。

その他のリスク

市場及び経済状況の悪化（金利、インフレ率、産業状況、政府規制、競合、技術発展、政治上及び外交上の事象並びに傾向等を含む。）、又は税金その他の法令若しくは会計基準の不利な変更は、当ファンドの投資並びに受益証券を所有することによる価値及びその結果に悪影響を及ぼすことがある。現在のところ、かかる悪化が生じるのかどうか、またどの程度これらの変化が当ファンドの事業に悪影響を及ぼすのかを予測することはできず、またこれらの事情はいずれも投資顧問会社の支配下でない。

受益証券1口当たり又は（マスターファンドの）株式1株当たりの純資産価額は、上昇するだけでなく下落することがあり、想定される最悪の場合では、受益証券又は株式総額の損失となる可能性もあるという事実留意すべきである。投資家は、特に、受益証券又は株式が発行直後で、手数料を課せられた直後に償還される場合は、投資額元金を受領できないこともある。為替レートの変動もまた、投資家の基準通貨（以下に定義する。）における受益証券1口当たり又は株式1株当たりの純資産価額の上昇又は下落を引き起こしうる。将来の実績又は将来のリターンが得られるという保証は、当ファンド、管理会社、マスターファンド、アンダーライニング・マスターファンド、若しくはマスターファンド投資顧問会社、又は上記のいずれの管理者若しくは取締役からも得られない。

(注) 有価証券届出書に基づき募集が行われる各サブファンドの基準通貨は円及び米ドルである（以下それぞれを「基準通貨」という。）。

各サブファンドの資産及び負債は、計算書類作成のために、他のサブファンドの資産及び負債とは分別して記録される。また、信託証書は各サブファンドの資産が他の各サブファンドと分別されることを定めている。但し、債権者はかかる制限を認識していない可能性があり、かかる状況において、サブファンドの資産は他のサブファンドの負債に充当するために用いられる可能性がある。

当ファンドは、マスターファンドに投資し、さらにアンダーライニング・マスターファンドに投資するため、当ファンドへの投資はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに関連して記述されているリスクと同様のリスクを負うものである。

リスク要因の上記列挙は、当ファンドへの投資に関係するすべてのリスク及び重大な事柄の網羅的な列挙又は説明を目的とするものではない。潜在的な投資家は、受益証券に投資を行うことを決定する前に、本書全体を読むべきであり、自身の法律、経済、税務その他の顧問に相談するべきである。

(2) リスク管理

受託会社、管理会社、マスターファンド投資顧問会社及びマスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、当ファンド、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのポートフォリオ運用につき、上記「2 投資方針」記載の投資方針を厳格に遵守する。また、マスターファンド投資顧問会社のコンプライアンス担当者は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが投資方針を遵守していることを監視・確認する。さらに、マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、特定の投資戦略について投資方針を補完する内部ガイドラインを有する。これらの内部ガイドラインは、戦略及びポジションの分散、ボラティリティの抑制及び適度のレバレッジ等を要求するものである。

マスターファンド投資顧問会社は、リスク管理に加え、投資決定についても、完全に系統化された取引システムを使用している。

特にマネージドフューチャーズ戦略及びシャープパリティ戦略における取引システムは、下記の4つの基本方針に基づく投資運用を行う。

独自のテクニカル分析

先物市場のヒストリカル・データと多岐に渡る独自のテクニカル指標に基づき、高い収益機会をもたらす可能性のある価格パターン（トレーディング・シグナル）を見つけ出す。これらのトレーディング・シグナルに基づき、取引システムが自動的に売買注文を決定する。

マネージドフューチャーズ戦略及びシャープパリティ戦略

取引システムは、現在「マネージドフューチャーズ戦略」と「シャープパリティ戦略」を採用している。各マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドにより周期は短期から中長期と限定若しくはバランスされ、また、市場の上昇パターン又は下降パターンにかかわらず収益を得ることを目指している。

厳格なリスク管理

取引システムに組み込まれた厳格な取引ルールに基づき、取引に関する意思決定から人間の感情移入による誤算を排除する。個々の取引ポジションの金額を制限し、損失を早期に切り捨てる。各

取引の初期リスクの上限を分別ポートフォリオの資産の一定割合に事前に設定し、リスク量を毎日継続的に監視する。

分散投資

マネージドフューチャーズ戦略では、世界中の流動性の高い金融先物市場及び商品先物市場を取引対象として、買いポジションと売りポジションの両方を使用した分散投資を行う。このような分散投資により、相互に独立した動きを示す数多くの異なる先物市場にリスクを分散させることを目指している。シャープパリティ戦略では、複数あるトレーディングシステムが、株式、債券、商品市場へのバランス投資による付加価値を通じ、安定した長期的なパフォーマンスを生み出す。市場のウェイト付けは、いわゆるシャープ・レシオを使用して調整される。当該指標は、投資の収益が資産のリスクに匹敵するかどうかを示すものである。スーパーファンド・シャープパリティ戦略では、リスク・リターン・レシオが最大となる市場セグメントをポートフォリオ内で最も重くウェイト付けする。これにより、戦略を様々な市場変動に適応させることができる。収益確保の機会をより生かすため、ファンドのサブシステムが各マーケットの下落に対してヘッジする可能性もある。

マスターファンド投資顧問会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資決定に関する裁量権を持たず、取引システムの要求に正確に従うことが求められる。かかる取引システムを使用することにより、経常的な投資決定プロセスにおいて人間の感情はほとんど除外される。

取引システムは、利益の最大化より資金の維持を優先させるよう設定されている。システムリスクを軽減するため、基準となる変数を多様化し、さらに、ポジションが形成される前に、市場の相関関係及びボラティリティに基づきかかるポジション毎の最大の未確定リスクを示す。ポジションは、ストップ・アウト、上記の市場のボラティリティ又は相関関係の変化を受けての調整又は利益を確定するためにクローズして決済されるが、かかるシステムが先例と同様の結果をもたらす保証はない。

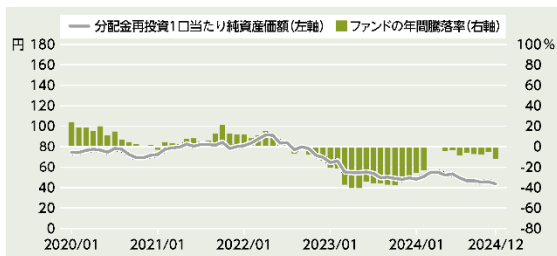
またかかるシステムは、世界中の主要な市場にて取引を行うことによる地域市場に関連したリスクの軽減も行っている。市場の効率性は定期的に再査定され、特定の市場が市場ポートフォリオへ追加され、又は市場ポートフォリオから削除される。マスターファンド投資顧問会社が所在する地域における災害に関連するリスクを最小限に抑えるため、かかる取引システムの予備システムが、マスターファンド投資顧問会社とは地理的に異なる場所で保守されている。管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、取引の発注に関与した結果又は取引システムに関与した結果得た情報を他の目的に使用してはならない。上記の記載に限らず、管理会社又はマスターファンド投資顧問会社の従業員は、自己のため又はその他の第三者のために取引活動を行ってはならない。管理会社及びマスターファンド投資顧問会社の従業員には、すべて契約により厳格な秘密保持義務が課せられている。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理会社はマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの週次の運用報告書を作成し、当該報告書にはマスターファンド又はアンダーライニング・マスターファンド（いずれか該当するもの）の純資産価額、月末又は当該週の純資産価額評価日時点（いずれか該当するもの）の純収益、及び当該会計年度の初めから当該日時点までの純収益を記載するものとする。管理会社の財務諸表は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表と同様、独立会計事務所により毎年監査される。

管理会社の取締役会は、管理会社のために、特定のリスク管理に係る問題についての方針を定め、これを実施するものとし、かかる方針には相手方当事者の与信承認、相手方当事者の制限及び従業員の取引方針が含まれるがこれらに限らない。

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資1口当たり純資産価額の推移

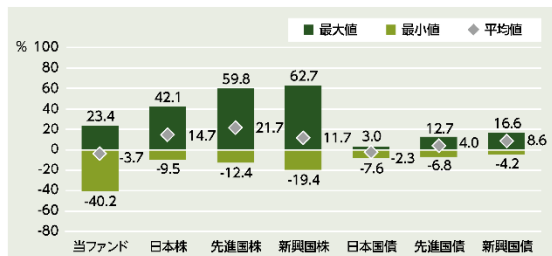
■ グリーン(円・クラス) (2020年1月～2024年12月)



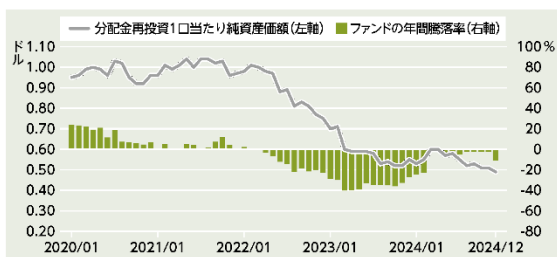
※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (円・クラス)」

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

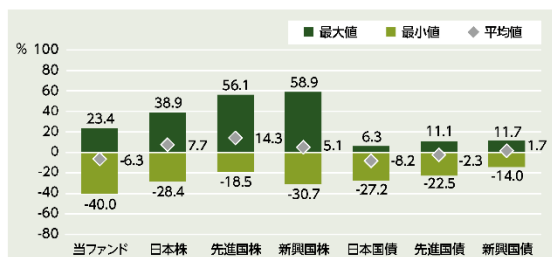
グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを
定量的に比較できるように作成したものです。



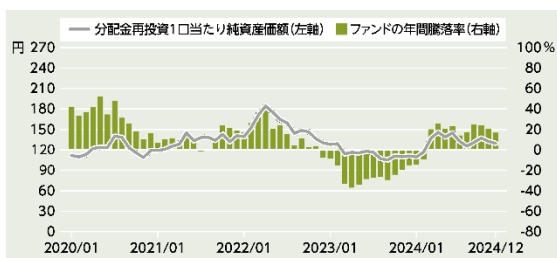
■ グリーン(米ドル・クラス) (2020年1月～2024年12月)



※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (米ドル・クラス)」

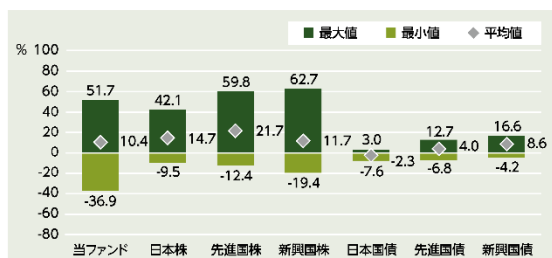


■ グリーン(ゴールド円・クラス) (2020年1月～2024年12月)

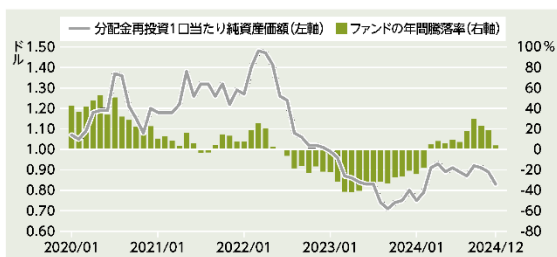


※2017年12月31日までの名称：スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン サブファンドB 円建てクラス

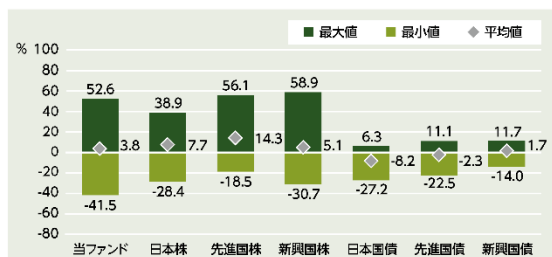
※2018年1月1日～2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (ゴールド円・クラス)」



■ グリーン(ゴールド米ドル・クラス) (2020年1月～2024年12月)



※2020年12月31日までの名称：サブファンド「グリーンB (ゴールド米ドル・クラス)」



*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

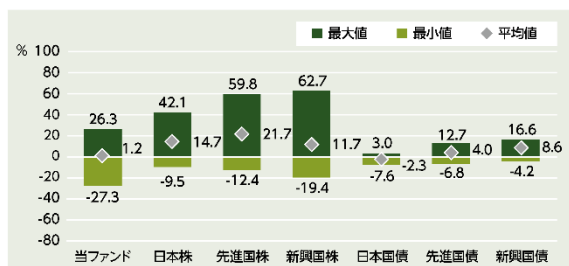
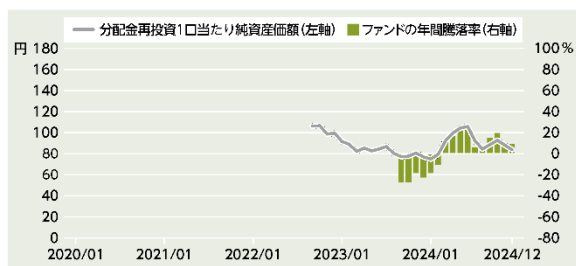
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

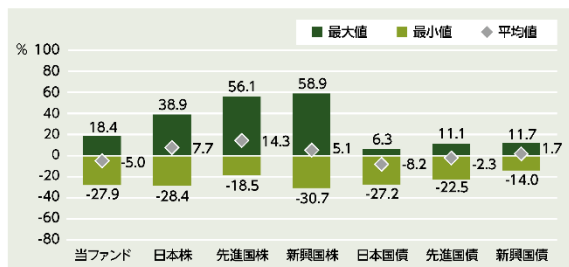
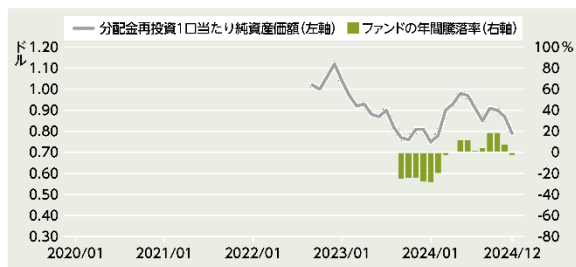
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及びほかの代表的な資産クラスについて表示したものです。

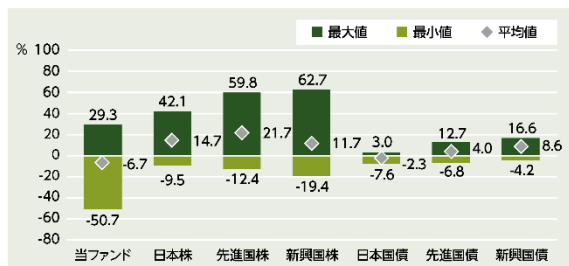
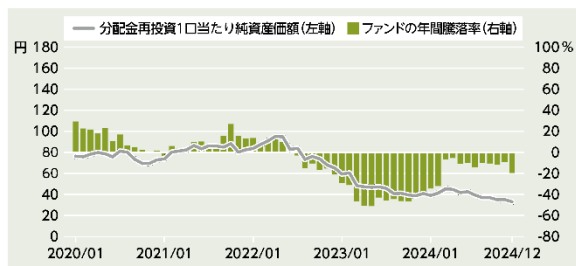
■ グリーン(シルバー円・クラス) (2020年1月～2024年12月)



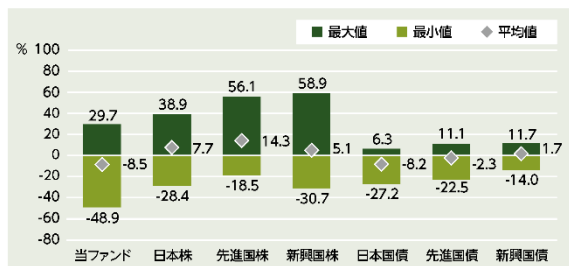
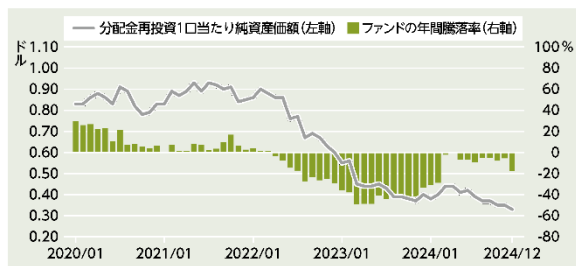
■ グリーン(シルバー米ドル・クラス) (2020年1月～2024年12月)



■ グリーンC(円・クラス) (2020年1月～2024年12月)



■ グリーンC(米ドル・クラス) (2020年1月～2024年12月)



*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金(税引前)を再投資したもののみならず計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

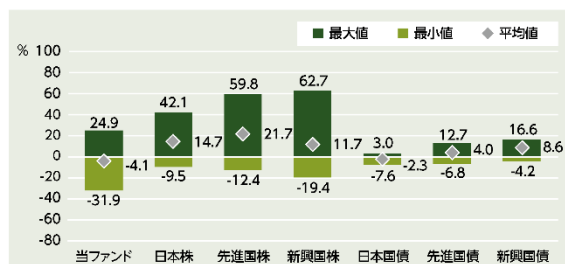
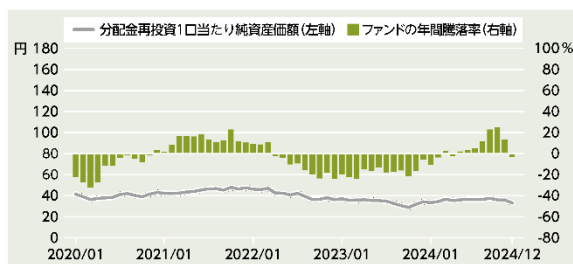
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及びほかの代表的な資産クラスについて表示したものです。

■ レインボー・オールシーズンズ(円・クラス) (2020年1月～2024年12月)

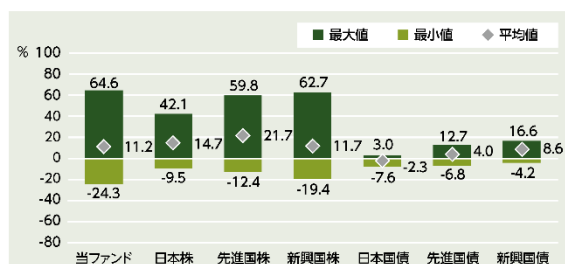
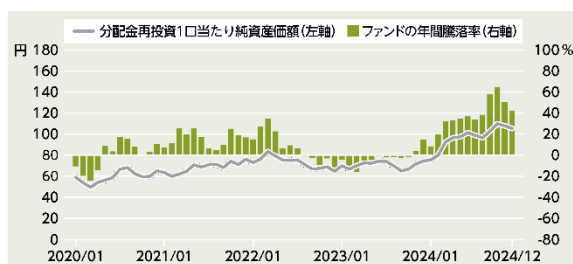


※2019年12月31日までの名称：サブファンド「ブルー (円ヘッジ有・クラス)」

※2020年1月1日～2021年6月30日までの名称：サブファンド「シャープパリティ (円・クラス)」

※2021年7月1日～2023年6月30日までの名称：サブファンド「システムティック・オールウェザー (円・クラス)」

■ レインボー・オールシーズンズ(ゴールド円・クラス) (2020年1月～2024年12月)



※2019年12月31日までの名称：サブファンド「ブルー (ゴールド円・クラス)」

※2020年1月1日～2021年6月30日までの名称：サブファンド「シャープパリティ (ゴールド円・クラス)」

※2021年7月1日～2023年6月30日までの名称：サブファンド「システムティック・オールウェザー (ゴールド円・クラス)」

*分配金再投資1口当たり純資産価額は分配金 (税引前) を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額と異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、設定から1年未満の時点では算出されません。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をファンド及びほかの代表的な資産クラスについて表示したものです。

※グリーン (シルバー円・クラス、シルバー米ドル・クラス) は2022年9月1日に運用を開始したため、2023年8月以前の年間騰落率は記載していません。

※新設サブファンドであるサブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2024年12月31日時点において運用を開始していなかったため、年間騰落率は記載していません。

○ 円建てクラスの指数

円・クラス／ゴールド円・クラス／シルバー円・クラス

日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSA I 指数 (配当込) (円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込) (円ベース)

日本国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (日本) (円ベース)

先進国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本) (円ベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しています。

○ 米ドル建てクラスの指数

米ドル・クラス／ゴールド米ドル・クラス／シルバー米ドル・クラス

日本株……東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSA I 指数 (配当込) (米ドルベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)

日本国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (日本) (米ドルベース)

先進国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本) (米ドルベース)

新興国債……JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

販売会社、代行協会員及び／又は管理会社は、それぞれ単独の裁量において、関連するすべての料金及び／又は手数料の一部又は全部の支払いを免除することができる。販売会社（販売取次会社を含む。）は、申込手数料を受領する権利を有する。

各申込に適用される申込手数料は、当該投資家の各クラスの購入申込総額（以下「申込金額」という。）に基づき計算される。各申込に適用される申込手数料は、当該申込についての申込金額に上限5.50%（税抜5%）の申込手数料率を乗じた額とする。

申込手数料は、金融商品販売時における、投資家に対する資料提供及び説明、受発注取次事務、約定及び受渡し関連事務・連絡等の役務に対する費用・報酬として支払われる。

（注）上記申込手数料には、上記申込手数料に課される日本において適用される現行の法定消費税率である10%の消費税相当額が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額（申込金）は、（i）申込金額及び（ii）申込手数料（かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。）の合計額となる。

(2) 買戻し手数料

受益証券の買戻し請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制買戻しが当ファンドによってなされた場合、買戻し価格の2%の買戻し手数料（以下「買戻し手数料」という。）が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社と協議した受託会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

買戻し手数料は、投資家が保有するファンド資産の買戻し手続のための資金をファンドから捻出するために、コストが発生した場合、その金額に充てるものとして支払われる。

同様に、サブファンド「グリーン」及び「グリーンC」のマスターファンドについて、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該分別ポートフォリオによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して（マスターファンドの投資顧問会社としての資格において）支払われる。

償還手数料は、投資家が保有するファンド資産の買戻し手続のための資金をファンドから捻出するために、マスターファンドレベルにおいてコストが発生した場合、その金額に充てるものとして支払われる。

なおサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」、「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」のマスターファンドについては、償還手数料は発生しない。

買戻し手数料又は償還手数料は、取締役が買戻し手数料の支払を免除した場合を除き、買戻金の支払時に課される（すなわち、買戻金から買戻し手数料又は償還手数料が差し引かれる。）。

マスターファンドによる償還につき、アンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(3) 管理報酬等

(i) 管理報酬

管理会社は、受益証券に関し、合計額が各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の管

理報酬を受領する権限を有する。かかる報酬は、日々発生し、各評価日（以下に定義する。）において計算され、毎月後払いで支払われる。

（注1）「評価日」とは、各週水曜日の直前のファンド営業日（以下に定義する。）（但し、各月の最終週については当該月の最後のファンド営業日）、又は、受託会社が管理会社と協議の上、随時定める別の日をいう。

（注2）「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「本邦営業日」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド営業日」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

管理報酬は、受託会社、事務管理会社及びカストディアンその他の者との間のやりとり、当ファンドの活動に関連する契約の管理、申込及び償還を含む投資活動の運用管理の対価として支払われる。

（ii）受託会社報酬

受託会社報酬は、受託会社に対し、各サブファンドの資産から毎年前払いにて下記のとおり支払われる。

各サブファンドにつき、年間11,000米ドル（約1,604,020円）。

受託会社報酬は、信託証書第31条に定める報酬の請求に基づき、受託会社が当ファンドの受託会社として行為することへの対価として支払われる。

受託会社はまた、取引報酬を含めて業務遂行において生じた立替費用の清算金を受領する権限を有する。

（iii）事務管理会社報酬

単位：米ドル

	サブファンド	当ファンドの事務管理及び振替代行報酬 (年間)	年次財務諸表の作成 (年間)
スーパーファンド・ ジャパン	サブファンド 「グリーン」	5,400	1,500
	サブファンド 「グリーンC」	5,400	
	サブファンド 「レインボー・オールシーズンズ」	5,400	
	サブファンド 「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」	5,400	
	サブファンド 「ブラック・ブロックチェーン」	5,400	

当ファンドの事務管理及び振替代行報酬は、事務管理契約に別紙Bとして添付されている一覧に記載される、各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価として毎月後払いにて支払われる。当該役務は、両当事者の合意により適宜修正される場合がある。年次報告書及び監査手配報酬は、関連する規制に則した年次財務諸表（監査済み）の作成及びその補助の対価として毎月後払いにて支払われる。事務管理会社は、100米ドルを超える費用につき事前の承認を得ずに払戻しを受ける権利を有する。費用は原則として、郵送及び／又は翌日配送便にて送付される書類に係る郵送料及び最小限の手数料に限定される。

(iv) 代行協会員報酬

代行協会員は、代行協会員としての役割（日本の投資家に対する目論見書及び財務諸表の交付（日本法及びJSDAの規則により義務づけられるもの）、並びに各サブファンドについての各シリーズの純資産価額の公表等）に関連する報酬（以下「代行協会員報酬」という。）を受領する権限を有する。代行協会員報酬は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）とする。かかる報酬は、日々発生し、各評価日において計算され、毎月後払いで支払われる。

(v) 販売会社報酬

サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」、「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」について、販売会社は純資産価額のそれぞれ0.6%、1.0%及び1.0%（いずれも年率）に相当する額の販売報酬を徴収する権限を有する。日々発生する当該販売報酬は、各評価日に算出され毎月支払われる。

販売会社は、販売会社としての立場では、サブファンド「グリーン」及び「グリーンC」に関して、当ファンドのレベルで報酬を受領する予定はない。

販売会社は、サブファンド「グリーン」及び「グリーンC」については、マスターファンドのレベルにおいて徴収される、当該各サブファンドの純資産価額の1.8%（年率）に相当する金額の販売報酬を、受領する権限を有する。日々発生する当該販売報酬は、各評価日に算出され、マスターファンドのレベルで毎月後払いで支払われる。

販売報酬は、販売の手配を行うことへの対価として支払われる。

(4) その他の手数料等

(i) マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドから支払われるべき手数料

マスターファンド投資顧問会社は、管理報酬として、マスターファンドの各分別ポートフォリオに属する各クラスのマスターファンド株式の純資産総額の、グリーン及びグリーンCにおいては毎月0.16%（年2.0%）、レインボー・オールシーズンズにおいては毎月0.08%（年1.0%）、並びにゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンにおいては毎月0.125%（年1.5%）相当額をマスターファンドの各分別ポートフォリオに対して請求する。当該報酬は毎月後払いにて、当該マスターファンドの各分別ポートフォリオから支払われる。管理報酬は、マスターファンドの投資管理を行うことへの対価として支払われる。

さらに、毎月の最終マスターファンド営業日（以下「マスターファンド評価日」という。）時点におけるマスターファンドの各分別ポートフォリオに属する各クラスの株式の純資産価額の増加額につき、グリーン、グリーンC及びレインボー・オールシーズンズについてはその20%、ゴールド・シルバー・プラス・マイニング及びブラック・ブロックチェーンについてはその10%

（以下「成功報酬」という。）が、毎月マスターファンドの各分別ポートフォリオからマスターファンド投資顧問会社に対して支払われる。各クラスの株式の純資産価額の増加額とは、各分別ポートフォリオに属する当該クラスの株式のマスターファンド評価日毎における純資産価額（成功報酬支払前）がそれまでのハイウォーターマークを上回った場合における差額（もしあれば）を意味する。疑義を避けるために付言すれば、成功報酬は、累積ベース、すなわちハイウォーターマーク基準で計算され、当該株式の純資産価額が、同株式のそれまでの純資産価額の最高値（ハイウォーターマーク）を上回らない限りは支払われない。ハイウォーターマークが更新される度に、成功報酬を支払う上での基準値も変わる。本項において「ハイウォーターマーク」は、マスターファ

ンド投資顧問会社に支払われる成功報酬を差し引いた後の、株式の純資産価額を意味する。

成功報酬はすべての他の報酬及び費用が支払われた後に算出される。マスターファンド投資顧問会社は、何らかの理由（例えば、受益権者に対して提供された役務や受益権者が提供した役務を考慮するため、あるいは受益証券の発行に関連する理由等）により、受領した報酬の一部を第三者（サブファンドの受益権者等を含む。）に対して支払う場合がある。

成功報酬は、ハイウォーターマークを超えるマスターファンドの良好な投資成果への対価として支払われる。

マスターファンドによる申込につきアンダーライニング・マスターファンドによりマスターファンド投資顧問会社に支払われる管理報酬又は成功報酬はない。

マスターファンドの販売会社は、サブファンド「グリーン」及び「グリーンC」については当該各サブファンドの純資産価額の1.8%（年率）に相当する額の販売報酬を受領する権限を有する。日々発生する当該販売報酬は、各評価日に算出され、マスターファンドレベルで毎月後払いで支払われる。サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」、「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、マスターファンドにおいて徴収される販売報酬はない。

販売報酬は、販売の手配を行うことへの対価として支払われる。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの事務管理会社（以下「マスターファンド事務管理会社」という。）は、下表に示す年間報酬を受領する権限を有する。

単位：米ドル

		分別ポートフォリオに係る 事務管理報酬（年間）	年次財務諸表の作成 （年間）（企業単位）
マスターファンド	スーパーファンド・ グリーン・ゴールドSPC B	5,700	1,500
	スーパーファンド・ グリーンSPC B	5,400	1,500
	スーパーファンド・ グリーンSPC C	5,400	
	スーパーファンドSPC レインボー・オールシーズンズ	18,000	1,500
	スーパーファンド・ グリーン・ゴールドSPC ゴールド・シルバー・プラス・ マイニング	12,600	1,500
	スーパーファンド・ グリーン・ゴールドSPC ブラック・ブロックチェーン	12,600	1,500

単位：米ドル

		事務管理報酬（年間）	年次財務諸表の作成（年間）
アンダーライニング・マスターファンド	スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC	純資産の4.2ベシスポイント／年間0.042%（毎月4.2ベシスポイントの12分の1） 但し、各ファンドにつき最低毎月1,375米ドル ファンドの純資産の50百万米ドルを超える部分：2.45ベシスポイント ファンドの純資産の100百万米ドルを超える部分：0.7ベシスポイント	1,500
	スーパーファンド・グリーン・マスター	純資産の4.2ベシスポイント／年間0.042%（毎月4.2ベシスポイントの12分の1） 但し、各ファンドにつき最低毎月1,500米ドル ファンドの純資産の50百万米ドルを超える部分：2.45ベシスポイント ファンドの純資産の100百万米ドルを超える部分：0.7ベシスポイント	1,500

当該年間報酬は、事務管理契約の別紙Aとして添付される一覧に記載される、各評価日における純資産価額の計算、受益権者名簿の管理、締結された申込に係る契約及び申込の受領並びに処理、電磁的方法による受益証券の発行証明及び保有報告書の作成並びに送付などの役務の対価として、マスターファンド事務管理会社に対し毎月後払いにて支払われる。当該役務は、両当事者の合意により適宜修正される場合がある。マスターファンド事務管理会社はまた、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドに係る年次報告書及び監査手配報酬として上表に示す年間報酬を受領する資格を有する。年次報告書及び監査手配報酬は、関連する規制に則した年次財務諸表（監査済み）の作成及びその補助の対価として毎月後払いにて支払われる。

また、マスターファンド事務管理会社（又はその関連会社）は、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの登録事務所としての活動並びに役員及び秘書役サービスの提供に対する報酬として、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドそれぞれにつき上表に示す報酬を毎年前払いにて受領することもできる。マスターファンド事務管理会社（又はその関連会社）はまた、ミューチュアル・ファンド法の第4項（1）（b）項に規定される、マスターファンドの主たる事務所として行為することにより、上表に示す報酬を毎年前払いにて受領する。

さらにマスターファンド事務管理会社は、100米ドルを超える費用につき事前の承認を得ずに払戻しを受ける権利を有する。費用は原則として、郵送及び／又は翌日配送便にて送付される書類に係る郵送料及び最小限の手数料に限定される。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドは、通常の業務においてマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド（場合により）により負担されるべき、又はマスターファンド若しくはアンダーライニング・マスターファンド（場合により）のために負担されたすべての費用を支払う。かかる費用には、FATCA／CRS関連業務費用（各マスターファンド及び各アンダーライニング・マスターファンドにつき、それぞれ3,000米ドルの年間手数料）、コンサルティング費、調査費、投資関連旅費、サービスその他の運営費、継続募集関連費用、保管及び管理事務代行費、印刷費、弁護士費用、会計・監査費用、支払利息、銀行手数料、仲介手数料、短期配当金、その他同様の費用並びに臨時費用が含まれる（但し、これらに限られるものではない。）。アンダーライニング・マスターファンドから清算会社に支払われる仲介手数料の一部は、管理会社及び／又はマスターファンド投資顧問会社の関連会社である1つ以上の取次ぎ及び

／又は執行を行ったブローカーでシェアされる場合がある。

(ii) 諸費用

各サブファンドは、その運用及び業務に付帯するその他すべての費用を負担し、かかる費用には、(i) 仲介手数料及び費用、引受手数料並びに類似の費用、(ii) 銀行費用及び決済機関費用、(iii) 借入金及び借方残高に対する支払利息及び約定手数料、(iv) 所得税、源泉徴収税、譲渡税及びその他政府により課される費用及び税、(v) 当ファンドの法律顧問及び独立監査人への報酬（当該サブファンド分）、(vi) ケイマン諸島に登記された、当ファンドの主たる事務所の維持費、及び当ファンドがミューチュアル・ファンド法上の登録ミューチュアル・ファンドとしての地位を維持するための費用（いずれも当該サブファンド分）、(vii) FATCA／CRS関連業務費用（当ファンドにつき3,000米ドルの年間手数料）（各サブファンドにて按分）、(viii) AML関連業務費用（当ファンドにつき6,000米ドルの年間手数料及びその他附帯手数料等）（各サブファンドにて按分）、(ix) 受益権者に対する募集資料並びに報告書及び通知の、印刷及び配布費用、(x) 設立費用、並びに、(xi) 各サブファンドが投資したファンド（マスターファンドを含むがそれに限られない。）の費用（当該サブファンド分）が含まれる。

(5) 課税上の取扱い

本書の内容は、情報の提供のみを目的として、受益権者となるべき投資家に対するケイマン諸島及び日本の税効果について記載したものである。当ファンドへの投資に関する課税上の問題については、それぞれの専門の税務アドバイザーに相談されることを推奨する。税効果は、受益権者となるべき各投資家の状況によって異なる。また、当ファンドの直接的受益権者ではないが、特定のルールが適用された結果、受益証券の保有者とみなされる投資家については、（本書に記載されていない）特別な検討が必要となる場合がある。本書の議論は、課税上のアドバイスではなく、また、受益権者は課税上のアドバイスとして、本書の議論の一部に依拠することのないように留意されたい。

(i) ケイマン諸島の課税上の取扱い

現行のケイマン諸島の法律においては、当ファンドが支払義務を負う所得税、相続税、譲渡税、売上税その他の税金、又は当ファンドによる分配金若しくは受益証券の買戻代金の支払いに適用される源泉徴収税はない。

当ファンドはケイマン諸島の信託法（その後の改正を含む。）第74条に基づき、適用免除信託として登録されている。前述したとおり、納税義務を課す税制は現在のところケイマン諸島にはないが、当ファンドは、法律の改正の有無を問わず、信託証書の日付より50年以内であれば、所得又はキャピタル・ゲインについて将来課されるいかなる税金又は義務からもファンドが免除されるという旨の、ケイマン諸島の総督が署名した誓約の適用を受けている。

米国外国口座税務コンプライアンス法

米国内国歳入法の第1471項から第1474項（FATCAと称される。）は、さまざまな情報報告要件が満たされている場合を除いて、当ファンド及び各サブファンドを含む特定の「外国金融機関」に対して支払われる米国源泉金額の合計金額に30%の源泉徴収税を課している。この規則に基づき源泉徴収の対象となる金額は通常、米国源泉の配当金及び利子所得の総額、米国国内の財源から配当金又は利子所得を生み出す財産の売却による総収益、及び「参加外国金融機関」から「非協

力口座保有者」に対するその他の支払い（いわゆる「外国パススルー支払い」）を含む。

ケイマン諸島政府は、米国とモデル1政府間協定（以下「米国IGA」という。）を締結し、FATCA遵守を促進するための国内規制を実施した。適用ある法令に基づく義務を遵守するため、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、FATCAに関する情報をケイマン諸島の税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）に報告することが義務づけられ、ケイマン諸島税務情報局が関連情報を米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に報告する。FATCAに基づく源泉徴収税を回避するため、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、受益権者及び実質的所有者に追加の情報を要求して（これはケイマン諸島税務情報局及びIRSに開示されることがある。）、受益証券が直接又は間接的に「特定米国人」（米国IGAに定められる。）に保有されているかどうかを確認する。当ファンドが（1人以上の受益権者が十分な情報の提供を怠ったためか否かにかかわらず、）米国IGAに基づく報告要件を遵守できなかった場合、FATCAに基づく30%の源泉徴収税が当ファンド及び各サブファンドに課される可能性がある。

税務報告に関するOECD共通報告基準の要件

「共通報告基準」（以下「CRS」という。）は、関係する法域間で財務会計情報を自動的に交換するための世界基準とするためにOECDによって策定された。CRSを導入するすべての法域（以下それぞれを「参加法域」という。）が、所轄官庁多国間合意（以下「MCAA」という。）又は特定の参加法域との間の所轄官庁二国間合意に署名する。

MCAA（又は該当する二国間合意）に基づき、参加法域は適切な国内規制を施行し、必要な行政及びITインフラ（いずれも情報を収集及び交換し、機密性を保持し、データを保護するためのもの）を設け、情報交換に係る必要な通知を行った時点で「報告対象法域」となる。参加法域は、関連する情報を収集し、報告対象法域と情報交換を行わなければならない。

ケイマン諸島政府は、MCAAに署名しており、税務情報局（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）の規則（改正済み）（以下「CRS規則」という。）にCRSを採用している。CRS規則に基づき、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、報告対象法域に居住し課税対象となる受益権者及び／又はその「管理者」が報告対象法域に居住し課税対象となる受益権者（但し、CRS規則における限定的な適用除外規定が1つ以上適用される者を除く。）につき、ケイマン諸島の税務情報局に対して年次報告を行うことを義務づけられている。

ケイマン諸島税務情報局のウェブサイトである<https://www.ditc.ky/frameworks/crs/page/5/>において、ケイマン諸島における報告対象法域の一覧を閲覧することができる。

受益権者への予想される影響

米国IGA、MCAA及び関連する国内法令（以下「AEOI法令」と総称する。）を遵守するため、当ファンドは、受益権者から提供された機密情報を関連するケイマン諸島以外の国の財政当局（以下「海外財政当局」という。）又はケイマン諸島税務情報局に開示することがあり、その機密情報は関連する海外財政当局に報告されることがある。さらに、受託会社は当ファンド及び各サブファンドのために、受託会社が当ファンド及び各サブファンドのためにケイマン諸島税務情報局及び／又は関連する海外財政当局に開示を要求される可能性がある追加的情報及び／又は書類の提供を受益権者に対して何時でも要求することがある。

受益権者が要求された情報及び／又は書類を提供しない場合、当ファンドによる法令遵守違反

又は当ファンドが源泉徴収税若しくはその他の責任を負うリスクに実際につながるか否かにかかわらず、当ファンドは、自由にあらゆる措置を講じ、及び／又は救済を求めることができる。かかる措置又は救済には、関係している受益権者が保有する受益証券の一部又は全部の強制償還を含む。受益権者が情報等を提供しないことにより当ファンドが何らかの費用若しくは源泉徴収税を負担し、又は受益権者に対して源泉徴収税を適用することが法律によって要求される範囲内において、当該額を当ファンドが受益権者に対して負う支払額と相殺し、また当該受益権者が保有する受益証券に対して当該金額を分配することができる。AE0I法令を遵守するため当ファンドによって又は当ファンドを代表して行われた措置又は求められた救済によって発生した一切の損害又は負債に対し、当該措置又は救済の影響を受ける受益権者は、当ファンドに対する請求権を有しないものとする。

受益権者は、サブファンドの受益証券への投資に対する、AE0I法令の適用の可能性及びこれらの想定される影響について、自らのアドバイザーに相談することが奨励される。

(ii) 日本の課税上の取扱い

日本の投資家は、各受益証券の申込の時点において適用される有価証券税制を個別に確認されたい。本書の日付現在、日本の税法で定義されている、日本で公募される外国株式投資信託（いわゆる「公募外国株式投資信託」）に関する税制は、下記のとおりである。日本の投資家は、所得税法、法人税法、租税特別措置法及びその他の税法の変更により、課税率及び課税方法も変更の対象となることに留意すべきである。

(a) 個人受益権者に支払われる当ファンドの分配金について、その課税方法は以下のとおりとなる。

個人に支払われるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。受益権者の選択により、申告不要とすることも、配当所得として確定申告をすることもできる。また、2024年1月1日以降に取得した有価証券に係る分配金については、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を利用した場合、一定の要件下で、成長投資枠の非課税保有限度額（総枠）1,200万円の範囲内で、年間240万円を上限とする投資については配当所得が非課税となる。

受益権者は、申告不要を選択した場合、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税又は申告分離課税を選択することになる。申告分離課税を選択した場合の税率は、20%（所得税15%、住民税5%）となる。なお、申告分離課税を選択した場合（源泉徴収選択口座におけるファンドの分配金について申告分離課税を選択した場合を含む。）、その年分の上場株式等の譲渡損失又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除く。）を控除することができる。

但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、住民税5%）となる。

(b) 法人（公共法人等を除く。）が分配金を受け取る場合は、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われる。法人の益金不算入の適用は認められない。

但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日まで
は15.315%（所得税のみ）、2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）となる。

- （c）個人が受益証券を譲渡・買戻請求した場合、その課税方法は以下のとおりとなる。

譲渡損益における申告分離課税での税率は20%（所得税15%、住民税5%）となり、申告
分離課税の上場株式等の譲渡による所得及び上場株式等の配当所得等との損益通算が可
能となる。また、2024年1月1日以降に取得した有価証券に係る譲渡所得については、少
額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を利用した場合、一定の要件下
で、成長投資枠の非課税保有限度額（総枠）1,200万円の範囲内で、年間240万円を上限と
する投資については譲渡所得が非課税となる。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択した場合は、20%（所
得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

但し、上記の税率は、復興特別措置法に基づき、2014年1月1日から2037年12月31日まで
は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、2038年1月1日以降は20%（所得税15%、
住民税5%）となる。

- （d）上記の分配金及び譲渡・買戻しの対価につき、一定の場合、支払調書が税務署長に提出さ
れる。

- （e）当ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（c）と同様の扱いとなる。

当ファンドは、日本で公募される株式投資信託（公募外国株式投資信託）として取扱われる。但
し、当ファンドの受益権者が課税当局により異なる扱いを受ける可能性があることに留意するべき
である。上記の課税上の取扱いは、税法又は課税当局の決定の変更によって影響を受けることがあ
る。

5 運用状況

(注) 新設サブファンドであるサブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2025年3月31日時点において運用を開始していなかったため、2025年3月31日以前の情報は無い。

(1) 投資状況

(2025年3月31日現在)

	資産の種類	国 名	時価合計 円	投資比率
グリーン	スーパーファンド・グリーン・ ゴールドSPC Bの株式（クラスB・ジャパ ン） 及びスーパーファンド・グリーンSPC Bの 株式（クラス・ジャパン及びクラス・シル バー）	ケイマン諸島	1,970,629,235	99.86%
	現金、受取債権及びその他の資産 （負債控除後）	該当なし	2,677,348	0.14%
	純資産総額		1,973,306,583	100%
	資産の種類	国 名	時価合計 円	投資比率
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株式 （クラスC・ジャパン）	ケイマン諸島	94,351,089	88.13%
	現金、受取債権及びその他の資産 （負債控除後）	該当なし	12,712,504	11.87%
	純資産総額		107,063,593	100%
	資産の種類	国 名	時価合計 円	投資比率
レインボー・ オールシーズンズ	スーパーファンドSPCの株式 （分別ポートフォリオ・レインボー・オー ルシーズンズ・クラスB・ジャパン）	ケイマン諸島	649,183,183	98.79%
	現金、受取債権及びその他の資産 （負債控除後）	該当なし	7,981,418	1.21%
	純資産総額		657,164,601	100%

(注1) 円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2025年3月31日現在)

サブ ファンド	発行地	銘柄	業種	数量	金額（簿価）		金額（時価）		投資 比率
グリーン	ケイマン 諸島	スーパーファン ド・グリーン・ゴ ールドSPC Bの株 式（クラスB・ジ ャパン）及びスー パーファンド・グ リーンSPC Bの株 式（クラス・ジャ パン及びクラス・ シルバー）	分別 ポート フォリオ 会社	1,724,959.16	2,201,145,788円		1,970,629,235円		100%
					単価	1,276.06円	単価	1,142.42円	
グリーンC	ケイマン 諸島	スーパーファン ド・グリーンSPC Cの株式（クラス C・ジャパン）	分別 ポート フォリオ 会社	185,424.16	246,674,619円		94,351,089円		100%
					単価	1,330.33円	単価	508.84円	
レインボ ー・オール シーズンズ	ケイマン 諸島	スーパーファン ドSPCの株式（分 別ポートフォリオ ・レインボー・ オールシーズンズ ・クラスB・ジ ャパン）	分別 ポート フォリオ 会社	76,812.51	460,915,906円		649,183,183円		100%
					単価	6,000.53円	単価	8,451.53円	

(注1) 金額（単価を除く。）は小数点第1位を四捨五入している。

② 投資不動産物件

該当なし

③ その他投資資産の主要なもの

該当なし

(3) 運用実績

*サブファンド「グリーン」（2021年1月1日付でサブファンド「グリーンB」より名称変更）の受益証券は、当初設立（2009年）以降2017年12月31日まで、約2ヵ月毎の申込期間に対応して異なるシリーズとして発行されたが、その後順次当初シリーズに統合された。

① 純資産の推移

(a) 純資産総額の推移

*下記表中の「サブファンドB 円建てクラス」は現在のサブファンド「グリーン」 ゴールド円・クラス（2021年1月1日付でサブファンド「グリーンB」 ゴールド円・クラスより名称変更）である（以下同じ）。

サブファンドB円建てクラス		
	純資産総額（円）	
	当初シリーズ	第2～42シリーズ
2015年12月	307,101,495	—
2016年12月	248,681,504	—
2017年12月	285,519,878	—

- (注1) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注2) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注3) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注4) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注5) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注6) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。
(注7) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	571,375,492	2,028,793.62	339,227,272	74,863.60	—	—
2019年12月	649,761,961	1,917,820.80	431,665,715	112,628.46	—	—
2020年12月	590,598,795	1,759,940.16	1,057,956,161	296,303.30	—	—
2021年12月	626,784,346	1,699,137.36	1,308,157,520	243,293.78	—	—
2022年12月	625,993,630	1,286,536.92	1,271,056,197	611,559.43	155,248,277	2,623,062.63
2023年12月	353,193,972	830,529.30	1,111,607,719	487,331.51	126,658,771	1,885,737.53
2024年4月	376,920,572	899,378.80	1,465,872,695	572,038.62	161,460,005	2,179,347.24
5月	355,192,109	857,187.81	1,393,570,320	546,669.94	170,112,800	2,292,029.47
6月	364,124,141	876,349.44	1,435,220,617	556,978.43	173,053,601	2,271,922.24
7月	332,828,025	830,557.38	1,308,124,235	547,173.94	150,941,132	2,118,056.15
8月	314,825,304	788,021.83	1,242,562,385	531,508.64	139,047,043	1,994,152.38
9月	315,326,648	795,330.13	1,293,303,971	564,480.10	146,592,056	2,130,351.10
10月	303,612,200	740,203.60	1,355,675,283	513,891.65	154,080,707	2,107,049.44
11月	304,075,493	748,966.95	1,280,163,286	503,117.28	147,063,632	2,022,649.64
12月	286,912,053	708,722.94	1,251,595,472	468,817.77	129,620,039	1,831,359.43
2025年1月	287,308,338	712,088.28	1,321,297,781	529,046.57	139,429,547	1,986,462.83
2月	273,085,038	692,347.62	1,077,876,572	512,279.93	129,046,737	1,886,058.48
3月	260,208,322	665,106.15	1,107,819,035	539,651.17	133,052,099	1,944,053.17

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (米ドル)
2018年12月	264,774,602	1,317,843.39
2019年12月	245,467,414	1,467,651.12
2020年12月	235,038,559	1,374,166.26
2021年12月	227,675,117	1,318,083.95
2022年12月	134,790,697	866,931.50
2023年12月	79,021,516	570,141.42
2024年4月	83,184,928	627,545.84
5月	77,539,936	587,919.28
6月	79,254,983	601,629.02
7月	73,066,885	562,671.59
8月	68,420,058	527,602.71
9月	68,534,612	531,778.41
10月	59,652,427	504,645.90
11月	48,179,337	508,693.63
12月	45,239,239	477,675.84
2025年1月	45,256,273	479,687.63
2月	43,343,750	462,550.55
3月	41,064,614	440,081.19

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズンズ」 (ゴールド円・ クラス)
	純資産総額 (円)	純資産総額 (円)
2018年12月	107,994,977	218,335,809
2019年12月	77,319,294	175,257,399
2020年12月	66,812,165	189,205,761
2021年12月	187,748,935	244,374,590
2022年12月	154,083,753	248,008,244
2023年12月	65,336,276	272,114,655
2024年4月	65,010,063	350,375,529
5月	65,597,344	353,724,104
6月	66,142,593	367,497,425
7月	66,011,379	356,149,695
8月	65,948,815	348,081,544
9月	68,019,968	361,839,388
10月	65,341,202	386,836,033
11月	61,620,832	380,475,385
12月	56,718,229	370,861,584
2025年1月	60,149,470	431,313,261
2月	43,861,306	423,229,317
3月	44,792,552	612,372,049

(注1) 2018年1月1日以降、「サブファンドB 円建てクラス」はサブファンド「グリーン」ゴールド円・クラス(2020年12月31日以前の名称:「グリーンB」ゴールド円・クラス)として運用されている。

(注2) サブファンド「グリーン」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス(2020年12月31日以前の名称:「グリーンB」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス)及びサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」(2019年12月31日以前の名称:「ブルー」/2020年1月1日～2021年6月30日の名称:「シャー

ブパリティ」／2021年7月1日～2023年6月30日の名称：「システムティック・オールウェザー」)については、新設クラス及び新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月以前の情報が無い。

(注3) サブファンド「グリーンC」については、新設ファンドとして2018年7月より運用が開始されたため、2018年6月以前の情報が無い。

(注4) サブファンド「ブルー」円ヘッジ有・クラス及びサブファンド「ブルー」ゴールド円・クラスは、2020年1月1日付で、サブファンド「シャープパリティ」円・クラス及びサブファンド「シャープパリティ」ゴールド円・クラスとそれぞれ名称が変更された。その後、サブファンド「シャープパリティ」は、2021年7月1日付で、サブファンド「システムティック・オールウェザー」と名称が変更され、さらに2023年7月1日付でサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」と名称が変更された。

(注5) サブファンド「グリーンB」は、2021年1月1日付で、サブファンド「グリーン」と名称が変更された。

(注6) サブファンド「グリーン」シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスについては、新設クラスとして2022年9月より運用が開始されたため、2022年8月以前の情報が無い。

(b) 1口当たりの純資産価額の推移

サブファンドB円建てクラス		
1口当たりの純資産価額 (円)		
	当初シリーズ	第2～42シリーズ
2015年12月	98.67	—
2016年12月	80.10	—
2017年12月	103.35	—

(注1) 1口当たりの純資産価額は、小数点以下第2位まで計算されている。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

	サブファンド 「グリーン」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 円・クラス)	サブファンド 「グリーン」 (ゴールド 米ドル・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー円・ クラス)	サブファンド 「グリーン」 (シルバー 米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額 (円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額 (円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)	1口当たりの 純資産価額 (円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	58.31	0.74	74.42	0.70	—	—
2019年12月	70.59	0.90	102.38	0.98	—	—
2020年12月	71.56	0.96	118.95	1.20	—	—
2021年12月	80.12	0.97	140.71	1.29	—	—
2022年12月	69.48	0.75	130.32	1.01	99.55	1.12
2023年12月	49.55	0.55	110.95	0.80	76.99	0.81
2024年4月	55.10	0.60	145.71	0.93	99.55	0.93
5月	52.12	0.57	138.81	0.89	104.37	0.98
6月	53.40	0.58	144.63	0.91	105.80	0.97
7月	49.42	0.55	132.48	0.89	91.96	0.91
8月	46.72	0.52	125.41	0.87	84.38	0.85
9月	46.78	0.53	130.87	0.92	88.57	0.91
10月	45.35	0.51	137.26	0.91	92.72	0.90
11月	45.67	0.51	132.39	0.89	88.15	0.87
12月	43.69	0.49	129.50	0.83	83.78	0.79
2025年1月	43.79	0.49	136.66	0.89	89.71	0.86
2月	42.14	0.48	128.45	0.86	82.67	0.81

3月	40.27	0.46	134.73	0.91	84.84	0.84

	サブファンド 「グリーンC」 (円・クラス)	サブファンド 「グリーンC」 (米ドル・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額 (円)	1口当たりの 純資産価額 (米ドル)
2018年12月	56.44	0.61
2019年12月	71.63	0.78
2020年12月	72.97	0.83
2021年12月	82.54	0.85
2022年12月	65.30	0.60
2023年12月	40.98	0.40
2024年4月	44.90	0.44
5月	41.86	0.41
6月	42.78	0.42
7月	39.44	0.39
8月	36.93	0.37
9月	36.99	0.37
10月	35.07	0.35
11月	35.24	0.35
12月	33.09	0.33
2025年1月	33.10	0.33
2月	31.70	0.32
3月	30.04	0.31

	サブファンド 「レインボー・ オール シーズズ」 (円・クラス)	サブファンド 「レインボー・ オール シーズズ」 (ゴールド円・ クラス)
	1口当たりの 純資産価額 (円)	1口当たりの 純資産価額 (円)
2018年12月	53.57	64.43
2019年12月	41.66	59.01
2020年12月	43.03	65.21
2021年12月	47.51	76.18
2022年12月	36.18	64.79
2023年12月	34.27	74.37
2024年4月	35.36	96.52
5月	36.12	97.47
6月	36.42	101.50
7月	36.44	98.81
8月	36.41	96.57
9月	37.55	102.68
10月	36.07	109.78
11月	36.01	107.97
12月	33.14	105.43
2025年1月	35.14	117.22
2月	35.46	115.05
3月	36.51	122.55

(注1) 2018年1月1日以降、「サブファンドB 円建てクラス」はサブファンド「グリーン」ゴールド円・クラス(2020年12月31日以前の名称:「グリーンB」ゴールド円・クラス)として運用されている。

- (注2) サブファンド「グリーン」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス（2020年12月31日以前の名称：「グリーンB」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス）及びサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」（2019年12月31日以前の名称：「ブルー」／2020年1月1日～2021年6月30日の名称：「シャープパリティ」／2021年7月1日～2023年6月30日の名称：「システムティック・オールウェザー」）については、新設クラス及び新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月以前の情報が無い。
- (注3) サブファンド「グリーンC」については、新設ファンドとして2018年7月より運用が開始されたため、2018年6月以前の情報が無い。
- (注4) サブファンド「ブルー」円ヘッジ有・クラス及びサブファンド「ブルー」ゴールド円・クラスは、2020年1月1日付で、サブファンド「シャープパリティ」円・クラス及びサブファンド「シャープパリティ」ゴールド円・クラスとそれぞれ名称が変更された。その後、サブファンド「シャープパリティ」は、2021年7月1日付で、サブファンド「システムティック・オールウェザー」と名称が変更され、さらに2023年7月1日付でサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」と名称が変更された。
- (注5) サブファンド「グリーンB」は、2021年1月1日付で、サブファンド「グリーン」と名称が変更された。
- (注6) サブファンド「グリーン」シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスについては、新設クラスとして2022年9月より運用が開始されたため、2022年8月以前の情報が無い。

② 分配の推移

該当なし

③ 収益率の推移

サブファンドB 円建てクラス

	自2015年 1月1日 至2015年 12月31日	自2016年 1月1日 至2016年 12月31日	自2017年 1月1日 至2017年 12月31日
当初シリーズ	-15.52%	-18.82%	29.03%
第2シリーズ	-	-	-
第3シリーズ	-	-	-
第4シリーズ	-	-	-
第5シリーズ	-	-	-
第6シリーズ	-	-	-
第7シリーズ	-	-	-
第8シリーズ	-	-	-
第9シリーズ	-	-	-
第10シリーズ	-	-	-
第11シリーズ	-	-	-
第12シリーズ	-	-	-
第13シリーズ	-	-	-
第14シリーズ	-	-	-
第15シリーズ	-	-	-
第16シリーズ	-	-	-
第17シリーズ	-	-	-
第18シリーズ	-	-	-
第19シリーズ	-	-	-
第20シリーズ	-	-	-
第21シリーズ	-	-	-
第22シリーズ	-	-	-
第23シリーズ	-	-	-
第24シリーズ	-	-	-
第25シリーズ	-	-	-
第26シリーズ	-	-	-
第27シリーズ	-	-	-
第28シリーズ	-	-	-
第29シリーズ	-	-	-
第30シリーズ	-	-	-
第31～38シリーズ	-	-	-
第39シリーズ	-18.45%	-	-
第40シリーズ	-17.34%	-	-
第41シリーズ	-17.06%	-	-
第42シリーズ	-3.88%	-	-

(注1) 各シリーズの収益率の推移は、各運用開始日からの収益率の推移を表わしている。各シリーズの運用開始日はそれぞれ以下のとおりである。

シリーズ	当初シリーズ	第2シリーズ	第3シリーズ	第4シリーズ	第5シリーズ
運用開始日	2009年8月3日	2009年10月1日	2009年12月1日	2010年2月1日	2010年4月1日
シリーズ	第6シリーズ	第7シリーズ	第8シリーズ	第9シリーズ	第10シリーズ
運用開始日	2010年6月1日	2010年7月1日	2010年8月1日	2010年10月1日	2010年12月1日
シリーズ	第11シリーズ	第12シリーズ	第13シリーズ	第14シリーズ	第15シリーズ
運用開始日	2011年2月1日	2011年4月1日	2011年6月1日	2011年7月1日	2011年8月1日
シリーズ	第16シリーズ	第17シリーズ	第18シリーズ	第19シリーズ	第20シリーズ
運用開始日	2011年10月1日	2011年12月1日	2012年2月1日	2012年4月1日	2012年6月1日
シリーズ	第21シリーズ	第22シリーズ	第23シリーズ	第24シリーズ	第25シリーズ
運用開始日	2012年7月1日	2012年8月1日	2012年10月1日	2012年12月1日	2013年2月1日
シリーズ	第26シリーズ	第27シリーズ	第28シリーズ	第29シリーズ	第30シリーズ
運用開始日	2013年4月1日	2013年6月1日	2013年7月1日	2013年8月1日	2013年10月1日
シリーズ	第31シリーズ	第32シリーズ	第33シリーズ	第34シリーズ	第35シリーズ
運用開始日	2013年12月1日	2014年2月1日	2014年4月1日	2014年6月1日	2014年7月1日
シリーズ	第36シリーズ	第37シリーズ	第38シリーズ	第39シリーズ	第40シリーズ
運用開始日	2014年8月1日	2014年10月1日	2014年12月1日	2015年2月1日	2015年4月1日
シリーズ	第41シリーズ	第42シリーズ			
運用開始日	2015年6月1日	2015年7月1日			

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

サブファンド「グリーン」

	収益率					
	円・クラス	米ドル・クラス	ゴールド 円・クラス	ゴールド 米ドル・クラス	シルバー 円・クラス	シルバー 米ドル・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	－25.95%	－13.95%	－27.99%	－26.32%	－	－
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	21.06%	21.62%	37.57%	40.00%	－	－
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.37%	6.67%	16.18%	22.45%	－	－
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	11.96%	1.04%	18.29%	7.50%	－	－
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	－13.28%	－22.68%	－7.38%	－21.71%	－0.45%	12.00%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	－28.68%	－26.67%	－14.86%	－20.79%	－22.66%	－27.68%
自2024年 1月1日 至2024年 12月31日	－11.83%	－10.91%	16.72%	3.75%	8.82%	－2.47%

サブファンド「グリーンC」

	収益率	
	円・クラス	米ドル・クラス
自2018年 7月1日 至2018年 12月31日	－28.98%	－26.61%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	26.91%	27.87%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	1.87%	6.41%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	13.11%	2.41%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	－20.89%	－29.41%

自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	－37.24%	－33.33%
自2024年 1月1日 至2024年 12月31日	－19.25%	－17.50%

サブファンド「レインボー・オールシーズンズ」

	収益率	
	円・クラス	ゴールド 円・クラス
自2018年 1月1日 至2018年 12月31日	－27.45%	－30.85%
自2019年 1月1日 至2019年 12月31日	－22.23%	－8.41%
自2020年 1月1日 至2020年 12月31日	3.29%	10.51%
自2021年 1月1日 至2021年 12月31日	10.41%	16.82%
自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	－23.85%	－14.95%
自2023年 1月1日 至2023年 12月31日	－5.28%	14.79%
自2024年 1月1日 至2024年 12月31日	－3.30%	41.76%

(注1) 2018年1月1日以降、「サブファンドB 円建てクラス」はサブファンド「グリーン」ゴールド円・クラス（2020年12月31日以前の名称：「グリーンB」ゴールド円・クラス）として運用されている。

(注2) サブファンド「グリーン」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス（2020年12月31日以前の名称：「グリーンB」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス）及びサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」（2019年12月31日以前の名称：「ブルー」／2020年1月1日～2021年6月30日の名称：「シャープパリティ」／2021年7月1日～2023年6月30日の名称：「システムティック・オールウェザー」）については、新設クラス及び新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月31日以前の情報が無い。

(注3) サブファンド「グリーンC」については、新設ファンドとして2018年7月より運用が開始されたため、2018年6月30日以前の情報が無い。そのため、当該サブファンドの2018年の収益率については、2018年7月1日から2018年12月31日の期間のものを表示している。

(注4) サブファンド「ブルー」円ヘッジ有・クラス及びサブファンド「ブルー」ゴールド円・クラスは、2020年1月1日付で、サブファンド「シャープパリティ」円・クラス及びサブファンド「シャープパリティ」ゴールド円・クラスとそれぞれ名称が変更された。その後、サブファンド「シャープパリティ」は、2021年7月1日付で、サブファンド「システムティック・オールウェザー」と名称が変更され、さらに2023年7月1日付でサブファンド「レ

インボー・オールシーズンズ」と名称が変更された。

(注5) サブファンド「グリーンB」は、2021年1月1日付で、サブファンド「グリーン」と名称が変更された。

(注6) サブファンド「グリーン」シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスについては、新設クラスとして2022年9月より運用が開始されたため、2022年8月以前の情報が無い。そのため、当該クラスの2022年の収益率については、2022年9月1日から2022年12月31日の期間の収益率を表示している。

(4) 販売及び買戻しの実績

(自2015年1月1日至2015年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	159,934 (159,934)	855,278 (855,278)	3,112,410 (3,112,410)
	第2～38シリーズ	— (—)	— (—)	— (—)
	第39シリーズ	139,000 (139,000)	139,000 (139,000)	— (—)
	第40シリーズ	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	— (—)
	第41シリーズ	11,500 (11,500)	11,500 (11,500)	— (—)
	第42シリーズ	40,000 (40,000)	40,000 (40,000)	— (—)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第46シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(自2016年1月1日至2016年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	— (—)	7,772 (7,772)	3,104,638 (3,104,638)
	第2～42シリーズ	— (—)	— (—)	— (—)

(注1) ()は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第53シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(自2017年1月1日至2017年12月31日)

		販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
サブファンドB (円建てクラス)	当初シリーズ	— (—)	341,988 (341,988)	2,762,650 (2,762,650)
	第2～42シリーズ	— (—)	— (—)	— (—)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 第2シリーズから第9シリーズまでの各シリーズは、2010年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注3) 第10シリーズから第16シリーズまでの各シリーズは、2011年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注4) 第17シリーズから第23シリーズまでの各シリーズは、2012年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注5) 第24シリーズから第30シリーズまでの各シリーズは、2013年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注6) 第31シリーズから第37シリーズまでの各シリーズは、2014年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注7) 第38シリーズから第42シリーズまでの各シリーズは、2015年12月1日より当初シリーズに統合された。

(注8) 第43シリーズから第60シリーズまでの各シリーズは発行されなかったため、上表においても省略されている。

(自2018年1月1日至2018年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン B	円・クラス	11,488,944 (11,488,944)	1,690,016 (1,690,016)	9,798,928 (9,798,928)
	米ドル・クラス	3,091,564 (3,091,564)	349,951 (349,951)	2,741,613 (2,741,613)
	ゴールド円・クラス	4,957,175 (4,957,175)	398,894 (398,894)	4,558,281 (4,558,281)
	ゴールド米ドル・ クラス	106,948 (106,948)	— (—)	106,948 (106,948)
グリーン C	円・クラス	5,210,817 (5,210,817)	519,559 (519,559)	4,691,258 (4,691,258)
	米ドル・クラス	2,451,482 (2,451,482)	291,083 (291,083)	2,160,399 (2,160,399)
ブルー	円ヘッジ有・クラス	2,415,633 (2,415,633)	399,673 (399,673)	2,015,960 (2,015,960)
	ゴールド円・クラス	4,617,993 (4,617,993)	1,229,264 (1,229,264)	3,388,729 (3,388,729)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 2018年1月1日以降、「サブファンドB 円建てクラス」はサブファンド「グリーンB」ゴールド円・クラスとして運用されている。

(注3) サブファンド「グリーンB」円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド米ドル・クラス及びサブファンド「ブルー」については、新設クラス及び新設ファンドとして2018年1月より運用が開始されたため、2017年12月31日以前の情報が無い。

(注4) サブファンド「グリーンC」については、新設ファンドとして2018年7月より運用が開始されたため、2018年7月1日から2018年12月31日の期間の実績を表示している。

(自2019年1月1日至2019年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン B	円・クラス	302,722 (302,722)	896,968 (896,968)	9,204,731 (9,204,731)
	米ドル・クラス	— (—)	610,701 (610,701)	2,130,912 (2,130,912)
	ゴールド円・クラス	193,855 (193,855)	535,851 (535,851)	4,216,309 (4,216,309)
	ゴールド米ドル・ クラス	7,979 (7,979)	— (—)	114,927 (114,927)
グリーン C	円・クラス	— (—)	1,264,378 (1,264,378)	3,426,880 (3,426,880)
	米ドル・クラス	— (—)	278,795 (278,795)	1,881,604 (1,881,604)
ブルー	円ヘッジ有・クラス	— (—)	160,000 (160,000)	1,855,960 (1,855,960)
	ゴールド円・クラス	118,731 (118,731)	537,499 (537,499)	2,969,961 (2,969,961)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) サブファンド「ブルー」円ヘッジ有・クラス及びサブファンド「ブルー」ゴールド円・クラスは、2020年1月1日付で、サブファンド「シャープパリティ」円・クラス及びサブファンド「シャープパリティ」ゴールド円・クラスとそれぞれ名称が変更された。

(自2020年1月1日至2020年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン B	円・クラス	131,268.63 (131,268.63)	1,082,802 (1,082,802)	8,253,197.24 (8,253,197.24)
	米ドル・クラス	N/A (N/A)	300,766 (300,766)	1,830,146 (1,830,146)
	ゴールド円・クラス	5,146,929.96 (5,146,929.96)	469,114 (469,114)	8,894,124.93 (8,894,124.93)
	ゴールド 米ドル・クラス	131,992.41 (131,992.41)	N/A (N/A)	246,919.41 (246,919.41)
グリーン C	円・クラス	N/A (N/A)	205,850 (205,850)	3,221,030 (3,221,030)
	米ドル・クラス	N/A (N/A)	225,982 (225,982)	1,655,622 (1,655,622)
シャープ パリティ	円・クラス	N/A (N/A)	303,272 (303,272)	1,552,688 (1,552,688)
	ゴールド円・クラス	3,483.03 (3,483.03)	71,960 (71,960)	2,901,483.83 (2,901,483.83)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) サブファンド「ブルー」円ヘッジ有・クラス及びサブファンド「ブルー」ゴールド円・クラスは、2020年1月1日付で、サブファンド「シャープパリティ」円・クラス及びサブファンド「シャープパリティ」ゴールド円・クラスとそれぞれ名称が変更された。

(注3) サブファンド「グリーンB」は、2021年1月1日付で、サブファンド「グリーン」と名称が変更された。

(自2021年1月1日至2021年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン	円・クラス	1,008,690.48 (1,008,690.48)	1,438,818 (1,438,818)	7,823,069.73 (7,823,069.73)
	米ドル・クラス	114,455 (114,455)	192,913 (192,913)	1,751,688 (1,751,688)
	ゴールド円・クラス	3,108,484.12 (3,108,484.12)	2,705,775 (2,705,775)	9,296,834.05 (9,296,834.05)
	ゴールド米ドル ・クラス	39,674.72 (39,674.72)	87,173 (87,173)	199,421.13 (199,421.13)
グリーンC	円・クラス	— (—)	462,669 (462,669)	2,758,361 (2,758,361)
	米ドル・クラス	— (—)	104,935 (104,935)	1,550,687 (1,550,687)
システム ティック・ オール ウェザー	円・クラス	2,561,089.20 (2,561,089.20)	162,000 (162,000)	3,951,777.20 (3,951,777.20)
	ゴールド円・クラス	333,384.74 (333,384.74)	27,011 (27,011)	3,207,857.58 (3,207,857.58)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) サブファンド「グリーンB」は、2021年1月1日付で、サブファンド「グリーン」と名称が変更された。

(注3) サブファンド「シャープパリティ」は、2021年7月1日付で、サブファンド「システムティック・オールウェザー」と名称が変更された。

(自2022年1月1日至2022年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン	円・クラス	1,842,957.16 (1,842,957.16)	656,728 (656,728)	9,009,298.89 (9,009,298.89)
	米ドル・クラス	211,721.93 (211,721.93)	237,937 (237,937)	1,725,472.93 (1,725,472.93)
	ゴールド円・クラス	3,285,341.49 (3,285,341.49)	2,828,697 (2,828,697)	9,753,478.54 (9,753,478.54)
	ゴールド米ドル ・クラス	500,756.16 (500,756.16)	91,740 (91,740)	608,437.29 (608,437.29)
	シルバー円・クラス	1,569,438.54 (1,569,438.54)	10,000 (10,000)	1,559,438.54 (1,559,438.54)
	シルバー米ドル ・クラス	2,333,353.47 (245,061.28)	— (—)	2,333,353.47 (245,061.28)
グリーンC	円・クラス	— (—)	694,247 (694,247)	2,064,114 (2,064,114)
	米ドル・クラス	— (—)	115,148 (115,148)	1,435,539 (1,435,539)
システマテ ィック・オ ールウェザ ー	円・クラス	556,757.96 (556,757.96)	249,958 (249,958)	4,258,577.16 (4,258,577.16)
	ゴールド円・クラス	792,272.60 (792,272.60)	172,317 (172,317)	3,827,813.18 (3,827,813.18)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) サブファンド「グリーン」シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスについては、新設クラスとして2022年9月より運用が開始されたため、2022年9月1日から2022年12月31日の期間の実績を表示している。

(自2023年1月1日至2023年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン	円・クラス	57,177.58 (57,177.58)	1,938,654.00 (1,938,654.00)	7,127,873.62 (7,127,873.62)
	米ドル・クラス	— (—)	204,285.93 (204,285.93)	1,521,187.00 (1,521,187.00)
	ゴールド円・クラス	613,722.48 (613,722.48)	348,277.00 (348,277.00)	10,019,119.93 (10,019,119.93)
	ゴールド米ドル ・クラス	4,191.38 (4,191.38)	— (—)	612,628.67 (612,628.67)
	シルバー円・クラス	108,804.04 (108,804.04)	23,116.00 (23,116.00)	1,645,161.66 (1,645,161.66)
	シルバー米ドル ・クラス	5.72 (5.72)	— (—)	2,333,359.19 (245,067.00)
グリーンC	円・クラス	— (—)	135,833.00 (135,833.00)	1,928,281.00 (1,928,281.00)
	米ドル・クラス	— (—)	— (—)	1,435,539.00 (1,435,539.00)
レインボー・オール シーズンズ	円・クラス	35,284.67 (35,284.67)	2,387,235.17 (2,387,235.17)	1,906,626.66 (1,906,626.66)
	ゴールド円・クラス	17,216.65 (17,216.65)	186,396.22 (186,396.22)	3,658,633.61 (3,658,633.61)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) サブファンド「システムティック・オールウェザー」の名称は、2023年7月1日付でサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」に変更された。

(自2024年1月1日至2024年12月31日)

サブ ファンド	クラス	販売受益証券数 (口)	買戻受益証券数 (口)	発行済受益証券数 (口)
グリーン	円・クラス	48,382.23 (48,382.23)	609,398.00 (609,398.00)	6,566,857.85 (6,566,857.85)
	米ドル・クラス	— (—)	70,226.00 (70,226.00)	1,450,961 (1,450,961)
	ゴールド円・クラス	185,978.70 (185,978.70)	540,027.00 (540,027.00)	9,665,071.63 (9,665,071.63)
	ゴールド米ドル ・クラス	0.33 (0.33)	49,817 (49,817)	562,812 (562,812)
	シルバー円・クラス	93,001.61 (93,001.61)	191,029 (191,029)	1,547,134.27 (1,547,134.27)
	シルバー米ドル ・クラス	— (—)	12,361 (12,361)	2,320,998.19 (232,706.00)

グリーンC	円・クラス	— (—)	561,123 (561,123)	1,367,158.00 (1,367,158.00)
	米ドル・クラス	— (—)	— (—)	1,435,539.00 (1,435,539.00)
レインボー・オールシーズンズ	円・クラス	5.34 (5.34)	195,085.00 (195,085.00)	1,711,547.00 (1,711,547.00)
	ゴールド円・クラス	5,007.39 (5,007.39)	145,923.00 (145,923.00)	3,517,718.00 (3,517,718.00)

(注1) () は、本邦内で行われたものを内数で表している。

(注2) 新設サブファンドであるサブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2024年12月31日時点において運用を開始していなかったため情報がない。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）申込（販売）期間

2025年7月1日から2026年6月30日まで。

（2）受益証券の価格

サブファンド	クラス	
グリーン	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
	ゴールド円・クラス	1口100円
	ゴールド米ドル・クラス	1口1米ドル
	シルバー円・クラス	1口100円
	シルバー米ドル・クラス	1口1米ドル
グリーンC	円・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
レインボー・ オールシーズンズ	円・クラス	1口100円
	ゴールド円・クラス	1口100円
ゴールド・ シルバー・プラス・ マイニング	円ヘッジ無し・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル
ブラック・ ブロックチェーン	円ヘッジ無し・クラス	1口100円
	米ドル・クラス	1口1米ドル

（注1）各発行日（以下に定義する。）に発行された各クラスの受益証券は、当該発行日に係る評価日に当該クラスの既発行分と即座に統合され、当該評価日における当該クラスの純資産価額に応じて、受益証券の申込希望者（以下「申込者」という。）に発行された受益証券数が調整される。そのため、最終的には、各クラスの受益証券は、各発行日に係る評価日現在における当該クラスの1口当たりの純資産価額により、当該評価日に発行されることになる。

（注2）「発行日」とは、申込及び申込金の支払の直後に到来する評価日を意味する。

（3）最小申込単位

サブファンド	クラス	最小申込単位
グリーン	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
	シルバー円・クラス	5,000口以上、100口単位

	シルバー米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
グリーンC	円・クラス	100,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	100,000口以上、100口単位
レインボー・ オールシーズンズ	円・クラス	5,000口以上、100口単位
	ゴールド円・クラス	5,000口以上、100口単位
ゴールド・ シルバー・プラス・ マイニング	円ヘッジ無し・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位
ブラック・ ブロックチェーン	円ヘッジ無し・クラス	5,000口以上、100口単位
	米ドル・クラス	5,000口以上、100口単位

(注1) 月の最終ファンド営業日にあたる評価日では、最小申込単位は、(サブファンド「グリーンC」を除き)各クラスとも1,000口以上、100口単位である。

(4) 申込手数料

各申込に適用する申込手数料は、当該申込についての申込金額に上限5.50% (税抜5%) の申込料率を乗じた額とする。

(注) 上記申込手数料には、上記申込手数料に課される日本において適用される現行の法定消費税率である10%の消費税相当額が含まれている。投資家が受益証券について実際に支払う金額 (申込金) は、(i) 申込金額及び(ii) 申込手数料 (かかる申込手数料に課される消費税相当額等を含む。) の合計額となる。

(5) 申込の方法

申込者は、販売会社 (販売取次会社を含む。) と「外国証券の取扱いに関する契約」を締結する。販売会社 (販売取次会社を含む。) は「外国証券取引口座約款」を申込者それぞれに交付し、申込者は当該約款に基づき取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込者は、それぞれの評価日の2ファンド営業日前の期日までに、申込用紙を販売会社へ提出する。その後、申込金 (申込金額及び申込手数料) は、国内受渡日までに販売会社へ支払われるものとする。受益証券の発行及び登録は、当該申込に係る払込期日に、申込金額の全額の支払いが当ファンド又は該当サブファンドの勘定分として事務管理会社により確認されたときに法的に有効となるものとする。

(注1) 上記手続に従ってなされる申込は、申込金額の受領が当ファンド又は該当サブファンドの勘定分として事務管理会社によって確認されたことをもって有効となる。マスターファンドは、申込が当ファンド又は該当サブファンドの勘定分として事務管理会社によって受け付けられた場合でも、その裁量により申込を拒否することができる。したがって、申込がマスターファンドにより受け付けられる保証はない。マスターファンドに受け付けられなかった金額、及びマスターファンドに対するサブファンドの持分につき強制買戻された場合の金員は、当該申込者へ利息なしに払い戻される。

(注2) 受益証券はそれぞれの発行日まで発行されないが、支払金は直ちに当ファンドに預託され、利子を付されることなく保管される。

2 買戻し手続等

(1) 買戻しの方法

受益権者は、販売会社に対してそれぞれの評価日の2ファンド営業日前までに事前に通知することで、各「買戻日」（それぞれの評価日の翌ファンド営業日、又は受託会社が管理会社と協議の上、当該受益証券の償還を行うことを許可したその他の日）に保有する受益証券のすべて又は一部の償還を当ファンドの販売会社に対して請求することができる。かかる償還は、当該評価日時点における受益証券1口当たりの純資産価額にて行われるものとする。

受益証券の買戻し請求が当初の申込時から12ヶ月以内になされた場合又は強制償還が当ファンドによってなされた場合、買戻価格の2%の買戻し手数料（以下「買戻し手数料」という。）が、当ファンドから、受益権者に対して、管理会社と協議した受託会社の裁量により、課される場合がある。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。同様に、サブファンド「グリーン」及び「グリーンC」のマスターファンドについて、マスターファンドの株式の当ファンドによる償還が申込時から12ヶ月以内になされた場合又はマスターファンドの取締役による強制償還が行われた場合、別途当ファンドに対し支払われる償還価格の2%の償還手数料が、マスターファンドの取締役の裁量により、マスターファンドの当該分別ポートフォリオによって課される場合がある。かかる償還手数料は、マスターファンド投資顧問会社に対して（マスターファンドの投資顧問会社としての資格において）支払われる。

なおサブファンド「レインボー・オールシーズンズ」、「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」のマスターファンドについては、償還手数料は発生しない。

本書に記載される一定の条件に従い、当ファンド又は当該サブファンドの勘定につき活動する事務管理会社は、事務管理会社が取引計算書及び適用される買戻し手数料に係る情報を販売会社に交付した日から2本邦営業日以内に販売会社に対して買戻金を送金する。日本における買戻しの約定日は、販売会社が取引計算書及び適用される買戻金に係る情報を同日の正午（東京時間）までに受領し、確認した日である。買戻金は、販売会社又は販売取次会社が約定日（同日を含む。）から4本邦営業日以内に受益権者に支払う。支払日が確定し次第、事務管理会社は取引計算書を販売会社に送付した後、買戻金を送金する。なお、買戻日から実際の支払日までの間については、利息は付されない。

マスターファンドによる償還につき、アンダーライニング・マスターファンドレベルで課される買戻し又は償還費用はない。

(2) 買戻額

受益権者は、受託会社が管理会社と協議の上その単独の裁量により承諾しない限り、当該買戻請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券数が、各クラスについて初回申込の最小申込口数未満になるような場合には、部分的な買戻請求を行うことはできない。

受益権者は、いずれの買戻日においても、買戻日の2ファンド営業日前までに通知（以下「買戻通知」という。）することにより、当該受益権者の保有する受益証券の全部の買戻し又は本書に記載の投資最低額の規制に従った一部の買戻しにつき、販売会社を通じて管理会社及び事務管理会社に対して請求することができる。かかる買戻通知はいずれも、受託会社の書面による事前の承認がある場合を除き、取り消すことができない。

各クラスの受益証券の買戻価格（以下「買戻価格」という。）は、各買戻日のいずれにおいても当該買戻日に係る評価日の受益証券1口当たりの純資産価額とする。

本書に記載される一定の条件に従い、事務管理会社は、当該ファンドのために当該ファンドに代わり、買戻日以降、取引計算書及び適用される買戻価格を事前に販売会社に送付した翌々本邦営業日（2本邦営業日目）以内に買戻代金を送金する。日本における買戻しの約定日（「国内約定日」）は、販売会社が事務管理会社から取引計算書及び買戻代金を同日の正午（東京時間）までに受領し、確認した日である。買戻し金は、販売会社又は販売取次会社が買戻金支払期日までに受益権者に支払う。上述の手續、及び最低保有額（又は最低保有口数）に関する規定は、将来変更される可能性がある。

（注）買戻請求の手續及び買戻し代金の支払等に関する詳細については、販売会社又は販売取次会社に問い合わせされたい。

なお、受託会社は管理会社と協議の上、受益権者の保有する受益証券を当ファンドが買い戻すために、将来発生しうる債務（訴訟費用その他の費用を含む。）のための準備金を設けたり、償還された受益証券について、上記のとおり支払われる額から一定額を留保したりする必要があると判断する場合がある。かかる準備金は、例えば、受益権者が保有する受益証券の販売、買戻し又はその他の取引に関して当ファンドが訴訟の対象となった場合に設置することがある。また受託会社は管理会社と協議の上、当ファンド又は受益権者の利益を保全するのに最良の方法であると確信する場合は、買戻し返戻金の支払いを遅らせる権利を留保する。

（注）受益証券は、各買戻日において消却されることとなるが、買戻金は支払いが完了するまで、当ファンド中に利息を付さずに保持されることになる。

（3）受託会社が買戻しを制限する権利

受託会社は管理会社と協議の上、全受益権者の利益を保護するため、1以上のクラスにおける買戻可能受益証券総数、又は特定の買戻日に買い戻される可能性のあるサブファンドに関する各クラスにおける買戻可能受益証券総数を、発行済の当該クラスの各受益証券の純資産価額総額の20%に相当する数まで制限することができる。かかる制限が行われた場合、通常、当該買戻請求が販売会社に受領された順に、買戻しが有効となる。また、販売会社の裁量により、該当するクラスの受益権者の受益証券保有割合に応じて按分比例により買戻制限を適用することもできるものとする。特定の買戻日に、受託会社による買戻制限を理由として買戻請求が受け付けられなかった受益証券は、次の当該クラスの受益証券の買戻日に買い戻されるものとするが、20%制限は引き続き適用されるものとする。買戻請求がこうして繰り延べられた場合、受託会社は管理会社と協議の上、販売会社に対して、当該買戻日から7日以内に、当該受益証券の買戻しが行なわれなかったこと及び当該受益証券は次の該当するクラスの買戻日に買い戻されるが、20%の買戻制限の適用を引き続き受ける旨の通知を行う。販売会社及び販売取次会社は、当該受益権者に通知を回送するものとする。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(i) 資産の評価

純資産価額及び受益証券1口当たりの純資産価額の計算は、事務管理会社により行われる。

サブファンドの純資産価額とは、サブファンドの受益証券の各クラスに帰属せしめられるサブファンドの資産を公正な市場価格で評価したものをいい、既発生かつ未払の費用及び特定の状況のための留保金を含む一切の負債を差し引いて評価される。「受益証券1口当たりの純資産価額」とは、当該受益証券がその一部を形成する、受益証券の各クラスに適正に帰属せしめられるサブファンドの純資産価額を、発行済未償還の各クラスの受益証券数で除したものをいう。受益証券1口当たりの純資産価額は、円建てのクラス及び米ドル建てのクラスに関しては小数点第2位まで計算する。純資産価額の計算結果は、代行協会員によってJSDAに毎月報告され、受益権者に開示される。費用、手数料及びその他の負債は、実行可能な限り、米国の一般会計原則に従って処理されるものとする。

各サブファンドの資産の評価において、市場の相場が容易に入手可能である上場株式については、その購入価格にかかわらず、決定する日の最終の売値で評価されるものとする。かかる売値が付かなかった上場有価証券及び非上場株式は、現在の取引値、又はブルームバーク（取得可能な場合）での現在の気配値（もしあれば）における売り注文及び買い注文の仲値で決定される。60日以下の償還期限の短期投資は、経過利息を加えた償却原価で評価される。市場の相場が容易に入手可能であるその他の証券は、時価で評価される。その他の証券及び資産は、マスターファンド投資顧問会社により誠実に決定された公正な価格で評価される。サブファンドが投資会社へ投資し、当該投資会社の現在の純資産価額の計算値が入手できない場合、マスターファンド投資顧問会社は、かかる投資会社により提供される計算日現在において直近の純資産価額の見積額を決定し、かかる見積額を、当該サブファンドの純資産価額の決定に用いるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの取締役会、マスターファンドの取締役会、マスターファンド投資顧問会社、管理会社及び事務管理会社は、サブファンドが資産を投資している投資会社のマネージャーにより提供された、純資産価額の見積額等の評価に依拠することができる。

サブファンドの純資産価額を決定することができない又は上記の手続に従ってサブファンドの純資産価額を決定することが実行不可能若しくは不適切である場合、純資産価額はアンダーライニング・マスターファンドの取締役会が規定する方法で誠実に決定された公正な評価額によるものとする。アンダーライニング・マスターファンドの取締役会、マスターファンドの取締役会、管理会社、受託会社、事務管理会社又はマスターファンド投資顧問会社は、その下した決定又はその他の作為若しくは不作為につき、意図的な不正行為、悪意又は過失によらないものについては、一切責任を負わない。

(注) 直近に計算された純資産価額は、代行協会員により、毎月10日又は10日が本邦営業日でない場合にはその直後の本邦営業日に、JSDAに報告される。

(ii) 評価及び取引の停止

受託会社は、下記の期間中、純資産価額の計算及びサブファンドの受益証券の買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブファンドの投資について相場が決定される証券取引所又は商品取引所が通常の休業日又は週末以外で閉鎖されている期間及び取引が制限又は停止されている期間

- (b) 関連するサブファンドによる投資対象の処分が、合理的に実行不可能である又は買戻しをしていないサブファンドの受益権者を害する可能性があるとして受託会社が考える事象が発生している期間
- (c) 関連するサブファンドの投資対象の価格若しくは価値又は前述した証券取引所若しくは商品取引所における時価につき、これらの決定に通常用いられる通信手段に支障が生じている期間
- (d) 資金の移動又は投資対象の取得に伴う換金を通常の為替レートで行うことができないと受託会社が判断する期間
- (e) マスターファンド又はアンダーライング・マスターファンドが純資産額の計算及び当ファンド若しくはマスターファンド（場合により）が投資している株式の買戻しの制限を宣言した期間

受託会社が停止を宣言した場合、受託会社は宣言後可及的速やかにその停止の旨を事務管理会社及び販売会社に通知するものとする。それを受けて販売会社は、受益証券の実質的所有者及び受益証券の買戻しの申込停止により影響を受ける一切の者に対して、停止が宣言された旨の通知を行うものとする。停止期間中に受益証券は買い戻されず、また買戻代金は支払われない。

(2) 保管

受益証券の所有権について、証書は発行されない。事務管理会社は、受益証券の申込及び買戻しについてのすべての記録を維持するものとする。

(3) 信託期間

信託証書に従って関連する当事者により終了された場合を除き、当ファンドは、信託証書の日付より150年後の日に終了するものとする。

(4) 計算期間

当ファンドの最初の計算期間は2009年12月31日に終了し、以降の計算期間は、毎年12月31日に終了する。

(5) その他

(i) 報告

各サブファンドのクラスの純資産価額は、事務管理会社によって毎週計算される。月末時点の純資産価額は代行協会員によってJSDAに報告され、受益権者に開示される。なお、販売会社は、法令に従って、取引残高報告書及び年次運用報告書を受益権者に交付する。当ファンドの監査済財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、BD0ケイマンリミテッドにより作成される。

(ii) 強制買戻し

当ファンドは、当該サブファンドが下記について決定した場合又は下記のとおりとする理由が存すると判断した場合、10日を下回らない事前の書面による通知の上で、販売会社に対して、当ファンドが保有する当該サブファンドの受益証券のすべて又は一部を買い戻すよう請求する権利を留保する。

- (a) 信託証券に反して当該サブファンドの受益証券の一部を移転した又は移転を試みた場合
- (b) 当該受益証券の所有により、当ファンド又はサブファンドが、米国若しくはその他該当する法域の有価証券若しくは商品に関する法又は当ファンド若しくはサブファンドに適用のある自主規制機関の規則に違反する場合、又はそれに基づきサブファンドの受益証券の登録が必要となり又は当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社がさらなる規制に服することとなる場合
- (c) 受益証券の継続的な所有が、当ファンド、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社の事業若しくは世評に悪影響を及ぼす等有害である場合、又は当ファンド、サブファンド若しくはその他の受益権者に過度のリスク若しくは不利な税効果若しくは会計上の効果をもたらす可能性のある場合
- (d) 受益証券の取得に関する表明及び保証のいずれかが、行われた時点において事実と反する場合、又は重要な点において事実と反することとなった場合
- (e) 受益証券の部分的な償還により、その発行済償還対象受益証券の属するサブファンドについて必要とされる最小投資単位に満たない純資産価額総額のみ保有することとなる場合

さらに、当ファンドは、サブファンドの資産の一部の投資を効果的に実行できないと判断した場合、当該サブファンドの受益証券の強制買戻しを請求する権利を有する。かかる状況の下で、サブファンドは、販売会社の名義で、適当と認められる方法により受益証券を償還する権利を有し、かかる権利は撤回されないものとする。

強制買戻しにおいて、買戻価格は、買戻し手数料を差し引いた、買戻日の営業終了時の当該サブファンドの受益証券1口当たりの純資産価額をいう。かかる買戻し手数料は、当ファンドの利益のために留保される。

強制買戻しが行われた場合、販売会社は、買戻価格を利息の支払いなく受領する権利を除き、買戻価格が計算される日の営業終了時間後に買い戻される受益証券に関する権利を有しない。

(iii) 主要契約等の更改等に関する手続及び変更した場合の開示

① 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対し3ヶ月前に書面で通知することにより本契約を終了することができる。上記にかかわらず、管理会社又は販売会社は、受益証券販売・買戻契約に規定されるその他の状況においても終了することができる。

② 代行協会員契約

代行協会員契約は、他方当事者に対し3ヶ月前に書面で通知することにより本契約を終了することができる。上記にかかわらず、管理会社又は代行協会員は、代行協会員契約に規定されるその他の状況においても終了することができる。

代行協会員及び／又は販売会社は、管理会社と協議の上、新たなサブファンドの設立その他、当ファンドに影響を与える契約等のすべての重要な変更について、受益権者に対して適切に開示する。

(iv) ファンドの終了

(a) 受託会社による終了

受託会社は、以下のいずれかの事由の場合に、当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

- (i) 当ファンドの運用を違法と定める法律が成立し、又は受託会社が当ファンドを継続させるのは実行不可能又は得策ではないと合理的に判断する場合。但し、管理会社及び販売会社は、受託会社から後任の受託会社を任命する事前の機会を与えられる。
- (ii) 信託証書の定めるところにより管理会社が解任され、かかる解任から30日以内に、後任の管理会社が任命されていない場合。
- (iii) 販売会社の破産その他信託証書に記載された事由に基づき、管理会社又は受託会社により販売会社が解任されてから30日以内に、後任の販売会社が任命されない場合。
- (iv) 受託会社が辞任することを選択したものの、受託会社が管理会社及び販売会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから90日以内に、管理会社及び販売会社が後任の受託会社を任命していない場合。
- (v) 販売会社が辞任することを選択したものの、販売会社が管理会社及び受託会社に対して辞任することを選択した旨を通知してから6ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が後任の販売会社を任命していない場合。

(b) 管理会社による終了

管理会社は、受託会社及び販売会社に対して通知を行うことにより、その絶対的な裁量をもって当ファンド又はいずれかのサブファンドを終了させることができる。

(c) 共同での終了

受託会社は、販売会社及び管理会社から当ファンドを終了するよう共同で指図する書面を受領した場合、当ファンドを速やかに終了させる。

受託会社、管理会社又は販売会社のいずれかが信託証書の規定に基づき解任され、当該当事者の職務を遂行する後任の者が解任の効力発生日より30日以内に任命されない場合、信託証書の残りの当事者は合意により当ファンドを終了させることができる。

(d) 販売会社による終了

販売会社は、販売会社が辞任する旨を選択したにもかかわらず、管理会社及び受託会社に対しかかる選択について通知してから6ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が後任販売会社を任命していない場合に、受託会社及び管理会社に対して通知を行うことにより、その絶対的かつ自由な裁量をもって当ファンドを終了させることができる。

(e) 終了の通知

信託証書の規定に基づき、受託会社、管理会社又は販売会社が、当ファンド又はサブファンドを終了させる場合、当該当事者は、終了する旨の通知をその他の当事者に対し交付し、かかる通知において当ファンドの終了の効力発生日を定めるものとする（当該日は、当該通知の送達後6ヶ月目以降の日とする。）。但し、信託証書の特定の規定に基づき終了した場合には、かかる終了は終了する旨の通知の交付後、実行可能となり次第効力が発生する。信託証書に従い、販売会社は、受益権者に通知を行い、また清算日の1ヶ月前までに日本の主要新聞紙一紙上にかかる清算に関する公告を掲載し、かかる公告に要する経費は受託会社が当ファンドの資産から支払う。

(f) 終了手続

当ファンドが終了した場合、受託会社は以下に従って手続を行うものとする。

- (i) 管理会社は（受託会社に代わり）、当該時点において当ファンドを構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社が管理会社と協議の上望ましいと判断

する当ファンドの終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。

- (ii) 換価が行われた場合、受託会社は、その手取金（下記（vi）項に服することを条件とする。）を、当ファンドのクラス間で、当該終了日の直前の評価日現在における各純資産価額の比例割合にて割り当てる。
- (iii) 受託会社は、販売会社に対して、上記（ii）項に従い得られた正味の手取金のうち（下記（iv）及び（v）に従うことを条件として）分配の目的のために供される金額を適宜分配し、かかる分配は、販売会社が有するクラスの受益証券数との比例割合にて行われる。
- (iv) 分配に関する一切の支払いは、信託証書に従って行われる。
- (v) 受託会社は、最終の分配の場合を除き、当該時点においてサブファンドを構成する金員のうち、受益証券1口につき1米ドルに相当する額に満たない金額については分配の義務を負わない。
- (vi) 受託会社は、サブファンドを構成する金員から、受託会社が当ファンド、又は当ファンドの終了に関して負担し、行い、開始し、認識したあらゆる経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続の全額に充当することを受託会社が決定する金額を留保する権利を有し、かつ留保した金員から、当該経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続についての補償及び免責を受ける。
- (vii) 関連する受益権者の同意を得ることを条件として、受託会社は、受益権者が受領すべき金額の全部又は一部を、現物で分配することができる。
- (viii) 受取請求のなされない手取金、その他本書の規定に基づき受託会社が保有する本書に記載する金員は、当該金員が支払可能となった日から12ヶ月の期間が満了した時点で、裁判所に供託することができる。この場合、受託会社は、供託に際して受託会社が負担した費用を、受取請求のなされない手取金から控除することができる。

販売会社は、上記（iii）項に従って支払われた手取金を、当ファンドの各クラスの受益権を保有する受益権者に対して分配する。かかる手取金は当該クラスについて販売会社が各受益権者に代わって保有している受益権の口数に応じて配分される。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

当ファンドの発行済受益権数は、受益権者名簿に記載され、受益権者名簿は事務管理会社が管理するものとする。受益権者名簿には、受益権の保有者として販売会社が登録される。受益権者の要請に応じて、受益権者には受益証券の所有権を証明する書面が発行されることがあるが、受益証券証書は発行されない。

当ファンドの法的所有権及び当ファンドにより何らかの取引を行う権利は、受託会社又はその代理人に授与されており、受益権者はこの権利を有せず、ただ受益証券が付与する受益権のみを持つ。受益権者は当ファンドの財産、収入、権利又は持分を分割又は分配するよう要求するいかなる権利を持たない一方、受益権者が当ファンドの損失を分担若しくは負担するよう要求されること、又は受益証券の所有を理由として何らかの負担を課されることはない。受益証券は個人的財産であって、当ファンドを構成する信託証書に存する権利のみを与えるものとする。受益権者は、自身の受益証券を用いた自身の取引に由来するものを除き、個人として、当ファンド又は当ファンドの取引、債務若しくは事務に関連して、いかなる債務をも負うことはないものとする。

登録された受益権者は、本書の記載及び信託証書の規定するところに従い、書面による通知後、自らの受益証券を償還することができる。

登録された受益権者は、受託会社が管理会社と協議の上、事前に書面により承認しない限り、自らの受益証券を譲渡してはならない。

CIMAの採用する規制措置の定めるところにより、当ファンドに関連する苦情がある場合、管理会社に対して報告することができる旨、投資者には勧告されており、管理会社は当ファンドの運営組織によるさらなる対応のため受託会社と連携するものとする。

(2) 為替管理上の取扱い

ケイマン諸島には、日本その他の国における受益権者に係る受益証券に関する配当及び償還金の支払いについて外国為替管理規制はない。

(3) 本邦における代理人

下記法律事務所は、以下の目的のために日本において当ファンドを代理する真正かつ合法的な代理人である。

(i) 法律上及びJSDAの規則上の問題に関する、一切の書簡、請求、訴状その他訴訟関係書類の受領

(ii) 当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関係する取引に関する、一切の紛争、論争又は意見の差違に関連した裁判上及び裁判外の行為

財務省関東財務局長に対する受益証券の当初募集に関する届出及び継続開示に関する代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 森 下 国 彦

電話番号 03 (6775) 1000

(4) 裁判管轄等

当ファンドの受益証券の日本における募集、販売及び買戻しに関連する取引に関して、日本の投資家が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用される。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目1番4号

東京地方裁判所

第3 ファンドの経理状況

1. スーパーファンド・ジャパン（以下「第3 ファンドの経理状況」において「当ファンド」という。）の2024年及び2023年12月31日に終了した期間の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項但書の規定に従って日本語に翻訳して作成されたものである。
2. 当ファンドの2024年及び2023年12月31日に終了した期間の財務書類の原文は、本国における独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるBD0ケイマンリミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを添付のとおり受領している。
3. BD0ケイマンリミテッドの監査報告書に相当するものは、専らファンドによる利用にのみ供される。また、同監査報告書に相当するものは、それぞれ2025年6月19日付及び2024年6月21日付で作成されており、BD0ケイマンリミテッドは、同日以降、それぞれの日付を延長するようないかなる性質の手続も行っていない。
4. 当ファンドの2024年及び2023年12月31日に終了した期間の原文の財務書類の一部は、米ドルで開示されている。翻訳された日本語の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。この日本円による金額は、2025年5月9日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝145.82円）を用いて換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。
5. サブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2024年12月31日時点においてその運用を開始していなかったため、財務書類は作成されていない。

(翻訳)
独立監査人による監査報告書

スーパーファンド・ジャパン（ケイマン諸島グランドケイマン）の
受託会社御中

監査意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズで構成されるスーパーファンド・ジャパン（以下、「当信託」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、要約投資明細書を含む2024年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表はすべての重要な点において、2024年12月31日現在の当信託の財政状態及び同日に終了した年度の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に従って監査を実施した。同基準に基づく我々の責任については、監査報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」のセクションで詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」（以下、「IESBA規程」という。）に従い、当信託とは独立しており、IESBA規程に従って倫理的責任を果たした。我々の得た監査証拠は監査意見の根拠を成すに十分かつ適切であると我々は判断している。

財務諸表に関する受託会社の責任

受託会社には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、及び、不正又は誤謬による重大な虚偽記載のない財務諸表の作成にあたり受託会社が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

財務諸表の作成にあたり、受託会社は、継続企業としての当信託の継続能力を評価し、必要に応じて継続企業に関係する事項を開示し、経営陣が当信託を清算するか営業を停止するかのいずれかを行うことを意図している、又はそうする以外の現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業ベースの会計を行う責任がある。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業

専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当信託の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当信託の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当信託が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

利用の制限

本報告書はエンゲージメント・レターの条件に従い、スーパーファンド・ジャパン及びその受託会社のためにのみ作成されたものであり、その他の目的をもたない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

2025年6月19日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

PO Box 31118
2nd Floor - Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Trustee of
Superfund Japan
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan, comprising Superfund Japan Sub-Fund Green, Superfund Green C Japan, and Superfund Japan Sub-Fund Rainbow All Seasons (the "Trust"), which comprise the statements of assets and liabilities, including the condensed schedules of investments, as of December 31, 2024, and the statements of operations and statements of changes in net assets for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of December 31, 2024, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Trustee for the Financial Statements

The trustee is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the trustee is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.



Independent Auditor's Report (continued)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.



Independent Auditor's Report (continued)

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Superfund Japan and its Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

June 19, 2025

(翻訳)
独立監査人による監査報告書

スーパーファンド・ジャパン（ケイマン諸島グランドケイマン）の
受託会社御中

監査意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズで構成されるスーパーファンド・ジャパン（以下、「当信託」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、要約投資明細書を含む2023年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、並びに財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表はすべての重要な点において、2023年12月31日現在の当信託の財政状態及び同日に終了した年度の財務業績を米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に従って監査を実施した。同基準に基づく我々の責任については、監査報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」のセクションで詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」（以下、「IESBA規程」という。）に従い、当信託とは独立しており、IESBA規程に従って倫理的責任を果たした。我々の得た監査証拠は監査意見の根拠を成すに十分かつ適切であると我々は判断している。

財務諸表に関する受託会社の責任

受託会社には、米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、及び、不正又は誤謬による重大な虚偽記載のない財務諸表の作成にあたり受託会社が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

財務諸表の作成にあたり、受託会社は、継続企業としての当信託の継続能力を評価し、必要に応じて継続企業に関係する事項を開示し、経営陣が当信託を清算するか営業を停止するかのいずれかを行うことを意図している、又はそうする以外の現実的な選択肢がない場合を除き、継続企業ベースの会計を行う責任がある。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業

専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当信託の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当信託の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当信託が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

利用の制限

本報告書は2023年12月5日付のエンゲージメント・レターの条件に従い、スーパーファンド・ジャパン及びその受託会社のためにのみ作成されたものであり、その他の目的をもたない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

2024年6月21日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

PO Box 31118
2nd Floor - Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Trustee of
Superfund Japan
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan, comprising Superfund Japan Sub-Fund Green, Superfund Green C Japan and Superfund Japan Sub-Fund Rainbow All Seasons (the "Trust"), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 31, 2023, and the statement of operations, statement of changes in net assets for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as of December 31, 2023, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Trustee for the Financial Statements

The trustee is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the trustees is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.



Independent Auditor's Report (continued)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.



Independent Auditor's Report (continued)

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Superfund Japan and its Trustee in accordance with the terms of our engagement letter dated December 5, 2023, and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

June 21, 2024

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

① 2024年12月31日終了年度

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：日本円)

資産

ファンドへの投資（公正価値） （原価：2,394,681,396円）	2,136,528,912
投資先ファンドからの未収金	11,687,749
現金	7,504,822
外貨建て現金（原価：4,890,696円）	5,048,973
その他の資産	2,708,120
	2,163,478,576

負債

前受申込金	1,200,000
投資先ファンドへの未払金	469,625
未払買戻金	14,048,635
未払金及び未払費用	6,609,620
	22,327,880

純資産

2,141,150,696

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

	米ドル	円
ゴールド円クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 9,665,072 口に基づく		
(2024年12月31日現在におけるゴールド円クラスの株式の 価値合計：3,033.49オンス (金))	—	129.50
(2024年12月31日現在の金価格：412,592.36円)	0.000オンス (金)	
シルバー円クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,547,134 口に基づく		
(2024年12月31日現在におけるシルバー円クラスの株式の 価値合計：28,527.79オンス (銀))	—	83.78
(2024年12月31日現在の銀価格：4,543.64円)	0.018 オンス (銀)	
円・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 6,566,858 口に基づく (単位：円)	—	43.69
ゴールド米ドル・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 562,807口に基づく		
(2024年12月31日現在におけるゴールド米ドル・クラスの 株式の価値合計：178.63 オンス (金))	0.83	121.03
(2024年12月31日現在の金価格：412,592.36円)	0.000オンス (金)	
シルバー米ドル・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 2,320,988 口に基づく		
(2024年12月31日現在におけるシルバー米ドル・クラスの 株式の価値合計：63,364.23オンス (銀))	0.79	115.20
2024年12月31日現在の銀価格：4,543.64円)	0.027 オンス (銀)	
米ドル・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,450,638 口に基づく (単位：米ドル)	0.49	71.45

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン-サブファンド・グリーン
投資明細書

2024年12月31日現在
(単位：日本円)

銘柄（純資産における％）	償還条件	株式数	原価	公正価値
ファンドへの投資（公正価値）（99.78％） マネージドフューチャーズ				
スーパーファンド・グリーン・ゴールド SPC B：クラスBジャパン（円）及び クラスBジャパン（米ドル） （61.76％）	週次	935,189	1,318,434,605	1,322,486,676
スーパーファンド・グリーン SPC B：クラスBジャパン（円）、 クラスBジャパン（米ドル）、 クラスBジャパン（シルバー米ドル）及び クラスBジャパン（シルバー円） （38.02％）	週次	938,562	1,076,246,791	814,042,236
ファンドへの合計投資額（公正価値） （99.78％）		円	2,394,681,396	2,136,528,912

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度
(単位：日本円)

費用

事務管理報酬	1,085,548
専門家報酬	10,605,202
受託会社報酬	1,881,027
代行協会員報酬	2,310,713
管理報酬	2,310,666
その他の費用	737,721
	18,930,877

正味投資損失	(18,930,877)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現利益の変動

投資及び外貨に係る正味実現損失	(19,781,311)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	237,216,310
	217,434,999

営業活動から生じた純資産の正味増加額	198,504,122

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(18,930,877)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(19,781,311)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	237,216,310
	198,504,122

資本取引

ゴールド円クラス受益証券の発行	22,870,000
シルバー円クラス受益証券の発行	8,200,000
円クラス受益証券の発行	2,400,000
ゴールド円クラス受益証券の買戻し	(73,118,492)
円クラス受益証券の買戻し	(28,919,481)
シルバー円クラス受益証券の買戻し	(16,434,168)
ゴールド米ドル・クラス受益証券の買戻し	(6,999,518)
米ドル・クラス受益証券の買戻し	(5,556,919)
シルバー米ドル・クラス受益証券の買戻し	(1,663,172)
	(99,221,750)

当期純資産増加額	99,282,372

期首純資産残高	2,041,868,324

期末純資産残高	2,141,150,696

期末純資産の内訳：

ゴールド円クラス	1,251,595,472
ゴールド米ドル・クラス	73,701,898
円クラス	286,912,053
米ドル・クラス	111,416,906
シルバー円クラス	129,620,039
シルバー米ドル・クラス	287,904,328
	2,141,150,696

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
貸借対照表

2024年12月31日現在
(単位：日本円)

資産	
マスターファンドへの投資	108,259,278
現金	10,804,129
その他の資産	2,596,724
	121,660,131
負債	
未払金及び未払費用	1,326,436
	1,326,436
純資産	120,333,695

	米ドル	円
円クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,367,158 口に基づく（単位：日本円）	—	33.09
米ドル・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,435,539 口に基づく（単位：米ドル）	0.33	48.12

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

マスターファンドから配分された正味投資損失

受取利子	4,259,702
費用	(8,075,338)
	<u>(3,815,636)</u>

サブファンドの費用

事務管理報酬	1,086,308
受託会社報酬	1,943,765
代行協会員報酬	155,654
管理報酬	155,651
専門家報酬	1,280,012
その他費用	744,221
	<u>5,365,611</u>

正味投資損失	<u>(9,181,247)</u>

サブファンドの外貨に係る実現利益

外貨に係る正味実現利益	1,003,877
	<u>1,003,877</u>

マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る

正味実現損失及び未実現利益の変動

投資及び外貨に係る正味実現損失	(21,418,499)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	10,561,814
	<u>(10,856,685)</u>

営業活動から生じた純資産の正味減少額	<u><u>(19,034,055)</u></u>

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度
(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(9, 181, 247)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(20, 414, 622)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	10, 561, 814
	(19, 034, 055)

資本取引

円クラス受益証券の買戻し	(20, 068, 635)
	(20, 068, 635)

当期純資産減少額

(39, 102, 690)

期首純資産残高

159, 436, 385

期末純資産残高

120, 333, 695

期末純資産の内訳：

円クラス	45, 239, 239
米ドル・クラス	75, 094, 456
	120, 333, 695

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：日本円)

資産

マスターファンドへの投資	408,988,006
現金	35,818,068
その他資産	2,711,005
	447,517,079

負債

前受申込金	17,070,000
外貨建て銀行当座貸越（原価：-47,503円）	40,870
未払金及び未払費用	2,826,396
	19,937,266

純資産

427,579,813

ゴールド円クラス受益証券1口当たり純資産

発行済 3,517,718 口に基づく

(単位：日本円)

105.43円

円クラス受益証券1口当たり純資産

発行済 1,711,547 口に基づく

(単位：日本円)

33.14円

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度
(単位：日本円)

マスターファンドから配分された正味投資損失

受取利息	3,653,346
費用	(9,108,349)
	(5,455,003)

サブファンドの費用

受託会社報酬	1,886,404
販売報酬	2,478,625
専門家報酬	2,494,106
事務管理報酬	1,023,683
管理報酬	413,044
代行協会員報酬	413,104
その他の費用	1,789,554
	10,498,520

正味投資損失	(15,953,523)

サブファンドの外貨に係る実現利益及び未実現利益の変動

外貨に係る正味実現利益	1,053
外貨に係る未実現利益の変動	2,746
	3,799

マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る
正味実現利益及び未実現損失の変動

投資及び外貨に係る正味実現利益	150,679,936
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(23,515,423)
	127,164,513

営業活動から生じた純資産の正味増加額	111,214,789

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(15,953,523)
投資及び外貨に係る正味実現利益	150,680,989
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(23,512,677)
	111,214,789

資本取引

ゴールド円クラス受益証券の発行	400,000
ゴールド円クラス受益証券の買戻し	(14,525,488)
円クラス受益証券の買戻し	(4,619,778)
	(18,745,266)

当期純資産増加額	92,469,523

期首純資産残高	335,110,290

期末純資産残高	427,579,813

期末純資産残高の内訳：

ゴールド円クラス	370,861,584
円クラス	56,718,229
	427,579,813

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記

2024年12月31日現在

(単位：日本円及び米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・ジャパン（以下、「当信託」という。）は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下、「退任受託会社」という。）及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という。）の間に締結された信託証書（以下、「信託証書」という。）に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設立された。当信託は、信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて2009年6月5日に組織され、2009年6月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法セクション4（1）（b）に基づいて登録された。退任・指名・変更証書に従い、2015年5月8日付でハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）が当信託の受託会社に指名された。受託会社の当信託に関する主な営業拠点はケイマン諸島である。

当信託はオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドであり、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンC ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ（以下、それぞれ「サブファンド」、及び総称して「サブファンズ」という。）が設定されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCの分別ポートフォリオBに投資している。

スーパーファンド・グリーンC ジャパンは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーンSPC（以下、「グリーン・マスターファンド」という。）の分別ポートフォリオCに投資している。グリーン・マスターファンド、すなわちスーパーファンド・グリーンSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「グリーン・アンダーライニング・マスターファンド」という。）に投資している。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドの目的は、株式及び証券市場の動きの影響を受けない投資形態として、平均以上の長期的なキャピタル・ゲインを達成するための投資を投資家に提供することである。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは、投資機会及び取引戦略を利用する意向であるため、対象とする先物投資の特性に関する見解を事前に決めているわけではなく、どのような制約も受けることはない。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC（以下、「グリーン・ゴールド・マスターファンド」という。）のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター・分別ポートフォリオに投資している。グリーン・ゴールド・マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成する

ことである。グリーン・ゴールド・マスターファンドは、金先物を含む様々な種類の先物契約にその資産を投資しており、金現物にも投資する場合がある。

スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンドSPC（以下、「レインボー・オールシーズンズ・マスターファンド」という。）の分別ポートフォリオであるレインボー・オールシーズンズ・ファンドに投資している。

レインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの主な目的は、先物及び／又は先渡契約のレバレッジ取引を通じて資産増加を達成することである。レインボー・オールシーズンズ・ファンド分別ポートフォリオは主にロングオンリーのリスクパリティ戦略を採用し、この目的を追求する。この戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。さらに他の戦略も限られた重みづけで合わせて使用される可能性がある。また、これらの戦略は、先物及び／又は先渡契約を空売りする可能性がある。

グリーン・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドを総称して「マスターファンド」という。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは「アンダーライニング・マスターファンド」という。

管理会社は、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社（以下、「販売会社」という。）を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会（以下、「JSDA」という。）に財務諸表を提出する責任を有している。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。グリーン・マスターファンド、グリーン・アンダーライニング・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの財務諸表は本報告書に含まれており、当信託の財務諸表と共に読まれるべきである。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「GAAP」という。）に従って作成されている。当信託はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) ファンドへの投資（公正価値）

投資ファンドへの投資は、その純資産価額（以下、「NAV」という。）で表示されており、投資ファンドの経営陣により報告される。投資ファンドに適用される契約上の買戻し及び流動性に関する条件に基づいて、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが保有する投資ファンドにおける持分を売却する際には、当該投資ファンドのNAV報告額のうち該当する金額で、当該投資ファンドと共に取引が行われる。ASU-2015-07により、実務上の簡便法としてNAVを用いて投資対象の公正価値を測定し、これらのすべての投資対象を公正価値の階層に分類するための要件が撤廃された。実務上の簡便法としてNAVを用いて算出された2024年12月31日現在の資産額は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが2,136,528,912円であった。

添付の損益計算書において、投資ファンドへの投資に係る正味実現利益及び未実現利益は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに対して生じた利息、配当、費用、有価証券の取引に係る実現損益及び未実現損益、並びに投資ファンドからの報酬の持分相当額を含めて計上した。評価には不確実性を伴うため、NAVの見積もりは、既存の証券市場が存在した場合に使用されると考えられる価値、又は自己売買により得られる可能性のある価値と異なる場合があり、その差異が大きい可能性がある。

(c) マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資

マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。公正価値は、当信託に帰属する純資産（マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益は、損益計算書に計上される。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資に関する評価方針は、本報告書に含まれているマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(d) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの分別ポートフォリオの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの分別ポートフォリオの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の持分相当額を、週次で損益計算書に計上している。また、各サブファンドの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(e) 1口当たり純資産価額

1口当たり純資産価額（以下、「1口当たりNAV」という。）は、日本円、米ドル及び金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属するサブファンドの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み受益証券口数で除し、金の単位オンスで表示されている受益証券については、さらに評価日におけるロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(f) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上されている。

(g) 現金

現金は日本円建て及び外貨建ての要求払いの預金及び利付預金から構成されており、いずれも当初の満期が3ヶ月以内で流動性が高いとみなされている。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで日本円に換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで日本円に換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益は、損益計算書に含まれる。当信託は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益に含まれる。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、税制優遇措置法第6条に従って、2059年6月5日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受け取っている。よって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。

当信託は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）不特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当信託は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は、当信託のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、税務費用に係る負債又は税務便益に係る資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(j) 収益及び費用の配分

特定のサブファンドに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンドに配分又は費用計上されている。その他の収益及び費用は、サブファンド間で比例配分されるか、あるいは受託会社の判断により配分されている。

(k) ファンドへの投資に関する未収金

未収金は、買戻通知で請求する金額が確定した時点で資産に計上される。一般的に、未払金は、その請求の性質に応じて、対象投資ファンドが当該通知を受領した時点又は会計年度の最終日の時点で発生する場合がある。

(1) マスターファンドからの未収金

マスターファンドからの未収金は、マスターファンドからの未払買戻金である。

(m) 前受申込金

前受申込金は申込みの通知を受理し、申込金額を受領した時点で計上されている。

(n) 公正価値による投資の評価 ― 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層については、本報告書に含まれているそれぞれの財務諸表の注記に開示されている。

(o) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASU2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASU2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

経営陣は、本基準の適用がサブファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン

通常の事業の過程において、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、投資対象ファン

ド、結果的にスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、これらのファンドが保有している投資対象を通じて、市場価格で評価されている金融商品に関して市場リスクにさらされている。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。

流動性リスクとは、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが目的を達成するために行う資金調達において困難が生じるリスクである。流動性リスクは、公正価値に近い金額で投資対象を速やかに売却できなかったことにより生じる場合がある。管理会社は、ファンドへの投資に際して、その株式又は受益証券を合理的な期間内に買い戻すための機会を提供するファンドを選んで投資することを目指すものの、買い戻しが請求された際に、常に、その請求どおりに買い戻し処理を行うのに十分なほど当該投資ファンドの投資対象が流動的であるとの保証はない。流動性が不足すると、受益証券の流動性及び投資価値に影響を及ぼす場合がある。

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズのマスターファンドへの投資は、これらを通じて間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズがさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。）については、本報告書に含まれているマスターファンドの財務諸表の注記2に開示されている。

4. 受益証券保有者資本

	口数
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン	
ゴールド円クラス：	
期首残高	10,019,120
期中の発行	185,979
期中の買戻し	(540,027)
	<u>9,665,072</u>

	口数
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン シルバー円クラス：	
期首残高	1,645,162
期中の発行	93,002
期中の買戻し	(191,030)
	1,547,134

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン 円クラス：	
期首残高	7,098,821
期中の発行	48,382
期中の買戻し	(580,345)
	6,566,858

ゴールド米ドル・クラス：	
期首残高	612,637
期中の発行	(49,830)
	562,807

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン シルバー米ドル・クラス：	
期首残高	2,333,359
期中の発行	(12,371)
	2,320,988

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン 米ドル・クラス：	
期首残高	1,521,168
期中の発行	104
期中の買戻し	(70,634)
	1,450,638

スーパーファンド・グリーンCジャパン 円クラス：	
期首残高	1,928,281
期中の買戻し	(561,123)
	1,367,158

	口数
スーパーファンド・グリーンCジャパン	
米ドル・クラス：	
期首残高	1,435,539
	1,435,539
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ	
ゴールド円クラス：	
期首残高	3,658,634
期中の発行	5,008
期中の買戻し	(145,924)
	3,517,718
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ	
円クラス：	
期首残高	1,838,327
期中の発行	5
期中の買戻し	(126,785)
	1,711,547

各サブファンドには、最低申込単位が設定されている。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズは、5,000口以上で100口ごとに申込みが可能で、スーパーファンド・グリーンCジャパンは、100,000口以上で100口ごとに申込みが可能である。販売会社は、管理会社と協議のうえ、特定の申込みについてはこれらの条件の全体又は一部を免除することができる。

信託証書に記載されている場合を除き、すべての受益証券は平等であり、ほぼ同等の権利及び条件を有している。

受益証券の申込みには申込手数料が適用される。特定の投資家の申込みに適用される申込手数料は、当該投資家による各シリーズの申込総額（以下、「購入金額」という。）に基づき決定される。各申込みに適用される申込手数料は、購入金額に5.50%（税抜きでは5%）を上限とする料率を乗じた金額である。

受益証券保有者は、通常、当信託の販売会社に書面による事前の通知を提示することにより、毎月最終日付ですべて又は一部の受益証券の買戻しを要求することができる。当該買戻しは、該当月の最終日に決定される受益証券1口当たり純資産価額で行われる。

当初申込みから12ヶ月以内に買戻請求が行われるか、あるいは当信託による強制的な買戻しが行われる場合、管理会社の単独の裁量により、当信託から受益証券保有者に対して、買戻価格の2%の買戻手数料が請求される可能性がある。当該買戻手数料の請求は当信託の利益のために行われる。

管理会社の単独の裁量により認められる場合を除き、受益証券保有者は、いかなる状況においても、買戻後の保有残高が各シリーズにおける最低当初投資額を下回るような一部買戻しを請求する

ことはできない。

5. 管理報酬

当信託の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である管理会社により管理されている。投資顧問契約に基づいて、管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2024年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが186,570円、スーパーファンド・グリーンC ジャパンが10,369円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが37,372円である。

6. 成功報酬

各サブファンドのレベルで支払われる成功報酬はない。マスターファンドが支払う成功報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

7. 販売会社報酬

関連会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社（「販売会社」）はスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズの販売会社として、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ純資産価額の0.6%（年率）相当の報酬を毎月受領する権利を有している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズの224,261円であり、その他のサブファンドについては未払販売会社報酬はない。その他のサブファンドにつきマスターファンドが支払う販売会社報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

8. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の報酬を受領する権利を有している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払代行協会員報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが186,574円、スーパーファンド・グリーンC ジャパンが10,368円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが37,377円である。

9. 受託会社報酬

2015年5月8日付で、ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）が、当信託の受託会社となった。

信託証書に規定されたとおり、当信託は、各サブファンドにつき年間8,500米ドルの報酬を受託会社に支払うことに合意している。

2024年12月31日現在のその他費用に含まれている先払受託会社報酬は、サブファンド・グリーン

が2,196,536円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが2,184,374円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズが2,199,418円である。

10. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが、当信託の事務管理会社に任命されている（以下、「当事務管理会社」という。）。事務管理契約に基づいて、当信託はNAVファンド・アドミニストレーション・グループに対し、毎月最終評価日において計算された報酬を後払いで支払っており、その金額はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズそれぞれにつき年間6,900米ドルである。

2024年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが306,556円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが306,556円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが306,556円である。

11. 関連当事者間取引

管理会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。管理会社及び販売会社に支払われる報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

当信託は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンを通じて、スーパーファンドの投資会社グループの一部である対象ファンドへの投資を実行した。管理会社の取締役であるテニソン・ブリッグス（Tennyson Briggs）及びヨセフ・ホルツァー（Josef Holzer）が、対象ファンドの取締役も務めている。2024年12月31日現在、この対象ファンドが保有するスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンの純資産の公正価値は、純資産において99.78%を占める2,136,528,912円である。期中において、その他のスーパーファンドの関連投資会社の売却と外貨建て取引に係る実現損失は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが19,781,311円であった。

12. 公正価値

2024年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、外貨建て現金、ファンドへの投資に関する未収金、マスターファンドからの未収金、その他の資産、未払買戻金、前受申込金並びに未払金及び未払費用を含む当信託の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2024年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

ゴールド円クラス	円クラス	シルバー円クラス
(円)	(円)	(円)
110.95	49.55	76.99
(0.94)	(0.48)	(0.90)
19.49	(5.38)	7.69
18.55	(5.86)	6.79
129.50	43.69	83.78
16.72%	(11.83)%	8.82%
(0.76)%	(0.97)%	(0.99)%
(0.76)%	(0.97)%	(0.99)%

期首受益証券1口当たりの純資産価額

投資活動による収入

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益／（損失）の変動

投資活動による利益／（損失）合計

期末受益証券1口当たり純資産価額

総利回り⁽²⁾

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他費用

正味投資損失

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2024年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
（続き）

1 株当たりの業績（期中発行済み受益証券に関して）⁽¹⁾

期首受益証券1口当たり純資産価額

投資活動による収入

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益／（損失）の変動
投資活動による（損失）／利益 合計

期末受益証券1口当たり純資産価額

総利回り⁽²⁾

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他費用

正味投資損失

（1）期中平均発行済み口数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

ゴールド米ドルクラス	米ドルクラス	シルバー米ドルクラス
(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
0.80	0.55	0.81
(0.01)	(0.01)	(0.01)
0.04	(0.05)	(0.01)
0.03	(0.06)	(0.02)
0.83	0.49	0.79
3.75%	(10.91)%	(2.47)%
(0.71)%	(0.98)%	(0.99)%
(0.71)%	(0.98)%	(0.99)%

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2024年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・グリーンCジャパン

1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

期首受益証券1口当たり純資産価額

投資活動による収入

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失の変動

投資活動による損失合計

期末受益証券1口当たり純資産価額

総利回り⁽²⁾

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他費用

正味投資損失

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

円クラス	米ドルクラス
(円)	(米ドル)
40.98	0.40
(2.31)	(0.02)
(5.58)	(0.05)
(7.89)	(0.07)
33.09	0.32
(19.25)%	(17.50)%
(8.61)%	(8.72)%
(5.83)%	(6.00)%

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2024年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

期首受益証券1口当たり純資産価額

投資活動による収入

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益の変動

投資活動による利益／（損失）合計

期末受益証券1口当たり純資産価額

総利回り⁽²⁾

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他費用

正味投資損失

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

ゴールド円クラス	円クラス
(円)	(円)
74.37	34.27
(3.73)	(1.38)
34.79	0.25
31.06	(1.13)
105.43	33.14
41.76%	(3.30)%
(2.56)%	(2.54)%
(3.89)%	(3.87)%

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2024年12月31日現在

（単位：日本円及び米ドル）

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2024年12月31日より後に、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド円クラスに対し2,000,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン円クラスに対し1,200,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・シルバー円クラスに対し3,600,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ・ゴールド円クラスに対し184,710,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド米ドル・クラスに対し70,400米ドルの申込みが処理された。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド円クラスに対し約395,281,254円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン円クラスに対し約11,299,514円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・シルバー円クラスに対し約6,576,300円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ・ゴールド円クラスに対し約50,725,478円、スーパーファンド・ジャパン・レインボー・オールシーズンズ円クラスに対し約17,882,527円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド米ドル・クラスに対し約16,778米ドル、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・シルバー米ドル・クラスに対し約1,626,728米ドル、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・米ドル・クラスに対し約9,900米ドル、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンC・米ドル・クラスに対し約44,774米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMF への投資 (原価：2,270,303 米ドル)	2,270,303	331,056
マスターファンドへの投資	3,043,503	443,804
現金	85,773	12,507
ブローカーに対する債権	985,449	143,698
未決済先物契約に係る未実現利益	4,319	630
	6,389,347	331,056
負債		
未決済先物契約に係る未実現損失	39,875	5,815
未払買戻金	13,387	1,952
未払金及び未払費用	38,323	5,588
	91,585	13,355
純資産	6,297,762	918,340
	米ドル	円
クラスA参加型株式1株当たり純資産： 発行済 5,714.45 株に基づく (単位：米ドル)	875.90	127,723.74
(単位：オンス (金))	0.33オンス	
クラスA2参加型株式1株当たり純資産： 発行済 1,502.45 株に基づく (単位：米ドル)	860.23	125,438.74
(単位：オンス (金))	0.33オンス	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	数量	原価	公正価値
MMF への投資 (36.04%)			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (9.01%)	567,575.44	567,575	567,575
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト (9.01%)	567,575.44	567,575	567,575
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (9.01%)	567,575.44	567,575	567,575
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39 (9.01%)	567,576.54	567,578	567,578
MMF への投資合計		米ドル	2,270,303
銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約 (-0.63%)			
金 (-0.63%)	2025年2月	3,169,200	(39,875)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(39,875)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資損失		
収益	77,764	11,340
費用	(12,516)	(1,825)
	65,248	9,514
ファンド収益		
受取利息	137,112	19,994
	137,112	19,994
ファンド費用		
管理報酬	193,140	28,164
販売会社報酬	115,927	16,904
専門家報酬	9,267	1,351
事務管理報酬	7,200	1,050
一般管理費	10,146	1,479
	335,680	48,949
正味投資損失	(133,320)	(19,441)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び 未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	668,254	97,445
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(80,560)	(11,747)
	587,694	85,698

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 損益計算書（続き）

2024年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	米ドル	千円
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 正味実現利益及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	201,666	29,407
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(103,879)	(15,148)
	97,787	14,259
営業活動から生じた純資産の正味増加額	552,161	80,516

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオA
 純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(133, 320)	(19, 441)
投資及び外貨に係る正味実現利益	869, 920	126, 852
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(184, 439)	(26, 895)
	552, 161	80, 516
資本取引		
参加型株式の買戻しに係る支払い：		
クラスA（米ドル）	(63, 381)	(9, 242)
クラスA 2（米ドル）	(40, 158)	(5, 856)
	(103, 539)	(15, 098)
当期純資産増加額	448, 622	65, 418
期首純資産残高	5, 849, 140	852, 922
期末純資産残高	6, 297, 762	918, 340
期末純資産の内訳：	米ドル	千円
クラスA（米ドル）株式	5, 005, 315	729, 875
クラスA 2（米ドル）株式	1, 292, 447	188, 465
	6, 297, 762	918, 340

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCースーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMFへの投資（原価：1,572,101米ドル）	1,572,101	229,244
マスターファンドへの投資	6,407,247	934,305
現金	72,098	10,513
ブローカーに対する債権	747,664	109,024
その他資産	4,319	229,244
資産合計	8,803,429	934,305
負債		
未決済先物契約に係る未実現損失	26,583	3,876
未払買戻金	14,930	2,177
未払金及び未払費用	43,929	6,406
	85,442	12,459
純資産	8,717,987	1,271,257
	米ドル	円
クラスB参加型株式1株当たり純資産：		
発行済 423.13 株に基づく		
(単位：米ドル)	757.64	110,479.06
(単位：オンス (金))	0.29オンス	
	米ドル	円
クラスBジャパン (米ドル) 参加型株式1株当たり純資産：		
発行済 489.75 株に基づく		
(単位：円)	953.54	139,045.20
(単位：オンス (金))	0.36オンス	
	米ドル	円
クラスBジャパン (円) 参加型株式1株当たり純資産：		
発行済 934,699.68 株に基づく		
(単位：円)	—	1,333.84
(単位：オンス (金))	—	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCースーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMFへの投資（18.04％）			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア（4.51％）	393,025.01	393,025	393,025
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・ インスト 499（4.51％）	393,025.01	393,025	393,025
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（4.51％）	393,025.01	393,025	393,025
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39（4.51％）	393,025.88	393,026	393,026
MMFへの投資合計		米ドル	1,572,101
銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（-0.30％）			
金（-0.30％）	2025年2月	2,112,800	(26,583)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(26,583)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資利益		
収益	172,271	25,121
費用	(27,639)	(4,030)
	144,632	21,090
ファンド収益		
受取利息	97,400	14,203
	97,400	14,203
ファンド費用		
管理報酬	192,843	28,120
販売会社報酬	170,396	24,847
専門家報酬	11,753	1,714
事務管理報酬	7,200	1,050
一般管理費	10,989	1,602
	393,181	57,334
正味投資損失	(151,149)	(22,041)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び 未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	480,016	69,996
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(56,451)	(8,232)
	423,565	61,764

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCースーパーファンド・グリーン・ゴールド
分別ポートフォリオB
損益計算書（続き）

2024年12月31日に終了した年度
（単位：米ドル）

	米ドル	千円
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 実現利益及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	459,200	66,961
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(213,054)	(31,068)
	246,146	35,893
営業活動から生じた純資産の正味増加額	518,562	75,617

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(151, 149)	(22, 041)
投資及び外貨に係る正味実現利益	939, 216	136, 956
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(269, 505)	(39, 299)
	518, 562	75, 617
資本取引		
参加型株式の発行に係る収入：		
クラスB ジャパン（円）	148, 419	21, 642
参加型株式の買戻しに係る支払い：		
クラスB（米ドル）	(32, 428)	(4, 729)
クラスB ジャパン（円）	(547, 111)	(79, 780)
クラスB ジャパン（米ドル）	(50, 954)	(7, 430)
	(482, 074)	(70, 296)
当期純資産増加額	36, 488	5, 321
期首純資産残高	8, 681, 499	1, 265, 936
期末純資産残高	8, 717, 987	1, 271, 257
期末純資産の内訳：	米ドル	千円
クラスB（米ドル）株式	320, 579	46, 747
クラスB ジャパン（米ドル）株式	466, 994	68, 097
クラスB ジャパン（円）株式	7, 930, 414	1, 156, 413
	8, 717, 987	1, 271, 257

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2024年12月31日（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（以下、「当社」という。）は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2005年9月28日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社の目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。

当社は複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分）及びクラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分）、（以下、総称して「当ファンド」という。）。

分別ポートフォリオは「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターファンドSPC（以下、「マスターファンド」という。）のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資明細表を含む。）は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。

2024年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA（以下、「分別ポートフォリオA」という。）、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB（以下、「分別ポートフォリオB」という。）は、マスターファンドのそれぞれ19.99%、42.09%を保有している。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「USGAAP」という。）に従って作成されている。当社はUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC946「金融サービス―投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMF (マネー・マーケット・ファンド) への投資

マネー・マーケット・ファンドへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、各マネー・マーケット・ファンドによって報告されている通りにマスターファンドに帰属する純資産として決定される。未実現損益の実現及び変動は損益計算書に含まれている。

(c) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。

公正価値は、当ファンドに帰属する純資産（実務的にはマスターファンドの事務管理会社により報告される。）が使用される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。マスターファンドへの投資の評価は、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(d) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の変動の持分相当額を損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(e) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額（以下、「1株当たりNAV」という。）は、金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(f) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(g) 公正価値による投資の評価一定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル 2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル 3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2024年12月31日現在の当ファンドの投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオ A	合計 (米ドル)	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)
MMF への投資	2, 270, 303	2, 270, 303	—
未決済先物契約に係る未実現損失	(39, 875)	(39, 875)	—
合計	2, 230, 428	2, 230, 428	—

分別ポートフォリオ B	合計 (米ドル)	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)
MMF への投資	1, 572, 101	1, 572, 101	—
未決済先物契約に係る未実現損失	(26, 583)	(26, 583)	—
合計	1, 545, 518	1, 545, 518	—

マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層は、マスターファンドの財務諸表の注記 2 (f) に開示されている。

(h) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(i) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当ファンドは投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれている。

(j) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第 6 条の規定に従って、2044 年 8 月 5 日までの期間における将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当ファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能

性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当ファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当ファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(k) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(l) 未払買戻金

当ファンドの保有者の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(m) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当ファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当ファンドは相殺の要件を満たしていない。

(n) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。

ASU2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASU2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

当ファンドは、本基準の適用が当ファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インクに預けている現金残高（未決済の証券取引に関する未払金控除後）が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられ

ている証拠金が分別ポートフォリオAに関して151,800米ドル及び分別ポートフォリオBに関して101,200米ドル含まれている。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当ファンドは、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当ファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当ファンドは、直接保有している金融商品の市場リスク、及び、マスターファンドが保有し市場価格で評価されている投資に係る市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当ファンドはMMF及び先物契約を締結している。当ファンドはMMFに投資している。MMFは、非常に流動的な現金及び自己勘定請求書、コマーシャルペーパー及び預金証書などの高い信用格付けを有する現金同等物にのみ投資する。これらのファンドは主に13ヶ月未満の短期満期で、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供している債務証券に投資している。

先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。当初証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当ファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当ファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。当ファンドのマスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は取引所外の取引である。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が当社の投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

当ファンドは、マスターファンドへの投資により、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当ファンドがさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当ファンドがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表の注記4を参照のこと。

マスターファンドは、投資運用戦略に基づき、様々なデリバティブ及び非デリバティブ金融商品のポジションを維持している。2024年12月31日現在のマスターファンドの投資ポートフォリオには、先物契約、先渡契約、MMF 及びその他投資商品が含まれている。

マスターファンドへの投資は、公正価値で計上されており、当該公正価値はマスターファンドに帰属する純資産（マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づいている。マスターファンドは、マスターファンドの収益、費用、並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を計上している。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。）については、添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

5. デリバティブ契約

当ファンドはトレーディング目的で金先物取引を行っているため、当社がさらされている主要なリスク・エクスポージャーは金の価格である。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当ファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2024年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブ契約の詳細（2024年12月31日に終了した年度におけるこれらのデリバティブ契約に関連する損益を含む。）については、マスターファンドの財務諸表の注記5を参照のこと。

2024年12月31日現在における金先物契約の公正価値は要約投資明細表に含まれている。下表は、2024年12月31日に終了した年度の損益計算書において、投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）、並びに投資及び外貨に係る未実現利益／（損失）の変動に含まれている、金先物に係る利益及び損失を示したものである。

	資産 デリバティブ	想定元本	負債 デリバティブ	想定元本	未実現 利益／（損失）	実現 利益／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
分別ポートフォリオA	—	—	39,875	(3,169,200)	(80,560)	668,254
分別ポートフォリオB	—	—	26,583	(2,112,800)	(56,451)	480,016
	—	—	66,458	(5,282,000)	(137,011)	1,148,270

2024年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中における当

社のデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授權株式：

1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式4,999,900株

米ドル

1

49,999

50,000

株式数

発行済み及び全額払込済み：

発起人株式

1

分別ポートフォリオA

クラスA（米ドル）参加型株式：

期首残高

5,784.66

期中の買戻し

(70.21)

期末残高

5,714.45

分別ポートフォリオA

クラスA2（米ドル）参加型株式：

期首残高

1,548.89

期中の買戻し

(46.44)

期末残高

1,502.45

分別ポートフォリオB

クラスB（米ドル）参加型株式：

期首残高

467.10

期中の買戻し

(43.97)

期末残高

423.13

分別ポートフォリオB

クラスBジャパン（米ドル）参加型株式：

期首残高

538.01

期中の買戻し

(48.26)

期末残高

489.75

	株式数
分別ポートフォリオB	
クラスB ジャパン（円）参加型株式：	
期首残高	977,872.11
期中の発行	17,390.86
期中の買戻し	(60,563.29)
期末残高	934,699.68

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。2024年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の投資顧問会社の株主によって保有されている。

参加型株式

クラスA、クラスA2及びクラスB参加型株式は、それぞれの1株当たり純資産価額で毎週発行される。分別ポートフォリオA及びBには日本円建て株式クラスがあるが、その他の株式クラスはすべて米ドル建てである。クラスA及びクラスB参加型株式の申込みは米ドル、日本円、ユーロ又はスイスフランで受け付けられているが、当社は受領した申込金を米ドル又は日本円に転換している（該当する株式クラスの通貨に応じて）。

米ドル建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は5,000米ドル、クラスA2参加型株式は20,000米ドル、クラスB参加型株式は50,000米ドルである。日本円建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は500,000円及びクラスB参加型株式は5,000,000円である。

取締役は、単独の裁量により、これらの最低当初申込金額を下回る金額で当初申込を受け付けることができる。参加型株式は、毎週水曜日の前営業日、又は毎月最終週の最終営業日、毎月の最終営業日、又は取締役がその時々決定する日に、該当する分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買い戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。

各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて

株主に支払われる。

2024年12月31日現在、クラスBジャパン（円）参加型株式934,699.68株、クラスB（米ドル）参加型株式423.13株及びクラスBジャパン（米ドル）参加型株式489.75株が関連当事者によって保有されている。

7. 管理報酬

当ファンドの投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスA（米ドル）、クラスA 2（米ドル）及びクラスB（米ドル）の各参加型株式の純資産価額の3%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。クラスAジャパン（円）、クラスBジャパン（円）、クラスBジャパン（米ドル）の各参加型株式については、純資産価額の2%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、分別ポートフォリオAに関しては16,461米ドル、分別ポートフォリオBに関しては15,629米ドルである。

8. 成功報酬

投資顧問会社はまた、それぞれの株式クラスに関して年度末で有効な投資顧問契約の定義に基づき、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、クラスA（米ドル）、クラスA 2（米ドル）及びクラスA（円）は増加分の20%、クラスAジャパン（円）は増加分の15%、クラスB（米ドル）及びクラスB（円）は増加分の25%、クラスBジャパン（米ドル）及びクラスBジャパン（円）は20%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2024年12月31日現在、分別ポートフォリオA及びBに関する未払成功報酬はない。

9. 販売会社報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%（年率）相当の販売会社報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、分別ポートフォリオAに関しては9,880米ドル、分別ポートフォリオBに関しては13,817米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。

2024年12月31日現在、分別ポートフォリオA及びBに関する未払申込手数料はない。

10. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが当信託の事務管理会社に任命されている（以下、「当事務管理会社」という。）。事務管理契約に基づいて、当信託はNAVファンド・アドミニストレーション・グループに対し、分別ポートフォリオ毎に毎月650米ドルを事務管理報酬として支払っている。

2024年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、分別ポートフォリオAにつき1,975米ドル、分別ポートフォリオBにつき1,975米ドルである。

11. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内にクラスA又はクラスB参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

クラスA 2参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、以下のとおり買戻価格に対する買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる。

- ・当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われる場合、5%の買戻手数料
- ・当初申込から24ヶ月以内に買戻しが行われる場合、4%の買戻手数料
- ・当初申込から36ヶ月以内に買戻しが行われる場合、3%の買戻手数料
- ・当初申込から48ヶ月以内に買戻しが行われる場合、2%の買戻手数料
- ・当初申込から60ヶ月以内に買戻しが行われる場合、1%の買戻手数料
- ・当初申込から60ヶ月を超えて買戻しが行われる場合、買戻手数料なし

2024年12月31日現在、未払買戻手数料は分別ポートフォリオAが0米ドル、分別ポートフォリオBが0米ドルである。

12. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は共通の支配下にある関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する未払報酬は、独立した第三者間の交渉により設定されたものではない。投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

13. 公正価値

2024年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払金及び未払費用、並びに未払買戻金を含む当ファンドの特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに決済される又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は、相場価格又はディーラー相場に基づく時価で計上されるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、マスターファンドの財務諸表注記を参照のこと。

14. 財務ハイライト

分別ポートフォリオA

1株当たりの業績（期中発行済参加型株式に関して） ⁽¹⁾	クラスA	クラスA 2
	(米ドル)	(米ドル)
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	800.61	786.28
投資活動による収入		
正味投資損失	(18.37)	(18.05)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益	93.66	92.00
投資取引による利益合計	75.29	73.95
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	875.90	860.23
総利回り ⁽²⁾	9.40%	9.40%
補足情報：		
平均純資産比率		
営業及びその他費用	(5.43)%	(5.43)%
正味投資損失	(2.08)%	(2.08)%

(1) 期中の参加型株式の平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込及び買戻の時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB

1株当たりの業績（期中発行済参加型株式に関して） ⁽¹⁾	クラスB	クラスBジャパン	クラスBジャパン
	(米ドル)	(米ドル)	(円)
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	724.73	903.03	1,133.28
投資活動による収入			
正味投資損失	(20.29)	(15.54)	(21.81)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益	53.20	66.05	222.37
投資取引による利益合計	32.91	50.51	200.56
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	757.64	953.54	1,333.84
総利回り ⁽²⁾	4.54%	5.59%	17.70%
補足情報：			
平均純資産比率			
営業費用及びその他の費用	(5.43)%	(4.43)%	(4.43)%
成功報酬	0.00%	0.00%	0.00%
費用合計	(5.43)%	(4.43)%	(4.43)%
正味投資損失	(2.56)%	(1.56)%	(1.57)%

(1) 期中の参加型株式の平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込及び買戻の時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の発行が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2024年12月31日より後、分別ポートフォリオAに対して約69,521米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC ー
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMF への投資（原価：4,814,177米ドル）	4,814,177	702,003
有価証券への投資（原価：1,453,311米ドル）	1,455,453	212,234
現金	1,482,843	216,228
ブローカーに対する債権	11,345,199	1,654,357
未決済先物契約に係る未実現利益	713,291	104,012
未決済先渡契約に係る未実現利益	261,430	38,122
その他の資産	35,156	5,126
	20,107,549	2,932,083
負債		
ブローカーに対する債務	3,939,595	574,472
未決済先物契約に係る未実現損失	799,946	116,648
未決済先渡契約に係る未実現損失	121,688	17,745
未払買戻金	14,930	2,177
未払金及び未払費用	22,373	3,262
	4,898,532	714,304
純資産	15,209,017	2,217,779
	米ドル	円
参加型株式 1 株当たり純資産： 発行済7,076.77株に基づく	2,149.15	313,389.05

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	数量	原価	公正価値
MMF への投資 (31.64%)			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (7.91%)	1, 203, 543. 65	1, 203, 544	1, 203, 544
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト (7.91%)	1, 203, 543. 65	1, 203, 544	1, 203, 544
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (7.91%)	1, 203, 543. 65	1, 203, 544	1, 203, 544
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39 (7.91%)	1, 203, 544. 55	1, 203, 545	1, 203, 545
MMF への投資合計		米ドル	4, 814, 177

銘柄 (純資産における%)	元本	原価	公正価値
有価証券への投資 (9.57%)			
米国財務省短期証券 (TB)、0.0%、 満期日2025年3月20日 (9.57%)	1, 469, 000	1, 453, 311	1, 455, 453
有価証券への投資合計		米ドル	1, 455, 453

銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値

先物契約 (4.69%)

債券先物 (0.65%)	2025年2～12月	106, 158, 101	98, 748
コモディティ (1.40%)	2025年2～4月	5, 156, 781	212, 482
通貨 (1.46%)	2025年3月	11, 006, 585	222, 688
インデックス (0.11%)	2025年1～3月	3, 395, 935	16, 259
食品／繊維／木材／ゴム (0.27%)	2025年3～5月	1, 383, 281	41, 490
金 (0.11%)	2025年2～10月	1, 112, 912	16, 504
金属 (0.29%)	2025年3～10月	2, 193, 720	44, 273
エネルギー (0.40%)	2025年1～12月	3, 134, 803	60, 847

先物契約に係る未実現利益	米ドル	713, 291

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書（続き）

2024年12月31日現在

（単位：米ドル）

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先物契約（－5.26％）

債券先物（－1.75％）	2025年2月～2026年3月	101,223,960	(265,988)
コモディティ（－0.70％）	2025年2～3月	3,545,831	(105,950)
通貨（－0.08％）	2025年3月	3,438,624	(12,088)
インデックス（－0.88％）	2025年1～3月	10,553,242	(133,972)
食品／繊維／木材／ゴム（－0.10％）	2025年3～5月	615,658	(15,213)
金（－1.25％）	2025年2～10月	15,647,735	(190,254)
金属（－0.32％）	2025年3～10月	1,701,898	(48,380)
エネルギー（－0.18％）	2025年2～5月	822,611	(28,101)

先物契約に係る未実現損失	米ドル	(799,946)

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先渡契約（1.72％）

外国為替（1.72％）	2025年3月	18,482,717	261,430

先渡契約に係る未実現利益	米ドル	261,430

	満期	想定元本	公債価値

銘柄（純資産における％）

先渡契約（－0.80％）

外国為替（－0.80％）	2025年3月	14,080,839	(121,688)

先渡契約に係る未実現損失	米ドル	(121,688)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
収益		
受取利息	399,869	58,309
	399,869	58,309
費用		
事務管理報酬	18,000	2,625
専門家報酬	16,208	2,363
支払利息	4,444	648
その他の費用	25,633	3,738
	64,285	9,374
正味投資収益	335,584	48,935
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	1,035,500	150,997
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(532,013)	(77,578)
	503,487	73,418
営業活動から生じた純資産の正味増加額	839,071	122,353

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC ー
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資収益	335, 584	48, 935
投資及び外貨に係る正味実現利益	1, 035, 500	150, 997
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(532, 013)	(77, 578)
	839, 071	122, 353
資本取引		
参加型株式の発行	1, 111, 110	162, 022
参加型株式の買戻し	(1, 626, 891)	(237, 233)
	(515, 781)	(75, 211)
当期純資産増加額	323, 290	47, 142
期首純資産残高	14, 885, 727	2, 170, 637
期末純資産残高	15, 209, 017	2, 217, 779

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2024年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC（以下、「マスターファンド」という。）は、2004年9月6日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2013年6月12日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。マスターファンドはその資産を、金先物を含む様々な種類の先物契約に投資し、また金現物にも投資することができる。

マスターファンドの資産は一般資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではないマスターファンドの資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2024年12月31日現在、マスターファンドは一般資産を保有していない。

2024年12月31日現在、マスターファンドが保有している分別ポートフォリオは、2006年に設立されたスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオの1種類である。マスターファンドは、その資産を、金先物を含む様々な先物に投資し、また金現物にも投資することができる。マスターファンドの株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として、スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（以下、「フィーダー・ファンド」という。）に販売されている。フィーダー・ファンドは、複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分）及びクラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分）。2024年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAとスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBは、マスターファンドのそれぞれ19.99%と42.09%を保有していた。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。マスターファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス－投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

マスターファンドが適用した重要な会計方針は以下の通りである。

(a) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告年度中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMFへの投資

MMFへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、それぞれのマネーマーケットファンドによって報告されるマスターファンドに帰属する純資産として決定される。実現および未実現利益と損失の変動は、損益計算書に含まれている。

(c) 有価証券への投資

マスターファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券(T-Bill)への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(d) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(e) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(f) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2024年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル 1	レベル 2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
MMF への投資	4,814,177	4,814,177	—
有価証券への投資	1,455,453	1,455,453	—
未決済先物契約に係る未実現利益	713,291	713,291	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	261,430	—	261,430
合計	7,244,351	6,982,921	261,430

負債	合計	レベル 1	レベル 2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
未決済先物契約に係る未実現損失	(799,946)	(799,946)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(121,688)	—	(121,688)
合計	(921,634)	(799,946)	(121,688)

(g) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンドは投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益（損失）及び未実現利益（損失）の変動に含まれる。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、マスターファンドは、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2044年8月5日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

マスターファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。マスターファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣はマスターファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジショ

ンも存在しないと考えている。

(j) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(k) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、マスターファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、マスターファンドは相殺の要件を満たしていない。

(l) 未払買戻金

保有者又はマスターファンドの選択により償還された参加株式は、償還要求が受領され、償還額が決定された時点で未払買戻金として分類される。

(m) 最近の会計基準

ASU2022-03は、公開企業に対し、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASU2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASU2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

マスターファンドは、本基準の適用がマスターファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権及び債務

ブローカーに対する債権及び債務には、ADMインベスター・サービス・インク及びINTL・FCストーン・ファイナンシャル・インクに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金3,927,902米ドルが含まれる。2024年12月31日現在、ブローカーに対する債権・債務には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、マスターファンドは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招

く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。マスターファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、マスターファンドは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

マスターファンドは先渡契約を締結している。先渡契約の場合、契約期間終了時まで様々な契約相手先について未実現評価益に係る信用リスク（但し担保分を除いた額）を内包する。マスターファンドは、先渡契約については、取引を信用に値する契約相手先に限定することにより信用リスクの軽減を図っている。

マスターファンドは、マネーマーケットファンドに投資する。MMFは、財務省証券、コマーシャルペーパー、預金証書などの高い信用格付けを備えた流動性の高い現金および現金同等物にのみ投資する。マネーマーケットミューチュアルファンドとも呼ばれるこれらのファンドは、主に13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する債券ベースの証券に投資する。

マスターファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在の変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。マスターファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、マスターファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がマスターファンドに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、マスターファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドに投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、マスターファンドの投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

マスターファンドは様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

マスターファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2024年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2024年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2024年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
債券先物	98,748	106,158,101	(265,988)	101,223,960	(409,785)	(683,055)
コモディティ	212,482	5,156,781	(105,950)	3,545,831	110,434	932,813
通貨	222,688	11,006,585	(12,088)	3,438,624	168,056	(68,984)
インデックス	16,259	3,395,935	(133,972)	10,553,242	(282,494)	(1,329,028)
食品／繊維／ 木材／ゴム	41,490	1,383,281	(15,213)	615,658	(10,449)	557,147
金	16,504	1,112,912	(190,254)	15,647,735	(383,210)	4,318,631
金属	44,273	2,193,720	(48,380)	1,701,898	29,504	(717,394)
エネルギー	60,847	3,134,803	(28,101)	822,611	22,864	(1,170,172)
合計	713,291	133,542,118	(799,946)	137,549,559	(755,080)	1,839,956
	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先渡契約						
外国為替	261,430	18,482,717	(121,688)	14,080,839	223,067	(380,703)
合計	261,430	18,482,717	(121,688)	14,080,839	223,067	(380,703)

2024年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるマスターファンドのデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授權株式：

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式5,000,000株	50,000米ドル

株式数

参加型株式：

期首残高	7,286.38

期中の発行	493.26

期中の買戻し	(702.87))

期末残高	7,076.77

参加型株式

参加型株式には議決権が与えられており、各歴月の最初の営業日又は取締役会の定める日に、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができる。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

マスターファンドが解散する際、分別ポートフォリオ及び一般資産は、それぞれ分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の債権に対して支払われる。一般資産の残高がある場合は、各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 公正価値

2024年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金並びに未払金及び未払費用を含むマスターファンドの一部の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

未決済先渡契約への投資は、デリバティブ契約締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じたときは、直接損益計算書に反映される。当初計測の後は先渡契約は公正価値にて計測される。

ファンドへの投資は、アンダーライニング・ファン及び／又はその事務管理会社から提示された価額が、実務上便宜的に公正価値として計上されている。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

8. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが当信託の事務管理会社を務めている。(以下、「当事務管理会社」という。)。事務管理契約に基づいて、当信託は当事務管理会社に対し、事務管理報酬を支払っている。金額は、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042% (毎月4.2ベースポイントの12分の1)、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルから1億米ドルの間の場合は年率2.45ベースポイント、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.7ベースポイントで、最低事務管理報酬は月額1,375米ドルである。

2024年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、2,875米ドルである。

9. 財務ハイライト

1株当たりの業績 (期中発行済み参加型株式に関して) ⁽¹⁾ :

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	2,042.95

投資活動による収入 :

正味投資収入	46.83
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動	59.37
投資活動による利益合計	106.20

期末の1株当たり純資産価額	2,149.15

総利回り ⁽²⁾	5.20%

補足情報 :

平均純資産比率

費用	(0.39)%
正味投資収入	2.05%

(1) 期中平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

10. 関連当事者間取引

2024年12月31日現在、関連当事者によって保有されているマスターファンド参加型株式は2,686.28株であった。

11. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMF への投資（原価：31,486）米ドル	31,486	4,591
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	97,531	14,222
現金	72,052	10,507
その他資産	4,742	691
	205,811	30,011
負債		
未払金及び未払費用	5,894	859
	5,894	859
純資産	米ドル	
	199,917	29,152
	米ドル	円
クラス A（米ドル）株式 1 株当たり純資産：		
発行済 45,202.06 株に基づく	4.42	644.52

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPCースーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
 要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMF への投資（15.76％）			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア（3.94％）	7,871.41	7,871	7,871
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 （3.94％）	7,871.41	7,871	7,871
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（3.94％）	7,871.41	7,871	7,871
JPモルガン・リクイディティ・ 米ドル・リクイディティ インスト U39（3.94％）	7,872.61	7,873	7,873
MMF への投資合計		米ドル	31,486

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資収入		
受取利息	3,430	500
費用	(521)	(76)
	2,909	424
サブファンドの収益		
その他の収益	2,213	323
	2,213	323
サブファンド費用		
管理報酬	6,858	1,000
販売会社報酬	4,116	600
事務管理報酬	6,801	992
専門家報酬	4,286	625
一般管理費	8,231	1,200
	30,292	4,417
正味投資損失	(25,170)	(3,670)
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失	(10,958)	(1,598)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(1,395)	(203)
	(12,353)	(1,801)
営業活動から生じた純資産の正味減少額	(37,523)	(5,472)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(25, 170)	(3, 670)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(10, 958)	(1, 598)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(1, 395)	(203)
	(37, 523)	(5, 472)
資本取引		
クラス A (米ドル) 参加型株式の買戻し	(682)	(99)
	(682)	(99)
	(38, 205)	(5, 571)
期首純資産残高	238, 122	34, 723
期末純資産残高	199, 917	29, 152
期末純資産残高の内訳：		
クラス A (米ドル) 株式	199, 917	29, 152
	199, 917	29, 152

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMF への投資（原価：327,569米ドル）	327,569	47,766
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	4,017,478	585,829
ブローカーへの債権	1,012,679	147,669
マスターファンドからの未収買戻金	57,065	8,321
その他資産	4,743	692
現金	273,534	39,887
	5,693,068	830,163
負債		
ブローカーへの債務	77,020	11,231
未払買戻金	152,173	22,190
未決済先物契約に係る未実現損失	94,899	13,838
未払金及び未払費用	34,512	5,033
	358,604	41,061
純資産	5,334,464	777,872
	米ドル	円
クラスB（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 15,218.63 株に基づく	5.50	802.01
クラスジャパン（円）株式1株当たり純資産： 発行済 468,313.64 株に基づく	—	610.27
クラスジャパン（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 138,043.12 株に基づく	5.10	743.68
クラスシルバー（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 229,760.86 株に基づく	8.02	1,169.48
クラスシルバー（円）株式1株当たり純資産： 発行済 102,444.64 株に基づく	8.02	1,169.48
	ユーロ	円
クラスB（ユーロ）株式1株当たり純資産： 発行済 9,815.13 株に基づく	6.40	1,047.17

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMF への投資（6.16％）			
ブラックロック・米ドル・ リクイディティ・コア（1.54％）	81,892.17	81,892	81,892
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 （1.54％）	81,892.17	81,892	81,892
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（1.54％）	81,892.17	81,892	81,892
JPモルガン・リクイディティ・ 米ドル・リクイディティ インスト U39（1.54％）	81,893.01	81,893	81,893
MMF への投資合計		米ドル	327,569

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（－1.78％）			
金属（－1.78％）	2025年3月	2,046,940	(94,899)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(94,899)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資利益		
受取利息	141,855	20,685
費用	(21,635)	(3,155)
	120,220	17,530
サブファンドの収益		
その他の収益	64,885	9,462
	64,885	9,462
サブファンド費用		
管理報酬	127,758	18,630
販売会社報酬	113,325	16,525
事務管理報酬	6,801	992
専門家報酬	15,926	2,322
一般管理費	11,141	1,625
	274,951	40,093
正味投資損失	(89,846)	(13,101)
サブファンドの外貨に係る利益		
外貨に係る正味実現利益	327,877	47,811
外貨に係る未実現利益の変動	3,927	573
	331,804	48,384
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失	(739,745)	(107,870)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(116,460)	(16,982)
	(856,205)	(124,852)
営業活動から生じた純資産の正味減少額	(614,247)	(89,569)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(89,846)	(13,101)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(411,868)	(60,059)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(112,533)	(16,410)
	(614,247)	(89,569)
資本取引		
クラスジャパン（円）参加型株式の発行による収入	16,173	2,358
クラスジャパン（米ドル）参加型株式の発行による収入	2,595	378
クラスシルバー（米ドル）参加型株式の発行による収入	200	29
クラスシルバー（円）参加型株式の発行による収入	54,665	7,971
クラスB（米ドル）参加型株式の買戻し	(51,462)	(7,504)
クラスジャパン（円）参加型株式の買戻し	(222,044)	(32,378)
クラスジャパン（米ドル）参加型株式の買戻し	(49,440)	(7,209)
クラスシルバー（米ドル）参加型株式の買戻し	(32,612)	(4,755)
クラスシルバー（円）参加型株式の買戻し	(118,630)	(17,299)
クラスB（ユーロ）参加型株式の買戻し	(12,341)	(1,800)
	(412,896)	(60,208)
当期純資産減少額	(1,027,143)	(149,778)
期首純資産残高	6,361,607	927,650
期末純資産残高	5,334,464	777,872
期末純資産残高の内訳：		
クラスB（米ドル）株式	83,683	12,203
クラスジャパン（円）株式	1,817,945	265,093
クラスジャパン（米ドル）株式	704,507	102,731
クラスシルバー（米ドル）株式	1,841,968	268,596
クラスシルバー（円）株式	821,297	119,762
クラスB（ユーロ）株式	65,064	9,488
	5,334,464	777,872

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	1, 227, 335	178, 970
現金	66, 696	9, 726
その他資産	4, 742	691
	1, 298, 773	189, 387
負債		
未払買戻金	6, 857	1, 000
未払金及び未払費用	15, 150	2, 209
	22, 007	3, 209
純資産	1, 276, 766	186, 178
	米ドル	円
クラスC（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 147, 161. 19 株に基づく	3. 76	548. 28
	—	円
クラスCジャパン（円）1株当たり純資産： 発行済 79, 986. 83 株に基づく		507. 13
	米ドル	円
クラスCジャパン（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 108, 108. 61 株に基づく	3. 94	574. 53
	ユーロ	円
クラスC（ユーロ）株式1株当たり純資産： 発行済 11, 055. 39 株に基づく	3. 59	587. 40

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資収益		
受取利息	59,128	8,622
費用	(8,761)	(1,278)
	50,367	7,345
サブファンド費用		
管理報酬	49,991	7,290
販売会社報酬	35,839	5,226
専門家報酬	9,005	1,313
事務管理報酬	6,900	1,006
一般管理費	9,746	1,421
	111,481	16,256
正味投資損失	(61,114)	(8,912)
サブファンドの外貨に係る利損失		
外貨に係る正味実現損失	(554)	(81)
	(554)	(81)
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失	(212,594)	(31,000)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(51,479)	(7,507)
	(264,073)	(38,507)
営業活動から生じた純資産の正味減少額	(325,741)	(47,500)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(61, 114)	(8, 912)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(213, 148)	(31, 081)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(51, 479)	(7, 507)
	(325, 741)	(47, 500)
資本取引		
クラスC ジャパン (円) 参加型株式の発行	4, 136	603
クラスC ジャパン (米ドル) 参加型株式の発行	5, 632	821
クラスC ジャパン (円) 参加型株式の買戻し	(152, 563)	(22, 247)
クラスC (ユーロ) 参加型株式の買戻し	(54, 384)	(7, 930)
クラスC ジャパン (米ドル) 参加型株式の買戻し	(44, 191)	(6, 444)
クラスC (米ドル) 参加型株式の買戻し	(407, 941)	(59, 486)
	(649, 311)	(94, 683)
当期純資産減少額	(975, 052)	(142, 182)
期首純資産残高	2, 251, 818	328, 360
期末純資産残高	1, 276, 766	186, 178
期末純資産残高の内訳：		
クラスC (米ドル) 株式	553, 928	80, 774
クラスC ジャパン (円) 株式	256, 314	37, 376
クラスC ジャパン (米ドル) 株式	425, 466	62, 041
クラスC (ユーロ) 株式	41, 058	5, 987
	1, 276, 766	186, 178

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2024年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーンSPC（以下、「当社」という。）は、2003年3月24日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2003年4月1日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社は分別ポートフォリオ会社として設立され、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAの持分）、クラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBの持分）、クラスC参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCの持分）（以下、総称して「サブファンド」という。）。

当社は、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「マスターファンド」という。）のクラスB、クラスC及びクラスEマスター株式に投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資明細表を含む）は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。2024年12月31日現在、当社はクラスBマスター株式の100%、クラスCマスター株式の1.50%、及びクラスEマスター株式の100%を保有している。

当社の目的は、投資家に対して、資本及び有価証券市場の発展とは関係なく、平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成しうる投資を提供することである。

当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2024年12月31日現在の一般資産残高は、発起人株式（注記6を参照）の発行時に受領した現金1米ドルだけであり、今日までに一般資産に帰属する収益又は費用が発生していないため、貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書において一般資産は個別に表示されていない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。当社はUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報

告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告年度中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定される。当初認識後は、投資は公正価値で測定される。公正価値は、当社に帰属する純資産（実務的な手段として、マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益は、損益計算書に計上される。マスターファンドの投資の評価については、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(c) MMFへの投資

MMFへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、それぞれのマネーマーケットファンドによって報告される当社に帰属する純資産として決定される。実現および未実現利益と損失の変動は、損益計算書に含まれている。

(d) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(e) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益変動の持分相当額を、損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(f) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当社は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6

条の規定に従って、2044年8月5日までの期間における将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当社は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い(50%超の確率)未確定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当社は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当社のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して税金費用についての負債又は税務便益に対する資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役会の判断により配分される。

(j) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当社が認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当社は相殺の要件を満たしていない。

(k) 未払買戻金

保有者又は当社の選択により買い戻される参加型株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(1) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2024年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオA－資産	合計	レベル1	レベル2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
MMFへの投資	31,486	31,486	—
合計	31,486	31,486	—

分別ポートフォリオB－資産	合計	レベル1	レベル2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
MMFへの投資	327,569	327,569	—
合計	327,569	327,569	—

分別ポートフォリオB－負債	合計	レベル1	レベル2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
先物契約に係る未実現損失	(94,899)	(94,899)	—
合計	(94,899)	(94,899)	—

マスターファンドによって保有される投資に関する公正価値の階層については、マスターファンドの財務諸表の注記2（f）に開示されている。

3. 現金

現金には、要求払いの預金が含まれる。

4. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インクに預けている現金残高が含まれている。スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのブローカーに対する債権には、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金177,100米ドルが含まれる

5. デリバティブ契約

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2024年12月31日現在でスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2024年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契

約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2024年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
金属	-	-	(94,899)	2,046,940	3,927	327,877
合計	-	-	(94,899)	2,046,940	3,927	327,877

2024年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのデリバティブ取引高を示している。

6. 正味払込資本

	米ドル
授権株式：	
1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株	1
1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式99,999,900株	999,999
	<u>1,000,000</u>
	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	<u>100</u>
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA	
クラスA（米ドル）株式：	
期首残高	45,325.66
期中の買戻し	(123.60)
期末残高	<u>45,202.06</u>
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB	
クラスB（米ドル）株式：	
期首残高	22,967.00
期中の買戻し	(7,748.37)
期末残高	<u>15,218.63</u>

	株式数
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスジャパン（円）株式：	
期首残高	513,490.30
期中の発行	3,521.13
期中の買戻し	(48,697.79)
期末残高	468,313.64

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスジャパン（米ドル）株式：	
期首残高	146,677.96
期中の発行	453.02
期中の買戻し	(9,087.86)
期末残高	138,043.12

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスシルバー（米ドル）株式：	
期首残高	233,453.44
期中の発行	20.31
期中の買戻し	(3,712.89)
期末残高	229,760.86

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスシルバー（円）株式：	
期首残高	110,122.38
期中の発行	6,219.36
期中の買戻し	(13,897.10)
期末残高	102,444.64

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスB（ユーロ）株式：	
期首残高	11,519.76
期中の買戻し	(1,704.63)
期末残高	9,815.13

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC（米ドル）株式：	
期首残高	241,749.68
期中の買戻し	(94,588.49)
期末残高	147,161.19

	株式数
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC（ユーロ）株式：	
期首残高	23,904.42
期中の買戻し	(12,849.03)
期末残高	11,055.39

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC ジャパン（円）株式：	
期首残高	121,047.04
期中の発行	1,046.34
期中の買戻し	(42,106.55)
期末残高	79,986.83

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC ジャパン（米ドル）株式：	
期首残高	116,907.45
期中の発行	1,218.81
期中の買戻し	(10,017.65)
期末残高	108,108.61

2024年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の元取締役でもあるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）の株主が保有している。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、保有者の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

取締役会の決議により、当社は2018年4月1日から毎週換金できるようになった。参加型株式は、クラスA（米ドル）株式、クラスAジャパン（円）株式、クラスB（ユーロ）株式、クラスB（米ドル）株式、クラスジャパン（米ドル）株式、クラスシルバー（米ドル）株式、クラスB（円）株式、クラスジャパン（円）株式、クラスシルバー（円）株式、クラスC（米ドル）株式、クラスC（ユーロ）株式、クラスCジャパン（円）株式及びクラスCジャパン（米ドル）株式につき、該当する取引日ごとに、あるいは取締役の裁量により、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の保有者は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意を

もって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。

投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスAジャパン（円）株式、クラスジャパン（米ドル）株式、クラスジャパン（円）株式、クラスシルバー（円）株式、クラスシルバー（米ドル）株式、クラスCジャパン（円）株式、クラスCジャパン（米ドル）株式の純資産価額の2%（年率）の管理報酬を、それ以外の株式クラスに関してはそれぞれの純資産の3%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAに関しては519米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBに関しては9,741米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCに関しては2,774米ドルである。

8. 成功報酬

また、投資顧問会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、各株式クラスの1株当たり純資産価額の増加分に対して、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAのクラスA（米ドル）については20%、クラスAジャパン（円）については15%、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのクラスB（ユーロ）、クラスB（米ドル）、クラスB（円）については25%、クラスジャパン（米ドル）、クラスジャパン（円）、クラスシルバー（米ドル）、クラスシルバー（円）については20%、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCのクラスC（米ドル）及びクラスC（ユーロ）については30%、クラスCジャパン（円）、クラスCジャパン（米ドル）については20%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2024年12月31日に終了した年度において成功報酬は発生せず、また、年度末時点でスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA、B及びCに関する未払成功報酬の残高はなかった。

成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

9. 販売会社報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%（年率）相当の販売会社報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAに関しては312米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBに関しては8,653米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCに関しては2,029米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、マスターファンドはNAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当管理会社」という。）に対し、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042%、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルから1億米ドルの間の場合は年率0.0245%、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.007%の事務管理報酬を毎月後払いで支払っており、最低事務管理報酬は月額1,500米ドルである。

2024年12月31日現在、未払となっている事務管理報酬はスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAにつき1,950米ドル、分別ポートフォリオBにつき1,950米ドル、分別ポートフォリオCにつき1,950米ドルである。

11. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が発生し、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

2024年12月31日現在、未払買戻手数料の残高はない。

12. 関連当事者間取引

2024年12月31日現在、クラスA（米ドル）株式811.47株、クラスBジャパン（米ドル）株式138,043.12株、クラスBシルバー（米ドル）株式227,548.58株、クラスBシルバー（円）株式102,444.64株、クラスCジャパン（円）株式79,739.57株、クラスCジャパン（米ドル）株式109,415.67株、及びクラスC（ユーロ）株式11,054.91株が、関連当事者によって保有されている。

投資顧問及び販売会社は共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問及び販売会社に対して未払いの手数料は、独立第三者間の交渉により設定されたものではない。

13. 金融商品及び関連するリスク

当社のマスターファンドへの投資は、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。マスターファンドがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベル、並びに2024年12月31日に終了した年度にマスターファンドが保有していたデリバティブに関連する損益に関する内訳を含む）については、本報告書に含まれているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

当社は、マネーマーケットファンドに投資する。MMFは、財務省証券、コマーシャルペーパー、預金証書などの高い信用格付けを備えた流動性の高い現金および現金同等物にのみ投資する。マネーマーケットミューチュアルファンドとも呼ばれるこれらのファンドは、主に13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する債券ベースの証券に投資する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在の変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、当社の信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がマスターファンドに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、当社はレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、当社の借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、当社に投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

経営陣は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

14. 財務ハイライト

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA（米ドル）

米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（1）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 5.25

投資活動による収入

正味投資損失 (0.56)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (0.27)

投資活動による損失合計 (0.83)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額 4.42

成功報酬前総利回り (15.81)%

成功報酬 0.00%

総利回り^{（2）} (15.81)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用 (13.52)%

正味投資損失（成功報酬を除く） (11.04)%

（1）期中平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB（米ドル）

米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（1）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 6.16

投資活動による収入

正味投資損失 (0.14)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (0.52)

投資活動による損失合計 (0.66)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額 5.50

成功報酬前総利回り (10.71)%

成功報酬 0.00%

総利回り^{（2）} (10.71)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(5.69) %
正味投資損失（成功報酬除く）	(2.35) %

（１）期中平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBジャパン（円）	円

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（１）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	686.87

投資活動による収入

正味投資損失	(9.36)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(67.24)
投資活動による損失合計	(76.60)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	610.27

成功報酬前総利回り	(11.15) %
成功報酬	0.00 %

総利回り ^{（２）}	(11.15) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(4.69) %
成功報酬	0.00 %
費用合計	(4.69) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.36) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB ジャパン（米ドル）	米ドル

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（1）}

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	5.66

投資活動による収入

正味投資損失	(0.08)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(0.48)

投資活動による損失合計	(0.56)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	5.10

成功報酬前総利回り	(9.89) %

成功報酬	0.00 %

総利回り ^{（2）}	(9.89) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(4.70) %

成功報酬	0.00 %

費用合計	(4.70) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.39) %

（1）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB シルバー（米ドル）	米ドル

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（1）}

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	8.15

投資活動による収入

正味投資損失	(0.13)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	-

投資活動による損失合計	(0.13)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	8.02

成功報酬前総利回り	(1.60) %
成功報酬	0.00 %
総利回り ⁽²⁾	(1.60) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(4.71) %
成功報酬	0.00 %
費用合計	(4.71) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.44) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBシルバー（円）	米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して） ⁽¹⁾

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	8.15

投資活動による収入

正味投資損失	(0.13)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	-
投資活動による損失合計	(0.13)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	8.02

成功報酬前総利回り	(1.60) %
成功報酬	0.00 %
総利回り ⁽²⁾	(1.60) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(4.70) %
成功報酬	0.00 %
費用合計	(4.70) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.43) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスB (ユーロ)	ユーロ

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	7. 19

投資活動による収入

正味投資損失	(0. 17)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(0. 62)
投資活動による損失合計	(0. 79)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	6. 40

成功報酬前総利回り	(10. 99) %
成功報酬	0. 00 %
総利回り ⁽²⁾	(10. 99) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(5. 69) %
成功報酬	0. 00 %
費用合計	(5. 69) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(2. 34) %

（1）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC (米ドル)	米ドル

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	4. 44

投資活動による収入

正味投資損失	(0. 16)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(0. 52)
投資活動による損失合計	(0. 68)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	3. 76

成功報酬前総利回り	(15. 32) %

成功報酬	0.00%
総利回り ⁽²⁾	(15.32)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(6.52)%
正味投資損失（成功報酬を除く）	(3.52)%

（1）期中平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC ジャパン（円）	円

1株当たりの業績⁽¹⁾（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	616.40

投資活動による収入

正味投資損失	(15.34)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(97.29)
投資活動による損失合計	(112.63)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	503.77

成功報酬前総利回り	(18.27)%
成功報酬	0.00%
総利回り ⁽²⁾	(18.27)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(5.57)%
成功報酬	0.00%
費用合計	(5.57)%

正味投資損失（成功報酬を除く）	(2.58)%

（1）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC（ユーロ）	ユーロ

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	4. 29

投資活動による収入

正味投資損失	(0. 15)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(0. 55)
投資活動による損失合計	(0. 70)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	3. 59

成功報酬前総利回り	(16. 32) %

成功報酬	0. 00 %

総利回り ⁽²⁾	(16. 32) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(6. 53) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(3. 54) %

（1）期中平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC ジャパン（米ドル）	米ドル

1 株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して） ⁽¹⁾

期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	4. 59

投資活動による収入

正味投資損失	(0. 12)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(0. 53)
投資活動による損失合計	(0. 65)

期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	3. 94

成功報酬前総利回り	(14. 16) %

成功報酬	0. 00 %

総利回り ⁽²⁾	(14. 16) %

補足情報：

平均純資産比率 ⁽⁴⁾

営業及びその他費用	(5. 62) %

成功報酬	0.00 %
費用合計	(5.62) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(2.67) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2024年12月31日の後に処理された申込はなく、分別ポートフォリオBに対し約7,751米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド・グリーン・マスター
貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
資産		
MMF への投資（原価：4,683,314米ドル）	4,683,314	682,921
有価証券への投資（原価：1,591,189米ドル）	1,591,189	232,027
現金	67,757	9,589
ブローカーに対する債権	24,929,207	3,635,177
未決済先物契約に係る未実現利益	544,698	79,428
未決済先渡契約に係る未実現利益	222,692	32,473
その他の資産	10,307	1,503
	32,047,164	4,673,117
負債		
ブローカーに対する債務	18,810,534	2,742,952
未決済先物契約に係る未実現損失	601,690	87,738
未決済先渡契約に係る未実現損失	120,251	17,535
未払買戻金	280,606	40,918
未払金及び未払費用	29,754	4,339
	19,842,835	2,893,482
純資産	12,204,329	1,779,635
	米ドル	円
クラスA株式1株当たり純資産： （発行済 30,035.96 株に基づく）	41.12	5,996.12
クラスBマスター株式1株当たり純資産： （発行済 21,687.08 株に基づく）	166.08	24,217.79
	ユーロ	円
クラスCマスター株式1株当たり純資産： （発行済 42,949.25 株に基づく）	130.55	21,360.59
		円
クラスEマスター株式1株当たり純資産： （発行済 33,311.10 株に基づく）		7,371.53

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	株数	原価	公正価値

MMF への投資 (38.36%)

ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (9.59%)	1,170,828.49	1,170,828	1,170,828
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 (9.59%)	1,170,828.49	1,170,829	1,170,829
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (9.59%)	1,170,828.44	1,170,828	1,170,828
JPモルガン・米ドル・リクイディティ インスト U39 (9.59%)	1,170,829.45	1,170,829	1,170,829

MMF への投資合計	米ドル	4,683,314

銘柄 (純資産における%)	元本	原価	公正価値

有価証券への投資 (13.04%)

米国財務省短期証券 (T B)、0.0%、 満期日2025年3月20日 (13.04%)	1,606,000	1,588,848	1,591,189

有価証券への投資合計	米ドル	1,591,189

銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値

先物契約 (4.47%)

債券先物 (0.63%)	2025年2月～ 2026年3月	134,260,604	76,595
通貨 (1.48%)	2025年3月	8,714,066	180,406
コモディティ (1.11%)	2025年2～4月	4,370,804	135,137
エネルギー (0.44%)	2025年1～12月	2,630,852	54,085
食品／繊維／木材／ゴム (0.31%)	2025年3～5月	1,116,734	38,019
金 (0.01%)	2025年8～10月	254,599	1,215
インデックス (0.13%)	2025年1～3月	2,721,631	15,379
金属 (0.36%)	2025年3～10月	2,165,816	43,862

先物契約に係る未実現利益	米ドル	544,698

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（－4.93％）			
	2025年2月～		
債券先物（－1.76％）	2026年3月	93,958,655	(214,484)
通貨（－1.13％）	2025年3月	10,152,716	(137,866)
コモディティ（－0.71％）	2025年2～3月	2,903,470	(86,635)
エネルギー（－0.18％）	2025年2～5月	583,652	(21,585)
食品／繊維／木材／ゴム（－0.09％）	2025年3月	457,611	(11,365)
金（－0.06％）	2025年2～10月	1,282,585	(7,877)
インデックス（－0.66％）	2025年1～3月	6,677,135	(80,503)
金属（－0.34％）	2025年3～10月	1,169,400	(41,375)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(601,690)

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（1.82％）			
外国為替（1.82％）	2025年3月	14,910,182	222,692
先渡契約に係る未実現利益		米ドル	222,692

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（－0.99％）			
外国為替（－0.99％）	2025年3月	11,771,315	(120,251)
先渡契約に係る未実現損失		米ドル	(120,251)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
損益計算書

2024年12月31日に終了した年度
(単位：米ドル)

	米ドル	千円
収益		
受取利息	470,835	68,657
	<u>470,835</u>	<u>68,657</u>
費用		
事務管理報酬	19,007	2,772
専門家手数料	26,448	3,857
管理報酬	14,095	2,055
支払利息	4,237	618
その他費用	21,244	3,098
	<u>85,031</u>	<u>12,399</u>
正味投資収入	<u>385,804</u>	<u>56,258</u>
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失	(2,219,073)	(323,585)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(447,266)	(65,220)
	<u>(2,666,339)</u>	<u>(388,806)</u>
営業活動から生じた純資産の正味減少額	<u>(2,280,535)</u>	<u>(332,548)</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資収入	385,804	56,258
投資及び外貨に係る正味実現損失	(2,219,073)	(323,585)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(447,266)	(65,220)
	(2,280,535)	(332,548)
資本取引		
クラスBマスター株式の発行による収入	792,324	115,537
クラスCマスター株式の発行による収入	227,911	33,234
クラスEマスター株式の発行による収入	254,005	37,039
クラスBマスター株式の買戻しに係る支払	(1,238,359)	(180,578)
クラスCマスター株式の買戻しに係る支払	(1,727,614)	(251,921)
クラスEマスター株式の買戻しに係る支払	(493,695)	(71,991)
	(2,185,428)	(318,679)
当期純資産減少額	(4,465,963)	(651,227)
期首純資産残高	16,670,292	2,430,862
期末純資産残高	12,204,329	1,779,635
期末純資産残高の内訳		
クラスA株式	1,235,113	180,104
クラスBマスター株式	3,601,844	525,221
クラスCマスター株式	5,805,405	846,544
クラスEマスター株式	1,561,967	227,766
	12,204,329	1,779,635

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2024年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「マスターファンド」という。）は、2001年3月22日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2001年4月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

2024年12月31日現在、マスターファンドはクラスA、クラスB、クラスC及びクラスEの4種類の有効な株式を発行しており、そのうちクラスB、クラスC及びクラスEについては、それぞれクラスBマスター株式、クラスCマスター株式及びクラスEマスター株式（以下、総称して「マスター株式」という。）を販売している。2024年12月31日に終了した年度において、クラスD又はFマスター株式は発行されていない。マスター株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として販売され、クラスB、クラスC及びクラスEは、スーパーファンド・グループの他のファンドのマスターファンドとしての役割を担っている。クラスA株式については、依然として追加販売は行われていない。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、投資顧問契約に基づいて、マスターファンドの投資顧問会社を務めている。マスターファンドの目的は、投資家に対して、資本及び有価証券市場の発展とは関係なく、平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成するための投資を提供することである。マスターファンドは、投資の機会及び取引戦略を有効に利用する予定であるため、将来の投資の性質に関してあらかじめ見通しを立てておらず、制限条項もない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。マスターファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

マスターファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMFへの投資

MMFへの投資は、取引日基準で会計処理される。投資は当初取得原価で測定される。当初認識の後、投資は公正価値で測定される。公正価値は、各マネー・マーケット・ファンドによって報告されている通りにマスターファンドに帰属する純資産として決定される。未実現損益の実現及び変動は損益計算書に含まれている。

(c) 有価証券への投資

マスターファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券（T-Bill）への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(d) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(e) 先渡契約

未決済先渡契約は、公表フォーワード・レートと売買レートとの差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(f) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

US GAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2024年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の概要である。

資産	合計	レベル 1	レベル 2
	米ドル	米ドル	米ドル
MMF への投資	4,683,314	4,683,314	—
有価証券への投資	1,591,189	1,591,189	—
未決済先物契約に係る未実現利益	544,698	544,698	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	222,692	—	222,692
合計	7,041,893	6,819,201	222,692

負債	合計	レベル 1	レベル 2
	米ドル	米ドル	米ドル
未決済先物契約に係る未実現損失	(601,690)	(601,690)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(120,251)	—	(120,251)
合計	(721,941)	(601,690)	(120,251)

2024年12月31日に終了した年度において、レベル 3 として指定された投資及びレベル間での振替はない。

(g) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損失及び未実現損失の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンドは投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損失と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損失を区別していない。このような変動は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）及び未実現利益／（損失）の変動に含まれる。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第 6 条の規定に従って、2039年 8 月20日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

マスターファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）未確定の申告内容についてのみ税務便益を認識している。マスターファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣はマスターファンドの申告内容を分析した結果、未確定の申告内容に関して、税務費用のための負債又は税務便益について資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12

ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のある申告内容も存在しないと考えている。

(j) 収益及び費用の配分

異なるクラス間の利益、損失、収益及び費用（特定の株式クラスに帰属する費用を除く。）の配分は、純資産価額の相対的な割合に基づいて行われている。

(k) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る正味未実現利益（損失）を含む。）は、マスターファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、マスターファンドは相殺の要件を満たしていない。

(l) 未収買戻金

保有者又はマスターファンドの選択により償還された参加株式は、償還要求が受領され、償還額が決定された時点で未収買戻金として分類される。

(m) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASU2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASU2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

当ファンド／マスターファンドは、本基準の適用が当ファンド／マスターファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権・債務

ブローカーに対する債権・債務には、ADMインベスター・サービスズ・インク及びINTL FCストーンフィナンシャル・インクに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び未決済先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金3,424,696米ドルが含まれる。

4. 金融商品及び関連するリスク

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、マスターファンドは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。マスターファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、マスターファンドは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による当初証拠金（担保）が要求される。当初証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。

マスターファンドは先渡契約を締結している。先渡契約は保有される担保の正味額について契約期間中に様々な契約相手から未実現評価増を受けるリスクを含んでいる。当社は、信用力のある契約相手とのみ取引を行うことにより先渡契約の信用リスクを軽減するよう努めている。

マスターファンドはMMFに投資している。マネー・マーケット・ファンドは、非常に流動的な現金及び自己勘定請求書、コマーシャルペーパー及び預金証書などの高い信用格付けを有する現金同等物にのみ投資する。これらのファンドは主に13ヶ月未満の短期満期を有し、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供している債務証券に投資している。

マスターファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的要因により生じる。その他の市場リスクには、契約価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、一般的に、取引所取引以外の金融商品が含まれる場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。マスターファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、マスターファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、マスターファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

投資顧問会社は、レバレッジを管理するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

マスターファンドは様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。またデリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

マスターファンドはデリバティブ取引を時価評価ベースで計上している。公正価値は市場価格に基づき決定されている。2024年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2024年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表には、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益（損失）に含まれている契約種類ごとのデリバティブの実現損益が含まれている。

さらに下表は、2024年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

先渡契約	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
債券先物	76,595	134,260,604	(214,484)	93,958,655	(384,012)	(588,680)
通貨	180,406	8,714,066	(137,866)	10,152,716	(56,984)	(519,785)
コモディティ	135,137	4,370,804	(86,635)	2,903,470	52,187	846,026
エネルギー	54,085	2,630,852	(21,585)	583,652	978	(895,718)
食品／繊維／ 木材／ゴム	38,019	1,116,734	(11,365)	457,611	(17,150)	571,517
金	1,215	254,599	(7,877)	1,282,585	2,973	932,248
インデックス	15,379	2,721,631	(80,503)	6,677,135	(284,122)	(914,994)
金属	43,862	2,165,816	(41,375)	1,169,400	40,473	(693,883)
米ドル合計	544,698	156,235,106	(601,690)	117,185,224	(645,657)	(1,263,269)

先渡契約	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
外国為替	222,692	14,910,182	(120,251)	11,771,315	198,391	(357,076)
米ドル合計	222,692	14,910,182	(120,251)	11,771,315	198,391	(357,076)

2024年12月31日現在、保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるマスターファンドのデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

	2024年
授権株式：	
1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株	1米ドル
1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式99,999,900株	999,999米ドル
	1,000,000米ドル
1株当たり額面0.01ユーロの参加型株式25,000,000株	250,000ユーロ

7. 正味払込資本

	株数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	1
クラスA株式：	
期首残高	30,035.96
期末残高	30,035.96
クラスB株式：	
期首残高	24,235.13
期中の発行	4,131.92
期中の買戻し	(6,679.97)
期末残高	21,687.08
クラスC株式：	
期首残高	51,997.07
期中の発行	1,417.15
期中の買戻し	(10,464.97)
期末残高	42,949.25
クラスE株式：	
期首残高	37,657.22
期中の発行	4,488.73
期中の買戻し	(8,834.85)
期末残高	33,311.10

マスターファンドの発起人株式は投資顧問会社の株主が保有している。クラスA株式27,692.88株は、関連会社が保有している。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、マスターファンドの解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、マスターファンドの利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

参加型株式は、関連する取引日における各株式クラスの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、クラスの発行済み株式のすべての株主による書面の同意をもって、あるいは該当するクラスの株主総会において4分の3以上の同意により可決した決議の承認をもって変更することができる。

マスターファンドが解散する際に、株主に分配可能な資産は、債権者に対する支払い並びに投資顧問会社、事務管理会社、又はその他の専門的アドバイザーに対する未払報酬の支払いに充当された後、以下の優先順位で支払われる。

- ・ 第一に、参加型株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- ・ 第二に、発起人株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- ・ 第三に、参加型株式の保有者に対して、保有株式数に応じて残高が支払われる。

2024年12月31日現在、マスターファンドのクラスC（ユーロ）参加型株式13,161.71株が関連当事者によって保有されている。

8. 管理報酬

マスターファンドの投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスA株式の純資産価額の1%（年率）相当の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2024年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は1,078米ドルである。

9. 成功報酬

また、投資顧問会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、クラスA株式の純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、増加分の35%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は月次で計算され、後払いされる。2024年12月31日現在、未払成功報酬残高は0米ドルである。

投資顧問会社に対する成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又は投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、マスターファンドはNAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当管理会社」という。）に対し、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042%、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルか

ら1億米ドルの間の場合は年率0.0245%、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.007%の事務管理報酬を毎月後払いで支払っており、最低事務管理報酬は月額1,500米ドルである。

2024年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は3,000米ドルである。

11. 公正価値

2024年12月31日現在、経営陣は、金融商品の各クラスの公正価値を見積るにあたり以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払買戻金、並びに未払金及び未払費用を含むマスターファンドの特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は公正価値で測定されている。公正価値は、当該MMFによって報告されたとおり、マスターファンドに帰属する純資産として決定される。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

未決済の先物契約のポジションは、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づく市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。関連プライベート投資ファンドへの投資の公正価値は、実務手段として、投資先ファンド及び／又はその事務管理会社から提供される価値で計上されている。

未決済の先渡契約への投資は、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識されている。先渡契約の公正価値の変動により生じる評価増減は、損益計算書に直接計上されている。当初測定の後、先渡契約は公正価値で測定されている。

ファンドへの投資は、アンダーライニング・ファン及び／又はその事務管理会社から提示された価額が、実務上便宜的に公正価値として計上されている。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

12. 関連当事者

投資顧問会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問会社に支払われる報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではない。

13. 財務ハイライト

	クラスA	クラスB	クラスC	クラスE
	米ドル	米ドル	ユーロ	円
1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾：				
期首の参加型株式				
1株当たり純資産価額	46.22	184.82	148.01	8,640.98
投資事業による収入				
正味投資利益	0.74	4.87	3.90	224.96
投資に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(5.84)	(23.61)	(21.36)	(1,494.41)
投資事業による損失合計	(5.10)	(18.74)	(17.46)	(1,269.45)
期末の参加型株式				
1株当たり純資産価額	41.12	166.08	130.55	7,371.53
成功報酬前総利回り	(11.03) %	(10.14) %	(11.80) %	(14.69) %
成功報酬	0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
総利回り ⁽²⁾	(11.03) %	(10.14) %	(11.80) %	(14.69) %
補足情報：				
平均純資産比率				
営業費用及びその他費用	(1.47) %	(0.46) %	(0.46) %	(0.46) %
成功報酬	0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
費用合計	(1.47) %	(0.46) %	(0.46) %	(0.46) %
正味投資（損失）／収入（成功報酬を除く）	1.57 %	2.59 %	2.62 %	2.62 %

（1）期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2024年12月31日より後に処理された申込はなく、約4,910,603米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド S P C ー 分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ
(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)

貸借対照表

2024年12月31日現在

(単位：ユーロ)

	2024年	
	ユーロ	千円
資産		
有価証券への投資（原価：413,382ユーロ）	413,382	67,638
現金	3,172,504	519,085
ブローカーに対する債権	3,991,027	653,012
未決済先物契約に係る未実現利益	154,973	25,357
未決済先渡契約に係る未実現利益	47,514	7,774
その他の資産	14,223	2,327
	7,793,623	1,275,193
負債		
ブローカーに対する債務	783,615	128,215
未決済先物契約に係る未実現損失	400,723	65,566
未決済先渡契約に係る未実現損失	26,519	4,339
未払買戻金	72,393	11,845
未払金及び未払費用	34,039	5,569
	1,317,289	215,535
純資産	6,476,334	1,059,658

	2024年	
	ユーロ	円
クラス S（ユーロ）株式 1 株当たり純資産： （発行済 3,956.35 株に基づく）	1,001.86	163,924.33
クラス B ジャパン（円）株式 1 株当たり純資産： （発行済 101,620.89 株に基づく）	—	532.59
クラス B ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式 1 株当たり純資産： （発行済 1,900.71 株に基づく）		
2024年12月31日現在のクラス B ジャパン（ゴールド・ユーロ） 株式の価値合計：830.68 オンス（金）	0.44オンス	
2024年12月31日現在の金の価格：2,624.50ユーロ		

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ

(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)

要約投資明細書

2024年12月31日現在

(単位：ユーロ)

銘柄 (純資産における%)	元本	原価	公正価値

有価証券への投資 (6.38%)

国債 (6.38%)

米国財務省短期証券 (TB)、0.0%、
満期日2025年3月20日 (6.38%)

432,000 413,382 413,382

有価証券への投資合計

ユーロ 413,382

銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値

先物契約 (2.38%)

債券 (0.29%)	2025年2～12月	18,125,583	19,067
通貨 (1.06%)	2025年3月	3,779,028	68,471
エネルギー (0.25%)	2025年2～12月	778,048	16,331
食品／繊維／木材／ゴム (0.38%)	2025年3月	423,361	24,429
金 (0.03%)	2025年2～8月	337,007	2,019
インデックス (0.11%)	2025年1～3月	596,960	7,187
金属 (0.17%)	2025年3～4月	607,903	11,328
家畜 (0.09%)	2025年2～3月	380,459	6,141

先物契約に係る未実現利益合計 154,973

銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値

先物契約 (－6.20%)

債券 (－1.44%)	2025年2～12月	17,267,347	(93,225)
通貨 (－0.65%)	2025年3月	3,283,487	(42,237)
コモディティ (－0.05%)	2025年3月	74,332	(3,051)
エネルギー (－0.01%)	2025年3月	140,902	(425)
食品／繊維／木材／ゴム (－0.08%)	2025年3月	193,052	(5,096)
金 (－1.18%)	2025年2～8月	5,948,558	(76,180)
インデックス (－2.78%)	2025年1～3月	7,244,385	(179,848)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ
(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)
要約投資明細書

2024年12月31日現在
(単位：ユーロ)

	満期	想定元本	公正価値
金属（－0.01％）	2025年 8 ～10月	28, 727	(661)
先物契約に係る未実現損失合計		ユーロ	(400, 723)
銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（0.73％）			
外国為替（0.73％）	2025年 3 月	3, 600, 469	47, 514
先渡契約に係る未実現利益合計		ユーロ	47, 514
銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（－0.41％）			
外国為替（－0.41％）	2025年 3 月	2, 995, 150	(26, 519)
先渡契約に係る未実現損失合計		ユーロ	(26, 519)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ

(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)

損益計算書

2024年12月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	2024年	
	ユーロ	千円
投資収益		
その他収益	60,571	9,911
	60,571	9,911
費用		
投資顧問報酬	65,543	10,724
専門家報酬	42,235	6,910
事務管理報酬	20,172	3,301
支払利息	12,228	2,001
その他費用	9,425	1,542
	149,603	24,478
正味投資損失	(89,032)	(14,567)
投資及び外貨に係る正味実現利益及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現利益	1,572,003	257,211
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(538,072)	(88,039)
	1,033,931	169,172
営業活動から生じた純資産の正味増加額	944,899	154,604

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ
(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)
純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度
(単位：ユーロ)

	2024年	
	ユーロ	千円
営業活動		
正味投資損失	(89, 032)	(14, 567)
投資及び外貨に係る正味実現利益	1, 572, 003	257, 211
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(538, 072)	(88, 039)
	944, 899	154, 604
資本取引		
参加型株式の発行による収入：		
クラスB ジャパン (ゴールド・ユーロ)	77, 522	12, 684
クラスB ジャパン (円)	16, 332	2, 672
参加型株式の買戻しによる支払い：		
クラスS (ユーロ)	(222, 450)	(36, 397)
クラスB ジャパン (ゴールド・ユーロ)	(270, 089)	(44, 192)
クラスB ジャパン (円)	(65, 083)	(10, 649)
	(463, 768)	(75, 882)
当期純資産増加額	481, 131	78, 723
期首純資産残高	5, 995, 203	980, 935
期末純資産残高	6, 476, 334	1, 059, 658
期末純資産残高の内訳：		
クラスS (ユーロ) 利益参加シェア	3, 963, 708	648, 542
クラスB ジャパン (ゴールド・ユーロ) 利益参加シェア	2, 180, 122	356, 712
クラスB ジャパン (円) 利益参加シェア	332, 504	54, 404
	6, 476, 334	1, 059, 658

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2024年1月1日から2024年12月31日までの期間

(単位：ユーロ)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（「以下、「当ファンド」という。）は、スーパーファンドSPC（以下、「当社」という。）の分別ポートフォリオの一つである。当社は、2005年1月4日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除分別ポートフォリオ会社として設立され、2005年1月18日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当ファンドの投資目的は、先物、先渡契約又はオプションのレバレッジ取引を通じて、キャピタル・ゲインを達成することである。当ファンドは、主にロング・オンリーのリスクパリティ戦略を通じて投資目的を達成する。この戦略はスーパーファンド・グループの関連会社が独自に開発した運用戦略である。また、他の戦略が限られた重しづけで用いられることもある。他の戦略には、先物／先渡契約の短期売り戦略も含まれている。

当社の資産は、一般資産または分別ポートフォリオ資産のいずれかである。分別ポートフォリオに帰属する資産は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本および準備金を表す資産と、その分別ポートフォリオに帰属または保有するその他の資産で構成されている。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産で構成されている。特定の分別ポートフォリオに関する取引から発生し、その分別ポートフォリオ内に十分な資産がない場合の負債は、他の分別ポートフォリオの資産からではなく、一般資産でまかなう。

2024年12月31日現在、当社は1つの分別ポートフォリオ、すなわち、スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズを有している。当ファンドは3つの参加株式クラスを発行している。すなわち、クラスS（ユーロ）、クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）、クラスBジャパン（円）である。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、投資顧問契約に基づき、当社の投資顧問を務めている。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。当ファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス-投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当ファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(c) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(d) 有価証券への投資

当ファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券（T-Bill）への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(e) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく当ファンドの投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル1	レベル2
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
有価証券への投資	413,382	413,382	—
未決済先物契約に係る未実現利益	154,973	154,973	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	47,514	—	47,514
合計	615,869	568,355	47,514

負債

	合計	レベル 1	レベル 2
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
未決済先物契約に係る未実現損失	(400, 723)	(400, 723)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(26, 519)	—	(26, 519)
合計	(427, 242)	(400, 723)	(26, 519)

2024年12月31日に終わった年度において、レベル間での移動はなかった。

(f) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートでユーロに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートでユーロに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当ファンドは外貨建ての有価証券への投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）及び未実現利益／（損失）の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2025年1月18日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。当ファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当ファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。

税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当ファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヵ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役会の判断により配分される。

(j) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当ファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当ファンドは相殺の要件を満たしていない。

(k) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額（以下、「1株当たりNAV」という。）は、クラスS（ユーロ）参加シェアではユーロで、クラスBジャパン（円）参加シェアでは円で表示されている。クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）参加シェアは金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(l) 未払買戻金

当ファンドの保有者の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(m) 未受領申込金

未受領申込金は、2024年12月31日以前に発行された株式に関して保有者から受領する予定の金額を表す。

(n) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2025年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASU2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASU2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。経営陣は、本基準の適用が当ファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権／ブローカーに対する債務

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インク及びINTL FCストーン・ファイナンシャル・インクに預けている現金残高（未決済の証券取引に関する未払金控除後）が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金が1,185,632ユーロ含まれている。2024年12月31日現在、ブローカーに対する債権には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当ファンドは、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当ファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当ファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。したがって、先物契約の契約相手先の不履行によるリスクは最小限である。

為替予約は取引所取引以外の契約であり、ファンドが将来の合意された期日に、合意された価格で一定量の外貨を受け取る、または引き渡すことに合意するものである。リスクは、契約相手先が契約条件を満たせない可能性や、通貨・証券価値および金利の変動から生じる。

当ファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当ファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、一般的に、取引所取引以外の金融商品が含まれる場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手については、取引所清算機関の履行保証がないためである。当ファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、当ファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

流動性リスクとは、当ファンドが責務を果たすための資金調達において困難に遭遇するリスクである。流動性リスクは、公正価値に近い金額で投資を迅速に売却できないことから生じる可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が取引当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当ファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、当ファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、当ファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、当ファンドに投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

投資顧問会社は、適切なレバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

当ファンドは様々な先物及びスワップ契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当ファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。

2024年12月31日現在、当ファンドはいかなるデリバティブポジションも保有していなかった。

下表には、契約種類ごとのデリバティブ契約の実現損益及び未実現損益を含んでいる。この金額は2024年12月31日に終了した年度の損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益、並びに投資及び外貨に係る未実現利益の変動に含まれている。

	デリバティブ資産		デリバティブ負債		未実現利益/ (損失) の変動	実現利益/ (損失)
	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本		
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
先物契約						
債券先物	19,067	18,125,583	(93,225)	17,267,347	(227,944)	(223,090)
コモディティ	-	-	(3,051)	74,332	(3,191)	(2,505)
通貨	68,471	3,779,028	(42,237)	3,283,487	2,164	(42,758)
エネルギー	16,331	778,048	(425)	140,902	13,469	(298,438)
食品／繊維／ 木材／ゴム	24,429	423,361	(5,096)	123,052	13,054	80,118
金	2,019	337,007	(76,180)	5,948,558	(112,241)	1,014,384
インデックス	7,187	596,960	(179,848)	7,244,385	(260,981)	1,017,396
金属	11,328	607,903	(661)	28,727	5,972	(51,110)
家畜	6,141	380,459	-	-	6,141	18,655
合計	154,973	25,028,349	(400,723)	34,180,790	(563,557)	1,512,652
	デリバティブ 資産		デリバティブ 負債		未実現損失	実現損失
	想定元本		想定元本			
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
先渡契約						
外国為替	47,514	3,600,469	(26,519)	2,995,150	25,485	59,351
合計	47,514	3,600,469	(26,519)	2,995,150	25,485	59,351

6. 株式資本

	2024年
	ユーロ
授権株式：	
1株当たり額面0.01ユーロの経営株式（100株）	1

	2024年
	ユーロ
1株当たり0.001ユーロの参加型株式（99,999,000株）	99,999
	100,000
	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
経営株式	100
クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式：	
期首残高	2,084.98
期中の発行	87.62
期中の買戻し	(271.89)
期末残高	1,900.71
クラスB ジャパン（円）株式：	
期首残高	117,596.88
期中の発行	4,836.51
期中の買戻し	(20,812.50)
期末残高	101,620.89
クラスS（ユーロ）株式：	
期首残高	4,179.67
期中の買戻し	(223.32)
期末残高	3,956.35

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

経営株式

経営株式は、額面価額でのみ発行され、所有者の選択による償還はできない。当経営株式は、1株につき1票の議決権を有し、下記のような解散の際にその保有者に権利を付与するが、その他に当ファンドの利益や資産に参加する権利は付与されない。2024年12月31日現在、経営株式は投資顧問会社の関連会社が保有していた。

参加型株式

分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンドの初回の最小購入金額は、クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式では50,000ユーロ、クラスB ジャパン（円）株式では5,000,000円である。既存の株主によるその後の購入には、クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式は5,000ユーロ、クラスB ジャパン（円）株式は500,000円の最低購入額が必要となる。

目論見書に記載されている最低投資額及び保有額は、通貨の変動または同様の变化を考慮して、取締役が独自の裁量で随時調整することができるものとする。

参加型株式は、任意の償還日にそれぞれの種類の株式1株当たりの純資産額で償還することができ、定款で認められた事項を除き、議決権を持たない。参加型株式の保有者は、それぞれ保有する株式の払込金額に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。2024年12月31日時点で、クラスS（ユーロ）3,337.62株、クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）1,900.71株、クラスBジャパン（円）101,621.89株がそれぞれ関連会社によって保有されている。

当社の清算時には、分別ポートフォリオ及び一般資産は、まず最初に分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の請求を返済する。一般資産の残高がある場合は、経営株式の名目払込資本金の返済に充てられ、残額は各分別ポートフォリオの純資産価額に応じて分別ポートフォリオに移転される。各分別ポートフォリオの資産は、それぞれの分別ポートフォリオの株主に対して、保有する株式数に応じて支払われる。分別ポートフォリオに複数の種類の参加株式がある場合、分別ポートフォリオの資産は、相対的な純資産価値に応じて各種類に比例して配分され、保有する当該種類の参加株式の数に応じて株主に支払われる。

7. 投資顧問報酬

当ファンドの投資活動は、共通の支配下にあることから関連当事者である投資顧問会社によって管理されている。投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド内の各クラスの株式の純資産価値の年率1.0%の投資顧問報酬を、毎月、前月の最終評価日から15日以内に受け取る。

2024年12月31日現在、未払い金及び未払費用には、5,716ユーロの未払投資顧問報酬が含まれている。

8. 成功報酬

投資顧問会社は、目論見書で定義される通り、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、クラスB及びクラスSは増加額の20%を成功報酬として受け取る権利を有している。クラスS（ユーロ）は利益が当初インデックス値の150%を上回った場合にのみ支払われる。成功報酬はそれぞれ月次で計算され後払いされる。

ゴールド・クラスの株式に関しては、1株当たりの純資産価額及びハイ・ウォーターマークは、当該クラスの関連通貨建て及び金オンスの両方で計算される。ハイ・ウォーターマークを基準とする成功報酬の計算方法においては、投資顧問会社が他の全ての投資対象で新たな取引利益を達成した期間中に関連通貨建ての金価格が下落した場合、成功報酬が支払われる際の基準となる1株当たりの関連通貨建て価額が、過去に達成された1株当たりの関連通貨建て価額の最高値を下回るような可能性がある。この成功報酬の計算方法においては、金価格の上昇のみに起因する関連通貨建ての1株当たりの純資産価値の上昇は、成功報酬の対象にならない。

2024年12月31日現在、当期中に請求された成功報酬はなかった。

投資顧問会社に支払われる成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、この成功報酬が存在することにより、当該契約が存在しない場合と比べて、よりリスクの高い又はより投機的な性質の強い投資を行う誘因となる可能性がある。

9. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当事務管理会社」という。）が当

ファンドの事務管理会社を務めている。

当期中に発生した事務管理報酬は20,172ユーロであり、2024年12月31日現在で8,662ユーロが未払いとなっていた。

10. 公正価値

2024年12月31日現在において、経営陣が金融商品の各クラスの公正価値の見積りに用いた手法と想定条件は以下の通りである。当ファンドの金融商品の一定部分の簿価は、現金、未払い買戻金、対ブローカー未収金・未払金、未払金・未払費用を含め、直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、公正価値に極めて近い。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

先物契約の未決済残高は、市場からの気配値又はディーラーからの気配値に基づいて時価にて形状される。従って簿価は公正価値に近似している。関連プライベート投資ファンドへの投資は、公正価値についての実際的な便宜地として投資先ファンド又はその事務管理会社から提供される価値にて計上される。

未決済の先渡契約に対する投資は、デリバティブ契約の締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じた時は、直接損益計算書に計上される。当初計測の後は先渡契約は公正価値にて測定される。

公正価値の見積もりは、市場の状況と金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点において行われる。この見積もりは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

11. 販売会社報酬

スーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当ファンドの販売会社を務めている。販売会社は販売会社報酬を一切課さないことに同意している。

12. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する支払報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

13. 財務ハイライト

スーパーファンド S P C ー 分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ
(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)

分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ

	クラス S (ユーロ)	クラス B ジャパン (円)	クラス B ジャパン (ゴールド・ユーロ)
	ユーロ	円	金オンス
1 株当たりの業績 (期中発行済み参加型株式に関して) ⁽¹⁾			
期首の参加型株式 1 株当たり純資産価額	933.28	537.22	0.39
正味投資損失	(22.08)	(7.65)	(0.01)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益／ (損失) の変動	90.66	3.02	0.06
投資活動による利益／ (損失) 合計	68.58	(4.63)	0.05
期末の参加型株式 1 株当たり純資産価額	1,001.86	532.59	0.44
総利回り ⁽²⁾	7.35%	(0.86) %	12.06%

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他の費用

成功報酬

費用合計

正味投資損失

(1) 期中平均発行済み参加型株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2025年6月19日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2024年12月31日より後に、94,951ユーロの買戻しが処理された。

② 2023年12月31日終了年度

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
ファンドへの投資（公正価値）		
（原価：2,535,960,721円）	2(b), 3, 11	2,041,021,119
投資先ファンドからの未収金		1,637,515
現金		51,944,995
外貨建て現金（原価：4,939,609円）		4,668,694
その他の資産		679,462
		2,099,951,785
負債		
前受申込金		3,800,000
投資先ファンドへの未払金		4,013,640
未払買戻金		45,013,731
未払金及び未払費用	5, 8, 10	5,256,090
		58,083,461
純資産		2,041,868,324

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

	米ドル	円
ゴールド円クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 10,019,120口に基づく		
(2023年12月31日現在におけるゴールド円クラスの株式の 価値合計：3,820.35オンス (金))	—	110.95
(2023年12月31日現在の金価格：290,970.38円)	0.000オンス (金)	
シルバー円クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 1,645,162口に基づく		
(2023年12月31日現在におけるシルバー円クラスの株式の 価値合計：37,738.99オンス (銀))	—	76.99
(2023年12月31日現在の銀価格：3,356.18円)	0.023オンス (銀)	
円・クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 7,127,874口に基づく (単位：円)	—	49.55
ゴールド米ドル・クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 612,637口に基づく		
(2023年12月31日現在におけるゴールド米ドル・クラスの 株式の価値合計：236.23オンス (金))	0.80	116.66
(2023年12月31日現在の金価格：290,970.38円)	0.000オンス (金)	
シルバー米ドル・クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 2,333,359口に基づく		
(2023年12月31日現在におけるシルバー米ドル・クラスの 株式の価値合計：79,248.32オンス (銀))	0.81	118.11
2023年12月31日現在の銀価格：3,356.18円)	0.034オンス (銀)	
米ドル・クラス受益証券 1 口当たり純資産：		
発行済 1,521,168口に基づく (単位：米ドル)	0.55	80.20

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：日本円)

銘柄（純資産における％）	償還条件	株式数	原価	公正価値
ファンドへの投資（公正価値）（99.93％）				
マネージドフューチャーズ				
スーパーファンド・グリーン・ゴールド SPC B：クラスBジャパン（円）及び クラスBジャパン（米ドル） （57.71％）	週次	980,420.27	1,386,332,027	1,179,140,941
スーパーファンド・グリーン SPC B：クラスBジャパン（円）、 クラスBジャパン（米ドル）、 クラスBジャパン（シルバー米ドル）及び クラスBジャパン（シルバー円） （42.18％）	週次	1,001,531.80	1,149,628,694	861,880,178
ファンドへの合計投資額（公正価値） （99.89％）		円	<u>2,535,960,721</u>	<u>2,041,021,119</u>

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

	注記	
費用		
事務管理報酬	10	1,095,619
専門家報酬		11,894,692
受託会社報酬	9	1,795,806
代行協会員報酬	8	2,222,887
管理報酬	5	2,222,841
その他の費用		6,976,209
		<u>26,208,054</u>
正味投資損失		<u>(26,208,054)</u>
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失		(58,109,311)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(443,690,539)
		<u>(501,799,850)</u>
営業活動から生じた純資産の正味減少額		<u><u>(528,007,904)</u></u>

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(26, 208, 054)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(58, 109, 311)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(443, 690, 539)
	(528, 007, 904)

資本取引

ゴールド円クラス受益証券の発行	71, 570, 000
シルバー円クラス受益証券の発行	9, 100, 000
円クラス受益証券の発行	3, 200, 000
ゴールド米ドル・クラス受益証券の発行	487, 669
ゴールド円クラス受益証券の買戻し	(41, 351, 993)
円クラス受益証券の買戻し	(99, 273, 047)
シルバー円クラス受益証券の買戻し	(1, 809, 069)
米ドル・クラス受益証券の買戻し	(17, 128, 835)
	(75, 205, 275)

当期純資産増減少額	(603, 213, 179)

期首純資産残高	2, 645, 081, 503

期末純資産残高	2, 041, 868, 324

期末純資産の内訳：

ゴールド円クラス	1, 111, 607, 719
ゴールド米ドル・クラス	68, 735, 052
円クラス	351, 754, 396
米ドル・クラス	117, 140, 943
シルバー円クラス	126, 658, 771
シルバー米ドル・クラス	265, 971, 443
	2, 041, 868, 324

添付の注記は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
マスターファンドへの投資		150,340,968
現金		10,662,534
		<u>161,003,502</u>
負債		
未払金及び未払費用	3, 5, 7	1,567,117
		<u>1,567,117</u>
純資産		<u><u>159,436,385</u></u>

	米ドル	円
円クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,928,281口に基づく（単位：日本円）	—	40.98
米ドル・クラス受益証券1口当たり純資産：		
発行済 1,435,539口に基づく（単位：米ドル）	0.40	58.33

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

		注記
マスターファンドから配分された正味投資損失		
受取利子		4,512,702
費用		(9,301,237)
		(4,788,535)
サブファンドの費用		
事務管理報酬	10	1,095,619
受託会社報酬	9	1,617,332
代行協会員報酬	8	183,299
管理報酬	5	183,295
専門家報酬		2,534,941
その他費用		688,355
		6,302,841
正味投資損失		(11,091,376)
サブファンドの外貨に係る実現利益及び未実現利益の変動		
外貨に係る正味実現利益		285,603
		285,603
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現利益の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失		(75,412,338)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		3,007,227
		(72,405,111)
営業活動から生じた純資産の正味減少額		(83,210,884)

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・グリーンCジャパン
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(11,091,376)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(75,126,735)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	3,007,227
	(83,210,884)

資本取引

円クラス受益証券の買戻し	(5,809,549)
	(5,809,549)

当期純資産減少額

(89,020,433)

期首純資産残高

248,456,818

期末純資産残高

159,436,385

期末純資産の内訳：

円クラス	79,021,516
米ドル・クラス	80,414,869
	159,436,385

添付の注記並びにスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン・スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：日本円)

	注記	
資産		
マスターファンドへの投資		327,267,003
マスターファンドからの未収金		9,654,000
現金		12,047,320
外貨建て現金（原価：36,790円）		40,676
その他資産		2
		<u>349,009,001</u>
負債		
未払買戻金		11,994,641
前受申込金		100,000
未払金及び未払費用	3, 5, 7	1,804,070
		<u>13,898,711</u>
純資産		<u><u>335,110,290</u></u>

ゴールド円クラス受益証券1口当たり純資産

発行済 3,658,634口に基づく

(単位：日本円)

74.37円

円クラス受益証券1口当たり純資産

発行済 1,838,327口に基づく

(単位：日本円)

34.27円

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

	注記	
マスターファンドから配分された正味投資損失		
受取利息		963, 475
費用		(7, 842, 845)
		(6, 879, 370)
サブファンドの費用		
受託会社報酬	9	1, 805, 333
販売報酬	7	2, 219, 539
専門家報酬		3, 232, 441
事務管理報酬	10	1, 196, 669
管理報酬	5	369, 869
代行協会員報酬	8	369, 923
その他の費用		1, 287, 487
		10, 481, 261
正味投資損失		(17, 360, 631)
サブファンドの外貨に係る実現損失及び未実現損失の変動		
外貨に係る正味実現損失		(579, 862)
外貨に係る未実現損失の変動		(31, 235)
		(611, 097)
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現利益の変動		
投資及び外貨に係る正味実現損失		(4, 355, 260)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		53, 894, 779
		49, 539, 519
営業活動から生じた純資産の正味増加額		31, 567, 791

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパンスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：日本円)

営業活動

正味投資損失	(17,360,631)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(4,935,122)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	53,863,544
	31,567,791

資本取引

ゴールド円クラス受益証券の発行	1,200,000
円クラス受益証券の発行	1,200,000
ゴールド円クラス受益証券の買戻し	(13,480,004)
円クラス受益証券の買戻し	(87,469,493)
	(98,549,497)

当期純資産減少額

(66,981,706)

期首純資産残高

402,091,996

期末純資産残高

335,110,290

期末純資産残高の内訳：

ゴールド円クラス	272,114,655
円クラス	62,995,635
	335,110,290

添付の注記並びにスーパーファンドSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記

2023年12月31日現在

(単位：日本円及び米ドル)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・ジャパン（以下、「当信託」という。）は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下、「退任受託会社」という。）及びスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という。）の間に締結された信託証書（以下、「信託証書」という。）に従ってケイマン諸島の法律に基づいて設立された。当信託は、信託証書に従ってケイマン諸島の信託法に基づいて2009年6月5日に組織され、2009年6月29日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法セクション4（1）（b）に基づいて登録された。退任・指名・変更証書に従い、2015年5月8日付でハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）が当信託の受託会社に指名された。受託会社の当信託に関する主な営業拠点はケイマン諸島である。

当信託はオープン・エンド型のアンブレラ・ファンドであり、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンC ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ（以下、それぞれ「サブファンド」、及び総称して「サブファンズ」という。）が設定されている。各サブファンドは独立した資産及び負債のプールとして、他のサブファンドと分別して管理されている。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーンSPC及びスーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCの分別ポートフォリオBに投資している。

スーパーファンド・グリーンC ジャパンは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーンSPC（以下、「グリーン・マスターファンド」という。）の分別ポートフォリオCに投資している。グリーン・マスターファンド、すなわちスーパーファンド・グリーンSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「グリーン・アンダーライニング・マスターファンド」という。）に投資している。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドの目的は、株式及び証券市場の動きの影響を受けない投資形態として、平均以上の長期的なキャピタル・ゲインを達成するための投資を投資家に提供することである。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは、投資機会及び取引戦略を利用する意向であるため、対象とする先物投資の特性に関する見解を事前に決めているわけではなく、どのような制約も受けることはない。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPCは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC（以下、「グリーン・ゴールド・マスターファンド」という。）のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター・分別ポートフォリオに投資している。グリーン・ゴールド・マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成する

ことである。グリーン・ゴールド・マスターファンドは、金先物を含む様々な種類の先物契約にその資産を投資しており、金現物にも投資する場合がある。

2023年7月1日付で、スーパーファンド・システムティック・オールウェザーは、その名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズへ変更した。

スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズは、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンドSPC（以下、「レインボー・オールシーズンズ・マスターファンド」という。）の分別ポートフォリオであるレインボー・オールシーズンズ・ファンドに投資している。

レインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの主な目的は、先物及び／又は先渡契約のレバレッジ取引を通じて資産増加を達成することである。レインボー・オールシーズンズ・ファンド分別ポートフォリオは主にロングオンリーのリスクパリティ戦略を採用し、この目的を追求する。この戦略は、スーパーファンドにより独自開発されたコンピューターによる完全自動化トレーディングシステムにより運用される。さらに他の戦略も限られた重みづけで合わせて使用される可能性がある。また、これらの戦略は、先物及び／又は先渡契約を空売りする可能性がある。

グリーン・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドを総称して「マスターファンド」という。グリーン・アンダーライニング・マスターファンドは「アンダーライニング・マスターファンド」という。

管理会社は、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社（以下、「販売会社」という。）を当信託の日本における代行協会員に選任している。代行協会員は1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会（以下、「JSDA」という。）に財務諸表を提出する責任を有している。当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。グリーン・マスターファンド、グリーン・アンダーライニング・マスターファンド及びレインボー・オールシーズンズ・マスターファンドの財務諸表は本報告書に含まれており、当信託の財務諸表と共に読まれるべきである。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「GAAP」という。）に従って作成されている。当信託はGAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当信託が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) ファンドへの投資（公正価値）

投資ファンドへの投資は、その純資産価額（以下、「NAV」という。）で表示されており、投資ファンドの経営陣により報告される。投資ファンドに適用される契約上の買戻し及び流動性に関する条件に基づいて、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが保有する投資ファンドにおける持分を売却する際には、当該投資ファンドのNAV報告額のうち該当する金額で、当該投資ファンドと共に取引が行われる。ASU-2015-07により、実務上の簡便法としてNAVを用いて投資対象の公正価値を測定し、これらのすべての投資対象を公正価値の階層に分類するための要件が撤廃された。実務上の簡便法としてNAVを用いて算出された2023年12月31日現在の資産額は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが2,041,021,119円であった。

添付の損益計算書において、投資ファンドへの投資に係る正味実現利益及び未実現利益は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに対して生じた利息、配当、費用、有価証券の取引に係る実現損益及び未実現損益、並びに投資ファンドからの報酬の持分相当額を含めて計上した。評価には不確実性を伴うため、NAVの見積もりは、既存の証券市場が存在した場合に使用されると考えられる価値、又は自己売買により得られる可能性のある価値と異なる場合があり、その差異が大きい可能性がある。

(c) マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資

マスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。公正価値は、当信託に帰属する純資産（マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益は、損益計算書に計上される。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの投資に関する評価方針は、本報告書に含まれているマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表注記に記載されている。

(d) 投資収益及び費用

各サブファンドは、期首現在のマスターファンドの分別ポートフォリオの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの分別ポートフォリオの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の持分相当額を、週次で損益計算書に計上している。また、各サブファンドの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(e) 1口当たり純資産価額

1口当たり純資産価額（以下、「1口当たりNAV」という。）は、日本円、米ドル及び金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属するサブファンドの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み受益証券口数で除し、金の単位オンスで表示されている受益証券については、さらに評価日におけるロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(f) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上されている。

(g) 現金

現金は日本円建て及び外貨建ての要求払いの預金及び利付預金から構成されており、いずれも当初の満期が3ヶ月以内で流動性が高いとみなされている。

(h) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで日本円に換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで日本円に換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益は、損益計算書に含まれる。当信託は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益に含まれる。

(i) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当信託は、税制優遇措置法第6条に従って、2059年6月5日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受け取っている。よって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。

当信託は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）不特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当信託は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は、当信託のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、税務費用に係る負債又は税務便益に係る資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(j) 収益及び費用の配分

特定のサブファンドに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各サブファンドに配分又は費用計上されている。その他の収益及び費用は、サブファンド間で比例配分されるか、あるいは受託会社の判断により配分されている。

(k) ファンドへの投資に関する未収金

未収金は、買戻通知で請求する金額が確定した時点で資産に計上される。一般的に、未払金は、その請求の性質に応じて、対象投資ファンドが当該通知を受領した時点又は会計年度の最終日の時点で発生する場合がある。

(1) マスターファンドからの未収金

マスターファンドからの未収金は、マスターファンドからの未払買戻金である。

(m) 前受申込金

前受申込金は申込みの通知を受理し、申込金額を受領した時点で計上されている。

(n) 公正価値による投資の評価 ― 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層については、本報告書に含まれているそれぞれの財務諸表の注記に開示されている。

(o) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASIJ2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASIJ2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

経営陣は、本基準の適用がサブファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン

通常の事業の過程において、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、投資対象ファン

ド、結果的にスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは、これらのファンドが保有している投資対象を通じて、市場価格で評価されている金融商品に関して市場リスクにさらされている。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。

流動性リスクとは、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが目的を達成するために行う資金調達において困難が生じるリスクである。流動性リスクは、公正価値に近い金額で投資対象を速やかに売却できなかったことにより生じる場合がある。管理会社は、ファンドへの投資に際して、その株式又は受益証券を合理的な期間内に買い戻すための機会を提供するファンドを選んで投資することを目指すものの、買い戻しが請求された際に、常に、その請求どおりに買い戻し処理を行うのに十分なほど当該投資ファンドの投資対象が流動的であるとの保証はない。流動性が不足すると、受益証券の流動性及び投資価値に影響を及ぼす場合がある。

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズのマスターファンドへの投資は、これらを通じて間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズがさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。スーパーファンド・グリーンCジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。）については、本報告書に含まれているマスターファンドの財務諸表の注記2に開示されている。

4. 受益証券保有者資本

	口数
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン	
ゴールド円クラス：	
期首残高	9,753,479
期中の発行	613,918
期中の買戻し	(348,277)
	<u>10,019,120</u>

	口数
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン シルバー円クラス：	
期首残高	1, 559, 439
期中の発行	108, 839
期中の買戻し	(23, 116)
	1, 645, 162
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン 円クラス：	
期首残高	9, 009, 299
期中の発行	57, 229
期中の買戻し	(1, 967, 707)
	7, 098, 821
ゴールド米ドル・クラス：	
期首残高	608, 437
期中の発行	4, 200
	612, 637
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン シルバー米ドル・クラス：	
期首残高	2, 333, 353
期中の発行	6
	2, 333, 359
スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン 米ドル・クラス：	
期首残高	1, 725, 473
期中の発行	8
期中の買戻し	(204, 313)
	1, 521, 168
スーパーファンド・グリーンCジャパン 円クラス：	
期首残高	2, 064, 114
期中の買戻し	(135, 833)
	1, 928, 281

	口数
スーパーファンド・グリーンCジャパン	
米ドル・クラス：	
期首残高	1,435,539
	1,435,539

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ	
ゴールド円クラス：	
期首残高	3,827,813
期中の発行	17,235
期中の買戻し	(186,414)
	3,658,634

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ	
円クラス：	
期首残高	4,258,577
期中の発行	35,297
期中の買戻し	(2,455,547)
	1,838,327

各サブファンドには、最低申込単位が設定されている。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズは、5,000口以上で100口ごとに申込みが可能で、スーパーファンド・グリーンCジャパンは、100,000口以上で100口ごとに申込みが可能である。販売会社は、管理会社と協議のうえ、特定の申込みについてはこれらの条件の全体又は一部を免除することができる。

信託証書に記載されている場合を除き、すべての受益証券は平等であり、ほぼ同等の権利及び条件を有している。

受益証券の申込みには申込手数料が適用される。特定の投資家の申込みに適用される申込手数料は、当該投資家による各シリーズの申込総額（以下、「購入金額」という。）に基づき決定される。各申込みに適用される申込手数料は、購入金額に5.50%（税抜きでは5%）を上限とする料率を乗じた金額である。

受益証券保有者は、通常、当信託の販売会社に書面による事前の通知を提示することにより、毎月最終日付ですべて又は一部の受益証券の買戻しを要求することができる。当該買戻しは、該当月の最終日に決定される受益証券1口当たり純資産価額で行われる。

当初申込みから12ヶ月以内に買戻請求が行われるか、あるいは当信託による強制的な買戻しが行われる場合、管理会社の単独の裁量により、当信託から受益証券保有者に対して、買戻価格の2%の買戻手数料が請求される可能性がある。当該買戻手数料の請求は当信託の利益のために行われる。

管理会社の単独の裁量により認められる場合を除き、受益証券保有者は、いかなる状況においても、買戻後の保有残高が各シリーズにおける最低当初投資額を下回るような一部買戻しを請求する

ことはできない。

5. 管理報酬

当信託の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である管理会社により管理されている。投資顧問契約に基づいて、管理会社は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の月次管理報酬を後払いで受領している。

2023年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが38,443円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが13,471円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが28,439円である。

6. 成功報酬

各サブファンドのレベルで支払われる成功報酬はない。マスターファンドが支払う成功報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

7. 販売会社報酬

関連会社であるスーパーファンド・ジャパン株式会社（「販売会社」）はスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズの販売会社として、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズ純資産価額の0.6%（年率）相当の報酬を毎月受領する権利を有している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズの199,107円であり、その他のサブファンドについては未払販売会社報酬はない。その他のサブファンドにつきマスターファンドが支払う販売会社報酬については、本報告書に添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

8. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブファンドの純資産価額の0.1%（年率）相当の報酬を受領する権利を有している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払代行協会員報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが173,337円、スーパーファンド・グリーンCジャパンが13,472円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが28,444円である。

9. 受託会社報酬

2015年5月8日付で、ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という。）が、当信託の受託会社となった。

信託証書に規定されたとおり、当信託は、各サブファンドにつき年間8,500米ドルの報酬を受託会社に支払うことに合意している。

2023年12月31日に終了した年度において、サブファンドであるスーパーファンド・ジャパン・サ

ブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンC ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン
サブファンド・レインボー・オールシーズンズに対する未払受託会社報酬はない。

10. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが、当信託の事務管理会社に任命されている（以下、「当事務管理会社」という。）。事務管理契約に基づいて、当信託はNAVファンド・アドミニストレーション・グループに対し、毎月最終評価日において計算された報酬を後払いで支払っており、その金額はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーンC ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズそれぞれにつき年間6,900米ドルである。

2023年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが275,035円、スーパーファンド・グリーンC ジャパンが275,035円、スーパーファンド・ジャパン サブファンド・レインボー・オールシーズンズが275,035円である。

11. 関連当事者間取引

管理会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。管理会社及び販売会社に支払われる報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

当信託は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンを通じて、スーパーファンドの投資会社グループの一部である対象ファンドへの投資を実行した。管理会社の取締役であるテニソン・ブリッグス（Tennyson Briggs）及びヨセフ・ホルツァー（Josef Holzer）が、対象ファンドの取締役も務めている。2023年12月31日現在、この対象ファンドが保有するスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンの純資産の公正価値は、純資産において99.89%を占める2,041,021,119円である。期中において、その他のスーパーファンドの関連投資会社の売却と外貨建て取引に係る実現損失は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンが58,109,311円であった。

12. 公正価値

2023年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、外貨建て現金、ファンドへの投資に関する未収金、マスターファンドからの未収金、その他の資産、未払買戻金、前受申込金並びに未払金及び未払費用を含む当信託の特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2023年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

	ゴールド円クラス	円クラス	シルバー円クラス
	(円)	(円)	(円)
期首受益証券1口当たりの純資産価額	130.32	69.48	99.55
投資活動による収入			
正味投資損失	(4.38)	(2.17)	(3.31)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失の変動	(14.99)	(17.76)	(19.25)
投資活動による損失合計	(19.37)	(19.93)	(22.56)
期末受益証券1口当たり純資産価額	110.95	49.55	76.99
総利回り ⁽²⁾	(14.86) %	(28.68) %	(22.66) %
補足情報：			
平均純資産比率			
営業費用及びその他費用	1.09 %	1.22 %	1.26 %
正味投資損失	(3.82) %	(3.96) %	(4.03) %

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2023年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン
（続き）

1 株当たりの業績（期中発行済み受益証券に関して）⁽¹⁾

期首受益証券1口当たり純資産価額

投資活動による収入

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失の変動

投資活動による（損失）／利益 合計

期末受益証券1口当たり純資産価額

総利回り⁽²⁾

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他費用

正味投資損失

ゴールド米ドルクラス (米ドル)	米ドルクラス (米ドル)	シルバー米ドルクラス (米ドル)
1.01	0.75	1.12
(0.02)	(0.02)	(0.03)
(0.19)	(0.18)	(0.28)
(0.21)	(0.20)	(0.31)
0.80	0.55	0.81
(20.86) %	(27.84) %	(28.11) %
2.79 %	3.05 %	3.04 %
(2.78) %	(3.04) %	(3.03) %

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2023年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・グリーンCジャパン

1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

	円クラス	米ドルクラス
	(円)	(米ドル)
期首受益証券1口当たり純資産価額	65.30	0.60
投資活動による収入		
正味投資損失	(2.83)	(0.03)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失の変動	(21.49)	(0.17)
投資活動による損失合計	(24.32)	(0.20)
期末受益証券1口当たり純資産価額	40.98	0.40
総利回り ⁽²⁾	(37.25)%	(34.23)%
補足情報：		
平均純資産比率		
営業費用及びその他費用	8.44%	8.48%
正味投資損失	(6.00)%	(6.03)%

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2023年12月31日現在（単位：日本円及び米ドル）

13. 財務ハイライト（続き）

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズ
1株当たりの業績（期中発行済み受益証券1口に関して）⁽¹⁾

	ゴールド円クラス	円クラス
	(円)	(円)
期首受益証券1口当たり純資産価額	64.79	36.18
投資活動による収入		
正味投資損失	(3.37)	(1.52)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益／（損失）の変動	12.95	(0.39)
投資活動による利益／（損失）合計	9.58	(1.91)
期末受益証券1口当たり純資産価額	74.37	34.27
総利回り ⁽²⁾	14.79%	(5.28)%
補足情報：		
平均純資産比率		
営業費用及びその他費用	(5.05)%	(4.67)%
正味投資損失	(4.79)%	(4.40)%

(1) 期中平均発行済み口数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、受益証券の申込み及び買戻しの時期により変動する可能性がある。

スーパーファンド・ジャパン

財務諸表注記（続き）

2023年12月31日現在

（単位：日本円及び米ドル）

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年6月21日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2023年12月31日より後に、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド円クラスに対し16,600,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン円クラスに対し1,200,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・シルバー円クラスに対し4,600,000円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザー・ゴールド円クラスに対し400,000円の申込みが処理された。

スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・ゴールド円クラスに対し約30,525,525円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン円クラスに対し約17,227,865円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン・シルバー円クラスに対し約5,210,182円、スーパーファンド・グリーン 米ドル・クラスに対し約5,404米ドル、スーパーファンド・グリーンC円クラスに対し約3,133,033円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザー・ゴールド円クラスに対し約4,346,697円、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザー円クラスに対し約3,130,221円の買戻しが処理された。

2023年12月31日現在
(単位：米ドル)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	数量	原価	公正価値
MMF への投資 (36.84%)			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (9.21%)	538,769.72	538,770	538,770
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト (9.21%)	538,769.72	538,770	538,770
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (9.21%)	538,769.72	538,770	538,770
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39 (9.21%)	538,770.56	538,770	538,770
MMF への投資合計		米ドル	2,155,080
銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約 (0.70%)			
金 (0.70%)	2024年2月	2,900,520	40,686
先物契約に係る未実現利益		米ドル	40,686

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資損失			
収益		65,755	9,588
費用		(12,266)	(1,789)
		53,489	7,800
ファンド収益			
受取利息		142,857	20,831
		142,857	20,831
ファンド費用			
管理報酬	7	183,177	26,711
販売会社報酬	9	109,948	16,033
専門家報酬		9,820	1,432
事務管理報酬	10	7,200	1,050
一般管理費		4,054	591
		314,199	45,816
正味投資損失		(117,853)	(17,185)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び 未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		295,422	43,078
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(73,673)	(10,743)
		221,749	32,335

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC ― スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオ A
 損益計算書（続き）

2023年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(834, 653)	(121, 709)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(112, 080)	(16, 344)
		(946, 733)	(138, 053)
営業活動から生じた純資産の正味減少額		(842, 837)	(122, 902)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオA
 純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資損失		(117, 853)	(17, 185)
投資及び外貨に係る正味実現損失		(539, 231)	(78, 631)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(185, 753)	(27, 087)
		(842, 837)	(122, 902)
資本取引			
参加型株式の買戻しに係る支払い：			
クラスA 2（米ドル）		(291, 225)	(42, 466)
		(291, 225)	(42, 466)
当期純資産減少額		(1, 134, 062)	(165, 369)
期首純資産残高		6, 983, 202	1, 018, 291
期末純資産残高		5, 849, 140	852, 922
期末純資産の内訳：			
		米ドル	千円
クラスA（米ドル）株式		4, 631, 275	675, 333
クラスA 2（米ドル）株式		1, 217, 865	177, 589
		5, 849, 140	852, 922

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド

分別ポートフォリオB

貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
MMFへの投資（原価：1,492,314米ドル）	2(b)	1,492,314	217,609
マスタートファンドへの投資	2(c), 4	6,643,242	968,718
現金		101,033	14,733
ブローカーに対する債権	3	439,966	64,156
未決済先物契約に係る未実現利益	2(g), 4, 5	30,373	4,429
クラスBジャパン（円）からの未収金		31,865	4,647
その他資産		1,850	270
資産合計		8,740,643	1,274,561
負債			
マスタートファンドへの未払金		44	6
未決済先物契約に係る未実現損失	2(g), 4, 5	505	74
未払買戻金	2(1)	17,134	2,498
未払金及び未払費用	7, 9, 10	41,461	6,046
		59,144	8,624
純資産		8,681,499	1,265,936
		米ドル	円
クラスB参加型株式1株当たり純資産：			
発行済 467.1 株に基づく			
(単位：米ドル)		724.73	105,680.13
(単位：オンス (金))		0.35オンス	
		米ドル	円
クラスBジャパン（米ドル）参加型株式1株当たり純資産：			
発行済 538.01 株に基づく			
(単位：円)		903.03	131,679.83
(単位：オンス (金))		0.44オンス	
		米ドル	円
クラスBジャパン（円）参加型株式1株当たり純資産：			
発行済 977,872.11 株に基づく			
(単位：円)		—	1,133.28
(単位：オンス (金))		—	

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスタートSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMFへの投資（17.16％）			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア（4.29％）	373,078.29	373,078	373,078
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・ インスト 499（4.29％）	373,078.29	373,078	373,078
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（4.29％）	373,078.29	373,078	373,078
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39（4.29％）	373,078.97	373,079	373,079
MMFへの投資合計		米ドル	1,492,314

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（0.35％）			
金（0.35％）	2024年2月	2,071,800	30,373
先物契約に係る未実現利益		米ドル	30,373

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（－0.01％）			
金（－0.01％）	2024年2月	207,180	(505)
先物契約に係る未実現利益		米ドル	(505)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された正味投資利益			
収益		146,747	21,399
費用		(27,252)	(3,974)
		119,495	17,425
ファンド収益			
受取利息		104,072	15,176
		104,072	15,176
ファンド費用			
管理報酬	7	183,190	26,713
販売会社報酬	9	161,460	23,544
専門家報酬		12,454	1,816
事務管理報酬	10	7,200	1,050
一般管理費		8,323	1,214
		372,627	54,336
正味投資損失		(149,060)	(21,736)
ファンドの投資及び外貨に係る実現利益及び 未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現利益		223,014	32,520
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(54,444)	(7,939)
		168,570	24,581

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 損益計算書（続き）

2023年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	米ドル	千円
マスターファンドから配分された投資及び外貨に係る 実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(1, 877, 367)	(273, 758)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(308, 835)	(45, 034)
		(2, 186, 202)	(318, 792)
営業活動から生じた純資産の正味減少額		(2, 166, 692)	(315, 947)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC—スーパーファンド・グリーン・ゴールド
 分別ポートフォリオB
 純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(149, 060)	(21, 736)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(1, 654, 353)	(241, 238)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(363, 279)	(52, 973)
	(2, 166, 692)	(315, 947)
資本取引		
参加型株式の発行に係る収入：		
クラスB ジャパン（円）	512, 931	74, 796
クラスB ジャパン（米ドル）	3, 221	470
参加型株式の買戻しに係る支払い：		
クラスB（米ドル）	(127, 443)	(18, 584)
クラスB ジャパン（円）	(384, 534)	(56, 073)
クラスB ジャパン（米ドル）	(5, 575)	(813)
	(1, 400)	(204)
当期純資産減少額	(2, 168, 092)	(316, 151)
期首純資産残高	10, 849, 591	1, 582, 087
期末純資産残高	8, 681, 499	1, 265, 936
期末純資産の内訳：	米ドル	千円
クラスB（米ドル）株式	338, 523	49, 363
クラスB ジャパン（米ドル）株式	485, 838	70, 845
クラスB ジャパン（円）株式	7, 857, 138	1, 145, 728
	8, 681, 499	1, 265, 936

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPCの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2023年12月31日（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（以下、「当社」という。）は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2005年9月28日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社の目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。

当社は複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分）及びクラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分）、（以下、総称して「当ファンド」という。）。

分別ポートフォリオは「マスター・フィーダー」ファンド構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除有限会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターファンドSPC（以下、「マスターファンド」という。）のスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオに投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資明細表を含む。）は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。

2023年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオA（以下、「分別ポートフォリオA」という。）、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオB（以下、「分別ポートフォリオB」という。）は、マスターファンドのそれぞれ20%、43.81%を保有している。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「USGAAP」という。）に従って作成されている。当社はUSGAAPにおける投資会社に該当するため、FASBASC946「金融サービス投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

USGAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMF (マネー・マーケット・ファンド) への投資

マネー・マーケット・ファンドへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、各マネー・マーケット・ファンドによって報告されている通りにマスターファンドに帰属する純資産として決定される。未実現損益の実現及び変動は損益計算書に含まれている。

(c) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定され、当初認識後は公正価値で測定される。

公正価値は、当ファンドに帰属する純資産（実務的にはマスターファンドの事務管理会社により報告される。）が使用される。投資に係る実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。マスターファンドへの投資の評価は、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(d) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益の変動の持分相当額を損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(e) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額（以下、「1株当たりNAV」という。）は、金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(f) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(g) 公正価値による投資の評価一定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。

レベル 2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。

レベル 3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2023年12月31日現在の当ファンドの投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオ A	合計 (米ドル)	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)
MMF への投資	2, 155, 080	2, 155, 080	—
未決済先物契約に係る未実現利益	40, 686	40, 686	—
合計	2, 195, 766	2, 195, 766	—

分別ポートフォリオ B	合計 (米ドル)	レベル 1 (米ドル)	レベル 2 (米ドル)
MMF への投資	1, 492, 314	1, 492, 314	—
未決済先物契約に係る未実現利益	30, 373	30, 373	—
未決済先物契約に係る未実現損失	505	505	—
合計	1, 522, 182	1, 522, 182	—

マスターファンドが保有する投資の公正価値の階層は、マスターファンドの財務諸表の注記 2 (f) に開示されている。

(h) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(i) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当ファンドは投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれている。

(j) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第 6 条の規定に従って、将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当ファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当ファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当ファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(k) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(l) 未払買戻金

当ファンドの保有者の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(m) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当ファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当ファンドは相殺の要件を満たしていない。

(n) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。

ASIJ2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASIJ2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

当ファンドは、本基準の適用が当ファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インクに預けている現金残高（未

決済の証券取引に関する未払金控除後）が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金が分別ポートフォリオAに関して127,820米ドル及び分別ポートフォリオBに関して100,430米ドル含まれている。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当ファンドは、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当ファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当ファンドは、直接保有している金融商品の市場リスク、及び、マスターファンドが保有し市場価格で評価されている投資に係る市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、当ファンドはMMF及び先物契約を締結している。当ファンドはMMFに投資している。MMFは、非常に流動的な現金及び自己勘定請求書、コマーシャルペーパー及び預金証書などの高い信用格付けを有する現金同等物にのみ投資する。これらのファンドは主に13ヶ月未満の短期満期で、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供している債務証券に投資している。

先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。当初証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在の変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当ファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当ファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。当ファンドのマスターファンドの分別ポートフォリオへの投資は取引所外の取引である。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が当社の投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

当ファンドは、マスターファンドへの投資により、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当ファンドがさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。当ファンドがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表の注記4を参照のこと。

マスターファンドは、投資運用戦略に基づき、様々なデリバティブ及び非デリバティブ金融商品のポジションを維持している。2023年12月31日現在のマスターファンドの投資ポートフォリオには、先物契約、先渡契約、MMF 及びその他投資商品が含まれている。

マスターファンドへの投資は、公正価値で計上されており、当該公正価値はマスターファンドに帰属する純資産（マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づいている。マスターファンドは、マスターファンドの収益、費用、並びに実現及び未実現利益及び損失の持分相当額を計上している。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベルに関する内訳を含む。）については、添付されているマスターファンドの財務諸表注記に開示されている。

5. デリバティブ契約

当ファンドはトレーディング目的で金先物取引を行っているため、当社がさらされている主要なリスク・エクスポージャーは金の価格である。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当ファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2023年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブ契約の詳細（2023年12月31日に終了した年度におけるこれらのデリバティブ契約に関連する損益を含む。）については、マスターファンドの財務諸表の注記5を参照のこと。

2023年12月31日現在における金先物契約の公正価値は要約投資明細表に含まれている。下表は、2023年12月31日に終了した年度の損益計算書において、投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）、並びに投資及び外貨に係る未実現利益／（損失）の変動に含まれている、金先物に係る利益及び損失を示したものである。

	資産 デリバティブ	想定元本	負債 デリバティブ	想定元本	未実現 利益／（損失）	実現 利益／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
分別ポートフォリオA	40,686	2,900,520	—	—	(73,673)	295,422
分別ポートフォリオB	30,373	2,071,800	505	(207,180)	(54,444)	223,917
	71,059	4,972,320	505	(207,180)	(128,117)	519,339

2023年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中における当

社のデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授權株式：

1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式4,999,900株

米ドル

1

49,999

50,000

株式数

発行済み及び全額払込済み：

発起人株式

1

分別ポートフォリオA

クラスA（米ドル）参加型株式：

期首残高

5,784.66

期中の買戻し

—

期末残高

5,784.66

分別ポートフォリオA

クラスA2（米ドル）参加型株式：

期首残高

1,920.59

期中の買戻し

(371.70)

期末残高

1,548.89

分別ポートフォリオB

クラスB（米ドル）参加型株式：

期首残高

628.65

期中の買戻し

(161.55)

期末残高

467.10

分別ポートフォリオB

クラスBジャパン（米ドル）参加型株式：

期首残高

540.79

期中の発行

3.42

期中の買戻し

(6.20)

期末残高

538.01

	株式数
分別ポートフォリオB	
クラスB ジャパン（円）参加型株式：	
期首残高	963,477.28
期中の発行	59,733.05
期中の買戻し	(45,338.22)
期末残高	977,872.11

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。2023年12月31日現在、当社の発起人株式は、当社の投資顧問会社の株主によって保有されている。

参加型株式

クラスA、クラスA2及びクラスB参加型株式は、それぞれの1株当たり純資産価額で毎週発行される。分別ポートフォリオA及びBには日本円建て株式クラスがあるが、その他の株式クラスはすべて米ドル建てである。クラスA及びクラスB参加型株式の申込みは米ドル、日本円、ユーロ又はスイスフランで受け付けられているが、当社は受領した申込金を米ドル又は日本円に転換している（該当する株式クラスの通貨に応じて）。

米ドル建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は5,000米ドル、クラスA2参加型株式は20,000米ドル、クラスB参加型株式は50,000米ドルである。日本円建て株式クラスに関して当社が受け付ける最低当初申込金額は、クラスA参加型株式は500,000円及びクラスB参加型株式は5,000,000円である。

取締役は、単独の裁量により、これらの最低当初申込金額を下回る金額で当初申込を受け付けることができる。参加型株式は、毎週水曜日の前営業日、又は毎月最終週の最終営業日、毎月の最終営業日、又は取締役がその時々決定する日に、該当する分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買い戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発起人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。

各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて

株主に支払われる。

2023年12月31日現在、クラスBジャパン（円）参加型株式977,872.11株、クラスB（米ドル）参加型株式467.10株及びクラスBジャパン（米ドル）参加型株式538.01株が関連当事者によって保有されている。

7. 管理報酬

当ファンドの投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスA（米ドル）、クラスA 2（米ドル）及びクラスB（米ドル）の各参加型株式の純資産価額の3%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。クラスAジャパン（円）、クラスBジャパン（円）、クラスBジャパン（米ドル）の各参加型株式については、純資産価額の2%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、分別ポートフォリオAに関しては14,571米ドル、分別ポートフォリオBに関しては14,648米ドルである。

8. 成功報酬

投資顧問会社はまた、それぞれの株式クラスに関して年度末で有効な投資顧問契約の定義に基づき、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、クラスA（米ドル）、クラスA 2（米ドル）及びクラスA（円）は増加分の20%、クラスAジャパン（円）は増加分の15%、クラスB（米ドル）及びクラスB（円）は増加分の25%、クラスBジャパン（米ドル）及びクラスBジャパン（円）は20%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2023年12月31日現在、分別ポートフォリオA及びBに関する未払成功報酬はない。

9. 販売会社報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%（年率）相当の販売会社報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、分別ポートフォリオAに関しては8,746米ドル、分別ポートフォリオBに関しては12,937米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。

2023年12月31日現在、分別ポートフォリオA及びBに関する未払申込手数料はない。

10. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが当信託の事務管理会社に任命されている（以下、「当事務管理会社」という。）。事務管理契約に基づいて、当信託はNAVファンド・アドミニストレーション・グループに対し、分別ポートフォリオ毎に毎月650米ドルを事務管理報酬として支払っている。

2023年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、分別ポートフォリオAにつき1,975米ドル、分別ポートフォリオBにつき1,975米ドルである。

11. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内にクラスA又はクラスB参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

クラスA 2参加型株式の買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、以下のとおり買戻価格に対する買戻手数料が請求され、投資顧問会社に支払われる。

- ・当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われる場合、5%の買戻手数料
- ・当初申込から24ヶ月以内に買戻しが行われる場合、4%の買戻手数料
- ・当初申込から36ヶ月以内に買戻しが行われる場合、3%の買戻手数料
- ・当初申込から48ヶ月以内に買戻しが行われる場合、2%の買戻手数料
- ・当初申込から60ヶ月以内に買戻しが行われる場合、1%の買戻手数料
- ・当初申込から60ヶ月を超えて買戻しが行われる場合、買戻手数料なし

2023年12月31日現在、未払買戻手数料は分別ポートフォリオAが0米ドル、分別ポートフォリオBが0米ドルである。

12. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は共通の支配下にある関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する未払報酬は、独立した第三者間の交渉により設定されたものではない。投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

13. 公正価値

2023年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払金及び未払費用、並びに未払買戻金を含む当ファンドの特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに決済される又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は、相場価格又はディーラー相場に基づく時価で計上されるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。マスターファンドが保有する投資の公正価値測定の分類に関する情報については、マスターファンドの財務諸表注記を参照のこと。

14. 財務ハイライト

分別ポートフォリオA

1株当たりの業績（期中発行済参加型株式に関して） ⁽¹⁾	クラスA	クラスA 2
	(米ドル)	(米ドル)
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	910.35	894.06
投資活動による収入		
正味投資損失	(15.71)	(15.37)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失	(94.03)	(92.41)
投資取引による損失合計	(109.74)	(107.78)
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	800.61	786.28
総利回り ⁽²⁾	(12.05)%	(12.05)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(5.34)%	(5.32)%
正味投資損失	(1.93)%	(1.91)%

(1) 期中の参加型株式の平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込及び買戻の時期により異なる可能性がある。

分別ポートフォリオB

1株当たりの業績（期中発行済参加型株式に関して） ⁽¹⁾	クラスB	クラスBジャパン	クラスBジャパン
	(米ドル)	(米ドル)	(円)
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	913.93	1,127.48	1,315.36
投資活動による収入			
正味投資損失	(19.70)	(15.13)	(18.85)
投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失	(169.49)	(209.32)	(163.23)
投資取引による利益合計	(189.19)	(224.45)	(182.08)
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	724.74	903.03	1,133.28
総利回り ⁽²⁾	(20.70) %	(19.90) %	(13.84) %

補足情報：

平均純資産比率			
営業費用及びその他の費用	(5.38) %	(4.41) %	(4.41) %
成功報酬	0.00 %	0.00 %	0.00 %
費用合計	(5.38) %	(4.41) %	(4.41) %
正味投資損失	(2.60) %	(1.62) %	(1.62) %

(1) 期中の参加型株式の平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込及び買戻の時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の発行が可能となった2024年6月14日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

2023年12月31日より後、分別ポートフォリオAに対して約38,055米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
MMF への投資（原価：4,078,245米ドル）	2(b)	4,078,245	594,690
有価証券への投資（原価：1,025,144米ドル）	2(c)	1,025,144	149,486
現金		1,042,270	151,984
ブローカーに対する債権	3	8,664,317	1,263,431
未決済先物契約に係る未実現利益	2(g), 4, 5	1,230,276	179,399
未決済先渡契約に係る未実現利益	2(g), 4, 5	196,811	28,699
その他の資産		15,860	2,313
		16,252,923	2,370,001
負債			
ブローカーに対する債務	3	223,398	32,576
未決済先物契約に係る未実現損失	2(g), 4, 5	561,852	81,929
未決済先渡契約に係る未実現損失	2(g), 4, 5	280,135	40,849
未払買戻金		278,071	40,548
スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポ ートフォリオAに対する未払金		4,902	715
未払金及び未払費用	8	18,838	2,747
		1,367,196	199,365
純資産		14,885,727	2,170,637
		米ドル	円
参加型株式1株当たり純資産：			
発行済7,286.38株に基づく		2,042.95	297,902.97

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	数量	原価	公正価値
MMF への投資 (27.40%)			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (6.85%)	1,019,560.89	1,019,562	1,019,562
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト (6.85%)	1,019,560.89	1,019,561	1,019,561
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (6.85%)	1,019,560.89	1,019,561	1,019,561
JPモルガン・米ドル・リクイディテ ィ・インストU39 (6.85%)	1,019,561.59	1,019,561	1,019,561
MMF への投資合計		米ドル	4,078,245
銘柄 (純資産における%)	元本	原価	公正価値
有価証券への投資 (6.89%)			
米国財務省短期証券 (TB)、0.0%、 満期日2024年3月19日 (6.89%)	1,037,000	1,025,144	1,025,144
有価証券への投資合計		米ドル	1,025,144
銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値
先物契約 (8.26%)			
債券先物 (2.10%)	2024年2月～2025年3月	64,000,864	313,059
コモディティ (0.10%)	2024年2～3月	1,431,669	15,302
通貨 (0.49%)	2024年3月	6,093,370	73,458
インデックス (1.93%)	2024年1～3月	14,162,072	286,735
食品／繊維／木材／ゴム (0.34%)	2024年3月	1,428,069	51,314
金 (1.47%)	2024年2～8月	15,398,087	218,247
金属 (1.43%)	2024年3～10月	5,655,674	213,595
エネルギー (0.39%)	2024年1～5月	1,332,916	58,566
先物契約に係る未実現利益		米ドル	1,230,276

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC –
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 要約投資明細書（続き）

2023年12月31日現在

（単位：米ドル）

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先物契約（－3.77％）

債券先物（－0.47％）	2024年2～12月	31,805,902	(70,514)
コモディティ（－0.13％）	2024年2～3月	1,146,835	(19,204)
通貨（－0.21％）	2024年1～3月	5,277,525	(30,914)
インデックス（－0.82％）	2024年1～3月	12,833,240	(121,954)
食品／繊維／木材／ゴム（－0.10％）	2024年3～5月	843,420	(14,588)
金（－0.06％）	2024年2～10月	1,583,807	(8,787)
金属（－1.66％）	2024年3月	4,221,663	(247,206)
エネルギー（－0.33％）	2024年2～5月	1,378,368	(48,685)

先物契約に係る未実現損失	米ドル	(561,852)

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先渡契約（1.32％）

外国為替（1.32％）	2024年3月	15,306,059	196,811

先渡契約に係る未実現利益	米ドル	196,811

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公債価値

先渡契約（－1.88％）

外国為替（－1.88％）	2024年3月	20,868,835	(280,135)

先渡契約に係る未実現損失	米ドル	(280,135)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC ー
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
収益			
受取利息		338,427	49,349
		<u>338,427</u>	<u>49,349</u>
費用			
事務管理報酬	8	18,000	2,625
専門家報酬		17,262	2,517
支払利息		8,129	1,185
その他の費用		19,388	2,827
		<u>62,779</u>	<u>9,154</u>
正味投資収益		<u>275,648</u>	<u>40,195</u>
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(4,341,784)	(633,119)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(739,669)	(107,859)
		<u>(5,081,453)</u>	<u>(740,977)</u>
営業活動から生じた純資産の正味減少額		<u>(4,805,805)</u>	<u>(700,782)</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC ー
 スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオ
 純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
営業活動			
正味投資収益		275, 648	40, 195
投資及び外貨に係る正味実現損失		(4, 341, 784)	(633, 119)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(739, 669)	(107, 859)
		(4, 805, 805)	(700, 782)
資本取引			
参加型株式の発行		2, 103, 898	306, 790
参加型株式の買戻し		(1, 152, 299)	(168, 028)
		951, 599	138, 762
当期純資産減少額		(3, 854, 206)	(562, 020)
期首純資産残高		18, 739, 933	2, 732, 657
期末純資産残高		14, 885, 727	2, 170, 637

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2023年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスターSPC（以下、「マスターファンド」という。）は、2004年9月6日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2013年6月12日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

マスターファンドの目的は、テクニカル分析の利用を通じて長期のキャピタル・ゲインを達成することである。マスターファンドはその資産を、金先物を含む様々な種類の先物契約に投資し、また金現物にも投資することができる。

マスターファンドの資産は一般資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではないマスターファンドの資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2023年12月31日現在、マスターファンドは一般資産を保有していない。

2023年12月31日現在、マスターファンドが保有している分別ポートフォリオは、2006年に設立されたスーパーファンド・グリーン・ゴールド・マスター分別ポートフォリオの1種類である。マスターファンドは、その資産を、金先物を含む様々な先物に投資し、また金現物にも投資することができる。マスターファンドの株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として、スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC（以下、「フィーダー・ファンド」という。）に販売されている。フィーダー・ファンドは、複数クラス型ファンドであり、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAの持分）及びクラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBの持分）。2023年12月31日現在、スーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオAとスーパーファンド・グリーン・ゴールド分別ポートフォリオBは、マスターファンドのそれぞれ20.00%と43.81%を保有していた。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。マスターファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービスー投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

マスターファンドが適用した重要な会計方針は以下の通りである。

(a) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告年度中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMFへの投資

MMFへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、それぞれのマネーマーケットファンドによって報告されるマスターファンドに帰属する純資産として決定される。実現および未実現利益と損失の変動は、損益計算書に含まれている。

(c) 有価証券への投資

マスターファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券(T-Bill)への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(d) 公正価値によるファンドへの投資

投資ファンドへの投資は、投資ファンドの経営陣によって報告された純資産価額(「NAV」)で表示される。投資ファンドの運用契約の償還および流動性の条件に従って、マスターファンドの投資ファンドに対する持分の売却は、当該投資ファンドの報告されたNAVで取引される。ASU-2015-07では、実務上便宜的にNAVを用いて公正価値を測定しているすべての投資について、公正価値ヒエラルキーに分類する要件が削除された。2023年12月31日時点で、マスターファンドは投資ファンドの未決済残高を保有していなかった。

(e) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(f) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(g) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2023年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル 1	レベル 2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
MMF への投資	4,078,245	4,078,245	—
有価証券への投資	1,025,144	1,025,144	—
未決済先物契約に係る未実現利益	1,230,276	1,230,276	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	196,811	—	196,811
合計	6,530,476	6,333,665	196,811

負債	合計	レベル 1	レベル 2
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
未決済先物契約に係る未実現損失	(561,852)	(561,852)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(280,135)	—	(280,135)
合計	(841,987)	(561,852)	(280,135)

(h) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(i) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンドは投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益（損失）及び未実現利益（損失）の変動に含まれる。

(j) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、マスターファンドは、税制優遇措置法第6条の規定に従って、将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

マスターファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。マスターファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣はマスターファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関する未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジショ

ンも存在しないと考えている。

(k) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役の判断により配分される。

(l) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、マスターファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、マスターファンドは相殺の要件を満たしていない。

(m) 未払買戻金

保有者又はマスターファンドの選択により償還された参加株式は、償還要求が受領され、償還額が決定された時点で未払買戻金として分類される。

(n) 最近の会計基準

ASU2022-03は、公開企業に対し、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASIJ2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASIJ2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

マスターファンドは、本基準の適用がマスターファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権及び債務

ブローカーに対する債権及び債務には、ADMインベスター・サービス・インク及びINTL・FCストーン・ファイナンシャル・インクに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金4,315,436米ドルが含まれる。2023年12月31日現在、ブローカーに対する債権・債務には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、マスターファンドは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招

く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。マスターファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、マスターファンドは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

マスターファンドは先渡契約を締結している。先渡契約の場合、契約期間終了時まで様々な契約相手先について未実現評価益に係る信用リスク（但し担保分を除いた額）を内包する。マスターファンドは、先渡契約については、取引を信用に値する契約相手先に限定することにより信用リスクの軽減を図っている。

マスターファンドは、マネーマーケットファンドに投資する。MMFは、財務省証券、コマーシャルペーパー、預金証書などの高い信用格付けを備えた流動性の高い現金および現金同等物にのみ投資する。マネーマーケットミューチュアルファンドとも呼ばれるこれらのファンドは、主に13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する債券ベースの証券に投資する。

マスターファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在の変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。マスターファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、マスターファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。

その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がマスターファンドに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、マスターファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マスターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドに投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、マスターファンドの投資顧問会社を務めている。投資顧問会社は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

マスターファンドは様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

マスターファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2023年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2023年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2023年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
債券先物	313,059	64,000,864	(70,514)	31,805,902	(250,114)	61,332
コモディティ	15,302	1,431,669	(19,204)	1,146,835	(74,639)	358,248
通貨	73,458	6,093,370	(30,914)	5,277,525	55,866	(1,040,690)
インデックス	286,735	14,162,072	(121,954)	12,833,240	(19,191)	(513,482)
食品／繊維／ 木材／ゴム	51,314	1,428,069	(14,588)	843,420	22,230	(448,385)
金	218,247	15,398,087	(8,787)	1,583,807	(397,191)	1,291,089
金属	213,595	5,655,674	(247,206)	4,221,663	(54,651)	(669,349)
エネルギー	58,566	1,332,916	(48,685)	1,378,368	(94,132)	(2,207,776)
合計	1,230,276	109,502,721	(561,852)	59,090,760	(811,822)	(3,169,014)
	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先渡契約						
外国為替	196,811	15,306,059	(280,135)	20,868,835	(82,698)	(593,067)
合計	196,811	15,306,059	(280,135)	20,868,835	(82,698)	(593,067)

2023年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるマスターファンドのデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

授權株式：

1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式5,000,000株	50,000米ドル
	株式数

参加型株式：

期首残高	6,864.33
期中の発行	958.86
期中の買戻し	(536.81)
期末残高	7,286.38

参加型株式

参加型株式には議決権が与えられており、各歴月の最初の営業日又は取締役会の定める日に、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができる。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

マスターファンドが解散する際、分別ポートフォリオ及び一般資産は、それぞれ分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の債権に対して支払われる。一般資産の残高がある場合は、各分別ポートフォリオの純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 公正価値

2023年12月31日現在、経営陣は、各クラスの金融商品の公正価値を見積るために以下の手法及び仮定を使用した。現金並びに未払金及び未払費用を含むマスターファンドの一部の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

先物契約の未決済残高は、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づいて市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。

未決済先渡契約への投資は、デリバティブ契約締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じたときは、直接損益計算書に反映される。当初計測の後は先渡契約は公正価値にて計測される。

ファンドへの投資は、アンダーライニング・ファン及び／又はその事務管理会社から提示された価額が、実務上便宜的に公正価値として計上されている。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

8. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループが当信託の事務管理会社を務めている。(以下、「当事務管理会社」という。)。事務管理契約に基づいて、当信託は当事務管理会社に対し、事務管理報酬を支払っている。金額は、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042% (毎月4.2ベーススポイントの12分の1)、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルから1億米ドルの間の場合は年率2.45ベーススポイント、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.7ベーススポイントで、最低事務管理報酬は月額1,375米ドルである。

2023年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は、2,875米ドルである。

9. 財務ハイライト

1株当たりの業績 (期中発行済み参加型株式に関して) ⁽¹⁾ :

	米ドル
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	2,730.09
投資活動による収入:	
正味投資収入	38.21
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(725.31)
投資活動による損失合計	(687.10)
期末の1株当たり純資産価額	2,042.99
総利回り ⁽²⁾	(25.16)%
補足情報:	
平均純資産比率	
費用	0.41%
正味投資収入	1.80%

(1) 期中平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

10. 関連当事者間取引

2023年12月31日現在、関連当事者によって保有されているマスターファンド参加型株式は2,686.28株であった。

マスターファンドは、投資会社のスーパーファンド・グループに属するスーパーファンド・クリプト・ファンドに投資していた。マスターファンドの投資顧問は、スーパーファンド・クリプト・ファンドの投資顧問も兼ねている。スーパーファンド・クリプト・ファンドへの投資は年度中に187,146米ドルで償還され、152,766米ドルの実現損となった。

11. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年6月14日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。2023年12月31日より後に処理された買戻しはなかった。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
MMF への投資（原価：44,273米ドル）	2(1)	44,273	6,456
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	13	124,169	18,106
現金	3	72,233	10,533
その他資産		4,796	699
		245,471	35,795
負債			
未払金及び未払費用	7, 9, 10	7,349	1,072
		7,349	1,072
純資産			
	米ドル	238,122	34,723
		米ドル	円
クラス A（米ドル）株式 1 株当たり純資産：			
発行済 45,325.66 株に基づく		5.25	765.56

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPCースーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA
要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMF への投資（18.60％）			
ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア（4.65％）	11,068.24	11,068	11,068
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 （4.65％）	11,068.24	11,068	11,068
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（4.65％）	11,068.24	11,068	11,068
JPモルガン・リクイディティ・ 米ドル・リクイディティ インスト U39（4.65％）	11,069.17	11,069	11,069
MMF への投資合計		米ドル	44,273

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資収入			
受取利息		3,446	502
費用		(531)	(77)
		2,915	425
サブファンドの収益			
その他の収益		2,126	310
		2,126	310
サブファンド費用			
管理報酬	7	7,807	1,138
販売会社報酬	9	4,686	683
事務管理報酬	10	6,900	1,006
専門家報酬		2,900	423
一般管理費		10,501	1,531
		32,794	4,782
正味投資損失			
		(27,753)	(4,047)
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(49,723)	(7,251)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(2,475)	(361)
		(52,198)	(7,612)
営業活動から生じた純資産の正味減少額			
		(79,951)	(11,658)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオ A
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(27,753)	(4,047)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(49,723)	(7,251)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(2,475)	(361)
	(79,951)	(11,658)
 期首純資産残高	 318,073	 46,381
 期末純資産残高	 238,122	 34,723
 期末純資産残高の内訳：		
クラス A（米ドル）株式	238,122	34,723
	238,122	34,723

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC—スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
MMF への投資（原価：607,192米ドル）	2(1)	607,192	88,541
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	13	4,682,550	682,809
ブローカーへの債権	4	1,213,149	176,901
	2(1), 5		
未決済先物契約に係る未実現利益	13	5	1
マスターファンド及び他のファンドからの 未収買戻金		8,410	1,226
その他資産		4,795	699
現金	3	27,552	4,018
		<u>6,543,653</u>	<u>954,195</u>
負債			
未払買戻金		38,134	5,561
	2(1), 5		
未決済先物契約に係る未実現損失	13	98,831	14,412
未払金及び未払費用	7, 9, 10	45,081	6,574
		<u>182,046</u>	<u>26,546</u>
純資産		<u>6,361,607</u>	<u>927,650</u>
		米ドル	円
クラスB（米ドル）株式1株当たり純資産：			
発行済 22,967.00 株に基づく		6.16	898.25
クラスジャパン（円）株式1株当たり純資産：			
発行済513,490.30株に基づく		—	686.87
クラスジャパン（米ドル）株式1株当たり純資産：			
発行済 146,677.96 株に基づく		5.66	825.34
クラスシルバー（米ドル）株式1株当たり純資産：			
発行済 233,453.44 株に基づく		8.15	1,188.43
クラスシルバー（円）株式1株当たり純資産：			
発行済 110,122.38 株に基づく		8.15	1,188.43
		ユーロ	円
クラスB（ユーロ）株式1株当たり純資産：			
発行済 11,519.76 株に基づく		7.19	1,176.43

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄（純資産における％）	数量	原価	公正価値
MMF への投資（9.56％）			
ブラックロック・米ドル・ リクイディティ・コア（2.39％）	151,797.77	151,798	151,798
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 （2.39％）	151,797.77	151,798	151,798
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937（2.39％）	151,797.77	151,798	151,798
JPモルガン・リクイディティ・ 米ドル・リクイディティ インスト U39（2.39％）	151,798.43	151,798	151,798
MMF への投資合計		米ドル	607,192

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（0.01％）			
金属（0.01％）	2024年3月	120,430	5
先物契約に係る未実現利益		米ドル	5

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（－1.55％）			
金属（－1.55％）	2024年3月	2,047,310	(98,831)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(98,831)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資利益			
受取利息		148,374	21,636
費用		(22,583)	(3,293)
		125,791	18,343
サブファンドの収益			
その他の収益		65,055	9,486
		65,055	9,486
サブファンド費用			
管理報酬	7	153,217	22,342
販売会社報酬	9	135,586	19,771
事務管理報酬	10	8,036	1,172
専門家報酬		7,752	1,130
一般管理費		22,619	3,298
		327,210	47,714
正味投資損失		(136,364)	(19,885)
サブファンドの外貨に係る利益			
外貨に係る正味実現利益		308,196	44,941
外貨に係る未実現損失の変動		(414,906)	(60,502)
		(106,710)	(15,560)
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(2,451,546)	(357,484)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(325,595)	(47,478)
		(2,777,141)	(404,963)
営業活動から生じた純資産の正味減少額		(3,020,215)	(440,408)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(136, 364)	(19, 885)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(2, 143, 350)	(312, 543)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(740, 501)	(107, 980)
	(3, 020, 215)	(440, 408)
資本取引		
クラスジャパン（円）参加型株式の発行による収入	22, 988	3, 352
クラスシルバー（円）参加型株式の発行による収入	64, 638	9, 426
クラスB（米ドル）参加型株式の買戻し	(20, 926)	(3, 051)
クラスジャパン（円）参加型株式の買戻し	(704, 986)	(102, 801)
クラスジャパン（米ドル）参加型株式の買戻し	(133, 158)	(19, 417)
クラスシルバー（米ドル）参加型株式の買戻し	(19, 189)	(2, 798)
クラスシルバー（円）参加型株式の買戻し	(21, 653)	(3, 157)
	(812, 286)	(118, 448)
当期純資産減少額	(3, 832, 501)	(558, 855)
期首純資産残高	10, 194, 108	1, 486, 505
期末純資産残高	6, 361, 607	927, 650
期末純資産残高の内訳：		
クラスB（米ドル）株式	141, 378	20, 616
クラスジャパン（円）株式	2, 500, 639	364, 643
クラスジャパン（米ドル）株式	829, 655	120, 980
クラスシルバー（米ドル）株式	1, 901, 500	277, 277
クラスシルバー（円）株式	896, 957	130, 794
クラスB（ユーロ）株式	91, 478	13, 339
	6, 361, 607	927, 650

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
スーパーファンド・グリーン・マスターへの投資	13	2,197,872	320,494
現金	3	70,051	10,215
その他資産		4,898	714
		2,272,821	331,423
負債			
未払金及び未払費用	7, 9, 10	21,003	3,063
		21,003	3,063
純資産		2,251,818	328,360
		米ドル	円
クラスC（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 241,749.68 株に基づく		4.44	647.44
		—	円
クラスCジャパン（円）1株当たり純資産： 発行済 121,047.04株に基づく			616.40
		米ドル	円
クラスCジャパン（米ドル）株式1株当たり純資産： 発行済 116,907.45 株に基づく		4.59	669.31
		ユーロ	円
クラスC（ユーロ）株式1株当たり純資産： 発行済 23,904.42 株に基づく		4.29	701.93

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された正味投資収益			
受取利息		66,228	9,657
費用		(10,114)	(1,475)
		56,114	8,183
サブファンド費用			
管理報酬	7	63,851	9,311
販売会社報酬	9	45,757	6,672
専門家報酬		7,368	1,074
事務管理報酬	10	6,900	1,006
一般管理費		15,828	2,308
		139,704	20,372
正味投資損失		(83,590)	(12,189)
サブファンドの外貨に係る利益／（損失）			
外貨に係る正味実現利益		202	29
		202	29
スーパーファンド・グリーン・マスターから 配分された投資及び外貨に係る 正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(1,067,927)	(155,725)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(129,312)	(18,856)
		(1,197,239)	(174,581)
営業活動から生じた純資産の正味減少額		(1,280,627)	(186,741)

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

スーパーファンド・グリーンSPC－スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資損失	(83, 590)	(12, 189)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(1, 067, 725)	(155, 696)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(129, 312)	(18, 856)
	(1, 280, 627)	(186, 741)
資本取引		
クラスC ジャパン (円) 参加型株式の発行	16, 020	2, 336
クラスC ジャパン (米ドル) 参加型株式の発行	11, 104	1, 619
クラスC ジャパン (円) 参加型株式の買戻し	(69, 551)	(10, 142)
クラスC ジャパン (米ドル) 参加型株式の買戻し	(35, 730)	(5, 210)
	(78, 157)	(11, 397)
当期純資産減少額	(1, 358, 784)	(198, 138)
期首純資産残高	3, 610, 602	526, 498
期末純資産残高	2, 251, 818	328, 360
期末純資産残高の内訳：		
クラスC (米ドル) 株式	1, 072, 595	156, 406
クラスC ジャパン (円) 株式	529, 009	77, 140
クラスC ジャパン (米ドル) 株式	536, 909	78, 292
クラスC (ユーロ) 株式	113, 305	16, 522
	2, 251, 818	328, 360

添付の注記及びスーパーファンド・グリーン・マスターの財務諸表は、これらの財務諸表の重要な一部である。

財務諸表注記

2023年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーンSPC（以下、「当社」という。）は、2003年3月24日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2003年4月1日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当社は分別ポートフォリオ会社として設立され、以下の株式の販売を通じて投資家に独立型投資ポートフォリオを提供している。クラスA参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAの持分）、クラスB参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBの持分）、クラスC参加型株式（スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCの持分）（以下、総称して「サブファンド」という。）。

当社は、「マスター・フィーダー」構造の一部であり、その資産のほぼすべてをケイマン諸島の適用免除会社であるスーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「マスターファンド」という。）のクラスB、クラスC及びクラスEマスター株式に投資している。マスターファンドの財務諸表（要約投資明細表を含む）は、本報告書に含まれており、当社の財務諸表と共に読まれるべきである。2023年12月31日現在、当社はクラスBマスター株式の100%、クラスCマスター株式の2.01%、及びクラスEマスター株式の100%を保有している。

当社の目的は、投資家に対して、資本及び有価証券市場の発展とは関係なく、平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成しうる投資を提供することである。

当社の資産は一般的な会社資産と分別ポートフォリオ資産に分けることができる。分別ポートフォリオに帰属する資産の内訳は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本及び剰余金と分別ポートフォリオに帰属する又は保有されるその他の資産である。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産である。特定の分別ポートフォリオに関する取引において負債が生じ、当該分別ポートフォリオに十分な資産がない場合、一般資産は遡求の対象となるが、その他の分別ポートフォリオの資産が遡求対象となることはない。2023年12月31日現在の一般資産残高は、発起人株式（注記6を参照）の発行時に受領した現金1米ドルだけであり、今日までに一般資産に帰属する収益又は費用が発生していないため、貸借対照表、損益計算書及び純資産変動計算書において一般資産は個別に表示されていない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。当社はUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当社が適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

（a）見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報

告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告年度中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) マスターファンドへの投資

マスターファンドへの投資は、取引日基準で会計処理されている。投資は当初は原価で測定される。当初認識後は、投資は公正価値で測定される。公正価値は、当社に帰属する純資産（実務的な手段として、マスターファンドの事務管理会社により報告される。）に基づき決定される。投資に係る実現損益及び未実現損益は、損益計算書に計上される。マスターファンドの投資の評価については、本報告書に含まれるマスターファンドの財務諸表の注記に記載されている。

(c) MMFへの投資

MMFへの投資は取引日基準で会計処理されている。投資は当初原価で測定される。当初認識後の投資は、公正価値で測定される。公正価値は、それぞれのマネーマーケットファンドによって報告される当社に帰属する純資産として決定される。実現および未実現利益と損失の変動は、損益計算書に含まれている。

(d) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(e) 投資収益及び費用

各分別ポートフォリオは、マスターファンドの純資産価額に対する持分割合に基づき、マスターファンドの収益、費用並びに実現損益及び未実現損益変動の持分相当額を、損益計算書に計上している。また、各分別ポートフォリオの収益及び費用についても発生主義で計上している。

(f) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当社は投資に係る為替レートの変動により生じる損益と保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は、投資及び外貨に係る正味実現損益及び未実現損益の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6

条の規定に従って、将来の収益又は利益に関する現地におけるすべての税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

当社は、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）未確定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当社は、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当社のタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して税金費用についての負債又は税務便益に対する資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、該当する分別ポートフォリオに対して配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役会の判断により配分される。

(j) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当社が認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当社は相殺の要件を満たしていない。

(k) 未払買戻金

保有者又は当社の選択により買い戻される参加型株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(1) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2023年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の概要である。

分別ポートフォリオA	合計 (米ドル)	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)
MMFへの投資	44,273	44,273	—
合計	44,273	44,273	—

分別ポートフォリオB—資産	合計 (米ドル)	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)
MMFへの投資	607,192	607,192	—
先物契約に係る未実現利益	5	5	—
合計	607,197	607,197	—

分別ポートフォリオB—負債	合計 (米ドル)	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)
先物契約に係る未実現損失	(98,831)	—	(98,831)
合計	(98,831)	—	(98,831)

マスターファンドによって保有される投資に関する公正価値の階層については、マスターファンドの財務諸表の注記2（f）に開示されている。

3. 現金

現金には、要求払いの預金が含まれる。

4. ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インクに預けている現金残高が含まれている。スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのブローカーに対する債権には、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金178,200米ドルが含まれる。

5. デリバティブ契約

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。2023年12月31日現在でスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2023年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契

約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び未決済先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表は、デリバティブに関する実現損益及び未実現損益を契約種類ごとに示しており、当該金額は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現損益並びに投資及び外貨に係る未実現損益の変動に含まれている。

また下表は、2023年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
先物契約						
金属	5	120,430	(98,831)	2,047,310	(414,906)	315,186
合計	5	120,430	(98,831)	2,047,310	(414,906)	315,186

2023年12月31日現在の保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのデリバティブ取引高を示している。

6. 正味払込資本

	米ドル
授権株式：	
1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株	1
1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式99,999,900株	999,999
	1,000,000
	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	100
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA	
クラスA（米ドル）株式：	
期首残高	45,325.66
期末残高	45,325.66
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB	
クラスB（米ドル）株式：	
期首残高	26,433.13
期中の買戻し	(3,476.13)
期末残高	22,967.00

	株式数
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスジャパン（円）株式：	
期首残高	655,418.42
期中の発行	4,158.67
期中の買戻し	(146,086.79)
期末残高	513,490.30

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスジャパン（米ドル）株式：	
期首残高	168,020.69
期中の買戻し	(21,342.73)
期末残高	146,677.96

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスシルバー（米ドル）株式：	
期首残高	235,733.95
期中の買戻し	(2,280.51)
期末残高	233,453.44

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスシルバー（円）株式：	
期首残高	105,414.19
期中の発行	7,344.84
期中の買戻し	(2,636.65)
期末残高	110,122.38

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB クラスB（ユーロ）株式：	
期首残高	11,519.76
期末残高	11,519.76

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC（米ドル）株式：	
期首残高	241,749.68
期末残高	241,749.68

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC（ユーロ）株式：	
期首残高	23,904.42
期末残高	23,904.42

	株式数
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC ジャパン（円） 株式：	
期首残高	132,938.04
期中の発行	3,417.86
期中の買戻し	(15,308.86)
期末残高	121,047.04

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC クラスC ジャパン（米ドル） 株式：	
期首残高	121,598.56
期中の発行	2,596.94
期中の買戻し	(7,288.05)
期末残高	116,907.45

2023年12月31日現在、当社の発行人株式は、当社の元取締役でもあるスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）の株主が保有している。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発行人株式

発行人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、保有者の選択により買戻すことはできない。発行人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、当社の解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、当社の利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

取締役会の決議により、当社は2018年4月1日から毎週換金できるようになった。参加型株式は、クラスA（米ドル）株式、クラスAジャパン（円）株式、クラスB（ユーロ）株式、クラスB（米ドル）株式、クラスジャパン（米ドル）株式、クラスシルバー（米ドル）株式、クラスB（円）株式、クラスジャパン（円）株式、クラスシルバー（円）株式、クラスC（米ドル）株式、クラスC（ユーロ）株式、クラスCジャパン（円）株式及びクラスCジャパン（米ドル）株式につき、該当する取引日ごとに、あるいは取締役の裁量により、各分別ポートフォリオの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の保有者は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、分別ポートフォリオの発行済み株式のすべての株主による書面での同意をもって、あるいは該当する分別ポートフォリオの株主総会において4分の3以上の同意により可決した特別決議の承認をもって変更することができる。

当社が解散する際に、分別ポートフォリオ及び一般資産はまず、それぞれ分別ポートフォリオの債権者及び一般債権者の債権の弁済に充当される。一般資産の残高がある場合は、発行人株式の払込済みの額面金額返済に使用され、残りは純資産価額に基づき、分別ポートフォリオに割り当てられる。

各分別ポートフォリオの資産は、保有株式数に応じて各分別ポートフォリオの株主に支払われる。分別ポートフォリオに複数クラスの参加型株式が存在する場合、分別ポートフォリオの資産は、関連する純資産価額に基づき各クラスに比例配分された後、保有しているクラスの参加型株式数に応じて株主に支払われる。

7. 管理報酬

当社の投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。

投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスAジャパン（円）株式、クラスジャパン（米ドル）株式、クラスジャパン（円）株式、クラスシルバー（円）株式、クラスシルバー（米ドル）株式、クラスCジャパン（円）株式、クラスCジャパン（米ドル）株式の純資産価額の2%（年率）の管理報酬を、それ以外の株式クラスに関してはそれぞれの純資産の3%（年率）の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAに関しては603米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBに関しては10,872米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCに関しては4,723米ドルである。

8. 成功報酬

また、投資顧問会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、各株式クラスの1株当たり純資産価額の増加分に対して、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAのクラスA（米ドル）については20%、クラスAジャパン（円）については15%、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBのクラスB（ユーロ）、クラスB（米ドル）、クラスB（円）については25%、クラスジャパン（米ドル）、クラスジャパン（円）、クラスシルバー（米ドル）、クラスシルバー（円）については20%、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCのクラスC（米ドル）及びクラスC（ユーロ）については30%、クラスCジャパン（円）、クラスCジャパン（米ドル）については20%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は、分別ポートフォリオに関するその他のすべての報酬及び費用を控除後の純資産価額に基づいて計算され、月次で支払われる。

2023年12月31日に終了した年度において成功報酬は発生せず、また、年度末時点でスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA、B及びCに関する未払成功報酬の残高はなかった。

成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又はより投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

9. 販売会社報酬

共通支配下に置かれている関連当事者であるスーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当社株式の販売会社として業務を行っており、各分別ポートフォリオの参加型株式の純資産価額の1.8%（年率）相当の販売会社報酬を月次で後払いで受け取る権利を有している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払販売会社報酬は、スーパーファン

ド・グリーン分別ポートフォリオAに関しては362米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBに関しては9,614米ドル、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCに関しては3,262米ドルである。

販売会社は、取締役の判断により、各申込に関して7%を上限とした申込手数料を受け取る権利を有している。当期中に申込手数料は発生していない。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、マスターファンドはNAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当管理会社」という。）に対し、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042%、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルから1億米ドルの間の場合は年率0.0245%、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.007%の事務管理報酬を毎月後払いで支払っており、最低事務管理報酬は月額1,500米ドルである。

2023年12月31日現在、未払となっている事務管理報酬はスーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオAにつき2,049米ドル、分別ポートフォリオBにつき2,049米ドル、分別ポートフォリオCにつき1,950米ドルである。

11. 株式買戻手数料

当初申込から12ヶ月以内に買戻しが行われるか、あるいは取締役による強制的な買戻しが行われる場合、取締役の判断により、買戻価格の2%の買戻手数料が発生し、投資顧問会社に支払われる可能性がある。

2023年12月31日現在、未払買戻手数料の残高はない。

12. 関連当事者間取引

2023年12月31日現在、クラスA（米ドル）株式811.47株、クラスBジャパン（円）株式513,490.14株、クラスBジャパン（米ドル）株式146,677.96株、クラスBシルバー（米ドル）株式231,241.16株、クラスBシルバー（円）株式110,122.38株、クラスCジャパン（円）株式121,047.04株、クラスCジャパン（米ドル）株式116,907.45株、及びクラスC（ユーロ）株式23,903.44株が、関連当事者によって保有されている。

投資顧問及び販売会社は共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問及び販売会社に対して未払いの手数料は、独立第三者間の交渉により設定されたものではない。

13. 金融商品及び関連するリスク

当社のマスターファンドへの投資は、間接的に、マスターファンドの投資対象である金融商品及び市場に関連する多様なリスクにさらされている。

当社がさらされている金融リスクの種類は、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクである。マスターファンドがさらされている金融リスクに関しては、マスターファンドの財務諸表を参照のこと。

マスターファンドが保有する投資に関する詳細（投資を公正価値で測定する際に用いられる市場価格の観察可能性のレベル、並びに2023年12月31日に終了した年度にマスターファンドが保有していたデリバティブに関連する損益に関する内訳を含む）については、本報告書に含まれているマスターフ

ファンドの財務諸表注記に開示されている。

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。

当社は、マネーマーケットファンドに投資する。MMFは、財務省証券、コマーシャルペーパー、預金証書などの高い信用格付けを備えた流動性の高い現金および現金同等物にのみ投資する。マネーマーケットミューチュアルファンドとも呼ばれるこれらのファンドは、主に13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する債券ベースの証券に投資する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指標、コモディティ及び有価証券の価値の潜在の変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接関連していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、通常、取引所外で金融商品の取引を行う場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、当社の信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動がマスターファンドに多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当社は不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、当社はレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、当社の借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、当社に投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

経営陣は、レバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

14. 財務ハイライト

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオA（米ドル）

米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 7.02

投資活動による収入

正味投資損失 (0.60)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (1.17)

投資活動による損失合計 (1.77)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額 5.25

総利回り⁽²⁾ (25.14)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用 (12.77)%

正味投資損失（成功報酬を除く） (10.64)%

（1）期中平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオB（米ドル）

米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 8.39

投資活動による収入

正味投資損失 (0.15)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (2.08)

投資活動による損失合計 (2.23)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額 6.16

総利回り⁽²⁾ (26.65)%

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(5.58) %
正味投資損失（成功報酬除く）	(2.88) %

（１）期中平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBジャパン（円）	円

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（１）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	952.25

投資活動による収入

正味投資損失	(8.79)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(256.59)
投資活動による損失合計	(265.38)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	686.87

成功報酬前総利回り	(27.87) %

成功報酬	0.00 %

総利回り ^{（２）}	(27.87) %

補足情報：**平均純資産比率**

営業及びその他費用	(4.59) %
成功報酬	0.00 %
費用合計	(4.59) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.88) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBジャパン（米ドル）	米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（１）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	7.63

投資活動による収入

正味投資損失	(0.06)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(1.91)
投資活動による損失合計	(1.97)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額

5.66

成功報酬前総利回り	(25.82) %

成功報酬	0.00 %

総利回り⁽²⁾	(25.82) %

補足情報：**平均純資産比率**

営業及びその他費用	(4.58) %

成功報酬	0.00 %

費用合計	(4.58) %

正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.90) %

（1）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBシルバー（米ドル）

米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾**期首の参加型株式1株当たり純資産価額**

11.20

投資活動による収入

正味投資損失	(0.16)

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現損失の変動	(2.89)

投資活動による損失合計	(3.05)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額

8.15

成功報酬前総利回り	(27.23) %

成功報酬	0.00 %

総利回り⁽²⁾	(27.23) %

補足情報：

平均純資産比率

営業及びその他費用	(4.59) %
正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.87) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBシルバー（円）	米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（１）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	11.20

投資活動による収入

正味投資損失	(0.17)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(2.88)
投資活動による損失合計	(3.05)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	8.15

成功報酬前総利回り	(27.23) %
成功報酬	0.00 %

総利回り ^{（２）}	(27.23) %

補足情報：**平均純資産比率**

営業及びその他費用	(4.59) %
正味投資損失（成功報酬を除く）	(1.87) %

（１）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（２）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオBクラスB（ユーロ）	ユーロ

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）^{（１）}

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	8.83

投資活動による収入

正味投資利益	0.49
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(2.13)

投資活動による損失合計	(1.64)
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	7.19
成功報酬前総利回り	(18.50) %
成功報酬	0.00 %
総利回り⁽²⁾	(18.50) %
補足情報：	
平均純資産比率	
営業及びその他費用	(5.59) %
成功報酬	0.00 %
費用合計	(5.59) %
正味投資損失（成功報酬を除く）	6.70 %
(1) 発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。	
(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。	
(3) 株式は2023年9月21日に1口当たり10ユーロで発行された。	
(4) 平均純資産比率は年換算されていない。	
スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC（米ドル）	米ドル
1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾	
期首の参加型株式1株当たり純資産価額	6.70
投資活動による収入	
正味投資損失	(0.18)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(2.08)
投資活動による損失合計	(2.26)
期末の参加型株式1株当たり純資産価額	4.44
総利回り⁽²⁾	(33.73) %
補足情報：	
平均純資産比率	
営業及びその他費用	(6.35) %
正味投資損失（成功報酬を除く）	(3.76) %
(1) 期中平均発行済み株式数に基づく。	

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC ジャパン (円) 円

1株当たりの業績⁽¹⁾ (期中発行済み参加型株式に関して)

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 972.04

投資活動による収入

正味投資損失 (19.32)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (336.32)

投資活動による損失合計 (355.64)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額 616.40

成功報酬前総利回り (36.59) %

成功報酬 0.00 %

総利回り⁽²⁾ (36.59) %

補足情報:

平均純資産比率

営業及びその他費用 (5.35) %

成功報酬 0.00 %

費用合計 (5.35) %

正味投資損失 (成功報酬を除く) (2.76) %

(1) 発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオC (ユーロ) ユーロ

1株当たりの業績⁽¹⁾ (期中発行済み参加型株式に関して)

期首の参加型株式1株当たり純資産価額 6.60

投資活動による収入

正味投資損失 (0.19)

投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動 (2.12)

投資活動による損失合計 (2.31)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	4.29

総利回り ⁽²⁾	(35.00)%

補足情報：

平均純資産比率	
営業及びその他費用	(6.35)%
正味投資損失（成功報酬を除く）	(3.75)%

（1）期中平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

スーパーファンド・グリーン分別ポートフォリオCジャパン（米ドル）	米ドル

1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾

期首の参加型株式1株当たり純資産価額	6.87

投資活動による収入	
正味投資損失	(0.13)
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(2.15)
投資活動による損失合計	(2.28)

期末の参加型株式1株当たり純資産価額	4.59

成功報酬前総利回り	(33.16)%
成功報酬	0.00%
総利回り ⁽²⁾	(33.16)%

補足情報：

平均純資産比率 ⁽⁴⁾	
営業及びその他費用	(5.35)%
成功報酬	0.00%
費用合計	(5.35)%

正味投資損失（成功報酬を除く） (2.76)%

（1）発行以降の当期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

15. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年6月

14日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2023年12月31日の後に処理された申込はなく、分別ポートフォリオAに対し682米ドル、分別ポートフォリオBに対し51,462米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド・グリーン・マスター
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
資産			
MMF への投資（原価：7,353,773米ドル）	2(g), 4	7,353,773	1,072,327
有価証券への投資（原価：1,146,738米ドル）	2(g)	1,146,738	167,217
現金		99,180	14,462
ブローカーに対する債権	3	25,861,459	3,771,118
未決済先物契約に係る未実現利益	2(f), 4, 5	1,200,154	175,006
未決済先渡契約に係る未実現利益	2(f), 4, 5	203,120	29,619
その他の資産		9,811	1,431
		35,874,235	5,231,181
負債			
ブローカーに対する債務	3	18,213,275	2,655,860
未決済先物契約に係る未実現損失	2(f), 4, 5	611,489	89,167
未決済先渡契約に係る未実現損失	2(f), 4, 5	299,070	43,610
未払買戻金		50,672	7,389
未払金及び未払費用	8, 10	29,437	4,293
		19,203,943	2,800,319
純資産		16,670,292	2,430,862
		米ドル	円
クラスA株式1株当たり純資産： （発行済 30,035.96 株に基づく）		46.22	6,739.80
クラスBマスター株式1株当たり純資産： （発行済 24,235.13 株に基づく）		184.82	26,950.45
		ユーロ	円
クラスCマスター株式1株当たり純資産： （発行済 51,997.07 株に基づく）		148.01	24,217.40
			円
クラスEマスター株式1株当たり純資産： （発行済 37,657.22 株に基づく）			8,640.98

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
要約投資明細書

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

銘柄 (純資産における%)	株数	原価	公正価値

MMF への投資 (51.00%)

ブラックロック・インスト・米ドル・ リクイディティ・コア (11.03%)	1,838,443.03	1,838,443	1,838,443
ゴールドマンサックス・米ドル・ リキッド・リザーブズ・インスト499 (11.03%)	1,838,443.03	1,838,443	1,838,443
インベスコ・グローバル・米ドル・ コーポ1937 (11.03%)	1,838,442.98	1,838,443	1,838,443
JPモルガン・米ドル・リクイディティ インスト U39 (11.03%)	1,838,443.77	1,838,444	1,838,444

MMF への投資合計	米ドル	7,353,773

銘柄 (純資産における%)	元本	原価	公正価値

有価証券への投資 (6.88%)

米国財務省短期証券 (T B)、0.0%、 満期日2024年3月19日 (6.88%)	1,160,000	1,146,738	1,146,738

有価証券への投資合計	米ドル	1,146,738

銘柄 (純資産における%)	満期	想定元本	公正価値

先物契約 (7.19%)

債券先物 (1.98%)	2024年2月～ 2025年3月	69,183,163	330,766
通貨 (0.81%)	2024年3月	17,930,719	134,200
コモディティ (0.11%)	2024年2～3月	1,471,983	18,465
エネルギー (0.49%)	2024年1～4月	1,634,224	81,917
食品／繊維／木材／ゴム (0.35%)	2024年3月	1,594,684	59,144
金 (0.00%)	2024年2～10月	614,688	575
インデックス (2.08%)	2024年1～3月	16,208,429	346,260
金属 (1.37%)	2024年3～10月	6,098,862	228,827

先物契約に係る未実現利益	米ドル	1,200,154

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先物契約（－3.66％）			
債券先物（－0.51％）	2024年1～9月	39,521,988	(84,643)
通貨（－0.21％）	2024年1～3月	6,152,302	(34,676)
コモディティ（－0.13％）	2024年2～3月	1,339,005	(22,150)
エネルギー（－0.30％）	2024年2～5月	1,451,638	(50,395)
食品／繊維／木材／ゴム（－0.09％）	2024年3～5月	1,006,730	(15,340)
金（－0.06％）	2024年2～10月	1,443,394	(10,210)
インデックス（－0.76％）	2024年1～3月	13,121,888	(127,262)
金属（－1.60％）	2024年3月	4,780,005	(266,813)
先物契約に係る未実現損失		米ドル	(611,489)

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（1.22％）			
外国為替（1.22％）	2024年3月	16,453,917	203,120
先渡契約に係る未実現利益		米ドル	203,120

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（－1.79％）			
外国為替（－1.79％）	2024年3月	22,723,473	(299,070)
先渡契約に係る未実現損失		米ドル	(299,070)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	米ドル	千円
収益			
受取利息		508,733	74,183
		<u>508,733</u>	<u>74,183</u>
費用			
事務管理報酬	10	19,500	2,843
専門家手数料		25,614	3,735
管理報酬	8	14,892	2,172
支払利息		12,229	1,783
その他費用		20,398	2,974
		<u>92,633</u>	<u>13,508</u>
正味投資収入		<u>416,100</u>	<u>60,676</u>
投資及び外貨に係る正味実現損失及び未実現損失の変動			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(7,829,168)	(1,141,649)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動		(812,527)	(118,483)
		<u>(8,641,695)</u>	<u>(1,260,132)</u>
営業活動から生じた純資産の正味減少額		<u>(8,225,595)</u>	<u>(1,199,456)</u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・グリーン・マスター
純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	米ドル	千円
営業活動		
正味投資収入	416,100	60,676
投資及び外貨に係る正味実現損失	(7,829,168)	(1,141,649)
投資及び外貨に係る未実現損失の変動	(812,527)	(118,483)
	(8,225,595)	(1,199,456)
資本取引		
クラスBマスター株式の発行による収入	1,770,396	258,159
クラスCマスター株式の発行による収入	826,698	120,549
クラスEマスター株式の発行による収入	490,773	71,565
クラスBマスター株式の買戻しに係る支払	(1,206,262)	(175,897)
クラスCマスター株式の買戻しに係る支払	(1,354,806)	(197,558)
クラスEマスター株式の買戻しに係る支払	(969,367)	(141,353)
	(442,568)	(64,535)
当期純資産減少額	(8,668,163)	(1,263,992)
期首純資産残高	25,338,455	3,694,854
期末純資産残高	16,670,292	2,430,862
期末純資産残高の内訳		
クラスA株式	1,388,338	202,447
クラスBマスター株式	4,479,215	653,159
クラスCマスター株式	8,495,685	1,238,841
クラスEマスター株式	2,307,054	336,415
	16,670,292	2,430,862

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2023年12月31日現在（単位：米ドル）

1. 設立及び主な活動

スーパーファンド・グリーン・マスター（以下、「マスターファンド」という。）は、2001年3月22日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立され、2001年4月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

2023年12月31日現在、マスターファンドはクラスA、クラスB、クラスC及びクラスEの4種類の有効な株式を発行しており、そのうちクラスB、クラスC及びクラスEについては、それぞれクラスBマスター株式、クラスCマスター株式及びクラスEマスター株式（以下、総称して「マスター株式」という。）を販売している。2023年12月31日に終了した年度において、クラスD又はFマスター株式は発行されていない。マスター株式は、「マスター・フィーダー」構造の一部として販売され、クラスB、クラスC及びクラスEは、スーパーファンド・グループの他のファンドのマスターファンドとしての役割を担っている。クラスA株式については、依然として追加販売は行われていない。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、投資顧問契約に基づいて、マスターファンドの投資顧問会社を務めている。マスターファンドの目的は、投資家に対して、資本及び有価証券市場の発展とは関係なく、平均以上の長期的キャピタル・ゲインを達成するための投資を提供することである。マスターファンドは、投資の機会及び取引戦略を有効に利用する予定であるため、将来の投資の性質に関してあらかじめ見通しを立てておらず、制限条項もない。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。マスターファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス—投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

マスターファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) MMFへの投資

MMFへの投資は、取引日基準で会計処理される。投資は当初取得原価で測定される。当初認識の後、投資は公正価値で測定される。公正価値は、各マネー・マーケット・ファンドによって報告されている通りにマスターファンドに帰属する純資産として決定される。未実現損益の実現及び変動は損益計算書に含まれている。

(c) 有価証券への投資

マスターファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券（T-Bill）への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(d) ファンドへの投資

投資ファンドへの投資は、投資ファンドの経営陣によって報告された純資産価額（「NAV」）で表示される。投資ファンドの運用契約の償還および流動性の条件に従って、マスターファンドの投資ファンドに対する持分の売却は、当該投資ファンドの報告されたNAVで取引される。ASU-2015-07では、実務上便宜的にNAVを用いて公正価値を測定しているすべての投資について、公正価値ヒエラルキーに分類する要件が削除された。2023年12月31日時点で、マスターファンドは投資ファンドへの投資残高を保有していなかった。

(e) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(f) 先渡契約

未決済先渡契約は、公表フォワード・レートと売買レートとの差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(g) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく2023年12月31日現在のマスターファンドの投資に係る評価の概要である。

資産	合計	レベル 1	レベル 2
	米ドル	米ドル	米ドル
MMF への投資	7,353,773	7,353,773	—
有価証券への投資	1,146,738	1,146,738	
未決済先物契約に係る未実現利益	1,200,154	1,200,154	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	203,120	—	203,120
合計	9,903,785	9,700,665	203,120

負債	合計	レベル 1	レベル 2
	米ドル	米ドル	米ドル
未決済先物契約に係る未実現損失	(611,489)	(611,489)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(299,070)	—	(299,070)
合計	(910,559)	(611,489)	(299,070)

2023年12月31日に終了した年度において、レベル3として指定された投資及びレベル間での振替はない。

(h) 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

(i) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートで米ドルに換算される。換算によって生じる実現損失及び未実現損失の変動は、損益計算書に計上される。

マスターファンドは投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損失と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損失を区別していない。このような変動は損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）及び未実現利益／（損失）の変動に含まれる。

(j) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2039年8月20日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当財務諸表に含まれていない。

マスターファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）未確定の申告内容についてのみ税務便益を認識している。マスターファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣はマスターファンドの申告内容を分析した結果、未確定の申告内容に関して、税務費用のための負債又は税務便益について資産を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12

ヶ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のある申告内容も存在しないと考えている。

(k) 収益及び費用の配分

異なるクラス間の利益、損失、収益及び費用（特定の株式クラスに帰属する費用を除く。）の配分は、純資産価額の相対的な割合に基づいて行われている。

(l) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る正味未実現利益（損失）を含む。）は、マスターファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、マスターファンドは相殺の要件を満たしていない。

(m) 未収買戻金

保有者又はマスターファンドの選択により償還された参加株式は、償還要求が受領され、償還額が決定された時点で未収買戻金として分類される。

(n) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASIJ2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASIJ2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。

当ファンド／マスターファンドは、本基準の適用が当ファンド／マスターファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権・債務

ブローカーに対する債権・債務には、ADMインベスター・サービスズ・インク及びINTL FCストーンフィナンシャル・インクに預けている現金残高が含まれ、未決済先物契約及び未決済先渡契約に関して担保として差し入れられている証拠金4,045,461米ドルが含まれる。

4. 金融商品及び関連するリスク

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、マスターファンドは、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、マスターファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。マスターファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

投資戦略の一環として、マスターファンドは先物契約を締結している。先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による当初証拠金（担保）が要求される。当初証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。

マスターファンドは先渡契約を締結している。先渡契約は保有される担保の正味額について契約期間中に様々な契約相手から未実現評価増を受けるリスクを含んでいる。当社は、信用力のある契約相手とのみ取引を行うことにより先渡契約の信用リスクを軽減するよう努めている。

マスターファンドはMMFに投資している。マネー・マーケット・ファンドは、非常に流動的な現金及び自己勘定請求書、コマーシャルペーパー及び預金証書などの高い信用格付けを有する現金同等物にのみ投資する。これらのファンドは主に13ヶ月未満の短期満期を有し、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供している債務証券に投資している。

マスターファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

マスターファンドは、他の投資ファンドに投資している。2023年12月31日に終了した年度の期間中、マスターファンドの唯一のファンド投資は、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・セグリゲイテッド・ポートフォリオ・クリプト・ファンド（以下、「SF Crypto Fund」という。）である。SF Crypto Fundの投資目的は、主要な流動性のある「暗号通貨」の取引所取引先物契約を体系的に取引することで、大きなプラスのリターンを達成することであった。2023年12月31日現在、投資ファンドへの投資はない。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、マスターファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、一般的に、取引所取引以外の金融商品が含まれる場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手は、取引所清算機関の履行保証を受けていないためである。マスターファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、マスターファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が契約当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、マスターファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、マスターファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、マ

スターファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、マスターファンドが投資した株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

投資顧問会社は、レバレッジを管理するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

マスターファンドは様々な先物契約及び先渡契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。またデリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

マスターファンドはデリバティブ取引を時価評価ベースで計上している。公正価値は市場価格に基づき決定されている。2023年12月31日現在でマスターファンドが保有しているデリバティブの公正価値は、貸借対照表に個別項目として記載されている。

下表は、2023年12月31日現在におけるデリバティブ契約の公正価値を、資産及び負債価値並びに契約種類ごとに分けて示したものである。当該金額は、貸借対照表の未決済先物契約及び先渡契約に係る未実現損益に含まれている。また下表には、損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益（損失）に含まれている契約種類ごとのデリバティブの実現損益が含まれている。

さらに下表は、2023年12月31日現在の未決済契約の想定元本も契約種類ごとに示している。

先渡契約	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
債券先物	330,766	69,183,163	(84,643)	39,521,988	(443,606)	47,887
通貨	134,200	17,930,719	(34,676)	6,152,302	(193,819)	(1,382,826)
コモディティ	18,465	1,471,983	(22,150)	1,339,005	(99,240)	489,038
エネルギー	81,917	1,634,224	(50,395)	1,451,638	(123,425)	(2,950,450)
食品／繊維／ 木材／ゴム	59,144	1,594,684	(15,340)	1,006,730	36,596	(573,379)
金	575	614,688	(10,210)	1,443,394	(20,767)	(265,615)
インデックス	346,260	16,208,429	(127,262)	13,121,888	(8,087)	(696,684)
金属	228,827	6,098,862	(266,813)	4,780,005	(67,709)	(946,801)
米ドル合計	1,200,154	114,736,752	(611,489)	68,816,950	(920,057)	(6,278,830)

先渡契約	デリバティブ 資産	想定元本	デリバティブ 負債	想定元本	未実現利益 ／（損失）	実現利益 ／（損失）
外国為替	203,120	16,453,917	(299,070)	22,723,473	(98,089)	(740,017)
米ドル合計	203,120	16,453,917	(299,070)	22,723,473	(98,089)	(740,017)

2023年12月31日現在、保有デリバティブ商品及びその損益計算書への影響額は、当期中におけるマスターファンドのデリバティブ取引高を示している。

6. 株式資本

	2023年
授権株式：	
1株当たり額面0.01米ドルの発起人株式100株	1米ドル
1株当たり額面0.01米ドルの参加型株式99,999,900株	999,999米ドル
	<u>1,000,000米ドル</u>
1株当たり額面0.01ユーロの参加型株式25,000,000株	<u>250,000ユーロ</u>

7. 正味払込資本

	株数
発行済み及び全額払込済み：	
発起人株式	<u>1</u>
クラスA株式：	
期首残高	30,035.96
期末残高	<u>30,035.96</u>
クラスB株式：	
期首残高	22,100.57
期中の発行	8,095.68
期中の買戻し	(5,961.12)
期末残高	<u>24,235.13</u>
クラスC株式：	
期首残高	55,683.22
期中の発行	4,546.70
期中の買戻し	(8,232.85)
期末残高	<u>51,997.07</u>
クラスE株式：	
期首残高	46,153.18
期中の発行	7,666.18
期中の買戻し	(16,162.14)
期末残高	<u>37,657.22</u>

マスターファンドの発起人株式は投資顧問会社の株主が保有している。クラスA株式27,692.88株は、関連会社が保有している。

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

発起人株式

発起人株式は、額面価額でのみ発行することが可能で、株主の選択により買戻すことはできない。発起人株式は、1株当たり1票の議決権を有し、マスターファンドの解散時には以下に記載されている権利が与えられるが、マスターファンドの利益又は資産に関するその他の権利は与えられていない。

参加型株式

参加型株式は、関連する取引日における各株式クラスの1株当たり純資産価額で買戻すことができるが、定款で認められている事項に関する場合を除き議決権は与えられていない。参加型株式の株主は、保有株式に対して払い込んだ金額の割合に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。

株式に付随する権利は、クラスの発行済み株式のすべての株主による書面の同意をもって、あるいは該当するクラスの株主総会において4分の3以上の同意により可決した決議の承認をもって変更することができる。

マスターファンドが解散する際に、株主に分配可能な資産は、債権者に対する支払い並びに投資顧問会社、事務管理会社、又はその他の専門的アドバイザーに対する未払報酬の支払いに充当された後、以下の優先順位で支払われる。

- ・ 第一に、参加型株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- ・ 第二に、発起人株式の保有者に対して、払込済の額面金額相当額が支払われる。
- ・ 第三に、参加型株式の保有者に対して、保有株式数に応じて残高が支払われる。

2023年12月31日現在、マスターファンドのクラスC（ユーロ）参加型株式17,305.63株が関連当事者によって保有されている。

8. 管理報酬

マスターファンドの投資活動は、共通支配下に置かれている関連当事者である投資顧問会社により管理されている。投資顧問契約の条件に基づいて、投資顧問会社は、クラスA株式の純資産価額の1%（年率）相当の管理報酬を月次で後払いで受領している。

2023年12月31日現在、未払金及び未払費用に含まれている未払管理報酬は1,154米ドルである。

9. 成功報酬

また、投資顧問会社は、投資顧問契約で定義されているとおり、クラスA株式の純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、増加分の35%を成功報酬として受け取る権利を有している。成功報酬は月次で計算され、後払いされる。2023年12月31日現在、未払成功報酬残高は0米ドルである。

投資顧問会社に対する成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、投資顧問会社に対して支払われる成功報酬は、かかる契約がない場合に比べてリスクが高い、又は投機的な投資を行う誘因となる可能性がある。

10. 事務管理報酬

事務管理契約に基づいて、マスターファンドはNAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当管理会社」という。）に対し、マスターファンドの純資産価額の総額が0米ドルから5,000万米ドルの間の場合は年率0.042%、マスターファンドの純資産価額の総額が5,000万米ドルか

ら1億米ドルの間の場合は年率0.0245%、マスターファンドの純資産価額の総額が1億米ドル超の場合は年率0.007%の事務管理報酬を毎月後払いで支払っており、最低事務管理報酬は月額1,500米ドルである。

2023年12月31日現在の未払金及び未払費用に含まれている未払事務管理報酬は3,493米ドルである。

11. 公正価値

2023年12月31日現在、経営陣は、金融商品の各クラスの公正価値を見積るにあたり以下の手法及び仮定を使用した。現金、未払買戻金、並びに未払金及び未払費用を含むマスターファンドの特定の金融商品に関しては、これらの金融商品が直ちに期日を迎える又は短期的な性質のものであるため、帳簿価額は公正価値に近似している。

MMFへの投資は公正価値で測定されている。公正価値は、当該MMFによって報告されたとおり、マスターファンドに帰属する純資産として決定される。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

未決済の先物契約のポジションは、市場価格又はディーラーによる提示価格に基づく市場価値で計上されているため、帳簿価額は公正価値に近似している。関連プライベート投資ファンドへの投資の公正価値は、実務手段として、投資先ファンド及び／又はその事務管理会社から提供される価値で計上されている。

未決済の先渡契約への投資は、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識されている。先渡契約の公正価値の変動により生じる評価増減は、損益計算書に直接計上されている。当初測定の後、先渡契約は公正価値で測定されている。

ファンドへの投資は、アンダーライニング・ファン及び／又はその事務管理会社から提示された価額が、実務上便宜的に公正価値として計上されている。

公正価値の見積りは、市況及び金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点に行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

12. 関連当事者

投資顧問会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問会社に支払われる報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではない。

マスターファンドは、投資会社のスーパーファンド・グループに属するSF Crypto Fundに投資していた。マスターファンドの投資顧問は、SF Crypto Fundの投資顧問も兼ねている。当年度中、この投資の249,242米ドルの売却が行われ、202,843米ドルの実現損失が発生した。

13. 財務ハイライト

	クラス A	クラス B	クラス C	クラス E
	米ドル	米ドル	ユーロ	円
1株当たりの業績（期中発行済み参加型株式に関して）⁽¹⁾：				
期首の参加型株式				
1株当たり純資産価額	66.96	265.07	215.71	13,099.64
投資事業による収入				
正味投資利益／（損失）	0.63	4.46	3.61	215.43
投資に係る正味実現損失及び未実現損失の変動	(21.37)	(84.71)	(71.31)	(4,674.09)
投資事業による損失合計	(20.74)	(80.25)	(67.70)	(4,458.66)
期末の参加型株式				
1株当たり純資産価額	46.22	184.82	148.01	8,640.98
成功報酬前総利回り	(30.97) %	(30.27) %	(31.38) %	(34.04) %
成功報酬	0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
総利回り⁽²⁾	(30.97) %	(30.27) %	(31.38) %	(34.04) %
補足情報：				
平均純資産比率				
営業費用及びその他費用	(1.40) %	(0.41) %	(0.41) %	(0.41) %
成功報酬	0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
費用合計	(1.40) %	(0.41) %	(0.41) %	(0.41) %
正味投資（損失）／収入（成功報酬を除く）	1.26 %	2.25 %	2.26 %	2.27 %

（1）期中の平均発行済み株式数に基づく。

（2）各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年6月14日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2023年12月31日より後に処理された申込はなく、約1,196,596米ドルの買戻しが処理された。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・システマティック・オールウェザー・ファンド」
（Superfund SPCの分別ポートフォリオ）

貸借対照表

2023年12月31日現在

（単位：ユーロ）

		2023年	
	注記	ユーロ	千円
資産			
MMF への投資（原価：337,612ユーロ）		337,612	55,240
現金		2,947,964	482,346
ブローカーに対する債権	3	3,105,779	508,168
未決済先物契約に係る未実現利益	2(e), 4, 5	382,022	62,506
未決済先渡契約に係る未実現利益	2(e), 4, 5	46,618	7,628
その他の資産		11,903	1,948
		6,831,898	1,117,835
負債			
ブローカーに対する債務	3	552,128	90,339
未決済先物契約に係る未実現損失	2(e), 4, 5	64,215	10,507
未決済先渡契約に係る未実現損失	2(e), 4, 5	51,108	8,362
未払買戻金		79,934	13,079
スーパーファンド・ジャパン サブファンド・ レインボー・オールシーズンズへの未払金	12	61,489	10,061
未払金及び未払費用	7, 9	27,821	4,552
		836,695	136,900
		5,995,203	980,935
純資産			

	2023年	
	ユーロ	円
クラス S（ユーロ）株式 1 株当たり純資産： （発行済 4,179.68 株に基づく）	933.28	152,703.27
クラス B ジャパン（円）株式 1 株当たり純資産： （発行済 117,596.87 株に基づく）	—	537.22
クラス B ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式 1 株当たり純資産： （発行済 2,084.97 株に基づく）		
2023年12月31日現在のクラス B ジャパン（ゴールド・ユーロ） 株式の価値合計：822.20 オンス（金）	0.39 オンス	
2023年12月31日現在の金の価格：2,062.98 ユーロ		

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド」）
（Superfund SPCの分別ポートフォリオ）

要約投資明細書

2023年12月31日現在

（単位：ユーロ）

銘柄（純資産における％）	元本	原価	公正価値

有価証券への投資（5.63％）

国債（5.63％）

米国財務省短期証券（TB）、0.0％、
満期日2024年3月19日（5.63％）

338,222 337,612 337,612

有価証券への投資合計

ユーロ 337,612

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先物契約（6.36％）

債券（2.64％）	2024年2月～ 2025年5月	9,677,686	158,503
コモディティ（0.00％）	2024年3月	17,867	140
通貨（0.55％）	2024年3月	4,092,281	32,882
エネルギー（0.14％）	2024年1～3月	209,123	8,603
食品／繊維／木材／ゴム（0.11％）	2024年2～3月	314,827	6,409
金（0.64％）	2024年2月	3,026,851	38,610
インデックス（1.80％）	2024年1～3月	4,519,771	107,902
金属（0.48％）	2024年3～10月	747,429	28,973

先物契約に係る未実現利益合計

ユーロ 382,022

銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値

先物契約（－1.07％）

債券（－0.08％）	2024年3～6月	2,043,414	(4,717)
通貨（－0.15％）	2024年3月	2,510,188	(8,812)
エネルギー（－0.10％）	2024年3月	181,015	(6,166)
食品／繊維／木材／ゴム（0.00％）	2024年2～3月	102,592	(130)
金（－0.01％）	2024年2月	376,212	(530)
インデックス（－0.33％）	2024年1～3月	2,732,125	(19,582)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・システマティック・オールウェザー・ファンド」）
 （Superfund SPCの分別ポートフォリオ）

要約投資明細書

2023年12月31日現在
 （単位：ユーロ）

	満期	想定元本	公正価値
金属（－0.40％）	2024年 3 月	327,791	(24,278)
先物契約に係る未実現損失合計		ユーロ	(64,215)
銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（0.78％）			
外国為替（0.78％）	2024年 3 月	3,536,639	46,618
先渡契約に係る未実現利益合計		ユーロ	46,618
銘柄（純資産における％）	満期	想定元本	公正価値
先渡契約（－0.85％）			
外国為替（－0.85％）	2024年 3 月	4,285,780	(51,108)
先渡契約に係る未実現損失合計		ユーロ	(51,108)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド」）
（Superfund SPGの分別ポートフォリオ）

損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2023年	
		ユーロ	千円
投資収益			
その他収益		16,054	2,627
		<u>16,054</u>	<u>2,627</u>
費用			
投資顧問報酬	7	61,174	10,009
専門家報酬		35,036	5,733
事務管理報酬	9	20,749	3,395
支払利息		5,833	954
その他費用		9,635	1,576
		<u>132,427</u>	<u>21,668</u>
正味投資損失		<u>(116,373)</u>	<u>(19,041)</u>
投資及び外貨に係る実現損失及び未実現利益			
投資及び外貨に係る正味実現損失		(75,130)	(12,293)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動		317,220	51,904
		<u>242,090</u>	<u>39,611</u>
営業活動から生じた純資産の正味増加額		<u><u>125,717</u></u>	<u><u>20,570</u></u>

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンド S P C ー分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド」）
（Superfund SPCの分別ポートフォリオ）

純資産変動計算書

2023年12月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	2023年	
	ユーロ	千円
営業活動		
正味投資損失	(116, 373)	(19, 041)
投資及び外貨に係る正味実現損失	(75, 130)	(12, 293)
投資及び外貨に係る未実現利益の変動	317, 220	51, 904
	125, 717	20, 570
資本取引		
参加型株式の発行による収入：		
クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）	144, 960	23, 718
クラスB ジャパン（円）	83, 588	13, 677
参加型株式の買戻しによる支払い：		
クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）	(272, 978)	(44, 665)
クラスB ジャパン（円）	(642, 175)	(105, 073)
	(686, 605)	(112, 342)
当期純資産減少額	(560, 888)	(91, 772)
期首純資産残高	6, 556, 091	1, 072, 708
期末純資産残高	5, 995, 203	980, 935
期末純資産残高の内訳：		
クラスS（ユーロ）利益参加シェア	3, 900, 812	638, 251
クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）利益参加シェア	1, 696, 110	277, 518
クラスB ジャパン（円）利益参加シェア	398, 281	65, 167
	5, 995, 203	980, 935

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2023年1月1日から2023年12月31日までの期間

(単位：ユーロ)

1. 設立及び主な活動

スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド」）（「以下、「当ファンド」という。」）は、スーパーファンドSPC（以下、「当社」という。」）の分別ポートフォリオの一つである。当社は、2005年1月4日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除分別ポートフォリオ会社として設立され、2005年1月18日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。

当ファンドの投資目的は、先物、先渡契約又はオプションのレバレッジ取引を通じて、キャピタル・ゲインを達成することである。当ファンドは、主にロング・オンリーのリスクパリティ戦略を通じて投資目的を達成する。この戦略はスーパーファンド・グループの関連会社が独自に開発した運用戦略である。また、他の戦略が限られた重しづけで用いられることもある。他の戦略には、先物／先渡契約の短期売り戦略も含まれている。

当社の資産は、一般資産または分別ポートフォリオ資産のいずれかである。分別ポートフォリオに帰属する資産は、分別ポートフォリオに帰属する株式資本および準備金を表す資産と、その分別ポートフォリオに帰属または保有するその他の資産で構成されている。一般資産は、分別ポートフォリオ資産ではない当社の資産で構成されている。特定の分別ポートフォリオに関する取引から発生し、その分別ポートフォリオ内に十分な資産がない場合の負債は、他の分別ポートフォリオの資産からではなく、一般資産でまかなう。

2023年12月31日現在、当社は1つの分別ポートフォリオ、すなわち、スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ（旧称「スーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド」）を有している。2023年6月1日付で、当ファンドはスーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンドからスーパーファンドS P C分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズへと名称を変更した。当ファンドは3つの参加株式クラスを発行している。すなわち、クラスS（ユーロ）、クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）、クラスBジャパン（円）である。

スーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク（以下、「投資顧問会社」という。）が、投資顧問契約に基づき、当社の投資顧問を務めている。

2. 重要な会計方針

当財務諸表は、米国会計基準審議会（以下、「FASB」という。）の会計基準編纂書（以下、「ASC」という。）に詳述される米国で一般に公正妥当と認められる会計原則（以下、「US GAAP」という。）に従って作成されている。当ファンドはUS GAAPにおける投資会社に該当するため、FASB ASC 946「金融サービス-投資会社」に規定される投資会社向けの会計・報告指針に従っている。

当ファンドが適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は、財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示、並びに当報告期間中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積りとは異なる可能性がある。

(b) 先物契約

未決済先物契約は、契約価格と、公表レート又は適切なレートが容易に入手できない場合はブローカーが提供するレートに基づく市場価値との差額として計算された公正価値で計上される。実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

(c) 先渡契約

未決済先渡契約は、契約価格と、該当する公表フォワード・レートとの差額として計算された市場価値にて計上される。実現損益と未実現損益の変動額は損益計算書に計上される。

(d) 有価証券への投資

当ファンドの有価証券への投資は、米国財務省短期証券（T-Bill）への投資で構成されている。これらの投資は活発な市場における相場価格を用いて評価される。実現損益および未実現損益は損益計算書に含まれている。

(e) 公正価値による投資の評価 — 定義及び階層

USGAAPは公正価値の階層を規定しており、公正価値を測定する際に用いられる評価手法への入力データの優先順位を、以下に説明される3つのレベルに分類している。

- レベル1： 活発な市場における同一資産又は負債について経営陣が入手可能な未調整の相場価格に基づく評価。レベル1の有価証券に対しては、評価調整及び大量保有による割引価値の利用は適用されない。評価は活発な市場において容易にかつ定期的に入手可能な相場価格に基づいているため、当該レベルに分類される有価証券の評価については重要な判断は必要とされない。
- レベル2： 活発でない市場における相場価格、あるいは重要なデータがすべて直接又は間接的に観察可能な価格に基づく評価。
- レベル3： 公正価値測定の全体に対して重要であるが観察不能なデータに基づく評価。

下表は、上述の公正価値の階層に基づく当ファンドの投資に係る評価の要約である。

資産	合計	レベル1	レベル2
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
未決済先物契約に係る未実現利益	382,022	382,022	—
未決済先渡契約に係る未実現利益	46,618	—	46,618
合計	428,640	382,022	46,618

負債

	合計	レベル 1	レベル 2
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
未決済先物契約に係る未実現損失	(64, 215)	(64, 215)	—
未決済先渡契約に係る未実現損失	(51, 108)	—	(51, 108)
合計	(115, 323)	(64, 215)	(51, 108)

2023年12月31日に終わった年度において、レベル間での移動はなかった。

(f) 受取利息及び支払利息

受取利息及び支払利息は発生主義で計上される。

(g) 外貨

外貨建て又は外貨で会計処理される資産及び負債は、貸借対照表日現在で適用される為替レートでユーロに換算される。外貨建て取引は取引日の為替レートでユーロに換算される。換算によって生じる実現損益及び未実現損益の変動は、損益計算書に計上される。

当ファンドは外貨建ての有価証券への投資及び現金に係る為替レートの変動により生じる損益と、保有有価証券の市場価格の変動により生じる損益を区別していない。このような変動は投資及び外貨に係る正味実現利益／（損失）及び未実現利益／（損失）の変動に含まれる。

(h) 法人税等

ケイマン諸島では、収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は、税制優遇措置法第6条の規定に従って、2025年1月18日までの期間における将来の収益又は利益に関するすべての現地における税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、法人税等に関する引当金はこれらの財務諸表に含まれていない。当ファンドは、税務調査が実施された場合に、テクニカル・メリットに基づいて容認される可能性が高い（50%超の確率）特定のタックス・ポジションについてのみ税務便益を認識している。当ファンドは、すべての主要な税管轄区域におけるすべての税務調査対象年度について分析を行っている。

税務調査対象年度とは、各管轄区域の出訴期限法で定義された税務当局による税務調査の対象となりうる年度である。

経営陣は当ファンドのタックス・ポジションを分析した結果、未確定のタックス・ポジションに関して、未認識の税務便益について負債を計上する必要はないと判断した。さらに経営陣は、今後12カ月の間に未認識の税務便益の合計額が著しく変化する合理的な可能性のあるタックス・ポジションも存在しないと考えている。

(i) 収益及び費用の配分

特定の分別ポートフォリオに関連付けることが可能な収益及び費用は、純資産価額の算定において、各分別ポートフォリオに配分又は費用計上される。その他の収益及び費用は、分別ポートフォリオ間で比例配分されるか、あるいは取締役会の判断により配分される。

(j) 相殺

金融資産及び負債（未決済先物契約に係る未実現損益を含む。）は、当ファンドが認識された金額を相殺する法的な権利を有しており、当該取引を純額ベース又は同時に決済する意図がある場合は相殺され、純額で貸借対照表に計上される。当期、当ファンドは相殺の要件を満たしていない。

(k) 1株当たり純資産価額

1株当たり純資産価額（以下、「1株当たりNAV」という。）は、クラスS（ユーロ）参加シェアではユーロで、クラスBジャパン（円）参加シェアでは円で表示されている。クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）参加シェアは金の単位オンスで表示されており、特定のクラスに帰属する分別ポートフォリオの純資産価額を、計算時における当該クラスの発行済み株式数で除し、金の単位オンスで表示されている株式については、さらにロンドンの金1オンス当たりの午前決め値で除することで計算される。

(l) 未払買戻金

当ファンドの保有者の選択により買い戻される株式は、買戻請求を受領し、買戻金額が確定した時点で未払買戻金として分類される。

(m) 未受領申込金

未受領申込金は、2023年12月31日以前に発行された株式に関して保有者から受領する予定の金額を表す。

(n) 最近の会計基準

公開企業に対し、ASU2022-03は、2023年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。その他の企業に対しては、ASU2022-03は、2024年12月15日以降に開始する会計年度およびその会計年度内の中間期間から適用される。この会計基準は、まだ発行されていない、又は発行可能な状態になっていない中間財務諸表と年次財務諸表のどちらに対しても早期適用することが認められている。ASC946の投資会社に該当する企業は、適用日以降に実行又は変更される契約上の売却制限を付された持分証券への投資にASU2022-03を適用しなければならない。ASIJ2022-03の適用日前に締結された契約上売却制限の対象となる持分証券を保有する投資会社は、契約上の制限の終了又は変更まで、ASIJ2022-03の適用前に適用されていた会計方針で持分証券の会計処理を継続する必要がある（つまり、投資会社が公正価値の測定に売却制限の影響を組み込んでいた場合、その会計方針を継続することになる）。経営陣は、本基準の適用が当ファンドの経営成績、キャッシュ・フロー、財政状態に重要な影響を与えるとは考えていない。

3. ブローカーに対する債権／ブローカーに対する債務

ブローカーに対する債権には、ADMインベスター・サービスズ・インク及びINTL FCストーン・ファイナンシャル・インクに預けている現金残高（未決済の証券取引に関する未払金控除後）が含まれ、未決済先物契約に関して担保として差し入れられている証拠金が1,061,959ユーロ含まれている。2023年12月31日現在、ブローカーに対する債権には、未決済取引に関する未収金及び未払金は含まれていない。

4. 金融商品

市場リスク、信用リスク及び流動性リスク

通常の事業の過程において、当ファンドは、市場リスク及び信用リスクを招く可能性のある様々な金融商品を売買しており、そのリスクの金額は、財務諸表からは明白ではない。

市場リスクとは、金利、為替レート又は株式及びコモディティ価格の変動が、当ファンドの保有しているポジションに影響を及ぼすリスクである。当ファンドは、市場価格で評価されている金融商品に関する市場リスクにさらされている。

先物契約は組織化された取引所で売買されており、現金又は市場性のある有価証券による証拠金（担保）が要求される。証拠金は日次で時価評価される先物契約の価値の変動を反映するために調整される。先物契約保有者にとって契約内容の履行に関する相手先は相殺ポジションを保有する事業体ではなく取引所である。したがって、先物契約の契約相手先の不履行によるリスクは最小限である。

為替予約は取引所取引以外の契約であり、ファンドが将来の合意された期日に、合意された価格で一定量の外貨を受け取る、または引き渡すことに合意するものである。リスクは、契約相手先が契約条件を満たせない可能性や、通貨・証券価値および金利の変動から生じる。

当ファンドは、米国財務省短期証券に投資する。米国財務省短期証券は13か月未満の短期満期でかつ、非常に低いレベルのリスクで高い流動性を提供する。

市場リスクは、金融商品の基礎となる為替レート、指数、コモディティ及び有価証券の価値の潜在的変動により生じる。その他の市場リスクには、契約の価値の変動が、基礎となる通貨、コモディティ又は株式指標の価値の変動と直接相関していない可能性が含まれる。先物契約の取引には、当ファンドの投資収益率が上がるとともに通常の投資リスクを上回る特定のリスクが伴う可能性がある。

信用リスクとは、契約相手が債務不履行に陥るリスクである。信用リスクは、一般的に、取引所取引以外の金融商品が含まれる場合に高くなる。これは、取引所外で取引される金融商品の契約相手については、取引所清算機関の履行保証がないためである。当ファンドは信用リスクの影響を最小限に抑えるために多数のブローカーを利用している。経営陣はブローカーの信用格付け及び取引結果をレビューし、当ファンドの信用リスクの集中について問題はないと考えている。

流動性リスクとは、当ファンドが責務を果たすための資金調達において困難に遭遇するリスクである。流動性リスクは、公正価値に近い金額で投資を迅速に売却できないことから生じる可能性がある。

先物市場は変動が非常に大きく、需給関係の変動、政府のプログラム及び政策、国内外の政治及び経済事象、並びに金利の変動等の要因による影響を受ける。さらに、通常、先物取引において要求される証拠金比率は低いため、先物商品勘定のレバレッジ率が高くなる傾向がある。その結果、先物契約における比較的少額の価格変動が取引当事者に多額の損失を発生させる可能性がある。また先物取引の流動性が低い可能性もある。特定の先物取引所は特定の先物契約に関して、1日の取引における価格変動の制限値を越える価格での取引を認めていない。この1日の取引における価格変動の制限値を超えて価格が変動した場合、当ファンドは不利なポジションを即時に処分することができず、多額の損失を被る可能性がある。

投資戦略の一環として、当ファンドはレバレッジを利用している。レバレッジの概念は、当ファンドの借入費用が、一般的に、保有する投資の収益率を下回るという前提に基づいている。レバレッジの利用により、当ファンドに投資された株主資本に対する収益率が上がる可能性がある一方で、当該株主資本の損失リスクも増える。

投資顧問会社は、適切なレバレッジ水準を維持するための内部指針及び制限値を設定している。

5. デリバティブ契約

当ファンドは様々な先物及びスワップ契約をトレーディング目的で行っており、これらの金融商品は主に金利、為替レート、株価及びコモディティ価格に関するリスクにさらされている。これらのリスクに加えて、デリバティブ契約への投資は、その投資全体又は一部に損失を生じさせる可能性のある別のリスクにもさらされている。

当ファンドはデリバティブ取引を時価評価している。公正価値は市場価格を用いて決定されている。

2023年12月31日現在、当ファンドはいかなるデリバティブポジションも保有していなかった。

下表には、契約種類ごとのデリバティブ契約の実現損益及び未実現損益を含んでいる。この金額は2023年12月31日に終了した年度の損益計算書の投資及び外貨に係る正味実現利益、並びに投資及び外貨に係る未実現利益の変動に含まれている。

	デリバティブ資産		デリバティブ負債		未実現利益 (損失)	実現利益 (損失)
	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本		
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
先物契約						
債券先物	158,503	9,677,686	(4,717)	2,043,414	164,719	(23,371)
コモディティ	140	17,867	—	—	(4,889)	56,072
通貨	32,882	4,092,281	(8,812)	2,510,188	(31,764)	(133,591)
エネルギー	8,603	209,123	(6,166)	181,015	(24,551)	(203,987)
食品／繊維／ 木材／ゴム	6,409	314,827	(130)	102,592	(2,267)	(21,404)
金	38,610	3,026,851	(530)	376,212	(16,609)	(35,763)
インデックス	107,902	4,519,771	(19,582)	2,732,125	225,935	447,850
金属	28,973	747,429	(24,278)	327,791	4,765	(23,716)
合計	382,022	22,605,835	(64,215)	8,273,337	315,339	62,090
	デリバティブ 資産		デリバティブ 負債		未実現損失	実現損失
	公正価値	想定元本	公正価値	想定元本		
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
先渡契約						
外国為替	46,618	3,536,639	(51,108)	4,285,780	1,881	(137,220)
合計	46,618	3,536,639	(51,108)	4,285,780	1,881	(137,220)

6. 株式資本

	2023年
	ユーロ
授権株式：	
1株当たり額面0.01ユーロの経営株式（100株）	1

	2023年
	ユーロ
1株当たり0.001ユーロの参加型株式（99,999,000株）	99,999
	100,000
	株式数
発行済み及び全額払込済み：	
経営株式	100
クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式：	
期首残高	2,254.74
期中の発行	188.95
期中の買戻し	(358.71)
期末残高	2,084.98
クラスB ジャパン（円）株式：	
期首残高	271,632.72
期中の発行	23,774.65
期中の買戻し	(177,810.49)
期末残高	117,596.88
クラスS（ユーロ）株式：	
期首残高	4,179.67
期末残高	4,179.67

当該株式に付随する権利は以下のとおりである。

経営株式

経営株式は、額面価額でのみ発行され、所有者の選択による償還はできない。当経営株式は、1株につき1票の議決権を有し、下記のような解散の際にその保有者に権利を付与するが、その他に当ファンドの利益や資産に参加する権利は付与されない。2023年12月31日現在、経営株式は投資顧問会社の関連会社が保有していた。

参加型株式

分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンドの初回の最小購入金額は、クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式では50,000ユーロ、クラスB ジャパン（円）株式では5,000,000円である。既存の株主によるその後の購入には、クラスB ジャパン（ゴールド・ユーロ）株式は5,000ユーロ、クラスB ジャパン（円）株式は500,000円の最低購入額が必要となる。

目論見書に記載されている最低投資額及び保有額は、通貨の変動または同様の変化を考慮して、取締役が独自の裁量で随時調整することができるものとする。

参加型株式は、任意の償還日にそれぞれの種類の株式1株当たりの純資産額で償還することができ、

定款で認められた事項を除き、議決権を持たない。参加型株式の保有者は、それぞれ保有する株式の払込金額に応じて、宣言され支払われる配当を受け取る権利を有している。2023年12月31日時点で、クラスS（ユーロ）3,337.62株、クラスBジャパン（ゴールド・ユーロ）2,084.97株、クラスBジャパン（円）117,597.02株がそれぞれ関連会社によって保有されている。

当社の清算時には、分別ポートフォリオ及び一般資産は、まず最初に分別ポートフォリオ債権者及び一般債権者の請求を返済する。一般資産の残高がある場合は、経営株式の名目払込資本金の返済に充てられ、残額は各分別ポートフォリオの純資産価額に応じて分別ポートフォリオに移転される。各分別ポートフォリオの資産は、それぞれの分別ポートフォリオの株主に対して、保有する株式数に応じて支払われる。分別ポートフォリオに複数の種類の参加株式がある場合、分別ポートフォリオの資産は、相対的な純資産価値に応じて各種類に比例して配分され、保有する当該種類の参加株式の数に応じて株主に支払われる。

7. 投資顧問報酬

当ファンドの投資活動は、共通の支配下にあることから関連当事者である投資顧問会社によって管理されている。投資顧問契約の条件に基づき、投資顧問会社は、分別ポートフォリオ・システムティック・オールウェザー・ファンド内の各クラスの株式の純資産価値の年率1.0%の投資顧問報酬を、毎月、前月の最終評価日から15日以内に受け取る。

2023年12月31日現在、未払い金及び未払費用には、4,979ユーロの未払投資顧問報酬が含まれている。

8. 成功報酬

投資顧問会社は、目論見書で定義される通り、各株式クラスの1株当たり純資産価額が過去の最高水準を上回った部分について、クラスB及びクラスSは増加額の20%を成功報酬として受け取る権利を有している。クラスS（ユーロ）は利益が当初インデックス値の150%を上回った場合にのみ支払われる。成功報酬はそれぞれ月次で計算され後払いされる。

ゴールド・クラスの株式に関しては、1株当たりの純資産価額及びハイ・ウォーターマークは、当該クラスの関連通貨建て及び金オンスの両方で計算される。ハイ・ウォーターマークを基準とする成功報酬の計算方法においては、投資顧問会社が他の全ての投資対象で新たな取引利益を達成した期間中に関連通貨建ての金価格が下落した場合、成功報酬が支払われる際の基準となる1株当たりの関連通貨建て価額が、過去に達成された1株当たりの関連通貨建て価額の最高値を下回るような可能性がある。この成功報酬の計算方法においては、金価格の上昇のみに起因する関連通貨建ての1株当たりの純資産価値の上昇は、成功報酬の対象にならない。

2023年12月31日現在、当期中に請求された成功報酬はなかった。

投資顧問会社に支払われる成功報酬は、独立第三者間の交渉により設定されたものではないため、この成功報酬が存在することにより、当該契約が存在しない場合と比べて、よりリスクの高い又はより投機的な性質の強い投資を行う誘因となる可能性がある。

9. 事務管理報酬

NAVファンド・アドミニストレーション・グループ（以下、「当事務管理会社」という。）が当ファンドの事務管理会社を務めている。

当期中に発生した事務管理報酬は20,749ユーロであり、2023年12月31日現在で6,632ユーロが未払いとなっていた。

10. 公正価値

2023年12月31日現在において、経営陣が金融商品の各クラスの公正価値の見積もりに用いた手法と想定条件は以下の通りである。当ファンドの金融商品の一定部分の簿価は、現金、未払い買戻金、対ブローカー未収金・未払金、未払金・未払費用を含め、直ちに換金可能又は短期的な性質のものであるため、公正価値に極めて近い。

米国財務省証券への投資は、活発な市場における相場価格を用いて公正価値で測定している。

先物契約の未決済残高は、市場からの気配値又はディーラーからの気配値に基づいて時価にて形状される。従って簿価は公正価値に近似している。関連プライベート投資ファンドへの投資は、公正価値についての実際的な便宜地として投資先ファンド又はその事務管理会社から提供される価値にて計上される。

未決済の先渡契約に対する投資は、デリバティブ契約の締結日の公正価値にて初めて認識される。先渡契約の公正価値の変動から増価又は減価が生じた時は、直接損益計算書に計上される。当初計測の後には先渡契約は公正価値にて測定される。

公正価値の見積もりは、市場の状況と金融商品に関する情報に基づいて、特定の時点において行われる。この見積もりは本来主観的なものであり、不確定要因及び重要な判断を伴うため、正確に行えるものではない。仮定の変更により、見積りに重要な影響を及ぼす可能性がある。

11. 販売会社報酬

スーパーファンド・ディストリビューション・アンド・インベストメント・インク（以下、「販売会社」という。）は、当ファンドの販売会社を務めている。販売会社は販売会社報酬を一切課さないことに同意している。

12. 関連当事者間取引

投資顧問会社及び販売会社は、共通支配下に置かれている関連当事者である。投資顧問会社及び販売会社に対する支払報酬は、独立第三者間条件に基づく交渉により設定されたものではない。

スーパーファンド・ジャパンへの未払金ースーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズには、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・レインボー・オールシーズンズのために当ファンドが支払う予定の未払買戻金61,489ユーロが含まれる。

13. 財務ハイライト

スーパーファンド S P C ー 分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーゼンズ (旧称「スーパーファンド S P C ー 分別ポートフォリオ・システム
ティック・オールウェザー・ファンド」
(Superfund SPCの分別ポートフォリオ)

分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーゼンズ

1株当たりの業績 (期中発行済み参加型株式に関して) (1)

期首の参加型株式1株当たり純資産価額

正味投資損失

投資及び外貨に係る正味実現及び未実現利益／ (損失) の変動

投資活動による利益／ (損失) 合計

期末の参加型株式1株当たり純資産価額

総利回り (2)

補足情報：

平均純資産比率

営業費用及びその他の費用

成功報酬

費用合計

正味投資損失

(1) 期中平均発行済み参加型株式数に基づく。

(2) 各投資家の利回りは、株式の申込み及び買戻しの時期により異なる可能性がある。

クラス S (ユーロ)	クラス B ジャパン (円)	クラス B ジャパン (ゴールド・ユーロ)
ユーロ	円	金オンス
906.92	547.67	0.44
(16.95)	(9.99)	(0.01)
43.31	(0.46)	(0.04)
26.36	(10.45)	(0.05)
933.28	537.22	0.39
2.91%	(1.91)%	(11.36)%
2.17%	2.16%	2.16%
—	—	—
2.17%	2.16%	2.16%
(1.91)%	(1.88)%	(1.90)%

14. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年6月14日までのすべての重要な後発事象を評価し、開示した。

2023年12月31日より後に、122,125ユーロの買戻しが処理された。

(2) 損益計算書

当ファンドの損益計算書については、上記(1)の項目に記載したファンドの損益計算書を参照されたい。

(3) 投資有価証券明細表等

① 投資株式明細表

該当なし

② 株式以外の投資有価証券明細表

(2024年12月31日現在)

サブファンド		国	公正価額
グリーン	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・ジャパン)	ケイマン 諸島	397,458,037円
	スーパーファンド・グリーンSPC Bの株式 (クラス・シルバー)	ケイマン 諸島	416,584,199円
	スーパーファンド・グリーン・ゴールドSPC Bの株式 (クラスB・ジャパン)	ケイマン 諸島	1,322,486,676円
グリーンC	スーパーファンド・グリーンSPC Cの株式 (クラスC・ジャパン)	ケイマン 諸島	108,259,278円
レインボー・オールシーズンズ	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスB ジャパン・日本円)	ケイマン 諸島	54,122,762円
	スーパーファンドSPCの株式 (分別ポートフォリオ・レインボー・オールシーズンズ・クラスB ジャパン・ゴールド・ユーロ)	ケイマン 諸島	2,180,122 ユーロ (356,711,562円)

(注1) 新設サブファンドであるサブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2024年12月31日時点において運用を開始していなかったため情報がない。

③ 投資不動産明細表

該当なし

④ その他投資資産明細表

該当なし

⑤ 借入金明細表

該当なし

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2025年3月31日現在)

グリーン	I 資産総額 (円)	2,009,981,534
	II 負債総額 (円)	36,674,952
	III 純資産総額 (I - II) (円)	1,973,306,583
	IV 発行済数量	20,615,975.23
	V 1単位当たり純資産額 (III/IV) (円)	95.72
グリーンC	I 資産総額 (円)	108,702,353
	II 負債総額 (円)	1,638,759
	III 純資産総額 (I - II) (円)	107,063,593
	IV 発行済数量	2,802,697.00
	V 1単位当たり純資産額 (III/IV) (円)	38.20
レインボー・ オールシーズンズ	I 資産総額 (円)	710,896,915
	II 負債総額 (円)	53,732,314
	III 純資産総額 (I - II) (円)	657,164,601
	IV 発行済数量	6,224,181.08
	V 1単位当たり純資産額 (III/IV) (円)	105.58

(注1) 各シリーズに係る1単位当たり純資産額についての詳細な情報は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、5 運用状況、(3) 運用実績、① 純資産の推移、(b) 1口当たりの純資産価額の推移」を参照されたい。

(注2) 円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

(注3) 新設サブファンドであるサブファンド「ゴールド・シルバー・プラス・マイニング」及び「ブラック・ブロックチェーン」については、2025年3月31日時点において運用を開始していなかったため情報がない。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換

令和7年6月13日付有価証券届出書（その後の訂正を含む。）により募集の対象となる受益証券については、該当事項なし。

2. 受益権者名簿の閉鎖期間

該当事項なし。

3. 受益権者に付与される特権

該当事項なし。

4. 受益証券の譲渡制限

受託会社は、管理会社と協議の上、受益証券の譲渡を制限する権利を留保する。

第三部 特別情報

管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本の額

- (i) 払込資本金総額は、1 米ドル (145.82円) である。
- (ii) 授權資本は、50,000,000円であり、50,000,000株から構成されている。
- (iii) 発行済株式は1株である。
- (iv) 最近5年間における資本の額の増減はない。

(2) 管理会社の組織

管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）に基づき設立された適用免除有限責任会社である。

管理会社の付属定款によれば、管理会社は、少なくとも1人の者で構成される取締役会によって運営され、その者は管理会社の株主である必要はない。取締役は既存の取締役、又は管理会社の定時総会における株主によって選出され、管理会社の株主が採択した通常決議によって解任される。

現在の管理会社の取締役は、テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏である。

テニソン・ブリッグス氏は、関連会社からなるスーパーファンド・グループに23年以上在籍している。同氏はマイクロソフト認定プロフェッショナルデベロッパーとして、データ分析、受注管理、バックオフィスにおける取引調整及び収支会計といった取引プロセス全体において使用される重要なインフラストラクチャー・システムを扱う企業内ソフトウェア開発者チームを統括した。同氏はスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インクの取締役であり、全米先物協会（NFA）にプリンシパルとして登録されている。ブリッグス氏は西インド諸島のグレナダ国籍を有する。

ステファノ・アクティス氏は、多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに2012年に入社し、チューリッヒ（スイス）のIdealab Research GmbHにおいて定量的研究に従事していた。2016年にアクティス博士はIdealab Research GmbHのマネージング・ディレクターに就任した。またアクティス博士は現在、ファドゥーツ（リヒテンシュタイン）に所在する持株会社であるSuperfund Holding AG及びチューリッヒ（スイス）に所在する資産運用会社であるSuperfund Asset Management AGのそれぞれの取締役会構成員も務めている。アクティス博士は、2002年に物理学の修士号を取得してトリノ大学（イタリア）を卒業した後、2005年に同大学において博士号を取得した。スーパーファンド・グループに入社する以前は、2005年から2009年までツォイテン及びアーヘン（ドイツ）において、また2009年から2012年まではフィリゲン（スイス）に所在するPaul Scherrer Institutにおいて、アカデミック・ポジションに就いていた。アクティス博士は2024年7月1日よりSuperfund Technologies Sp. z. o.o（ポーランド）の取締役会会長を務めている。アクティス博士はスイス及びイタリア国籍を有する。

管理会社の取締役会は、その構成員から議長を1人選出し、かつ代理議長を選出することができる。また、秘書役を選出し、かつ管理会社の運営及び管理に必要であると考えられる場合に、マネージャー、アシスタント・ジェネラル・マネージャー、秘書役補佐及びその他の役員を随時任命することができる。

取締役は、適切であると認める場合に業務の処理のために会議を開く。取締役会又は取締役委員

会の通知を受領する権利のあるすべての取締役によって署名された書面による決議は、取締役会又は（場合により）取締役委員会により決議されたと同様に正当かつ有効であるとみなされる。かかる取締役会又は（場合により）取締役委員会は、正式に開催され、かつ1人以上の取締役によってそれぞれ署名された同様の形式の数種類の書類から構成されるが、代理取締役によって署名された決議は、かかる代理取締役を任命した者による署名を必要とせず、代理取締役を任命した取締役によって署名された場合は、代理取締役による署名を必要としない。

いずれの取締役も、管理会社の取締役会のいずれの会議においても、自己の代理として他の取締役を任命することによって、職務を執行することができる。取締役会は、少なくとも2人の取締役が取締役会の会議に出席又は少なくとも2人の代理人を出席させている場合にのみ、審議し、かつ有効に機能することができる。かかる会議において出席し又は代理人を出席させている取締役の投票の過半数によって決議がなされ、取締役会の決議は書面にて可決するものとする。

取締役会は、管理会社の企業理念並びに経営及び事業に関する事項を決定する権限を持つものとする。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社は、信託証書の満期まで管理会社としての職務を継続するが、受託会社が承認したその他の法人に後継を託して辞任する権利も付与されている。管理会社が当ファンドに対して提供する投資顧問業務は、非排他的なものである。管理会社は、第三者に対しても自由に投資顧問業務を提供することができる（下記「4 利害関係人との取引制限」参照）。

現在、管理会社は、以下の投資信託の投資顧問会社として行為している。

名 称	設 立 国	種 類 (基本的性格)	純資産額合計（通貨別） (2025年12月31日現在)
スーパーファンド・ジャパン (当ファンド)	ケイマン諸島	適用免除、オープン・エンド型 ユニット・トラスト	2,199,308,670円
			3,588,891.68米ドル (約523,332,185円)

3 管理会社の経理状況

1. スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「SJT」という。）の2024年及び2023年12月31日に終了した事業年度の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成された原文の財務書類を、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項但書の規定に従って日本語に翻訳して作成されたものである。
2. 以下に記載された2024年及び2023年12月31日に終了した期間の財務書類は、本国における独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるBD0ケイマンリミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを添付のとおり受領している。
3. BD0ケイマンリミテッドの監査報告書に相当するものは、専らSJTによる利用にのみ供される。また、同監査報告書に相当するものは、2025年6月19日付及び2024年5月3日付で作成されており、BD0ケイマンリミテッドは、同日以降、それぞれの日付を延長するようないかなる性質の手続も行っていない。
4. 当社の原文の財務書類は、米ドルで作成され、表示されている。翻訳された日本文の財務書類には主要な金額について円換算額が併記されている。以下の邦貨による金額は、2025年5月9日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝145.82円）で換算され、千円未満を四捨五入して表示されている。したがって、合計数値は関係数値の合計額と必ずしも一致しない。

(翻訳)
独立監査人による監査報告書

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島グランド・ケイマン）

取締役会御中

監査意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2024年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書、株主持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、当社の2024年12月31日現在の財政状態、並びに同日に終了した年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「*財務諸表の監査に関する監査人の責任*」区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士の倫理規程（以下、「IESBA規程」という。）に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該IESBA規程で定められる倫理上の責任を果たした。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

取締役会は、財務諸表とともに表示されるその他の記載内容に対して責任を負う。その他の記載内容は、取締役会報告書に含まれる情報から構成されるが、財務諸表及びその監査報告書は含まれない。

我々の財務諸表監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、我々はその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか注意を払うことにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に関する取締役会の責任

取締役会は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成に必要であると取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役会は、継続企業としての当社の存続能力の評価、継続企業に関する事項の開示（該当する場合）及び継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営者が当社を清算若しくは事業を停止する意思を有する場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容の評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

利用の制限

当報告書は、エンゲージメント・レターの条件に従って、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されているのであり、その他の目的を持たない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

2025年6月19日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

PO Box 31118
2nd Floor – Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of
Superfund Japan Trading (Cayman) Limited
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet as of 31 December 2024, and the statement of operations, statement of changes in shareholder's equity, and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of 31 December 2024, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The directors are responsible for the other information presented with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.



Independent Auditor's Report (continued)

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements (continued)

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.



Independent Auditor's Report (continued)

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Superfund Japan Trading (Cayman) Limited in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

19 June 2025

(翻訳)
独立監査人による監査報告書

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（ケイマン諸島グランド・ケイマン）

取締役会御中

監査意見

我々は、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下、「当社」という。）の財務諸表の監査を行った。当該財務諸表は、2023年12月31日現在の貸借対照表及び同日に終了した年度の損益計算書、株主持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表注記で構成されている。

我々の意見によれば、添付の財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して、当社の2023年12月31日現在の財政状態、並びに同日に終了した年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示している。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「*財務諸表の監査に関する監査人の責任*」区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会の定める職業会計士の倫理規程（以下、「IESBA規程」という。）に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該IESBA規程で定められる倫理上の責任を果たした。我々は、我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

取締役会は、財務諸表とともに表示されるその他の記載内容に対して責任を負う。その他の記載内容は、取締役会報告書に含まれる情報から構成されるが、財務諸表及びその監査報告書は含まれない。

我々の財務諸表監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、我々はその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか注意を払うことにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に関する取締役会の責任

取締役会は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務諸表の作成に必要であると取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役会は、継続企業としての当社の存続能力の評価、継続企業に関する事項の開示（該当する場合）及び継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、経営者が当社を清算若しくは事業を停止する意思を有する場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、全体として、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、我々の意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業専門家としての懐疑心を保持する。また、下記を実施することが含まれている。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続きを立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽の表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明又は内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、当社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 使用されている会計方針の適切性、経営者によって行われた会計上の見積もり及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について、又は入手した監査証拠に基づいて、当社の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して、重要な不確実性が認められるかどうかについて結論を下す。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査人の監査報告書において、財務諸表の関連する開示を参照するよう促すか、又は当該開示が適切でない場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、当監査人の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めて、財務諸表の全体的な表示、構成及び内容を評価し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施の過程で識別した内部統制の重要な不備を含めて、監査上の重要な発見事項について統治責任者とコミュニケーションをとる。

利用の制限

当報告書は、2023年12月5日付のエンゲージメント・レターの条件に従って、スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されているのであり、その他の目的を持たない。我々の書面による明示的な事前の同意がある場合を除いて、法律で許容される最大限の範囲において、我々のその他の目的又は当報告書が提示されたか又は当報告書を入手したその他の人物に対して責任又は善管注意義務を負うものではない。

BDO

2024年5月3日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

P.O. Box 31118
2nd Floor - Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of
Superfund Japan Trading (Cayman) Limited
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Superfund Japan Trading (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the balance sheet, as of 31 December 2023, and the statement of operations, statement of changes in shareholder's equity, and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of 31 December 2023, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

The directors are responsible for the other information presented with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the



Independent Auditor's Report

Responsibilities of the Directors for the Financial Statements (continued)

going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.



Independent Auditor's Report (continued)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Superfund Japan Trading (Cayman) Limited in accordance with the terms of our engagement letter dated 5 December 2023, and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

3 May 2024

(1) 貸借対照表

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド
貸借対照表

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

		2023年		2022年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金		318,246	46,407	357,824	52,178
未収管理報酬	4	480	70	2,180	318
資産合計		318,726	46,477	360,004	52,496
負債					
未払専門家報酬		5,320	776	4,817	702
その他の未払専門家報酬		2,127	310	2,065	301
負債合計		7,447	1,086	6,882	1,004
株主持分					
株式資本	3	1	0	1	0
資本剰余金	3	420,786	61,359	420,786	61,359
利益剰余金		(109,508)	(15,968)	(67,665)	(9,867)
		311,279	45,391	353,122	51,492
負債及び株主持分合計		318,726	46,477	360,004	52,496

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド
損益計算書

2023年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

		2023年		2022年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬	4	19,748	2,880	29,849	4,353
正味為替差損益		(25,258)	(3,683)	(56,261)	(8,204)
		(5,510)	(803)	(26,412)	(3,851)
費用					
財務諸表作成費		7,035	1,026	6,609	964
専門家報酬		26,425	3,853	39,252	5,724
その他の費用		2,873	419	477	70
		36,333	5,298	46,338	6,757
当期純損失		(41,843)	(6,102)	(72,750)	(10,608)

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド
株主持分変動計算書

2023年12月31日に終了した年度
(単位：米ドル)

	株式数	株式資本 米ドル	資本剰余金 米ドル	利益剰余金 米ドル	合計 米ドル
2023年1月1日現在残高	1	1	420,786	(67,665)	353,122
当期純損失	—	—	—	(41,843)	(41,843)
2023年12月31日現在残高	1	1	420,786	(109,508)	311,279

	株式数	株式資本 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	合計 千円
2023年1月1日現在残高	1	0	61,359	(9,867)	51,492
当期純損失	—	—	—	(6,102)	(6,102)
2023年12月31日現在残高	1	0	61,359	(15,968)	45,391

	株式数	株式資本 米ドル	資本剰余金 米ドル	利益剰余金 米ドル	合計 米ドル
2022年1月1日現在残高	1	1	420,786	5,085	425,872
当期純損失	—	—	—	(72,750)	(72,750)
2022年12月31日現在残高	1	1	420,786	(67,665)	353,122

	株式数	株式資本 千円	資本剰余金 千円	利益剰余金 千円	合計 千円
2022年1月1日現在残高	1	0	61,359	741	62,101
当期純損失	—	—	—	(10,608)	(10,608)
2022年12月31日現在残高	1	0	61,359	(9,867)	51,492

添付の財務諸表注記参照。

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド
キャッシュ・フロー計算書

2023年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	2023年		2022年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益／損失	(41,843)	(6,102)	(72,750)	(10,608)
営業活動における現金への当期純損失の調整：				
未収管理報酬の減少	1,700	248	6,226	914
その他未払金及び未払費用の増加／（減少）	565	82	(6,296)	(918)
営業活動において（使用した）／ 得た現金純額	(39,578)	(5,771)	(72,820)	(10,619)
期中の現金の純（減少）／増加	(39,578)	(5,771)	(72,820)	(10,619)
期首現金残高	357,824	52,178	430,644	62,797
期末現金残高	318,246	46,407	357,824	52,178

添付の財務諸表注記参照。

財務諸表注記

2023年12月31日現在

(単位：米ドル)

1. 会社設立及び基礎情報

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という。）は、2004年10月8日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除有限会社として設立され、2006年1月1日に開業した。

当社の主な活動は、スーパーファンド・ジャパン（以下「当信託」という。）に対して投資運用サービスを提供することである。

当社は本信託の投資運用会社を務め、代行協会員契約に従って、スーパーファンド・ジャパン株式会社を日本における当信託の代行協会員として選任している。代行協会員は、1口当たり純資産価額を公表し、日本証券業協会に財務諸表を提出する責任がある。スーパーファンド・ジャパン株式会社は、当信託の販売会社としての業務も行っている。当社及び当信託の年次監査済財務諸表は、日本における開示義務の一環として有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれており、関東財務局に提出されている。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

これらの財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（「US GAAP」）に基づいて作成されたものである。

(b) 外貨換算

当社の財務諸表は米ドル（USD）建てで表示されている。

外貨建て取引は、取引日現在の為替レートで換算される。期末日現在の外貨建て資産及び負債はすべて、同日の為替レートで米ドル（\$）に換算される。換算により生じる為替換算差額は、損益計算書において認識される。

(c) 見積りの使用

US GAAPに準拠した財務諸表の作成にあたって、経営陣は財務諸表日現在の資産及び負債の報告金額並びに偶発資産及び負債の開示かつ当期中の収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を行うことが求められている。実際の結果は、それらの見積額とは異なる可能性がある。公正価値は特定時点における市況及び金融商品の情報を基準に見積られる。これらの見積りは主観的なものであり不確実性及び重要な判断を伴うため、正確に算出することはできない。仮定の変更は見積りに重要な影響を与える場合がある。

(d) 現金

現金は銀行預金を含んでおり、全額が満期まで3カ月以内で流動性が高いとみなされている。

(e) 未収管理報酬

未収管理報酬は投資運用サービスの提供先である当信託に請求した管理報酬である。

当社の方針においては一般貸倒引当金を設定しないが、すべての未収金は12カ月を経過した後に回収不能とみなされ償却される。

(f) 収益及び費用

収益及び費用は発生主義で計上される。

(g) 法人税等

ケイマン諸島では収益又は利益に対して課税されることはなく、当社は2024年10月26日まで現地におけるすべての収益、利益及び資本に係る税金を免除する旨の合意をケイマン諸島の総督から受け取っている。よって、法人税等に関する引当金は当該財務諸表に含まれていない。

(h) 運用資産

運用中の当信託の各サブファンドの資産及び負債は、当社の資産又は負債ではないため、これらの財務諸表には表示されていない。

3. 株式資本

	2023年 (米ドル)	2022年 (米ドル)
<u>授權済:</u>		
1株当たり額面1円の償還可能参加議決権付株式50,000,000株	351,212	351,212
<u>発行済および払込済:</u>		
1株当たり額面1円の償還可能参加議決権付株式1株	1	1
資本剰余金	420,786	420,786

4. 管理報酬

当社は信託の各サブファンドの純資産の0.10%（年率）の管理報酬を、各サブファンドによって、半年ごと、四半期ごと又は月ごとに後払いで受領している。管理報酬は、独立第三者間条件での交渉に基づき設定されたものではない。

2023年12月31日に終了した年度において、当社は、当信託から19,748米ドル（2022年：29,849米ドル）の管理報酬を稼得しており、そのうち480米ドル（2022年：2,180米ドル）が期末日現在未払いとなっていた。

5. 関連当事者間取引

当社は信託の投資運用活動に対して一定の支配力及び重要な影響力を有することから、信託の関連当事者とみなされる。

2023年12月31日及び2022年12月31日に終了した年度において、取締役は当社から取締役報酬及び費

用を受領しておらず、期末日現在において未払いとなっている取締役報酬及び費用はない。

6. 金融商品の公正価値

金融資産及び負債の帳簿価額は満期までの期間が比較的短いため、公正価値に近似している。

7. 金融商品及び関連リスク

信用リスク

信用リスクは、債務条件に従い取引相手先による当社への債務の不履行により当社に生じる可能性のある潜在的な損失を表す。当社を信用リスクにさらす可能性のある金融資産は、主に現金及び現金同等物並びに未収管理報酬である。信用リスクに関する最大エクスポージャーは、これらの金融資産の帳簿価額と等しい。当社は現金を信用のある金融機関に預けており、また未収管理報酬は短期的な性質であることから、現金及び現金同等物並びに未収管理報酬に関する信用リスクは低いと考えている。

当社は、米ドルの他の通貨に対する為替レートの変動により、当社の米ドル以外の通貨建ての資産及び負債の報告価値に不利な影響が及ぶリスクにさらされている。

8. 後発事象

これらの財務諸表を作成するにあたり、経営陣は、当該財務諸表の公表が可能となった2024年5月3日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

(2) 損益計算書

管理会社の損益計算書については、上記（１）の項目に記載した管理会社の損益計算書を参照されたい。

4 利害関係人との取引制限

管理会社のその他の活動若しくは投資に関して、又は管理会社の助言を受けるその他の投資ポートフォリオの活動に関して、一切制限はない。管理会社及び／又はその取締役は、当ファンドに類似する運営方法及び目的をもつその他のファンドに対する助言及び管理業務の提供に関与することを許容される。かかるその他のファンドの活動は、当ファンドの活動と競争関係を生ずることがあり、この場合、管理会社の活動は利益相反とみなされることがある。

管理会社は、常に衡平かつ公正に義務を遂行することを目指す。上記の一般性を害することなく、管理会社は、サブファンドの事業及び活動を推進するために合理的に必要な時間のみを費やすことが要求される。

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役でもある。

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(注) ファンドのマネジメント株式の保有者は、ファンドの実際の所有者である。マネジメント株式には議決権が付随するのに対し、パーティシペーティング株式には議決権が付随しない。ファンドの投資家はパーティシペーティング株式を保有しているため、議決権を有しない。

5 その他

訴訟及びその他の重大な出来事等

管理会社は、その設立以来、訴訟又は仲裁手続に関与したことは一切ない。また、管理会社の取締役又は株主が認識している限りにおいて、管理会社により、又は管理会社に対して訴訟ないし仲裁手続に係争中であるか、若しくは提起が予定されているということはない。

(訳 文)

日付：2009年6月5日

スーパーファンド・ゴールド・ジャパンの
信 託 証 書

受託会社：UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

管理会社：スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

キャンベルズ
ケイマン諸島グランド・ケイマン KY1-1103
私書箱 884
スコシア・センター4階
電話：(+1) 345 949 2648
ファクシミリ：(+1) 345 949 8613
www.campbells.com.ky

スーパーファンド・ゴールド・ジャパン

目次

1. 定 義	1
2. 本信託の設定	4
3. 管理会社の投資権限	6
4. 信託財産の所有権	8
5. 受託会社、管理会社、販売会社及び代行協会員	8
6. 販売代理人及びディーラー	9
7. その他の委任権限	10
8. 借入権限	10
9. 回収及び支払の権限	10
10. 費用負担の権限	11
11. その他の権限	11
12. 将来の権限	11
13. 受託会社の責任の制限	12
14. 受益権者の責任の制限	13
15. 受益証券	13
16. 募集期間中の発行	13
17. 受益証券の追加発行	14
18. 申込の拒絶	14
19. 引受の払込	15
20. 純資産価額	15
21. 純資産価額の計算の停止	16
22. 受益証券の償還	16
23. 強制買戻	18
24. 受益権者名簿	19
25. 受益証券の名義書換	19
26. 受益証券の移転	20
27. 通 知	20
28. 報告、会計及び監査	21
29. 本信託証書及び契約並びに受益権者の権利の変更	21
30. 本信託証書及び財務諸表の写し	21
31. 受託会社、カストディアン、販売会社、代行協会員及び管理会社の報酬及び費用	22
32. 公租公課	22
33. 新規の受託会社の任命	23
34. 新規の管理会社の任命	24
35. 本信託の終了	24
36. 受託会社による投資の換価	26
37. 準 拠 法	27
38. 裁判管轄の変更	27
39. 第三者による依拠	27
40. 法令への抵触	27
41. その他の信託	27
42. 秘密保持	28
別紙 1 受託会社の管理権限	29
別紙 2 信託報酬	35

本信託証書は、2009年6月5日付で

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有し、信託会社免許を保有する **UBS ファンド・サービシズ（ケイマン） リミテッド**（以下「**受託会社**」という。）

及び

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、私書箱 268、スコシア・センター、キャンベル・コーポレート・サービシズ・リミテッドに有する **スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン） リミテッド**（以下「**管理会社**」という。）

により作成された。

よって、以下を証し、次のとおり合意する。

1. 定 義

本書及び各別紙において用いられる次の用語は、文脈上適切な場合にはそれぞれ以下に記載する意味を有する。

「**決算日**」とは、2009年12月31日]及びこれ以降の各12月31日、又は受託会社が随時決定し受益権者に通知するその他の日をいう。

「**代行協会員**」とは、日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 に所在するスーパーファンド証券株式会社、又はその時々管理会社により代行協会員として随時指名されるその他の者をいう。

「**関係者**」とは、ある会社との関係において、(a)直接間接を問わず、当該会社の普通株式資本の 20%以上を実質的に所有する者、若しくは直接間接を問わず、当該会社の議決権株式資本に帰属する議決権総数の 20%以上を行使することのできる者、(b)上記(a)に記載される者の支配を受ける会社、(c)直接間接を問わず、普通株式資本総額の 20%以上が当該会社により実質的に所有される者、及び直接間接を問わず、議決権株式資本に帰属する議決権総数の 20%以上が当該会社により行使可能である者、又は(d)当該会社の取締役その他の役員、若しくは上記(a)、(b)若しくは(c)により当該会社の関係者となる会社の取締役その他の役員をいう。

「**会計監査人**」とは、KPMG ケイマン・アイランド、又は受託会社が選定する他の独立の公認会計士事務所をいう。

「**クラス**」とは、サブファンドに関して何れかの通貨で発行される受益証券のクラスであって、本信託証書及び当該クラスに関連する募集書類に記載される権利を伴うものをいう。

「**カストディアン**」とは、本信託の資産の全部又は一部につき保管会社として行為するために随時指名される者をいい、「カストディアン」として指名される者のない場合は、受託会社が本信託の資産保管業務を行う。

「**資産保管契約**」とは、本信託及び各サブファンドの資産の保管に関してカストディアン（指名がある場合）及び受託会社の間で締結される契約をいう。

「**販売会社**」とは、日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 に所在するスーパーファンド証券株式会社、又は（募集書類の条件に従うものとして）、本信託の販売会社として随時適法に指名されるその他の者をいう。

「**販売契約**」とは、受益証券の販売及び流通にかかる販売会社の責務に関連して販売会社及び管理会社の間で締結する契約をいう。

「**会計年度**」とは、決算日をもって終結する年度をいう。

「**ファンド営業日**」とは、銀行が日本国東京、ニューヨーク州ニューヨーク市及びケイマン諸島において営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）、又は受託会社が随時決定する基準によりファンド営業日とされるその他の日をいう。

「**GAAP**」とは、受託会社が管理会社の助言を得て決定する、国際会計基準又は米国 GAAP 等の一般に公正妥当と認められる会計原則をいう。

「**当初シリーズ**」とは、募集期間中における受益証券の各クラスの初回の発行をいう。

「**投資資産**」とは、ある国、州若しくは地域における者、団体（法人化されているかを問わない。）、ファンド、信託、政府若しくは政府機関の発行する株式、債券、債務証券、社債、転換社債、抵当証券、不動産担保証券、契約型投資信託スキームにおけるユニット若しくはサブ・ユニット、オプション、先物取引、通貨先渡取引、キャップ若しくはフロア、金利スワップ若しくは通貨スワップ、レボ取引、ワラント、譲渡性預金証券、為替手形、約束手形、若しくはあらゆる種類の証券、又は上記の者に対する融資（若しくはローン・パーティシペーション）、及びミューチュアル・ファンド又は類似スキームへの参加をいう。

「**発行日**」とは、各申込期間終了後の翌月の最初のファンド営業日、又は管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「**本邦営業日**」とは、土曜日、日曜日以外の東京における通常の銀行営業日をいう。

「**日本円**」又は「**円**」とは、日本国の通貨をいう。

「**管理会社**」とは、ケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、登録上の事務所をケイマン諸島グランド・ケイマン KY1-1104、私書箱 268、スコシア・センター、キャンベル・コーポレート・サービスズ・リミテッドに有するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド、又は本信託の管理会社として随時指名される他の者をいう。

「**マスターファンド**」とは、分別ポートフォリオ会社として登録されたケイマン諸島における適用免除会社である、スーパーファンド・ゴールド SPC をいう。
（訳注）上記「スーパーファンド・ゴールド SPC」は、「スーパーファンド・グリーン・ゴールド SPC」の誤りであると思われる。

「**マスターファンド営業日**」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、ロンドン、チューリッヒ及びケイマン諸島における通常の銀行営業日をいう。

「マスターファンド投資顧問会社」とは、マスターファンドの投資顧問会社をいう。

「月」とは、暦月をいう。

「純資産価額」とは、本信託の各クラス及びシリーズについて、当該クラスの通貨建てで決定される純資産価額をいい、本信託の関連クラス及びシリーズにおける全投資資産の合計額（場合により、本信託の関連クラス及びシリーズ（場合により）の現金及び現金同等物、並びに他のすべての資産の時価を含む。）から、一切の負債（手数料及び報酬等）を差し引いた額に等しい金額とし、いずれの場合も GAAP に従い決定される。負債には、支払の実績にかかわらず、一切の未払の負債が含まれる。受託会社は、偶発債務に対する引当金を設定することができる。

「受益証券1口当たりの純資産価額」とは、関連する受益証券のシリーズに帰する純資産価額を、当該時点において発行済であるか発行済であるとみなされる当該シリーズの受益証券数で除したものをいう。

「募集書類」とは、本信託の受益証券の発行に関連して作成され、随時修正及び更新されることのある1つ又は複数の有価証券届出書をいう。

「募集期間」とは、募集書類において特定されるか又はその他の方法により受託会社が特定する、投資家に対して受益証券の募集を行う期間をいい、受託会社はその裁量においてこれを延長又は短縮することができる。

「者」とは、個人、会社、パートナーシップ、信託、組合、合弁事業その他の事業体（法人であるかを問わない。）、並びに政府及び政府機関並びにその下部機関をいう。

「受益権者名簿」とは、本信託の受益証券の法的所持人本人であることを表す、受託会社によって管理される受益権者の名簿をいう。

「買戻日」とは、各月の最終の評価日、並びに／又は管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「買戻価格」とは、募集書類及び本信託証書に従い計算される買戻価格をいう。

「別紙」とは、本信託証書の一部を構成する別紙をいう。

「シリーズ」とは、受託会社はその発行日を参照して随時設定及び指定する各サブファンドの受益証券の各クラスの各シリーズをいう。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、サブファンド A 及びサブファンド B を含む。各サブファンドは、異なる通貨建ての、複数クラスの受益証券を設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、本信託の投資目的及び投資戦略に従いその投資を行う。

「本信託」とは、本信託証書により設定され、スーパーファンド・ゴールド・ジャパン又は受託会社が随時決定する他の名称で称される本信託をいう。

「本信託証書」とは、本信託証書をいい、適宜受託会社により変更又は修正される。

「**信託財産**」とは、ある特定の時点における、あるサブファンドのシリーズのクラスに相当するすべての有形無形の不動産又は動産であって、当該時点において本信託証書に基づき受託会社により、又はこれに代わって所有され、当該クラスに関する受益証券の発行により生じたものをいう。

「**信託事務所**」とは、受託会社の登録事務所に所在する本信託の主たる事務所をいう。

「**受託会社**」とは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有し、信託会社免許を保有する UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド、及び受託会社が本信託証書作成後に指名するその承継会社をいう。

「**アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社**」とは、マスターファンドのアンダーライニング投資ファンドの投資顧問会社をいう。

「**受益証券**」とは、信託財産の未配当株式1株当たりの受益権を表章する本信託の単位をいい、ある時点におけるサブファンドのクラス及びシリーズにかかる信託財産の純資産価額を、受益権者が保有する当該クラス及びシリーズの発行済受益証券の総数で除したものに等しい価額を有する。

「**受益権者**」とは、当該時点の受益証券の保有者であってその氏名が受益権者名簿に記載されている者をいう。

「**合衆国居住者**」とは、(a)合衆国市民又は合衆国の「居住者」（米国連邦所得税関連法規において定義される。）、(b)合衆国の法域において組織又は組成される会社、パートナーシップ、ファンドその他の事業体、又は(c)上記(a)又は(b)に記載される者により直接若しくは間接に支配される組織若しくは事業体、又はかかる者がその実質的持分の過半数の保有者であると認められる組織若しくは事業体をいう。

また、「**評価日**」とは、各暦月の最終のファンド営業日の営業終了時、並びに／又は、管理会社及び／若しくは受託会社が別に定める日をいう。

男性を意味する語は女性も含み、単数を意味する語は複数も含み、また「書面の」及び「書面による」とは、印刷、彫刻、リトグラフその他の可視的な製版物を含む。

各条項における表題及びタイトルは、便宜のためにのみ付されているものであって、本信託証書の解釈に影響を及ぼすものではない。

2. 本信託の設定

- (a) 受託会社は、信託上において 1,000 円、並びに受託会社が信託上で保有しているか保有するとみなされるすべての現金その他の財産及び資産を保有する。
- (b) 受託会社は、本信託証書の定めに従いかつこれに服することを条件として、受益権者の利益のために、信託財産を分離分別された信託上で保有し、信託財産を構成する金員は、本信託証書、並びに今後設定されるサブファンド及び／又は受益証券のクラスに関する追補証書の定めに従い管理会社の一任勘定で随時投資される。

- (c) 本信託証書の条項及び規定は受託会社を拘束し、また受益権者及びこれを通じて請求を行う者についても、本信託証書の当事者に対するのと同様に拘束する。
- (d) 受益権者は、本信託証書により明示的に付与されたもの以外は、受益証券に関して受託会社に対する何らの権利も有さず、また取得しない。
- (e) 各受益権者の信託財産に対する持分は、かかる受益権者が当該時点において有する受益証券によって表章される。いずれの受益権者も、信託財産の特定の一部の持分権は有しない。
- (f) 本信託は、当初、サブファンド A 及びサブファンド B の 2 つのサブファンドにより構成され、各サブファンドにつき円建てクラスの 1 つのクラスを有する。将来においてその他のサブファンド及びクラスが設定されうる。各クラスは、募集書類に記載される指定により、各発行日にシリーズで受益証券を発行する。受益証券の各シリーズに関しては、当該シリーズの資産及び負債を割り当てる個別の勘定が管理される。各クラスの新たな受益証券のシリーズは、管理会社が販売会社と協議のうえで決定する各発行日に発行される。管理会社は、あらゆるクラスの全部又は一部のシリーズにおける受益証券の全部又は一部を当該クラスの初回シリーズに併合することを決定するものとする。かかる併合にあたっては、割り当てられるシリーズの口数の最小単位（1 口）に満たない端数は、管理会社の定める方法により取り扱われる。
- (g) 各クラス及びシリーズの純資産価額は個別に計算される。かかる個別の各クラス及びシリーズは受益証券の当該クラス又はシリーズの受益権者により拠出されたか、又はこれらに帰せられる資本の拠出額を表章する。当該クラス及びシリーズについては個別の勘定が設けられ、本信託の帳簿上で管理される。当該クラス及びシリーズにかかる個別の勘定は、当該クラス及びシリーズの受益証券の純資産価額の総額を表章し、当該受益証券に関して本信託に払い込まれる資本の額及び当該受益証券に帰する純資産の比例割合部分の金額を反映する。クラス又はシリーズの特定の取引、契約又は取り決めに起因する損益は、当該クラス及びシリーズに割り当てられる。
- (h) 受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド、クラス又はシリーズを設定することができる。各サブファンド、クラス又はシリーズの資産は、かかるサブファンド、クラス又はシリーズに独占的に帰属し、その他のサブファンド、クラス又はシリーズの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド、クラス又はシリーズの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- (i) すべての受益証券は、本信託証書に別段の記載がある場合を除き、同順位であり、実質的に同一の権利、条項及び条件を有する。
- (j) 本信託及びサブファンドに帰属する資産は、受益権者のために、受託会社により、又はこれに代わり信託に基づき保有される。
- (k) 受取申込金、償還金、及び会計記録については、当該クラスの受益証券に応じてクラスに関連する通貨（場合により）建てで充当、支払、及び記載がなされる。

- (l) サブファンドのために本信託が受領した全申込金は、（本信託証書及び募集書類の規定に従い別途投資される場合を除き）マスタートファンドの株式の購入に利用され、受益証券の買戻しの資金のために本信託が必要とする金員と相殺されないものとする。

3. 管理会社の投資権限

3.1 管理会社は以下を行い、かつ本信託に代わり以下を行う権限を有する。

- (a) 募集書類に適宜記載される本信託の投資目的を達成するべく、信託財産の資産の投資及び再投資を管理及び統制すること。
- (b) 本信託の投資につき、募集書類に適宜記載されるその投資目的に従い投資機会を追求し評価すること。
- (c) 投資資産の実績を分析し、投資傾向、市場動向その他本信託の投資方針に影響を及ぼす可能性があるか、かかる影響が合理的に思料される事項を考慮して、本信託による追加投資に関連して、本信託に対して助言を行うこと。
- (d) 受託会社に対して、受託会社が随時要請する投資資産に関する情報を提供し、かつ3ヶ月に1度以上の頻度で、本信託のために保有する現金の残高の詳細、管理会社の行う投資プログラムにつき前回の報告以降の、又は前回の報告において詳細が記載されなかった全取引にかかる完全な内容、及び本信託の全投資資産の概要を提供すること。
- (e) 受託会社が随時指定する制限の範囲内で、本信託の行う借入につき交渉・監督すること。
- (f) 受託会社の要請に応じて、受託会社の集会に出席するため、又は本信託との関係において、上記に記載する任務に関連して代表者を派遣すること。
- (g) 関係法域の一切の法令に基づく本信託の受益証券の募集に責任を負うこと。
- (h) 受益証券の引受及び償還請求を受諾すること。
- (i) 受益証券の引受の受諾確認書を発行すること。
- (j) 本信託及び各サブファンドの受益証券の発行者となること。
- (k) 本信託証書及び募集書類に従い引受契約又は引受の申込（以下「引受契約」という。）及び償還請求（以下「償還請求」という。）を受け、これに対応し、本信託証書及び募集書類の定めに従いこれを処理する。特に、所定の金員を受領することにより、当該申込を充足するために適宜受益証券を発行し、割当てを行い、受益証券の償還を行う。
- (l) 管理会社が本信託証書に従い発行、送付又は送達を要求される、受益証券の発行にかかるすべての引受確認書、明細書、通知及び証拠を作成し、受益権者に対して提供する。

- (m) 受益証券の償還請求若しくは譲渡証書、又はその他受益証券の保有者の正式な意思表示の書面に付される受益証券の保有者のあらゆる署名が、引受契約の各原本の署名と一致していることを確認する。
- 3.2 管理会社又は受託会社は、本信託証書の定めに従い預託された引受契約の様式、署名の方法又は有効性につき調査を行う義務を負わず、また当該引受契約に署名した者の身元、権限又は権利についても調査を行う義務を負わない。本信託証書の別段の定めにかかわらず、管理会社は、本信託証書に基づき、本信託証書に明示的に定められる自己の責務を相当な注意をもって履行しなかった場合にのみ責任を負う。
- 3.3 管理会社は、本契約に基づき任務を遂行するにあたり以下を行う。
- (a) 最善の判断、努力及び設備を投入し、いかなる場合も、あらゆる点で十分かつ誠実に本信託の利益を図ること。
 - (b) 本信託証書及び募集書類の適用ある規定（特に投資制限にかかる記載を含む。）、又は受託者により、若しくはこれを代理して交付される本信託に関するその他の文書の条件を遵守し、かつ（実行可能な場合には）本信託のかかる遵守を確実なものとする。及び
 - (c) 本信託又は受託会社の事業又は評判を何らかの方法により損ない若しくは貶め、又はそのおそれがあると合理的に思料される事柄又は事項を故意に行わず、またこれを約したり許容したりしないこと。
- 3.4 管理会社は、本信託証書の規定に服することを条件として、本信託の投資資産の管理を目的として、本信託の計算及び名義で以下の権限、権能及び権利を有し、かつ本信託証書によりこれを付与される。
- (a) 本信託の保有する証券、現金その他の資産につき、募集書類に適宜記載される本信託の投資目的に応じて引受、購入、売却、転換、償還、預託、引出その他の取引を行うこと。
 - (b) 募集書類に適宜記載される本信託の投資目的を遂行するにあたり管理会社が必要若しくは望ましい、又は付随的であると合理的に判断する役務提供者との間で、あらゆる契約、合意その他の約束を締結、作成、変更及び履行すること。
 - (c) 管理会社が望ましいとみなす期間、通貨で、望ましいとみなす国の銀行その他の者に対して、本信託に代わり金員を現金で留保し、又は本信託の名義で預託すること。
 - (d) 本信託に代わり行為するために、受託会社が行う場合と同様の方法及び効果をもって、本信託証書に基づく管理会社の権利を必要な範囲で適切に行使し、義務を適切に履行することができるようにすること。
- 3.5 管理会社は、本信託に代わり受領した一切の金員を、受領後直ちに受託会社又はその指図人に対して支払うか又は預託し、すべての投資が受託会社又はその指名を受けた者の名義により（いずれの場合も本信託の計算で）登録されていることを確実なものとする。

3.6 管理会社は、本信託に代わり、保護預り業務及び銀行業務を行う受託会社の承認する機関を手配する。

3.7 前項の一般的妥当性に抵触しない限度で、受託会社は随時以下を行う。

- (a) 管理会社が、特定の投資対象若しくはそのクラスに対して投資を行い、又は特定の者、法人若しくは会社、若しくはその一部に対して、又はいずれか特定の地域において預託を行うことを禁ずること。
- (b) 管理会社に対して、いずれかの投資対象若しくはそのクラスを売却し、又は（資金が利用可能である場合は）いずれかの投資対象若しくはそのクラスを購入し、これを特定の者、法人又は会社に預託することを要求すること。
- (c) 本信託の投資方針を見直し、管理会社による当該方針の実施の方法を指定すること。
- (d) 管理会社が実施するか又は本信託による実施を推奨する投資方針に関して、受託会社の承認に服するよう管理会社に対して要求すること。

また管理会社は、本信託証書に基づく自己の任務のいずれかを委任する者、法人又は会社が、かかる決定のすべてを実施することを確実なものとしなければならない。

3.8 本信託証書に基づくかその他によるかを問わず別段の明示的な記載又は権限の付与がある場合を除き、管理会社は、本信託のために何らかの方法により行為し若しくはこれを代理する権限を有さず、またその他の受託会社の代理人とみなされないものとする。

3.9 信託財産の一部を構成する現金が、受託会社又は受託会社の関係者（銀行等の金融機関とする。）の預金その他の口座に移転された場合、かかる銀行等の金融機関は、これと同様の条件の預金に関する通常の銀行業務の慣行に従い、同等の水準の金融機関に同等の金額、期間、通貨で預け入れられている預金に適用される実勢金利を下回らない利率により利息を付す。上記に服することを条件として、かかる銀行その他の金融機関は、自己の利用及び利益のために、信託財産の一部として手元に置く（当座預金又は普通預金の別を問わない。）現金から得られる利益を留保する権限を有する。

3.10 受託会社は、各受益権者の受益証券に対して、募集書類に記載する条件で本信託から分配を行うことができる。

4. 信託財産の所有権

信託財産の一切に関する法律上の所有権は受託会社に付与される。

5. 受託会社、管理会社、販売会社及び代行協会員

(a) 受託会社は、委託された権限をもって以下を行う。

- (i) 本信託及び各サブファンドの一般的な管理及び運用について責任を負うこと。

- (ii) 管理会社の委託を受けて、本信託の受益証券にかかる登録機関兼名義書換代理人として行為し、本信託及び各サブファンドの受益権者名簿を管理すること。
 - (iii) 本信託及び各サブファンドにかかる会計その他の一切の記録を管理し、財務諸表の作成及びその監査の準備又は助言をすること。
 - (iv) 各サブファンドのクラス及びシリーズに関して純資産価額を算定及び決定し、これに対応して受益証券1口当たりの純資産価額を算定及び決定すること。並びに、
 - (v) 本信託及び各サブファンドの支払代理人として行為すること。
- (b) 受託会社は、本信託のために別紙1に記載されるすべての事務管理業務を遂行する。
- (c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、受託会社は、管理会社の委託又は管理会社との協議により、前記第3.1項(h)、(i)、(k)、(l)及び(m)に規定される行為を行い又は義務を負う。
- (d) 管理会社は、以下を行う。
- (i) 本信託及び各サブファンドの投資を指図し、本信託及び各サブファンドの投資資産に関してあらゆる決定を行うこと。
 - (ii) 信託財産の投資資産を選定し、当該投資資産及びこれに影響を及ぼす政治、経済その他の情勢に関して適切な情報を維持すること。
 - (iii) 募集書類において特定される任務を引き受け、募集書類において特定される報酬の支払を受ける代行協会員を指名すること。
- (e) 受託会社は、管理会社と協議して、随時1社又は数社の受益証券の販売会社を指名することができる。販売会社は、販売契約の条項及び条件に服し、かつ委託された権限をもって、募集書類に記載される任務（受益証券に対する実質的権利を有するあらゆる者（以下「**実質的受益権者**」という。）から支払われる申込金の全額の受領、実質的受益権者に関する一切の必要な調査及びマネー・ロンダリング防止手続の引受、実質的受益権者に代わり保有するすべての受益証券の名目上の保有者としての行為等を含む。）を引き受け、これを遂行する。

6. 販売代理人及びディーラー

受託会社は、いかなる場合も募集書類記載の条件に従うことを条件として、販売代理人、ディーラーその他本信託の受益証券の販売及び本信託に対する支援業務を行う者（以下「**スポンサー**」という。）を、その裁量により決定する条件で随時指名することができる。いずれのスポンサーについても、被指名者はいずれかの役務提供者の関係者、その社員、株主、取締役、役員、従業員又は代理人であってもよく、かかる指名は、この関係の存在を理由に無効とされたり取消可能とされたりすることはなく、また当該関係者は、この関係のみを理由にかかる雇用に基づく本信託の損失若しくは費用の責任を負わされたり、又は本信託から直接間接に換価された利益の説明責任を負わされたりすることはない。受託会社は、スポンサ

一に対して、本信託への役務提供に対する手数料を本信託の資産から支払うことに同意することができる。

7. その他の委任権限

- (a) 受託会社は、賢明かつ得策であるとみなす他の一切の事項の遂行及び文書の締結その他につき、本信託又は受託会社の名義で行うことを代理人に委任する権限を有する。
- (b) 受託会社は、委任先又は再委任先の行為の監督義務を負うが、委任先又は再委任先の過失又は不履行により生じた損害についてはいかなる責任も負わない。但し、当該委任先又は再委任先の選定又は監督において重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為があった場合にはこの限りではない。
- (c) 受託会社に関して本信託証書に記載される免責条項は、自己の行為又は事項にかかる作為若しくは不作為、又は他の者の作為若しくは不作為、あるいは他の事項若しくは事柄に関するものかを問わず、本項に従い委任又は再委任がなされた他の者についても等しく適用される。委任先又は再委任先は、委任を受けた事項に関して、本項に記載される委任及び再委任の権限が行使されなかった場合に受託会社が負うものと同一の責任を負う。

8. 借入権限

- (a) 受託会社は、(i)受益証券の償還に際して支払う買戻価格の調達、(ii)本信託及びサブファンドの費用の支払、(iii)緊急時の備え、及び(iv)管理会社が必要とみなす他の事柄を目的として、本信託及びサブファンドに代わって管理会社の提案に従い資金を調達し又は借り入れる権限を有する。
- (b) 管理会社は、借入の取決めにあたり、管理会社が借入金額に等しい額とみなす信託財産上の金員を貸付人又はその指図人に対して預託することができる。かかる場合、預託金は借入金の返済と同時期に（又は1回を超えて返済する場合には、いずれの場合も貸付金に対する預託金の比率が維持されるように）弁済されることを条件とする。
- (c) 本項に基づく借入の利息、及び借入の取決めに交渉し、締結し、変更し、変更の有無を問わず実行し、また解除することにより生じる手数料は、信託財産から支払われる。
- (d) 借入は、受託会社が書面により承認する者（受託会社、管理会社、販売会社、又は受託会社、管理会社若しくは販売会社の関係者を含む。）により行うことができる。

9. 回収及び支払の権限

受託会社は、本信託に基づき課せられる公租公課等を含むあらゆる債務を支払い、信託財産にかかる一切の債権債務について訴訟の提起、応訴、和解又は請求の放棄・認諾を行い、本信託に基づき受託会社に財産を信託した根拠となる義務についての担保権を処分し、また債務免除、契約その他の書面を締結するために、本信託に基づき受託会社が受取可能な一切の財産を回収する権限を有する。

10. 費用負担の権限

受託会社は、本信託の目的を遂行するために必要であるか、負担することが望ましい、又はこれに付随するとみなす費用を負担し、支払、又は支払わせる権限を有する。上記の一般性に抵触しない限度で、受託会社は特に次の権限を有する。

- (a) 販売会社、管理会社、並びに他の事務管理人、カストディアン、登録機関兼名義書換代理人、その他の代理人、会計士、監査人、弁護士、ブローカー、販売代理人及びディーラーを任用し、これらに対する報酬を信託財産から支払うこと。及び
- (b) 受託会社自身に対する信託報酬、並びに本信託証書に記載する一切の経費及び費用を信託財産から支払うこと。

11. その他の権限

受託会社は以下の権限を有する。

- (a) 本信託又はサブファンドの管理及び運用のために受託会社が望ましいとみなす者を雇用又は任用すること。
- (b) 本信託証書に別段の記載がある場合を除き、本信託に基づき受託会社が取引を行う者（受託会社自身又はその各社員、株主、取締役、役員、従業員、代理人及びディーラー、並びに管理会社、投資顧問会社、カストディアン、販売会社、ディーラー、代理人及び独立の請負人を含む。）を、法律により許容される範囲で免責すること。但し、受託会社が、当該取引を行う者の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為に関するものと判断した場合は、この限りではない。
- (c) 法律、並びにカストディアン及び本信託の間で締結する契約により許容される範囲で、カストディアンを免責すること。但し、カストディアンの重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為に関するものについては、この限りではない。
- (d) 法律により許容される範囲で、管理会社を免責すること。但し、管理会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為に関するものについては、この限りではない。
- (e) 法律、及び販売契約の条件により許容される範囲で、販売会社を免責すること。但し、販売会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為に関するものについては、この限りではない。
- (f) 本信託の事業年度を設定、変更すること。及び
- (g) 本信託の勘定を管理し、監査するための方法を確立すること。

12. 将来の権限

受託会社は、本信託証書に特段の記載があるかにかかわらず、本信託に関する事項を管理し、いずれかの地域における本信託の活動を遂行し、かつ本信託の利益を増進するために必要、適切、又は望ましいとみなすすべての手段を講ずる権限を有する。何が本信託の利益となるかにつき受託会社が合理的な注意をもって誠実に行った判断は、最終的な決定となる。

13. 受託会社の責任の制限

受託会社には、法律により許容されるか又は本信託証書の他の条項により付与される免責に加えて、次の規定が適用される。なお本項において「受託会社」とは、在任中であるか解任後であるかにかかわらず、受託会社の社員、株主、取締役、役員及び代理人を含む。

- (a) 受託会社は、譲渡証書、申込書、裏書その他受益証券又は信託財産にかかる権原又は移転に影響を及ぼす書面に付された署名又は印鑑の信頼性に誠実かつ合理的に依拠したうえで作為若しくは不作為があったか又は蒙った事項に関しては、何らの責任も負わないものとする。
- (b) 受託会社及びその相続人、遺言執行人、管財人、取締役、役員、従業員及び遺産管理人のそれぞれは、その職務又は信託における責務（投資顧問会社の選定、カスタディアンを選択、及び投資資産の適切性に関連するものを含む。）の遂行上の作為又は不作為を理由に蒙ったか又は蒙ることがある訴訟、手続、経費、賦課金、損失、損害及び費用の一切につき、本信託及び各サブファンドの資産により補償を受けるものとする。但し、かかる者自身の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為により、又はこれを通じて蒙った場合（もしあれば）は上記の限りではない。また受託会社は、他の受託者、管理会社、投資顧問会社の行為、受領、懈怠若しくは不履行、適合性の観点から行う財産受領への参加、本信託及びサブファンドに帰属する金銭その他の資産を預託する銀行その他の者の支払能力若しくは信用性、本信託若しくはサブファンドの有する金員の投資の際に設定される担保権の不足、又は上記に記載する要因に起因するか、若しくは相続人らの職務や信託の履行に関連して起因する損失若しくは損害に関しては、何らの責任も負わない。但し、これらがかかる受託者又は管理会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為により生じた場合はこの限りではない。
- (c) 受託会社は、販売会社（受益証券の名目上の保有者）又は受益権者に対する本信託証書に基づく支払その他につき、本信託証書の別段の規定に従い信託財産から支払われる場合を除いては何らの責任も負わない。
- (d) 受託会社は、本信託証書に基づく義務の履行につき、人的保証や物的保証を付与する義務を負わない。
- (e) 受託会社は、会計士、ブローカー、弁護士、代理人又は受託会社の代理人若しくは顧問として行為するその他の者の提供する助言又は情報に依拠して行為することができ、また受託会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為の場合を除き、かかる助言又は情報に依拠してなされた作為又は不作為につき責任を負わない。受託会社は、受託会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為の場合を除き、かかる会計士、ブローカー、弁護士又は代理人の不法行為、過失、不注意、軽率な行為の結果については何らの責任も負わない。また受託会社は、受託会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為の場合を除き、管理会社の不法行為、誤り、過失、不注意な行為の結果については何らの責任も負わない。上記の助言又は情報は書簡、電報、テレックス、海底電信又はファックス送信により受領することができ、受託会社はこれらに誤謬が含まれ、又は真正さを欠いていたとしても、かかる助言又は情報に誠実かつ合理的に依拠して行為した結果については何らの責任も負わない。

- (f) 受託会社は、本信託証書に基づき役務提供者若しくはその委任先から受けたか、若しくは役務提供者との間の契約に従う指図若しくは指示、又は役務提供者若しくはその委任先が受託会社に対して本信託証書に基づく権能、責務若しくは裁量権の行使を要求しなかったことに起因する損失については、これらが受託会社の重過失行為、故意の不履行又は詐欺行為の場合を除き、何らの責任も負わない。受託会社は、役務提供者又はその委任先の投資に関する助言又は履行につき、何らの責任も引き受けない。

14. 受益権者の責任の制限

いずれの受益権者も、信託財産に関連し、又は受益権者自身の保有する受益証券の取引以外により生じた本信託の行為、義務若しくは業務に関連して、いかなる者に対しても個人的な責任を負わない。

15. 受益証券

- (a) 本信託証書に基づく本信託の受益権者の持分は、本信託証書に特段の記載がある場合を除き、互いに優先順位又は優先権のない受益証券に分割される。下記(c)の記載に服することを条件として、本信託証書により授權される受益証券の発行数には制限がない。本信託証書に基づき発行されたすべての受益証券は、全額払込済かつ譲渡不能である。受益証券の端数は、小数点以下二桁まで計算される。
- (b) 管理会社は受託会社の承認をもっていつでも、いずれのクラスの受益証券もそれぞれ 2 以上の受益証券に分割することを決定することができる（その場合、かかるそれぞれの受益証券はかかる決定に従って分割されるものとする。）。かかる分割において、それによって生じた、該当するシリーズの最小単位に満たない端数の受益証券は、管理会社の定める方法において取り扱われるものとする。いずれのクラスの受益証券についてもそれぞれ分割されることが決定された上で、受託会社は、関係する受益権者（それに従って拘束される者）にかかる分割をそれぞれ通知するものとし、受益権者名簿には適切な記載がなされるものとする。
- (c) 信託財産の所有権、及び本信託証書に記載される行為を行う権利は、受託会社又はその代理人に対して付与され、受益権者は、保有する受益証券により与えられる受益権持分以外は何らの持分も有さず、受益証券の保有によって、本信託の財産、収益、権利又は持分の分割又は分配を請求する権利を有することはなく、また、本信託の損失を分担し若しくは引き受け、又は何らかの評価を受けることもない。受益証券は、本信託証書に明示的に記載される権利のみを付与する個人財産となる。
- (d) 受託会社は、その絶対的な裁量により、信託財産の取引開始に先行する募集期間において発行される受益証券の総数の下限及び／又は上限、各クラス及び／又はサブファンドに関して募集される受益証券数、並びに各受益権者による受益証券の最低引受数、あるいはその他本信託証書の条件に基づく償還、買戻し、譲渡その他の処分後における各受益権者による受益証券の最低保有数を、随時決定することができる。

16. 募集期間中の発行

- (a) 管理会社及び／又はかかる目的のため管理会社により指名された者は、本信託の計算で受益証券（1/1000 以上の端数の受益証券を含む。但し、それ未満の端数はすべて信託財産に留保されるものとする。）の発行について影響を及ぼし、かかる目的のために信託財産の計算で申込金を受領する独占的な権利を有するものとする。管理会社及び受託会社は、いかなる受益証券の申込に対しても、その全部又は一部を受諾する又は拒絶する絶対的な裁量を有するものとする。
- (b) 募集期間中の受益証券の当初発行の申込は、募集書類において特定される指図に従い、管理会社が随時作成する引受契約の様式を用いて、管理会社が決定する最低引受額その他の条件により行われ、払込は、管理会社が受益証券の当初発行に先行して決定する日時及び場所にて、その決定する本信託の代理人に対して行われる。受益証券の払込は関連する通貨で、電信送金、銀行引受手形、又は募集書類において適宜特定されるその他の手段により行われる。
- (c) 各サブファンドの受益証券は、募集書類において特定される受益証券 1 口当たりの発行価額に、募集書類に記載される受益証券 1 口当たりの関連する販売手数料及び公租公課を加算した金額で、募集期間において募集され、各発行日付で発行される。
- (d) 受益証券は、募集期間内であっても関連するサブファンドの純資産価額の計算が停止されている間は発行されない。かかる発行の禁止は、停止期間の開始前に本信託により受領及び受理された受益証券の申込については適用されない。

17. 受益証券の追加発行

- (a) 本信託証書の日付又は当該日付近に本信託より発行された募集書類に記載された募集期間満了後における受益証券の追加購入の申込は、本信託が発行する募集書類に従い、管理会社が随時作成する引受契約の形態で、管理会社が適宜決定する発行日、最低引受額、支払条件その他の条件に従って行われる。
- (b) いずれの受益証券も、純資産価額の計算が停止される間は、募集期間後においても発行されない。かかる発行の禁止は、停止期間の開始前に本信託により受領及び受理された受益証券の申込については適用されない。

18. 申込の拒絶

- (a) 受託会社及び管理会社のそれぞれは、（募集書類に記載する）委託された権限により、受益証券の申込を拒絶することができ、申込が拒絶された場合には、受領した金額の全額が、利息その他何らの利益を付されことなく申込者に対して返金される。
- (b) 管理会社により受益証券の申込が受入れられた場合において、マスターファンドが本信託による引受の申込を拒絶した場合又は本信託の持分を償還した場合には、かかる受益証券の申込に関する資金又は償還された受益証券は、管理会社の裁量で、現金等価物又はマスターファンド若しくはマスターファンドがその全資産又は実質的に全資産を投資するアンダーライニング・ファンドと実質的に類似したトレーディング戦略を有するその他のファンドに投資できる。

19. 引受の払込

- (a) 受益証券の申込者から受領した金員は、受託会社により又はその代理人により保管され、申込が受諾された場合には、販売手数料及び公租公課を控除した全額が、募集書類において特定される引受の手續に従い受益証券及びその端数（小数点以下二桁まで計算される。）の購入代金として充当される。
- (b) 受託会社、本信託又はその各代理人は、払い込まれた資金のうち受託会社により又はこれに代わって受領する以外の金員については何らの責任も負わない。また、受託会社、本信託又はその各代理人は、集められた資金のうち受託会社により又はこれに代わって受領されたものであって、受託会社又はその代理人が申込者又は受益権者に帰属するものである旨特定できないものについては、受託会社がかかる金銭を送金者に対して利息その他の利益を付さずに返金するために最善の努力を尽くすことを除き、何らの責任も負わない。

20. 純資産価額

- (a) 各クラス、各サブファンド、各シリーズ及び各受益証券の純資産価額は、受託会社が管理会社と協議して、各評価日（又は当該受益証券の販売及び償還価格を計算する目的において受託会社が必要とみなす他の日時）においてこれを決定する。純資産価額の計算は、募集書類に記載される会計基準及び計算方法に基づき行われる。
- (b) 純資産価額の計算は、受託会社が管理会社と協議して決定する。純資産価額は、各サブファンド及びシリーズ毎に個別に計算され、個別の帳簿及び記録が保持される。
 - (i) クラスの純資産価額

特定の評価日におけるクラスの純資産価額の総額は、サブファンドのうち当該クラスに帰属する証券その他の資産の総額から、未払の負債、債務及び義務（未払の運用報酬及び成功報酬、並びに手数料を含む。）、並びに受託会社が引当金の設定又は債務の計上を決定した偶発債務を差し引いて算定される。
 - (ii) シリーズ当たりの純資産価額

ある評価日におけるシリーズ当たりの純資産価額は、サブファンドの関連クラスにおける関連シリーズの受益証券の純資産価額の総額を、当該クラスに関して当該評価日現在に発行済未償還である関連するシリーズの受益証券数（当該日付で行われる受益証券の販売及び償還の考慮前に計算される。）で除したものに等しい額とする。
- (c) 償還又は買戻しがなされる受益証券は、純資産価額が決定される評価日の営業終了時まで（当該時点を含む。）は発行済未償還の受益証券とみなされ、かかる時点以降、償還又は買戻しがなされる受益証券の価格が支払われるまでの間は、本信託の債務とみなされる。
- (d) 純資産価額の決定については、会計監査人が毎年これを調査する。いずれかのシリーズ、クラス、サブファンド又は受益証券の純資産価額について受託会社及び会計監査

人の間で意見の相違が生じ、両者の合意に至ることができない場合、かかる純資産価額は、受託会社、又は受託会社が指定する他の者により最終的に決定される。

- (e) 本信託証書に従い行われる評価はすべての者を拘束する。
- (f) 受託会社は、いかなる場合又は状況においても、上記の決定につき合理的な注意を払って誠実に行った決定その他の措置の作為若しくは不作為については、何らの個人的責任も負わない。

21. 純資産価額の計算の停止

- (a) 受託会社（募集書類に記載される委任権限を条件とする。）は、募集書類において特定される事象が生じた場合には、あるシリーズ、クラス又はサブファンドの純資産価額の決定とその結果の受益証券の引受、償還又は買戻しの権利の行使、及び買戻価格又は償還金の支払を停止することができる。
- (b) 本信託は、償還又は買戻しのために呈示された受益証券を有する受益権者への支払を、停止期間が解除されるまでの間留保することができる。
- (c) 停止の通知は、すべての受益権者に対してなされる。停止通知後においても受益権者が償還請求を撤回しない場合には、償還は停止期間終了後の最初の買戻日付で行われる。停止期間は、可能な場合にはこれをできる限り早期に終了するために合理的なあらゆる措置が講じられる。
- (d) 停止の通知は、受託会社が停止を宣言したとき（当該宣言の翌営業日の営業終了時より後にはならないものとする。）に効力を生じ、かかる時点以降受託会社が停止の終了を宣言するまでは、純資産価額については何らの決定も行われぬ。但し、以下の事由が発生した場合には、かかる停止はその事由が発生した営業日に解除される。
 - (i) 停止を発生させた状況がなくなり、かつ
 - (ii) 停止を可能とする他の状況が存在しない場合。

22. 受益証券の償還

- (a) 受益権者は、募集書類において特定される通知（以下「**買戻通知**」という。）を本信託に対して行うことにより、受益証券の全部、又は本信託証書に記載される最低買戻額を条件とする受益証券の一部につき、買戻日における買戻しを本信託に対して請求することができる。本信託は、募集書類中の記載に従って買戻し手数料を課すことができる。受託会社及び管理会社は、かかる買戻通知の真正さを誠実に信頼した場合には、これに合理的に依拠することができる。一旦なされた買戻通知は、管理会社との協議の上、受託会社の書面による同意がある場合を除き、取り消すことができない。
- (b) 受益権者は、管理会社による単独の裁量で撤回されない限り、当該買戻請求の結果、当該受益権者が保有する受益証券が、各クラスについて当初投資の最小申込数未満になるような一部の買戻請求を行うことはできない。ある受益権者の保有する受益

証券の一部のみにつき買戻しが請求された結果、当該受益権者の有する受益証券が各シリーズについて当初投資の最小申込数未満となる場合には、買戻しが請求されている受益証券数を減じるか、あるいは当該買戻し通知を、かかる受益権者が有する当該クラスの受益証券の全部についての買戻し請求とみなすことができる。

- (c) 各シリーズの受益証券の当該買戻し日における買戻し価格は、直近の評価日に決定される当該シリーズの受益証券 1 口当たりの純資産価額（適用される買戻し手数料控除後）となる。
- (d) 本信託は、最善の努力をもって買戻し実行日の 12 本邦営業日以内に買戻し価格を支払うものとする。償還日及び実際に支払が行われる日までの間の利息は支払われないものとする。
- (e) 管理会社は受託会社との協議の上、上記の手続、及び最低買戻し額（又は受益証券）に関する規定を修正することができる。
- (f) 管理会社（又は募集書類に基づくその委任先）は、受益権者が有する受益証券を買い戻すに際して、弁護士報酬その他の費用を含む潜在的な将来債務に対して引当勘定を設定し、また本信託が当該受益権者から買い戻す受益証券につき本来支払う予定の買戻し価格の一部を留保することができる。管理会社（又はその委任先）はまた、管理会社（又はその委任先）が本信託又は受益権者の最善の利益になると信ずる場合には、買戻し価格の支払を遅延させる権利を留保する。
- (g) 管理会社は、すべての受益権者の利益を保護するために、サブファンドに関連するクラスにつき所定の買戻し日に買い戻される受益証券の総数を、当該クラスの発行済受益証券の純資産価額の総額の 20%にまで制限することができる。かかる制限がなされた場合、買戻しは、通常は販売会社が買戻し請求を受領した順に効力を生じ、例外的に、販売会社の裁量により、当該クラスの受益権者が保有する受益証券との比例割合にてかかる制限が適用される。管理会社が買戻し制限を設けたことにより所定の買戻し日において買い戻されなかった受益証券は、再度 20%の制限の適用に服することを条件として、当該クラスの受益証券にかかる次の買戻し日に買い戻される。このように買戻し請求が繰り越された場合、管理会社は、当該買戻し日から 7 日以内に当該受益権者に対して、当該受益証券の買戻しとなされなかった旨、及びかかる受益証券が、再度 20%の制限に服することを条件として当該クラスの翌買戻し日において買い戻される旨を記載した通知を行う。
- (h) 受託会社はその単独の裁量により別段の決定をする場合を除き、買戻し価格はクラスに関連する通貨建てで支払われる。
- (i) 償還又は買戻しに際して、
 - (i) 受託会社（又はその委任先）が純資産価額の決定を停止する宣言を行ったことにより、買戻し価格の決定が、通常決定される日を経過しても停止されたままである場合、受益権者の保有する受益証券にかかる償還権又は買戻し権は同様に停止され、かかる停止期間中、当該受益権者は保有する受益証券の償還又は買戻しの請求（もしあれば）を取り消すことができる。本項の定めに基づく償還又は買戻し請求の取消は書面をもって行われ、停止期間の解除前に販売会社を通じて管理会社が実際に受領した場合にのみ効力を生ずる。かかる

請求が上記のとおりに取り消されなかった場合には、当該受益証券の償還又は買戻しは、停止期間終了後の最初の評価日付で行われる。また、

- (ii) 本信託証書に従い受益証券の償還又は買戻しが効力を生じた場合、受益権者は、当該受益証券に関するいずれの権利も喪失し、これにより当該受益権者の氏名は、関連する受益権者名簿から抹消される。

23. 強制買戻し

- (a) 管理会社が以下を決定した場合又は以下を信じる理由がある場合、本信託管理会社はその裁量により、受益権者に対する 10 営業日前の書面の通知をもって、販売会社に対して当該受益権者の有する受益証券の全部又は一部を本信託により買戻すよう指図することができる。
 - (i) かかる受益権者が本信託証書に反して当該サブファンドにおけるその受益証券の一部を移転した又は移転を試みた場合
 - (ii) かかる受益権者の当該受益証券の所有により、本信託又はサブファンドが米国若しくはその他該当する法域の有価証券若しくは商品に関する法又は本信託若しくはサブファンドに適用される自主規制機関の規則に違反する場合、又はそれらに基づきサブファンドの受益証券の登録が必要になり若しくは本信託、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社が更なる規制に服することとなる場合
 - (iii) 受益権者による受益証券の継続的な所有が、本信託、サブファンド、管理会社、販売会社、マスターファンド投資顧問会社、アンダーライニング・マスターファンド投資顧問会社若しくは受託会社の事業若しくは世評に悪影響を及ぼす若しくは有害である、又は本信託、サブファンド若しくはその他の受益権者に過度のリスク若しくは不利な税金若しくは会計上の結果をもたらす可能性のある場合
 - (iv) 受益証券の取得に関する受益権者による表明及び保証のいずれかが、行われた時点において事実と反する又は重要な面において事実と反することとなった場合
 - (v) 受益権者による受益証券の部分的な償還により、かかる受益権者が、その発行された（償還される）受益証券に関して当該サブファンドにより必要とされる最小投資単位を超えない純資産価額総額のみ保有することとなる場合
 - (vi) 当該サブファンドの資産の一部が有効に投資できない場合。なお、かかる状況において、サブファンドは、受益権者全員の名義で、当該サブファンド内のクラスの受益権者全員に按分して受益証券を償還する、取消不能の権利を有する。

強制償還が行なわれる場合、買戻価格は、上記に記載された買戻し手数料（管理会社の単独の裁量により決定される）の修正を差し引いた、買戻日の営業終了時の当該サブファンドの受益証券 1 口当たりの純資産価額をいう。かかる買戻し手数料は、

本信託の利益となる。強制償還の後、受益権者は、買戻価格を受領する権利を除き、買戻価格が計算される日の営業終了時の後に買戻される受益証券に関する権利を有しない。

24. 受益権者名簿

- (a) 受益権者名簿は、受託会社、又は受託会社の指図により正当に指名された代理人がこれを管理し、受益権者の氏名、各保有受益証券数、及びこれに関する一切の取引の記録が記載される。受益権者名簿は、本信託の受益権者及び配当を受領し又は受益権者の権利を行使若しくは享受する者の特定については確定的なものとする。
- (b) 受託会社及びその代理人は、受益権者名簿に記載される受益権者を、当該受益証券の絶対的な所有者とみなすことができ、法律又は管轄裁判所の命令により要求される場合を除き、いかなる方法によっても（実際の、又は推定による通知を受けているか、また受託会社及びその代理人が、その指名する者の名義で登録されたか又は登録される受益証券の実質的な所有に関して問合せを行うことを要求されるか又は既にかかる問合せを行ったかにかかわらず）受益証券に関する衡平法上の、臨時的、将来の又は部分的な権利を把握する義務を負わず、また把握することを強制されない。
- (c) いずれの受益権者も、受益権者名簿を管理する受託会社又はその代理人に対して、名簿記載のために自己の住所又は住所変更を届け出るまでは、本信託証書に定める受益権者に対する配当を受領し又は通知を受ける権利を有しない。
- (d) 受益権者は、受益証券の所有権を証する書面の発行を請求することができる。受益証券の券面は発行されないものとする。
- (e) 1口の受益証券を複数の受益権者により保有することも可能であるが、いかなる場合も4名を超えないものとする。かかる共同受益権者の場合は、文脈上許容される範囲で、本項の上記の規定において「受益権者」として言及されている部分は、複数の受益権者を含むものとして読み替えるものとする。但し、受益証券1口を複数の受益権者が保有する場合であっても、かかる受益証券に関して発行される券面は1通のみであり、受託会社が共同受益権者の全員から書面で別段の指図を受ける場合を除き、一切の支払、分配、通知及び連絡は、かかる共同受益権者のうち、受益権者名簿の筆頭に記載される者に対してなされ、上記のとおりなされた通知は、全共同受益権者に対する通知として認められる。
- (f) 受益権者名簿は、受益権者がこれを閲覧できなくともよく、また公衆の縦覧に供されることもない。

25. 受益証券の名義書換

いずれの受益証券も、管理会社及び受託会社の事前の同意を得ることなく譲渡することはできない。受益証券は、前項に従い受託会社又はその代理人により維持される記録上で、登録される受益権者又は書面により正当に権限を付与されたその代理人が、管理会社が承認する様式の適式に署名された譲渡証書（並びに引受申込書、及び当該時点において本信託に適用される法の規定若しくは政府その他の要件、規則若しくは方針又はその他管理会社により、若しくはこれの代わりに要求される事項を遵守するために、管理会社により、若しくはこれ

に代わり要求されるその他の情報、並びに管理会社により、又はこれに代わり合理的に要求されるかかる譲渡その他の事項の履行と権限付与の正当性を証する書面）を管理会社又はその代理人に対して交付することにより、譲渡することができる。管理会社及び受託会社は、提案される受益証券の譲渡につき、承認の可否について絶対的な裁量権を有する。上記の書面の交付をもって、受益権者名簿に名義書換がなされたことが記録される。名義書換の記録が受益権者名簿になされるまでは、本信託証書のいかなる目的においても、名簿上の受益権者が当該受益証券の保有者とみなされ、受託会社若しくは管理会社又はそれらの役員、従業員若しくは代理人のいずれも、提案される譲渡に関する通知によっては何らの影響も受けない。

26. 受益証券の移転

法の定めにより受益証券の権利を付与される者は、管理会社又はその代理人に対して適式な権利証書を提出することにより受益権者名簿に受益証券の保有者として登録される。但し、かかる登録が受益権者名簿になされるまでは、本信託証書のいかなる目的においても、名簿上の受益権者が当該受益証券の保有者とみなされ、管理会社及びその役員、従業員又は代理人は、かかる法の定めが存在によっては何らの影響も受けない。

27. 通 知

- (a) 通知又は書面は、受益権者に対し、直接手交若しくは受益権者名簿に記載される当該受益権者の住所宛の料金前払いの航空書簡若しくは航空クーリエ便、又は、受託会社が適切と判断する場合は、電報、テレックス若しくはファクシミリにより送達することができる。
- (b) 受益権者集会に本人又は代理人により出席する受益権者は、すべての目的において当該集会の正当な通知を受領しているものとみなされ、必要ある場合は、当該総会の招集目的を記載した通知を受領しているものとみなされる。
- (c) 受託会社又は受託会社の役員に送付又は送達することが要求される召喚状、通知、命令その他の書面は、これを受託会社に直接届けるか、又は料金前払いの封書若しくは小包にて受託会社又は信託事務所における役員宛に郵送することにより、送付又は送達することができる。
- (d) 通知その他の書面は、郵送により送付された場合には、これを含む書簡が投函されてから 48 時間後に送達されたものとみなされ、かかる送達の証明は、当該通知又は書面を含む書簡が適切な住所に宛てて正当に投函されたことを証明するのみで足りる。
- (e) 本信託証書に従い受益権者の登録された住所に郵送により交付されたか直接届けられた通知又は書面は、かかる時点で当該受益権者が死亡し、精神的障害を有し、破産し又は解散していた場合であっても、また、受託会社がかかる死亡、精神的障害、破産又は解散の通知を受けているかにかかわらず、単独又は共同の保有者である当該受益権者の名義において登録される受益証券に関して正当に送達されたものとみなされる。但し、当該受益権者の氏名が、かかる通知又は書面の送達の時点で受益権者名簿から当該受益証券の保有者として抹消されている場合はこの限りでなく、またかかる送達は、あらゆる目的において当該受益証券に持分を有するすべての者（かかる者との共同で有するか、又はかかる者を通じて若しくはかかる者に基づき請求を行うかを問わない。）に対する当該通知又は書面の送達となるものとみなされる。

- (f) 本信託証書の定めに従い、受託会社による承認、指図、同意、要求、通知証明その他の意思表示が要求される場合、その受領者は、その十分な証拠として、受託会社を代理してその各代表者が署名した、かかる承認等を記載した書面を受領することができる。

28. 報告、会計及び監査

- (a) 受託会社及びカストディアンは、本信託及びサブファンドの一切の収入、支出、投資その他の取引の勘定、並びに本信託及び各サブファンドのすべての勘定の記録を管理する。本信託の財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び受託会社が必要と判断するその他の計算書から構成される。かかる財務諸表は、各会計年度末付で作成される。
- (b) 受託会社は、本信託の勘定及び財務諸表につき会計年度毎に会計監査人による監査を行う。監査済の財務諸表については、通常、各会計年度末から 180 日以内又はその後可及的速やかに、受託会社により各受益権者に対して写しが送付される。但し、当該受益権者に対してかかる送付を行わないことを受益権者が書面により承認した場合はこの限りではない。また年次報告書についても、受託会社の事務所から入手できるものとする。
- (c) 受託会社は、関連する募集書類において特定される報告書を受益権者に送付するよう手配する。
- (d) 受益証券が発行、償還、転換、名義書換又は移転された場合、当該受益証券を購入、償還、転換又は取得する受益権者に対して確認書を送付する。
- (e) 本信託の財務諸表の作成に当たり用いられる会計方針は、GAAP 又は受託会社が決定するその他の会計基準に従うものとして、受託会社により決定される。

29. 本信託証書及び契約並びに受益権者の権利の変更

受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の追補証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、以下を条件とする。

- (i) 受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと判断する旨を書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加が行われないこと。及び
- (ii) かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないこと。

30. 本信託証書及び財務諸表の写し

本信託証書及び追補証書の写しは、通常の営業時間内であればいつでも、受託会社により、信託事務所において受益権者の閲覧に供される。受益権者は、受託会社に要請し、かつ発行

費用に相当する適切な金額を支払うことにより、受託会社から当該書類の写しを受領することができる。

31. 受託会社、カストディアン、販売会社、代行協会員及び管理会社の報酬及び費用

- (a) 受託会社は、管理会社との間で随時合意する手数料を本信託から受領する権利を有する。
- (b) カストディアンは、資産保管契約（修正を含む。）に記載される報酬を本信託から受領する。
- (c) 販売会社は、販売契約（修正を含む。）に記載される報酬を本信託から受領する。
- (d) 管理会社は、提供する役務に関して募集書類（修正を含む。）に記載される報酬を信託財産から受領する権利を有する。
- (e) 受託会社及びその各代理人はまた、本信託の設定及び管理の継続に関連して負担する一切の合理的な立替費用（あらゆる弁護士報酬、監査報酬、並びに電話、テレファックス、テレックス及びクーリエの料金を含む。）についても弁済を受けることができる。
- (f) 代行協会員は、募集書類において随時定める報酬を本信託から受領することができる。
- (g) 本信託が終了した場合、受託会社は、かかる終了に関して本信託との関連で負担した上記に記載する合理的な一切の立替費用の弁済を受けることができる。

32. 公租公課

- (a) 信託財産又はこれに関連する取引に関して課される一切の公租公課は、本項に別段の記載がある場合を除き、信託財産より支払われる。受託会社が選定する法律顧問の意見により、公租公課のいずれかを受益権者が支払うことが適切とされた場合、かかる目的に信託財産は充当されず、本項の金額又は見積額は、受益権者に対する支払金又は分配金から控除することができる。但し、上記にかかわらず、当該法律顧問により、かかる公租公課が通常の場合は当該受益権者により支払われるべきとされるが、受託会社が当該法律顧問により、かかる公租公課は信託財産に対する負担若しくは課徴金となるか若しくはその可能性があること、又は信託財産から回収可能であるか若しくはその可能性があることを助言された場合、あるいは、受託会社がその裁量により、かかる公租公課の不払が、信託財産に不利益な影響を及ぼすか又はその可能性があるとして判断する場合には、受託会社は、かかる公租公課を信託財産から支払うことがある。かかる場合、受益権者は、当該公租公課の金額を受託会社に対して支払い、これに不履行のあった場合、受託会社は、受益権者に対する爾後の支払金又は分配金から控除するなど、当該金員を回復するための手続を受益権者に対して講じることができる。受託会社の法律顧問の意見により、何らかの公租公課が受益権者に対する支払金又は分配金より控除すべきとされる場合、その金額又は見積額はかかる支払金又は分配金から控除することができ、当該控除については受益権者に対して速やかに書面の通知を付与しなければならない。公租公課にかかる債務につき何らかの資金が、かかる債務の最終決定を待たずに留保されたか

又は分離された場合であって、当該債務の最終決定後において、かかる資金の残高があるときは、かかる残高及びこれにかかる受益権者の権利に関して受託会社が行う決定は最終的なものとなる。

- (b) 受託会社は、本信託証書の定めに基づくあらゆる種類の取引に起因又は関連する公租公課その他の課徴金につき、受託会社が合理的な注意を払って管轄財政当局に対して誠実に支払ったか又は負担したものについては、かかる支払又は負担がなされるべきではなく又はその必要がなかった場合であっても、受益権者に対して説明その他の責任を負わない。

33. 新規の受託会社の任命

本信託証書の定めに従うことを条件として、

- (a) 受託会社は、管理会社及び販売会社に対して 90 日前までに書面の通知を行うことにより、任意に辞任することができる。但し、かかる 90 日間が満了する前に承継受託会社が任命されない場合、受託会社は、(i)承継受託会社が任命されておらず、かつ(ii)管理会社が承継受託会社に任命しうる者を確保するべく真摯に努力している限り、更に 90 日間を限度として受託会社としての行為を継続するものとする。
- (b) 受託会社が辞任を希望したか又は任意若しくは強制的に清算したか、あるいは何らかの再建計画若しくは吸収合併に服することとなった場合、管理会社及び販売会社は共同して、受託会社又はその関係会社の解散、再建又は吸収合併の結果これを承継する会社を指名することができる。但し、かかる指名を受ける者は、本信託証書の信託を管理する資格を適法に有する信託会社であるものとする。
- (c) 本信託の受託会社を辞任する受託会社はいずれも、本信託の信託を受託している期間に関しては、法律又は承継受託会社により辞任受託会社に対して付与された免責、権能及び特権に加えて、本信託証書及びかかる期間において作成された追補証書により受託会社に対して付与された一切の免責、権能及び特権の利益を引き続き享受する。
- (d) 下記の事由の一が生じた場合、受託会社は、管理会社及び販売会社が共同して正当に承継受託会社を指名した時点をもってその任務を辞する。
 - (i) 受託会社が強制清算した場合又は受託会社若しくはその一部を引き受ける破産管財人が指名された場合。又は
 - (ii) 本信託の信託の管理に適用される法廷地法に基づき管轄権を有する司法当局又は政府当局の行為により、受託会社が、本信託証書に基づく受託会社としての行為権限又は機能を遂行する権限を喪失したと判断された場合。
- (e) 管理会社は、90 日前までに書面により受託会社に対して解任を通知し、承継受託会社を指名することができる。
- (f) 受託会社は、その任務を辞した場合はいつでも、信託財産の全部、並びに本信託に関連する記録及び書類の一切を承継受託会社（もしあれば）に対して譲渡することができかつその義務を負い、また本信託証書に基づき支払を受けるべき一切の金員、

及び譲渡にあたり合理的に負担したあらゆる費用及び経費につき免責され、かつ信託財産から留保することができる。承継受託会社は、自らが当事者となる証書により任命を受け、かかる受託会社の変更は、すべての受益権者に対して書面で通知される。

34. 新規の管理会社の任命

- (a) 管理会社は、受託会社に対して 90 日前までに書面の通知を行うことにより、任意で辞任することができる。
- (b) 管理会社が辞任を希望したか又は任意若しくは強制的に清算したか、あるいは何らかの再建計画若しくは吸収合併に服することとなった場合、受託会社は、管理会社の解散、再建又は吸収合併の結果これを承継する会社を指名することができる。但し、かかる指名を受ける者は、本信託の管理を行う資格を適法に有する会社であるものとする。
- (c) 本信託の管理会社を辞任する管理会社はいずれも、本信託の管理を行う期間に関しては、本信託証書及びかかる期間内に作成された追補証書により管理会社に対して付与された一切の免責、権能及び特権の利益を引き続き享受する。
- (d) 下記の事由の一が生じた場合、管理会社は、受託会社が適正に承継管理会社を指名した時点をもってその任務を辞する。
 - (i) 管理会社が強制清算した場合又は管理会社若しくはその一部を引き受ける破産管財人が指名された場合。又は
 - (ii) 管轄権を有する司法当局又は政府当局の行為により、管理会社が、本信託証書に基づく管理会社としての行為権限又は機能を遂行する権限を喪失したと判断された場合。
 - (iii) 管理会社が、本信託証書に基づく義務又は本信託の主題に関連した合意に基づく管理会社の義務を重要な点において遵守せず、承継管理会社の正式な任命の時点においてもかかる義務の違反が継続している場合。
- (e) 管理会社は、その任務を辞した場合はいつでも、本信託に関連する記録及び書類の一切を承継管理会社（もしあれば）に対して譲渡することができかつその義務を負い、また本信託証書に基づき支払を受けるべき一切の金員、及び譲渡にあたり合理的に負担したあらゆる費用及び経費につき免責され、かつ信託財産から留保する権利を有する。承継管理会社は、自らが当事者となる証書により任命を受け、かかる管理会社の変更は、すべての受益権者に対して書面で通知される。

35. 本信託の終了

- (a) 本信託及び／又はそのサブファンドは、下記の事由の一が最初に生じたときに終了する。

(1) 受託会社による終了

本信託又はそのサブファンドは、下記の事由の一が生じた場合に受託会社によって終了されることがある。

- (i) 本信託若しくはそのサブファンドが違法となる法案が可決されたか、又は、本信託若しくはそのサブファンドの存続が不可能もしくは又は不適切であると受託会社が合理的に判断した場合。但し、管理会社及び販売会社は、承継受託会社を任命する機会を受託会社により与えられるものとする。
- (ii) 本信託証書の定めに従い管理会社が解任され、かかる解任から 30 日以内にこれに代わる管理会社が任命されない場合。
- (iii) 販売会社に関して破産事由が生じた結果、販売会社が受託会社又は管理会社により解任され、かかる販売会社が解任された日より 30 日以内に後任の販売会社が任命されていない場合。
- (iv) 受託会社が辞任することを選択し、管理会社及び販売会社に対してかかる辞任の通知を付与してから 90 日以内に、管理会社及び販売会社が承継受託会社を任命しない場合。又は
- (v) 販売会社が辞任することを選択し、管理会社及び受託会社に対してかかる辞任の通知を付与してから 6 ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が承継販売会社を任命しない場合。

(2) 管理会社による終了

管理会社は、受託会社及び販売会社に対する通知をもって、その絶対的な裁量で本信託又はそのサブファンドを終了することができる。

(3) 共同による終了

- (i) 受託会社は、本信託の終了につき販売会社及び管理会社が共同で行う指図を書面で受領した場合には、直ちに本信託を終了する。また、
- (ii) 受託会社、管理会社又は販売会社のいずれかが本信託証書の条項に従い解任され、かかる解任の日より 30 日以内に、かかる者の任務を代替する者が任命されない場合、解任された者以外の当事者は、相互の合意により本信託を終了することができる。

(4) 販売会社による終了

販売会社が辞任することを選択し、管理会社及び受託会社に対してかかる辞任の通知をしてから 6 ヶ月以内に、管理会社及び受託会社が承継販売会社を任命しない場合、販売会社は、受託会社及び管理会社に対する通知をもって、その絶対的な裁量で本信託を終了することができる。

(5) 終了

本信託は、上記に従い終了される場合を除き、本信託証書の日付の 150 年後の応当日に終了する。

- (b) 本信託又はサブファンドが、上記に記載するとおり受託会社、管理会社及び／又は販売会社のいずれかにより終了された場合、終了する当事者は、本信託証書に基づき、他の当事者に対して、かかる終了の日付（通知送達の日から 6 ヶ月目以降とする）を定めた終了通知をしなければならない。但し、受託会社、管理会社及び／又は販売会社のいずれかが別段の合意をした場合には、合意された他の日付が終了日となる。
- (c) 本信託が本第 35 項に基づき終了された場合、販売会社は、関連する受益権者に対して通知を行い、また清算日の 1 ヶ月前までに、日本の主要新聞紙一紙上に公告を掲載するよう手配する。かかる公告の費用は、受託会社が信託財産からこれを支払う。

36. 受託会社による投資の換価

本信託が上記第 35 項に従い終了した場合、以下に従うものとする。

- (a) 管理会社は、当該時点において本信託を構成するすべての証券を換価するものとし、かかる換価は、受託会社及び管理会社が望ましいと判断する本信託の終了後の期間において、望ましいと判断する方法により遂行され、完了する。
- (b) 換価が行われた場合、受託会社は、その手取金（下記(d)に服することを条件とする。）を、本信託のクラス及びシリーズ間で、当該終了日の直前の評価日現在における各純資産価額の比例割合にて割り当てる。
- (c) 受託会社は、受益権者に対して、上記(b)に従い得られた正味の手取金のうち（下記(d)に従うことを条件として）分配の目的のために供される金額を適宜分配し、かかる分配は、受益権者が有するクラス及びシリーズの受益証券数との比例割合にて行われる。
- (d) 分配に関する一切の支払は、本信託証書に従って行われる。
 - (i) 受託会社は、最終の分配の場合を除き、当該時点においてサブファンドを構成する金員のうち、受益証券 1 口につき 1 米ドルを支払うに満たない金額については分配の義務を負わない。
 - (ii) 受託会社は、サブファンドを構成する金員から、受託会社が本信託、又は本信託の終了に関して負担し、行い、開始し、認識したあらゆる経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続の全額に充当することを受託会社が決定する金額を留保する権利を有し、かつ留保した金員から、当該経費、賦課金、費用、請求、要求、訴訟及び手続についての補償及び免責を受ける。
 - (iii) 関連する受益権者の同意を得ることを条件として、受託会社は、受益権者が受領すべき金額の全部又は一部を、現物で分配することができる。

- (iv) 受取請求のなされない手取金、その他本信託証書の規定に基づき受託会社が保有する本信託証書に記載する金員は、当該金員が支払可能となった日から12ヶ月の期間が満了した時点で、裁判所に供託することができる。かかる場合、受託会社は、供託に際して負担した費用を、受取請求のなされない支払金から控除することができる。

37. 準拠法

本信託は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、すべての受益権者及び受託会社の本信託証書に基づく権利並びに本信託証書の各規定の解釈及び効力は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島の裁判所の管轄権に服せしめることができる。

38. 裁判管轄の変更

本信託証書の記載にかかわらず、受託会社はいつでもかつ随時、本信託証書及び本信託証書により設定される本信託が、本信託証書の日付又は本信託証書に記載される他の日付をもって、いずれかの地域の法律に基づき効力を生じ、かつかかる日付から、当該地域の法律が本信託証書及び本信託証書に基づく本信託の適用法となり、当該地域の裁判所が本信託証書及び本信託の管理に関する法廷地となることを、証書をもって宣言することができる（かかる宣言は本項により付与される権限に従うものとし、かつ本信託証書に基づき次に宣言がなされるまで有効とする。）。かかる宣言が行われた場合、受託会社は、信託、権限及び本信託証書の規定が（必要な変更を加えて）、ケイマン諸島の法律に基づく場合も可能な限り現在と同様に有効となることを確約するべく、かかる宣言が行われた時点又はこれ以降本信託が存続するいずれかの時点において、信託の権限及び本信託証書の規定について受託会社がその裁量により望ましいか又は必要とみなす間接的な又はその他の変更を、証書をもって行う（いかなる場合も第29項に従うことを条件とする。）権限を有する。

39. 第三者による依拠

本信託の事項に何らかの関係を有する事実の存在を証するために、本信託の記録に従い本信託証書に基づき受託会社となる者によって作成された証明書は、受託会社と取引を行う者及びその各承継人又は代理人のために、証明された事項に関する最終的な証明書となる。

40. 法令への抵触

- (a) 本信託証書の規定は分離可能であり、受託会社が、その顧問の助言によりかかる規定のいずれかが適用法令に抵触していると判断された場合、抵触する規定は以後本信託証書の一部を構成しないものとみなされる。但し、かかる判断は本信託証書の他の規定に影響を及ぼさず、又はかかる判断に先行してなされた作為若しくは不作為を無効若しくは不適切とするものではない。
- (b) 本信託証書のいずれかの規定がいずれかの法域において無効又は強制履行不能とされた場合、かかる無効又は強制履行不能は、当該規定及び当該法域においてのみ適用され、いかなる方法によっても、他の法域における当該規定、あるいはいずれかの法域における本信託証書の他の規定には影響を及ぼさないものとする。

41. その他の信託

本信託とは別個かつ別異の他の信託又は集合投資媒体のために、受託会社は、その自由裁量により、設立され又は受託者として行為し、役務提供者はその自由裁量により役務提供者として行為することがある。

42. 秘密保持

管轄政府当局、規制当局若しくは司法当局により開示を要求される場合、又は受益権者により、若しくはこれに代わって開示が要請される場合、及びケイマン諸島の法律により開示を要求される場合を除き、受託会社及び役務提供者は、本信託及び本信託に関連する各種契約に関する一切の情報の秘密を保持する。

別紙 1

受託会社の管理権限

1. 管 理

受託会社は、自己の決定する手続に従って本信託を管理し、管理上の行為は多数決によってこれを行う。

2. 権限の行使

本信託証書に定める受託会社が管理会社と協議する義務に基づき、受託会社の信託、権限、権能及び裁量権は、行使方法に関してであるか又は行使の態様若しくは時期についてであるかを問わず、その絶対的な裁量により行使することができる。複数の目的のために行使しうる本信託の権限を行使する者は、その行使にあたり、本信託証書に記載する制限に従うことを条件に、一又は複数の目的のために他の目的を排除して権限を行使することができる。

3. 一般的な権限

3.1 受託会社は、以下を行うことができる。

- (a) 財産（動産又は不動産の別を問わない。）を、それが譲渡可能又は支払可能となる前に受け入れること。
- (b) 混合された信託の資産又は財産を分離し配分すること。
- (c) 十分な証拠により証される請求債務を支払い又は承認すること。
- (d) 請求された債務又は財産（動産又は不動産の別を問わない。）に関して、構成資産又は証券（動産又は不動産の別を問わない。）を受け取ること。
- (e) 債務の支払時期を容認すること。又は
- (f) 本信託に関連する何らかの債務、勘定、請求その他の事項を、譲歩、折衝、放棄、仲裁付託その他により解決すること。

3.2 上記の目的のいずれかのために、受託会社は、便宜と考える契約、和解又は協定の書面、免責証書その他を締結、付与し、これに署名し、かつこれを履行することができる。

4. 受託会社の請求

- 4.1 信託の管理業務若しくは管理を含む業務を行う受託会社、又は助言を行う受託者は、本信託に関連して自己又は会社が行った業務（専門家ではない者が個人で行うことのできる業務を含む。）につき請求を行うことができる。かかる請求は、信託財産を構成する資産の投資若しくは再投資、又は収益その他の金員の回収に関連する報酬又は手数料を含むことがある。
- 4.2 受託会社は、本信託に関連する自己の責務のみを理由に負担した費用につき、信託財産から弁済を受けることができる。

4.3 受託会社又はその関係会社（法人とする。）は、銀行として行為し、その顧客に対して行う場合と同等の条件で本信託に関する役務を履行することができ、その結果得られる利益については説明の義務を負わない。受託会社は、関係会社に口座を開設し、また役務の請負契約を締結することができ、かかる取引について利益相反を理由に制限する法律の原則又は規則の適用は免除される。

4.4 受託会社又はその委任先（受託会社の関係会社であっても良い。）は、信託財産に関して銀行として行為し、かかる資格において、一切の銀行業務による通常の収益を留保する権限を有する。受託会社又はその委任先が投資資産の購入及び売却につき資産管理人、ブローカー又は管理会社として行為する場合、受託会社はかかる役務に関する一切の通常の報酬及び費用を請求し、これを留保する権限を有する。

5. 自己取引

以下の者については次の自己取引に関する規定が適用される。

(a) 受託会社は、本信託証書又は法律一般により認められた取引を締結し実施する権限又は裁量権を行使する（かかる権限若しくは裁量権の行使又は取引の方法又は結果において、（個人的な利害であるか、又は単独の受託会社若しくは他の決済における共同受託会社のうちの一家としての資格における利害であるかにかかわらず）自己の利害と異なるか又は利害の衝突が存在するかを問わない。）ことができ、その結果、かかる資格において受託会社により得られたか又は生じた収益については説明責任を負わない。但し、いずれの受託会社も、自己の利害と異なるか又は利害の衝突を生じる事柄においては、形式的な当事者以外の者として行為することを差し控えることができる。

(b) 受託会社並びにその役員及び従業員は、本信託に何らかの関連性を有する会社、団体又は法人の役員、従業員、代理人又は顧問として得た合理的な報酬その他の利益については、かかる地位又は職務が、受託会社としての地位又は本信託に帰属若しくは関連する株式、財産、権利若しくは権能の当然の結果として、若しくはこれを手段・理由として得られたか又は保有若しくは留保するものであっても、その説明責任を負わない。

6. 信託の記録及び会計に用いる通貨

本信託の記録及び会計は、米ドルによる。

7. マスターファンド

受託会社は、マスターファンドが清算又は解散となることを認識した場合は直ちに受益権者に対してこれを通知する。

8. 受託会社の権限

8.1 受託会社は、本信託証書に基づく権利、特権、権能、責務、信託及び裁量権を、委任先として適格とみなす者（管理会社、会計監査人及びその他受託会社が9条に従い指名する者、機

関、会社又は法人を含む。) に対して委任し、その役務に対するかかる者の通常の手数料を請求することができる。

- 8.2 受託会社は、自己の決定する条件（委任先による再委任を許容する条件を含む。）によりかかる委任先を指名することができ、また当該委任先の助言に依拠することができる。

9. 受託会社の指名、解任又は辞任

- 9.1 受託会社は、受益権者及び管理会社に対して 90 日以上前に書面で通知することにより、いずれかの月の最終の営業日付で受託会社を辞任し、本信託の義務を免除されることができる。かかる辞任及び義務の免除は、本条に記載する承継受託会社が指名された場合に有効となる。

- 9.2 受託会社が辞任を通知した場合、管理会社が承継受託会社を指名する権限を有する。

10. 投資資産

- 10.1 第 5 条及び管理会社の投資権限に従い、受託会社は次の者に、投資資産その他本信託証書に記載する信託上で保有される他の財産の引渡の受領、その保有、及び／又は当該財産の法定上の所有者としての登録をさせることができる。

- (a) 受託会社の役員又は責任者
- (b) 受託会社が指名する者
- (c) 受託会社の指名を受けた者及び受託会社
- (d) 本項の定めに従い指名される資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人、又は
- (e) 投資資産との関係で関与する、公認の預託機関若しくは決済機関として運営する会社又は決済代理人として行為する会社

受託会社は、資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人を指名し、またかかる指名を終了することができる。受託会社はまた、かかる資産管理人又は副資産管理人に対して、受託会社の事前の同意を得て、その副資産管理人を指名する権限を付与することができる。当該資産管理人、共同資産管理人又は副資産管理人の報酬及び費用は、信託財産からこれを支払う。

- 10.2 信託財産を構成する投資資産その他の財産はいつでも換価し、その売却手取金を他の投資資産及び／若しくは他の財産に投資し、又は現金を付与し、あるいは売却手取金を現金若しくは預金、又は一部を現金、一部を預金で留保することができる。

- 10.3 信託財産の一部を構成する現金が、受託会社（銀行等の金融機関とする。）の預金口座に移転された場合、かかる銀行等の金融機関は、これと同様の条件の預金にかかる通常の銀行業務の慣行に従い、同等の水準の金融機関に同等の金額、期間、通貨で預け入れられている預金に適用される実勢金利と同等の利率により利息を付す。上記に服することを条件として、かかる銀行その他の金融機関は、自己の利用及び利益のために、（場合により）信託財産の一部として手元に置く（当座預金又は普通預金の別を問わない。）現金から得られる利益を留保することができる。

- 10.4 いずれの証券、取引その他の投資手段を投資資産とするか（証券、取引その他の投資手段のいずれかの種類若しくは分類に係するか、又は特定の証券、取引その他の投資手段に係するかを問わない。）の決定にあたっては、受託会社の判断が最終的なものとなる。
- 10.5 受託会社の有する投資資産に付与されるすべての議決権は受託会社の判断に基づき行使され、受託会社は議決権を行使しないこともできる。「議決権」又は「議決権行使」という語は、受益権者集会における議決権の行使のみならず、何らかの取り決め、スキーム若しくは決議、又は信託財産のいずれかの部分に伴う権利の変更若しくは放棄に関して同意又は承認を行うこと、及び集会の招集、決議通知の付与又は声明の公表を要求するか又はかかる要求に参加する権利を行使することを含むものとみなされる。

11. 借入

受託会社は、管理会社と協議のうえ、その裁量により借入を行うことができる。

12. 財政上の負担

受託会社は、信託財産又は受益権者に関していずれかの地域において支払う必要が生じた財政上の負担であって、当該時点において本信託の決済が管理されるか、又は受託会社が居住者であるか若しくは住所を有するか、あるいは信託財産が所在する場所の裁判所を通じて強制可能なものについては、信託財産からこれを支払うことができ、当該国の税務当局に対する税務申告の目的に関する情報を利用又は提供することができる。

13. マネー・ロンダリング防止規定

- 13.1 マネー・ロンダリング防止のための受託会社の責任の一部として、受託会社又はその関係会社、子会社若しくは関係者は、受益証券の申込者の身元及び支払の源泉につき詳細に確認することを要する。但し、以下の場合、申込の状況によっては詳細の確認は要求されないことがある。
- (a) 見込み投資者が、その投資にかかる支払を、公認の金融機関における自己名義の口座から行う場合。
 - (b) 見込み投資者が、認知された規制当局の規制を受ける公認の金融機関であり、マネー・ロンダリング防止のための規制（2008 年）表 3 に掲げられている国において事業を営む場合。
 - (c) 見込み投資者が、認知された規制当局の規制を受ける公認の仲介業者を通じて投資を行い、マネー・ロンダリング防止のための規制（2008 年）表 3 に掲げられている国において事業を営む場合。かかる場合、受託会社は受益証券の申込者の事業に関して要求される身元確認手続が完了している旨の仲介業者の保証書に依拠することができる。
- 13.2 上記の例外は、言及される金融機関又は仲介業者が、マネー・ロンダリングの防止につき十分な規則を備えていると受託会社により判断される国の機関又は業者である場合にのみ適用される。

- 13.3 受託会社は、見込投資者の身元を確認するために必要な情報の提供を要求する権限を有する。受益証券の申込者がかかる身元確認手続のための情報提供に遅滞したか又は提供を行わなかった場合、受託会社は申込を拒絶し、受領済の資金は、当初にかかる資金が借記されていた口座に何らの利息も付さずに返金される。
- 13.4 受託会社は、受益権者に対する償還金の支払が、関連法域における者のマネー・ロンダリング防止法その他の法令違反の結果となると疑われるか若しくはその旨の助言を受けた場合、又は関連法域において受託会社が法令を遵守するために必要若しくは適切であるとみなされる場合には、受益権者に対して償還金の支払を拒絶する権利を留保する。
- 13.5 ケイマン諸島の居住者である者が、本信託に対する引受その他による支払に、犯罪行為による財産が含まれることを知っている場合、疑念を抱いた場合又は知りうる若しくは疑念を抱きうる合理的な理由がある場合、かかる者は犯罪収益法（2008 年）に従いこれを報告するよう要求され、かかる報告は法律その他による情報開示規制の違反とは扱われない。

14. ミューチュアル・ファンド法

- 14.1 本信託の受益権者（その人数の過半数をもって受託会社の指名及び解任を行うことができる者）が 15 名以下である場合、本信託はケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法（2007 年改正）に基づく規制を受けることを要しない。
- 14.2 但し、第 14.1 項に記載する要件が充足されない場合には、本信託はミューチュアル・ファンド法（2007 年改正）及びその後改正に基づく規制を受けなければならない、かつケイマン諸島金融庁（以下「金融庁」という。）の監督に服することとなり、また受託会社は、(i)金融庁への登録、(ii)本目論見書に記載される事項及びその変更の金融庁に対する届出、(iii)金融庁に対する年次の計算書類（許可された会計監査人の監査を受けたもの）の提出、及び(iv)所定の登録料及び年間手数料の支払並びに適用法令の遵守に必要な行為を行うことを要求される。

15. 事務管理者としての役務

受託会社は、本信託に代わり、ケイマン諸島において次の会計及び事務管理サービスを行う。

- (a) 本信託の名義において、かつ本信託を代理して、毎月の評価日に本信託の純資産価額及び受益証券 1 口当たりの純資産価額を、本信託証書及び募集書類に従い決定する。
- (b) 本信託が管理会社に対して支払う運用報酬及び成功報酬を、募集書類に従い計算する。
- (c) 本信託の主たる事務所を提供し、本信託の受益権者名簿（以下「名簿」という。）及び会計記録等を含む合理的かつ必要な一切の記録及び会計を管理する。
- (d) 受益権者の要請ある場合には、本信託上の持分の証明書を作成し、これを受益権者に提出する。また、監査のために、本信託の報告書、会計記録及び財務諸表を作成する。

- (e) 管理会社の委託を受けて、本信託の受益証券の登録機関兼名義書換代理人として行為し、本信託及び各サブファンドの受益証券の受益権者名簿を保管する。
- (f) 受益証券の引受、購入、名義書換又は償還その他に関連して、可能な場合には、本信託の主たる事務所において本信託宛になされた一切の連絡に対応し回答する。但し、受益証券の発行、所有、償還その他に関連して紛争が生じた場合、受託会社は、その単独の裁量で必要とみなす措置を講ずる。
- (g) 本信託に代わり受領した金銭、手形及び債券を、受領後直ちに本信託に預託する。
- (h) 矛盾する要求のある場合、受託会社は、本別紙に記載される受託会社の事務管理サービスの履行を、かかる矛盾する要求が撤回され、又は各当事者の権利が裁判所の手続、仲裁又は共同の命令その他により解決されるまで差し控えることができる。
- (i) 本信託に関連してケイマン諸島で支払の要求される一切の行政手数料を支払い、本信託に関連してケイマン諸島で要求される一切の届出を行う。
- (j) 本項(j)の定めに従うことを条件として、受託会社の管理義務及び責任は、本別紙に明示的に記載されるものに限定される。受託会社は、追加の事務管理サービスに合意しこれを行うことができるがその義務を負うものではなく、かかる追加的なサービスについては本信託証書第 31 条に従い承認される追加の報酬を受けることができる。

別紙 2

信託報酬

本信託が毎月 UBS に対して支払う報酬額（関連する暦月の最終の評価日における各サブファンドの純資産価額（本信託証書に従い算定される）に対する料率として計算される。）

50 百万ドルまでの部分	サブファンド毎の純資産価額の年率 8 ベーシス・ポイント
残りの部分	サブファンド毎の純資産価額の年率 6 ベーシス・ポイント

但し、四半期毎の報酬額は各サブファンドにつき、最低 8,750 ドルとする。

上記を証するため、受託会社は、冒頭記載の日付において本信託証書を作成した。

下記の者の面前にて UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド により署名された _____ 証人（署名） _____ 氏名	)))	_____ 権限ある署名者 _____ 権限ある署名者

下記の者の面前にて スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド により署名された _____ 証人（署名） _____ 氏名	)))	_____ 取締役 _____ 取締役

本修正証書は、2011 年 6 月 24 日付で

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有し、信託会社免許を保有する UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）により作成され、

2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「本信託証書」という。）を追補するものである。

A. 本信託証書第 29 条は次のとおり定めている。

受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の追補証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、以下を条件とする。

- (i) 受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと判断する旨を書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加が行われないこと。及び
- (ii) かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないこと。

B. 受託会社は、本信託証書において現在定義されている本信託の名称に対する変更案に基づき、「本信託」の定義を以下のとおり名称の変更を反映したものに変更するため、本信託証書を修正し、改訂することを望んでいる。

「**本信託**」とは、本信託証書により設定され、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン又は受託会社が随時決定することのできる他の名称で称される信託をいう。
(以下「**修正**」という。)

C. 受託会社は、本信託証書第 29 条第 i 項が規定する書面による証明を行うことを望んでいる。

D. 本信託証書第 29 条に従い、修正案は、受益権者に対して 10 日前までに書面にて通知された。

E. かかる修正は、受益権者に、受益証券に関して追加の支払義務を負わせ、又は何らかの債務を引き受けさせるものではない。

よって、本証書は以下を証する。

- 1 大文字で表記されたすべての用語は、本証書にて別段に定義された場合を除き、本信託証書に定義されたとおりの意味を有する。
- 2 本信託証書第 29 条の規定に従い、受託会社は、「本信託」の定義を削除し、以下に差し替えるため、本信託証書をここに修正する。

「**本信託**」とは、本信託証書により設定され、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン又は受託会社が随時決定することのできる他の名称で称される信託をいう。

- 3 受託会社は、上記第 2 項における修正が、既存の受益権者が有する権利を著しく害するものではなく、受益権者に対する責任から受託会社若しくはその代理人を解放する作用を持つものでもないことをここに証する。
- 4 本証書は副本に調印されることがあり、その副本は、調印され、交付された時点で原本となる。しかし、かかる副本すべてをもって単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 5 本証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島の裁判所の管轄 に服する。

上記を証するため、当事者は、冒頭記載の日付において本証書を締結した。

下記の者の面前にて UBS ファンド・サービス
ズ（ケイマン）リミテッドにより署名された

署名

証人（署名）

氏名： _____

住所： _____

役職： _____

本修正証書は、2012 年 7 月 6 日付で、スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパンの為に

ケイマン諸島の法律に基づき設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY1-1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー227、UBS ハウスに有し、信託会社免許を保有する UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）により作成され、

2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「本信託証書」という。）を追補するものである。

A. 本信託証書第 29 条は次のとおり定めている。

受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の追補証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、以下を条件とする。

- (i) 受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと判断する旨を書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加が行われないこと。及び
- (ii) かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないこと。

B. 受託会社は、

- i. 第 1 条が規定する「マスターファンド」の定義を下線部の追記により変更するため、本信託証書を修正し、改訂することを望んでいる。

「マスターファンド」とは、分別ポートフォリオ会社として登録されたケイマン諸島における適用免除会社である、スーパーファンド・グリーン・ゴールド SPCをいう。

- ii. 本信託証書第 2 条第 f 項を下線部の追記により変更するため、本信託証書を修正し、改訂することを望んでいる。

- (f) 本信託は、当初、サブファンド A 及びサブファンド B の 2 つのサブファンドにより構成され、各サブファンドにつき円建てクラスの 1 つのクラスを有する。将来においてその他のサブファンド及びクラスが設定されうる。各クラスは、募集書類に記載される指定により、各発行日にシリーズで受益証券を発行する。受益証券の各シリーズに関しては、当該シリーズの資産及び負債を割り当てる個別の勘定が管理される。各クラスの新たな受益証券のシリーズは、管理会社が販売会社と協議のうえで決定する各発行日に発行される。管理会社は、あらゆるクラスの全部又は一部のシリーズにおける受益証券の全部又は一部を当該クラスの当初シリーズ又は管理会社が決定する当該クラスのその他のシリーズに併合することができる。かかる併合にあたっては、

割り当てられるシリーズの口数の最小単位（1口）に満たない端数は、管理会社の定める方法により取り扱われる。

（以下「修正」という。）

- C. 受託会社は、本信託証書第 29 条第 i 項が規定する書面による証明を行うことを望んでいる。
- D. 本信託証書第 29 条に従い、修正案は、受益権者に対して 10 日前までに書面にて通知された。
- E. かかる修正は、受益権者に、受益証券に関して追加の支払義務を負わせ、又は何らかの債務を引き受けさせるものではない。

よって、本証書は以下を証する。

- 1 大文字で表記されたすべての用語は、本証書にて別段に定義された場合を除き、本信託証書に定義されたとおりの意味を有する。
- 2 本信託証書第 29 条の規定に従い、受託会社は、
 - i. 第 1 条が規定する「マスターファンド」の定義を下線部の追記により変更するため、本信託証書をここに修正する。

「マスターファンド」とは、分別ポートフォリオ会社として登録されたケイマン諸島における適用免除会社である、スーパーファンド・グリーン・ゴールド SPCをいう。
 - ii. 本信託証書第 2 条第 f 項を下線部の追記により変更するため、本信託証書をここに修正する。

(f) 本信託は、当初、サブファンド A 及びサブファンド B の 2 つのサブファンドにより構成され、各サブファンドにつき円建てクラスの 1 つのクラスを有する。将来においてその他のサブファンド及びクラスが設定されうる。各クラスは、募集書類に記載される指定により、各発行日にシリーズで受益証券を発行する。受益証券の各シリーズに関しては、当該シリーズの資産及び負債を割り当てる個別の勘定が管理される。各クラスの新たな受益証券のシリーズは、管理会社が販売会社と協議のうえで決定する各発行日に発行される。管理会社は、あらゆるクラスの全部又は一部のシリーズにおける受益証券の全部又は一部を当該クラスの当初シリーズ又は管理会社が決定する当該クラスのその他のシリーズに併合することができる。かかる併合にあたっては、割り当てられるシリーズの口数の最小単位（1 口）に満たない端数は、管理会社の定める方法により取り扱われる。
- 3 受託会社は、上記第 2 項における修正が、既存の受益権者が有する権利を著しく害するものではなく、受益権者に対する責任から受託会社若しくはその代理人を解放する作用を持つものでもないことをここに証する。
- 4 本証書は副本に調印されることがあり、その副本は、調印され、交付された時点で原本となる。しかし、かかる副本すべてをもって単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 5 本証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島の裁判所の管轄に服する。

上記を証するため、当事者は、冒頭記載の日付において本証書を締結した。

下記の者の面前にて UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドにより署名された

署名

証人（署名）

氏名： _____

住所： _____

役職： _____

下記の者の面前にてスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッドにより署名された

署名

証人（署名）

氏名： _____

住所： _____

役職： _____

(訳文)

UBS ファンド・サービス (ケイマン) リミテッド
(辞任受託会社)

**スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッ
ド (管理会社)**

スーパーファンド証券株式会社

(販売会社)

及び

ハーニーズ・トラスティーズ (ケイマン) リミテッド
(新任受託会社)

受託会社の辞任及び任命

並びに

信託証書の変更に関する証書

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン

本受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書は、下記の当事者により、2015年4月24日頃に締結され、2015年5月8日付で効力が発生する（以下「発効日」という。）。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1103、グランド・ケイマン、私書箱 852、エルジン・アベニュー 227、UBS ハウスに所在する UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「辞任受託会社」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -1104、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス、私書箱 268、キャンベルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1 -1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド証券株式会社（以下「販売会社」という。）
- 4 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス、4 階に所在するハーニーズ・トラステイズ（ケイマン）リミテッド（以下「新任受託会社」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「原信託証書」という。）に基づき、辞任受託会社は、ケイマン諸島籍適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「当ファンド」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「修正証書 1」という。）に従い、当ファンドの名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために辞任受託会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「修正証書 2」といい、原信託証書と修正証書 1 と纏めて「本信託証書」という。）。
- B 本信託証書第 33 項に基づく手続に従い、発効日付で、辞任受託会社は、当ファンドの受託会社を辞任することを希望し、管理会社及び販売会社は、当ファンドの受託会社として新任受託会社を任命することを希望している。新任受託会社は、発効日付で、当ファンドに関する新たな受託会社として任命されることを希望している。
- C 管理会社及び販売会社は、発効日付で、辞任受託会社が辞任し、新任受託会社が任命されることに合意した。
- D 当事者は、辞任受託会社の辞任及び新任受託会社の任命を発効日付で有効とするために、本信託証書に基づく関連する通知期間を放棄することに合意している。
- E 信託財産は、本信託証書及び本証書の条項に従って、発効日付で新任受託会社に対して譲渡されるか、又はその管理下に置かれることが予定されている。

- F 受託会社の変更を有効とするための手続の一環として、本信託証書に規定されている受託会社の責任に関する基準は、本証書において詳細が記載されている形で変更されることが予定されている。

本文

1 定義及び解釈

1.1 当事者は、以下を了承し、合意する。

- (a) 使用されているが別途定義されていない用語は、本信託証書でそれらの用語に対して定められた意味を持つものとする。
- (b) 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、辞任受託会社及び新任受託会社に対する言及は、正式に権限を有するそれら代理人及び／又は代表者を含む。
- (c) あらゆる文書若しくは合意又は法、法令、証書、規制若しくは制定法に対する言及は、当面のところ有効であり、その時々において、修正、変更、補足、置換又は更改後の法、法令、証書、規制若しくは制定法に対する言及と解釈されるものとする。
- (d) 不誠実不正、故意の不履行又は重大な過失とは、管轄権を有する裁判所によるその旨の認定を意味する。
- (e) ケイマン諸島の電子取引法（2003 年改正）の第 8 条及び第 19 条 3 項は適用されない。

1.2 本証書において、

- (a) 「**修正権限**」は、本証書の第 8 項に定める意味を有する。
- (b) 「**本証書**」とは、本受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書を意味する。
- (c) 「**発効日**」とは、2015 年 5 月 8 日をいう。
- (d) 「**本ファンド**」は、本証書の前文でかかる用語に対して定められた意味と同様の意味を有する。
- (e) 「**重大な過失**」とは、ある者に関して、当該人物が他者に対して負う注意義務違反の結果、認識ある過失のもとに行為する又は行為しない、過失を越える行動基準をいう。
- (f) 「**マスターファンド**」とは、ケイマン諸島の会社法（2013 年改正）に基づき設立された、適用免除分別ポートフォリオ会社であるスーパーファンド・グリーン・ゴールド SPC をいう。
- (g) 「**当事者**」とは、本証書の当事者をいう。

- (h) 「**本記録**」は、本証書の第4項(f)に規定された意味を有する。
- (i) 「**本信託証書**」は、本証書の前文でかかる用語に対して定められた意味と同様の意味を有し、あらゆる修正及び補足を含む。

2 受託会社の辞任及び新任受託会社の任命

- 2.1 管理会社及び販売会社は共同して、本信託証書の第33項(b)により付与された権限の行使により、発効日付で、新任受託会社を、辞任し当ファンドの信託から解放される辞任受託会社に代わり、当ファンドの受託会社として任命する。
- 2.2 新任受託会社は、当ファンドの受託会社としての任命を了承及び受諾し、発効日以降、当ファンドを本信託証書に従い管理すること、及び本信託証書により付与されるすべての義務、責任、債務、権限を引き受けることに同意する。
- 2.3 管理会社及び販売会社は共に、(i)発効日付での辞任受託会社の辞任及び新任受託会社の任命、並びに(ii)管理会社及び販売会社が、引き続き当ファンドの各管理会社及び販売会社を務め、本信託証書に規定された管理会社及び販売会社としての権利及び義務を引き続き有することを了承及び合意する。
- 2.4 当事者は、辞任受託会社の辞任及び新任受託会社の任命に関し、本信託証書第33項に基づく該当通知規定を放棄する。

3 信託財産

辞任受託会社は、当ファンドの資産の受託者としてのすべての権利、権原及び持分を、新任受託会社に対し移転、譲渡及び交換し、発効日付又は発効日後合理的に実行可能な程度に速やかに、新任受託会社のため、当該資産の当該移転、譲渡及び交換を行うために必要とされるすべての文書を締結し、すべての事項を実行することに同意する。

4 表明及び保証

辞任受託会社は、新任受託会社に対し以下の同意、表明及び保証を行う。

- (a) 当ファンドが支払能力を有しており、終了されていないこと。
- (b) 当ファンドの資産は、新任受託会社に以前に開示された通り、辞任受託会社がマスターファンドの利益参加株主として当ファンドの勘定で保有する既存持株であること。
- (c) 辞任受託会社が、本信託証書又は法律に基づき当ファンドに関して受益権者に対して負う債務を発効日までに免除されること。
- (d) 辞任受託会社が、当ファンドの受託会社としてのすべての義務、債務及び責任を遂行、実行、遵守及び履行するにあたり、発効日までの期間において本信託証書及びすべての適用のある法律及び規制の条項を遵守していたこと、並びに関連する募集文書に従い行動していたこと。

- (e) 辞任受託会社が、当ファンドに関し、必要となるすべての規制当局への届出が完了しかつ最新の状態であることを確保していること（ケイマン諸島の信託登録機関及びケイマン諸島の金融当局への届出を含むがこれらに限定されない）。
- (f) 新任受託会社は、当ファンドに属し、又は関連する、発効日における当ファンドの状況を正確に示した、以下のものを含むがこれらに限られないすべての書類及び記録（以下「**本記録**」という。）を提供されている。(i)本信託証書及びすべての修正、(ii)当ファンドの募集書類及びすべての修正、(iii)最新の当ファンドの受益権者名簿、(iv)最新の当ファンドのすべての財務諸表、(v)当ファンドの受託会社として辞任受託会社が締結したすべてのサービス提供契約及び契約合意、(vi)当ファンドに関してケイマン諸島の信託登録機関及びケイマン諸島の金融当局が発行したすべての登録証明書、(vii)すべての課税免除保証、(viii)当ファンドに関してケイマン諸島の信託登録機関に提出されたすべての年度申告書類、(ix)定款、設立証明書、社員名簿、取締役及び役員名簿、並びにマスターファンドの抵当登録簿の写しを含む、当ファンドによるマスターファンドの単独株式保有を証明するために必要とされるすべての書類、並びに(x)当ファンドの新しい受託会社としての新任受託会社に合理的に開示されるべきその他すべての書類。
- (g) 辞任受託会社は、当ファンドの新しい受託会社としての新任受託会社に対して合理的に開示されるべき、実際の又はそのおそれのある訴訟に関する問題を含むがそれらに限定されない重要な状況を認識していないこと。
- (h) 新任受託会社は、発効日前の辞任受託会社を含むあらゆる者の作為若しくは不作為に対して、又は当該作為若しくは不作為の結果として発生した一切の損失、費用及び責任に対して責任を負わない。新任受託会社は、発効日前に準備又は保管されていた当ファンドに関するすべての本記録に依拠する権利を有し、本記録に含まれる情報を証明する義務及び債務を明示的に免除されること。

5 辞任受託会社の免責

新任受託会社は、辞任受託会社が発効日前の期間中、辞任受託会社の当ファンドの受託会社の地位に関して、本信託証書又は法律に基づき付与されるすべての補償、権限及び特権の利益を引き続き得ること、とりわけ辞任受託会社が、発効日前に当ファンドの受託会社としての職務の遂行において、又はこれに関してなされた作為又は不作為によって負担し、又は被ることのあるすべての法的措置、手続き、コスト、課徴金、損失、損害賠償及び費用に関して信託財産から補償を受けることを認め、合意する。但し、発効日前に辞任受託会社自身の不正行為、重大な過失又は故意の不履行によって起こった訴訟、手続き、コスト、課徴金、損失、損害賠償及び費用は除く。

6 新任受託会社の免責

第13項を含む本信託証書のその他の規定に関わらず、発効日以降、新任受託会社は、新任受託会社が当ファンドの受託会社として課せられ、負担し、又は被ることのある全ての法的措置、手続き、責任、コスト、請求、損害賠償、費用（合理的な法的費用、専門家費用及びその他同様の費用をすべて含む）、又は要求に対して信託財産から補償を受けるものとする。前記に関わらず、新任受託会社が被った法的措置、手続き、責任、コスト、請求、損害賠償、費用又は要求で、ケイマン諸島の裁判所が新任受託会社又はそ

の関連会社、及びその取締役、役員又は従業員の不誠実不正、故意の不履行、又は重大な過失によって起こったと判断したものについては、新任受託会社は免責されないものとする。

7 本信託証書別紙2に関する確認

当事者は、疑義を避けるため、ここに本信託証書別紙2がすべて削除されることを認め、合意する。

8 本信託証書の変更

本信託証書第29項に従い、辞任受託会社及び新任受託会社は、当ファンドの受益権者に10日前までに通知を行うことによって、受託会社は、受益権者の最善の利益になると受託会社が考える方法及び程度において、本信託証書の条項を修正、変更、改正し、又はこれに追加する権利を有する。但し、当該修正は、(i)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(ii)受託会社又はその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、及び(iii)いかなる受益権者にも受益証券に関して追加の支払義務を負わせず、又はこれに関して責任を負わせないこと（以下「**修正権限**」という。）を条件とする。辞任受託会社は、当ファンドの受益権者に対して少なくとも10日前までに本証書に関する書面による通知がなされるように手配しており、本信託証書は、修正権限の行使により、本証書第6項及び第7項に定める方法によって修正できることを証する。但し、当該修正が(i)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(ii)受託会社又はその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、及び(iii)いかなる受益権者にもその受益証券に関して追加の支払義務をおわせず、又はこれに関して責任を負わせないことを条件とする。

9 本信託証書の効力継続

本証書は、本信託証書を補完するものである。本証書の条件及び条項によって修正及び補完されるものを除いて、本信託証書は、引き続き効力を有するものとする。

10 準拠法

本証書及びその条項は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

11 副本

本証書は、その当事者が複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本信託証書を締結した。

辞任受託会社：

証書として)
当ファンドの辞任受託会社として **UBS**)
ファンド・サービシズ (ケイマン) リ
ミテッドにより

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

管理会社：

証書として)
当ファンドの管理会社としてスーパー)
ファンド・ジャパン・トレーディング
(ケイマン) リミテッドにより

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

販売会社：

証書として)
当ファンドの販売会社としてスーパー)
ファンド証券株式会社により

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

新任受託会社：

証書として)
当ファンドの新任受託会社としてハー)
ニーズ・トラスティーズ（ケイマン）
リミテッドにより

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

(訳文)

ハーニーズ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド
(受託会社)

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッ
ド（管理会社）

及び

スーパーファンド証券株式会社
(販売会社)

信託証書の変更証書

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン

本信託証書の変更証書は、2015年6月26日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス、4階に所在するハーニーズ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -1104、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス、私書箱 268、キャンベルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目1-1 帝国ホテルタワー10階に所在するスーパーファンド証券株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009年6月5日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島籍適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**当ファンド**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011年6月24日付修正証書（以下「**修正証書1**」という。）に従い、当ファンドの名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するためにUBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012年7月6日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書2**」といい、原信託証書と修正証書1と纏めて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015年5月8日に効力の発生した、2015年4月24日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」といい、原信託関連文書と纏めて「**本信託証書**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、当ファンドの受託会社を辞任し、受託会社が当ファンドの受託会社に任命された。
- C 本信託証書第29項に基づく手続に従い、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第14条第1項に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるために本信託証書を修正すること、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正（纏めて「**本修正**」という。）に効力を発生させることを希望している。
- D 受託会社は、本修正が、(i)受益権者の最善の利益となり、(ii)既存の受益権者の権利が重大な点において損なわれず、(iii)受託会社又はその代理人を受益権者に対する責任から解放する働きをせず、また(iv)受益権者に対しその受益証券に関していかなる追加の支払義務も負わせず、又はこれに関して責任を負わせないものであると考えている。
- E 管理会社及び販売会社は、本修正に合意した。

- F 本証書の日付から本修正に効力を発生させるため、当ファンドの唯一の受益権者としての販売会社は、本修正に関する書面による通知を受けており、本信託証書に基づく関連する通知期間を放棄することに合意している。

本文

1 定義及び解釈

1.1 当事者は、以下を了承し、合意する。

- (a) 使用されているが別途定義されていない用語は、本信託証書でそれらの用語に対して定められた意味を持つものとする。
- (b) あらゆる文書若しくは合意又は法、法令、証書、規制若しくは制定法に対する言及は、当面のところ有効であり、その時々において、修正、変更、補足、置換又は更改後の法、法令、証書、規制若しくは制定法に対する言及と解釈されるものとする。
- (c) ケイマン諸島の電子取引法（2003 年改正）の第 8 条及び第 19 条 3 項は適用されない。

1.2 本証書において、

- (a) 「**修正権限**」は、本証書の第 2 項に定める意味を有する。
- (b) 「**本証書**」とは、本信託証書の変更証書を意味する。
- (c) 「**本ファンド**」は、本証書の前文でかかる用語に対して定められた意味と同様の意味を有する。
- (d) 「**当事者**」とは、本証書の当事者をいう。
- (e) 「**本信託証書**」は、本証書の前文でかかる用語に対して定められた意味と同様の意味を有し、あらゆる修正及び補足を含む。

2 本信託証書の変更

本信託証書第 29 項に従い、受託会社は、当ファンドの受益権者に 10 日前までに通知を行うことによって（但し、当該受益権者は当該通知を受ける権利を放棄することができる）、受益権者の最善の利益になると受託会社が考える方法及び程度において、本信託証書の条項を修正、変更、改正し、又はこれに追加する権利を有することを認識している。但し、当該修正は、(i)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(ii)受託会社及びその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、並びに(iii)いかなる受益権者にも受益証券に関して追加の支払義務を負わせず、又はこれに関して責任を負わせないこと（以下「**修正権限**」という。）を条件とする。受託会社は、当ファンドの唯一の受益権者としての販売会社に対して本証書に関する書面による通知がなされるように手配しており（また販売会社は当該通知を受ける権利を放棄することに同意し）、受託会社は、修正権限の行使により、以下に定

める方法によって信託証書を修正できることを証する。但し、本修正が(i)受益権者の最善の利益となること、(ii)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(iii)受託会社及びその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、及び(iv)いかなる受益権者にもその受益証券に関して追加の支払義務を負わせず、又はこれに関して責任を負わせないことを条件とする。

2.1 本信託証書第1項の「ファンド営業日」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**ファンド営業日**」とは、銀行が日本国東京、ニューヨーク州ニューヨーク市、英国及びケイマン諸島において営業を行う日（土曜日及び日曜日を除く。）、又は受託会社が随時決定する基準によりファンド営業日とされるその他の日をいう。

2.2 本信託証書第1項の「マスターファンド営業日」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**マスターファンド営業日**」とは、土曜日、日曜日以外のニューヨーク州ニューヨーク市、英国ロンドン及びケイマン諸島における通常の銀行営業日、又はマスターファンドにつき随時決定されるその他の日をいう。

2.3 本信託証書第28項(e)の直後に新たに第28項(f)を以下のとおり挿入する。

管理会社は、日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第14条第1項に規定される運用報告書を、投信法及び関係政府令に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付すること。但し、当該運用報告書の印刷物による交付の請求を受けた場合には、管理会社は、これを交付するものとする。

3 本信託証書の効力継続

本証書は、本信託証書を補完するものである。本証書の条件及び条項によって修正及び補完されるものを除いて、本信託証書は、引き続き効力を有するものとする。

4 準拠法

本証書及びその条項は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

5 副本

本証書は、その当事者が複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本信託証書を締結した。

受託会社：

証書として)
当ファンドの受託会社としてハーニー)
ズ・トラスティーズ（ケイマン）リミ
テッドにより

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

管理会社：

証書として)
当ファンドの管理会社としてスーパー)
ファンド・ジャパン・トレーディング
（ケイマン）リミテッドにより

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

販売会社：

証書として)
当ファンドの販売会社としてスーパー)
ファンド証券株式会社により

)
以下の者の立会いのもと署名された

.....
立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン)

リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

補足信託証書

スーパーファンド・ブルー・ジャパン

本補足信託証書は、2017 年 9 月 26 日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島籍適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力の発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書に基づき、受託会社は、日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた（以下「**本変更証書**」といい、原信託関連文書及び DORAV と併せて「**本信託証書**」という。）。
- D 本信託証書第 2 項 (h) に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。

- E 本信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われ不得とする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- F 受託会社は、「スーパーファンド・ブルー・ジャパン」という名称のサブファンドを設立することを希望する。
- G 販売会社は、本信託の唯一の受益権者である。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 3 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 4 受託会社は、信託証書第 2 項(h)及び第 29 項に基づき、スーパーファンド・ブルー・ジャパン（サブファンド）という名称の本信託のサブファンドを設定及び設立し、受託会社は、本信託証書及び本補足信託証書の条項に基づき、サブファンドに関する受益証券の保有者のために、信託上において 100 米ドル及びサブファンドの一切の追加の資産を分離分別された信託上で保有することを宣言する。
- 5 管理会社は、サブファンドの設定に合意した。
- 6 本信託の唯一の受益権者としての販売会社は、サブファンドの設定に合意し、さらに、本信託の唯一の受益権者として、本信託証書第 29 項に基づき、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加について 10 日前までの書面による通知を受ける本信託の唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 7 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。

- 8 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 9 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人 キルシェ・ジョンソン

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役 サムウェル・ズビインデン)

立会人 (署名) アミール・ガニー

正当な権限ある取締役をして行為する)

スーパーファンド・ジャパン株式会社)

により

証書として署名され、交付された) (取締役 芦澤 莊司)

立会人（署名）小貫 志帆

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）

リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

補足信託証書

スーパーファンド・レッド・ジャパン

本補足信託証書は、2017年9月26日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1 -1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島籍適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力の発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書に基づき、受託会社は、日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。（以下「**本変更証書**」といい、原信託関連文書及び DORAV と併せて「**本信託証書**」という。）。
- D 本信託証書第 2 項 (h) に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。

- E 本信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、受益権者に対して 10 日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になる
と考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有
する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における
受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会
社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、
受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、
修正、改訂又は追加は行われたいものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂
又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らか
の債務を引き受ける結果とならない。
- F 受託会社は、「スーパーファンド・レッド・ジャパン」という名称のサブファンドを設
立することを希望する。
- G 販売会社は、本信託の唯一の受益権者である。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表
現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 3 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改
訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわ
れないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものでは
ないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加も、受益権
者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける
結果とならないことを証する。
- 4 受託会社は、信託証書第 2 項(h)及び第 29 項に基づき、スーパーファンド・レッド・ジ
ャパン（サブファンド）という名称の本信託のサブファンドを設定及び設立し、受託会
社は、本信託証書及び本補足信託証書の条項に基づき、サブファンドに関する受益証券
の保有者のために、信託上において 100 米ドル及びサブファンドの一切の追加の資産を
分離分別された信託上で保有することを宣言する。
- 5 管理会社は、サブファンドの設定に合意した。
- 6 本信託の唯一の受益権者としての販売会社は、サブファンドの設定に合意し、さらに、
本信託の唯一の受益権者として、本信託証書第 29 項に基づき、本補足信託証書による本
信託証書への修正、変更、改訂及び追加について 10 日前までの書面による通知を受ける
本信託の唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 7 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書とし
て読まれ、解釈されるものとする。

- 8 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 9 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人 キルシェ・ジョンソン

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役 サムウェル・ズビインデン)

立会人 (署名) アミール・ガニー

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン株式会社)
により

証書として署名され、交付された) (取締役 芦澤 莊司)

.....
立会人（署名）小貫 志帆

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

変更証書

スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン

本変更証書は、2017年12月12日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1 -1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力の発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」といい、当初変更証書、原信託関連文書、DORAV 及びスーパーファンド・ブルー証書と併せて

「**本信託証書**」という。)に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

F 販売会社は本信託の唯一の受益権者である。

本文

1 本信託証書の変更

本信託証書第 29 項に従い、受託会社は、当ファンドの受益権者に 10 日前までに通知を行うことによって（但し、当該受益権者は当該通知を受ける権利を放棄することができる）、受益権者の最善の利益になると受託会社が考える方法及び程度において、本信託証書の条項を修正、変更、改正し、又はこれに追加する権利を有することを認識している。但し、当該修正は、(i)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(ii)受託会社及びその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、並びに(iii)いかなる受益権者にも受益証券に関して追加の支払義務を負わせず、又はこれに関して責任を負わせないことを条件とする（以下「**修正権限**」という。）。販売会社は、当ファンドの唯一の受益権者として、本書にその概要を示す本信託証書に対する修正につき 10 日前までの通知要件を放棄することに同意し、受託会社は、修正権限の行使により、以下に定める方法によって本信託証書を修正できることを証する。但し、当該修正が(i)本信託の受益権者の最善の利益となること、(ii)その時存在している受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれないこと、(iii)受託会社及びその代理人を受益権者に対する責任から解放するものではないこと、及び(iv)いかなる受益権者にもその受益証券に関して追加の支払義務を負わせず、又はこれに関して責任を負わせないことを条件とする。

本変更証書により、受託会社は 2018 年 1 月 1 日を効力発生日として本信託証書を以下のとおり修正する。

- 1.1 本信託証書第 1 項の「ファンド営業日」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**ファンド営業日**」とは、該当する目論見書にその概要が記載される特定の日をいう。

- 1.2 本信託証書第 1 項の「マスターファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**マスターファンド**」とは、管理会社がサブファンドに帰属する資産を投資する投資先ファンドをいい、その概要は該当する目論見書に記載される。

- 1.3 本信託証書第 1 項の「マスターファンド営業日」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**マスターファンド営業日**」とは、該当する目論見書にその概要が記載される特定の日をいう。

- 1.4 本信託証書第 1 項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**サブファンド**」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン（旧：サブファンド A）、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン（旧：サブファンド B）、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ブルー・ジャパンを含むがこれらに限定されない。各

サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。

- 1.5 本信託証書第1項の「本信託」の定義を削除し、以下に置き換える。

「**本信託**」とは、本信託証書により設定され、スーパーファンド・ジャパン又は受託会社が随時決定する他の名称で称される本信託をいう。

- 1.6 本信託証書第2項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ブルー・ジャパンの4つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・グリーン A・ジャパンは現在、ゴールド円・クラスという1つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン B・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラスという4つのクラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ブルー・ジャパンは現在、円ヘッジ有・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 1.7 本信託証書に新たに第19項(c)を以下のとおり挿入する。

「疑義を避けるために付言すると、受託会社はその裁量により、サブファンドの受益証券の支払いのために、現金の代わりに関連するマスターファンドの持分を現物支給することを認める。」

- 1.8 本信託証書に新たに第33項(g)を以下のとおり挿入する。

「本信託がケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）に従ってケイマン諸島の金融当局に登録されていない場合、本信託の受益権者はその過半数の同意により受託会社を任命又は解任できる。」

2 その他の事項

- 2.1 本変更証書は、本信託証書を補足するものである。

- 2.2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本変更証書においても同一の意味を有するものとする。

- 2.3 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本変更証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。

- 2.4 本変更証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 2.5 本変更証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本変更証書を締結し交付した。

正当な権限ある取締役をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) _____ (取締役)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) _____ (取締役)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン株式会社)
により

証書として署名され、交付された) _____ (取締役)

立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

補足信託証書 兼 変更証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書兼変更証書は、2018年6月13日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力が発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」といい、当初変更証書、原信託関連文書、DORAV、スーパーファンド・ブルー証書及びスーパーファンド・レッド証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しその他の軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- H 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われ不得とする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- I 受託会社は、「スーパーファンド・グリーンC・ジャパン」（以下「**本サブファンド**」という。）という名称の本信託のサブファンドを設立することを希望する。
- J 販売会社は、本信託の唯一の受益権者である。

本文

- 1 本補足信託証書兼変更証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書兼変更証書においても同一の意味を有するものとする。
- 3 受託会社は、その判断において、本補足信託証書兼変更証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 4 受託会社は、信託証書第2項(h)及び第29項に基づき、本サブファンドを設定及び設立し、受託会社は、本信託証書及び本補足信託証書兼変更証書の条項に基づき、本サブファンドに関する受益証券の保有者のために、信託上において100米ドル及び本サブファンドの一切の追加の資産を分離分別された信託上で保有することを宣言する。
- 5 管理会社は、本サブファンドの設定に合意した。
- 6 本信託の唯一の受益権者としての販売会社は、本サブファンドの設定に合意し、さらに、本信託の唯一の受益権者として、本信託証書第29項に基づき、本補足信託証書兼変更証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加について10日前までの書面による通知を受ける本信託の唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 7 本補足信託証書兼変更証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
- 7.1 本信託証書第1項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ブルー・ジャパンを含むがこれらに限定されない。各サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。

- 7.2 本信託証書第2項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・ブルー・ジャパン及びスーパーファンド・レッド・ジャパンの5つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・グリーン A・ジャパンは現在、ゴールド円・クラス、円・クラス及び米ドル・クラスという3つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン B・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラス

という4つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン C・ジャパンは現在、円・クラス及び米ドル・クラスという2つのクラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ブルー・ジャパンは現在、円ヘッジ有・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 8 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書兼変更証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書兼変更証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 10 本補足信託証書兼変更証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書兼変更証書を締結し交付した。

正当な権限ある取締役をして行為する)

ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)

イマン) リミテッドにより

証書として署名され、交付された)

(取締役)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)

スーパーファンド・ジャパン・トレイ)

ディング (ケイマン) リミテッドによ
り

証書として署名され、交付された)

(取締役)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)

スーパーファンド・ジャパン株式会社)

により

証書として署名され、交付された)

.....
(取締役)

.....
立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2020年1月1日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

前文

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力が発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しその他の軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書及び後発変更証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンCジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- I 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われ不得とする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- J 本信託証書に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称するサブファンド（以下「**本サブファンド**」という。）を設立した。
- K 受託会社は、本サブファンドの名称を「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ」に変更することを希望する。
- L 販売会社は、本サブファンドの唯一の受益権者である。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 3 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 4 原信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、現在本信託証書に基づき「スーパーファンド・ブルー・ジャパン」として設立されているサブファンドの名称を、2020 年 1 月 1 日を効力発生日として「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ」に変更する（以下「**本サブファンドの名称変更**」という。）。
- 5 管理会社は、本サブファンドの名称変更に同意した。
- 6 本サブファンドの唯一の受益権者としての販売会社は、本サブファンドの名称変更に合意し、さらに本信託証書第 29 項に基づき、本補足信託証書による本信託証書への修正について 10 日前までの書面による通知を受ける本サブファンドの唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は 2020 年 1 月 1 日を効力発生日として本信託証書を以下のとおり修正する。

- 7.1 本信託証書第 1 項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティを含むがこれらに限定されない。各サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。

- 7.2 本信託証書第 2 項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・グリーン A・ジャパン、スーパーファンド・グリーン B・ジャパン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティの 5 つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・グリーン A・ジャパンは現在、ゴールド円・クラス、円・クラス及び米ドル・クラスという 3 つのクラスを有する。スーパーファンド・グリ

ーン B・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラスという4つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン C・ジャパンは現在、円・クラス及び米ドル・クラスという2つのクラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティは現在、円・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 8 本信託証書は、本サブファンドに関して引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 10 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある取締役をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (取締役)

.....
立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

.....
立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)

スーパーファンド・ジャパン株式会社)

により

証書として署名され、交付された)

.....
(取締役)

.....
立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン株式会社

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2020 年 12 月 18 日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）
- 3 日本国東京都千代田区内幸町一丁目 1-1 帝国ホテルタワー10 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社（以下「**販売会社**」という。）

経緯

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力が発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しいくつかの軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンC・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 2020年1月1日付補足信託証書（以下「**シャープパリティ証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書、後発変更証書及びスーパーファンド・グリーンC証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティに変更した。
- I 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- J 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われないものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- K 本信託証書に基づき、受託会社は（とりわけ）次のサブファンドを設立した：(i)スーパーファンド・グリーンA・ジャパン（以下「サブファンド「**グリーンA**」」という。）及び(ii)スーパーファンド・グリーンB・ジャパン（以下「サブファンド「**グリーンB**」」という。）。
- L 販売会社は、サブファンド「グリーンA」及びサブファンド「グリーンB」の唯一の受益権者である。
- M 受託会社は、管理会社より提案された本信託の再編を本信託証書に反映するため、以下を目的として本信託証書を変更することを希望する。
- (i) サブファンド「グリーンA」を終了すること。
 - (ii) サブファンド「グリーンB」の名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに変更すること。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 本補足信託証書は、2021 年 1 月 1 日をその効力発生日とする。
- 3 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 4 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 5 本信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、本信託証書に基づき「スーパーファンド・グリーン A・ジャパン」として設立されているサブファンドを終了する（以下「サブファンドの終了」という）。
- 6 本信託証書第 29 項に基づき、受託会社は、現在本信託証書に基づき「スーパーファンド・グリーン B・ジャパン」として設立されているサブファンドの名称を、「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン」に変更する（以下「サブファンドの名称変更」という。）。
- 7 管理会社は、本補足信託証書に署名することにより、サブファンドの終了及びサブファンドの名称変更に同意した。
- 8 サブファンド「グリーン A」及びサブファンド「グリーン B」の唯一の受益権者としての販売会社は、本補足信託証書に署名することにより、サブファンドの終了及びサブファンドの名称変更に同意し、さらに本信託証書第 29 項に基づき、本補足信託証書による本信託証書への修正について 10 日前までの書面による通知を受けるサブファンド「グリーン A」及びサブファンド「グリーン B」の唯一の受益権者としての販売会社の権利を放棄する。
- 9 本補足信託証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
- 9.1 本信託証書第 1 項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティを含むがこれらに限定されない。各サブファンドについて、異なる通貨建ての

複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。

9.2 本信託証券第2項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティの4つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラスという4つのクラスを有する。スーパーファンド・グリーン C・ジャパンは現在、円・クラス及び米ドル・クラスという2つのクラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティは現在、円・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 10 本信託証券は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証券と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 11 本補足信託証券は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 12 本補足信託証券は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)

スーパーファンド・ジャパン株式会社)

により

証書として署名され、交付された)

.....
(取締役)

.....
立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2021年6月16日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）

経緯

- A 2009年6月5日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011年6月24日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012年7月6日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015年5月8日に効力が発生した、2015年4月24日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015年6月26日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しいくつかの軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンC・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 2020年1月1日付補足信託証書（以下「**シャープパリティ証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティに変更した。
- I 2021年1月1日に効力が発生した、2020年12月18日付補足信託証書（以下「**グリーン・サブファンド信託証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書、後発変更証書、スーパーファンド・グリーンC証書及びシャープパリティ証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンA・ジャパンとの名称であったサブファンドを終了し、スーパーファンド・グリーンB・ジャパンとのサブファンドの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに変更した。
- J 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- K 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になることと考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われないものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- L 本信託証書に基づき、受託会社は（とりわけ）次のサブファンドを設立した：スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ（以下「サブファンド「シャープパリティ」」という。）。
- M スーパーファンド・ジャパン株式会社は、サブファンド「シャープパリティ」の唯一の受益権者である。
- N 受託会社は、以下を目的として本信託証書を変更することを希望する。

- (i) サブファンド「シャープパリティ」の名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーに変更すること。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 本補足信託証書は、2021年7月1日をその効力発生日とする。
- 3 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 4 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 5 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、現在本信託証書に基づき「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティ」として設立されているサブファンドの名称を、「スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザー」に変更する（以下「サブファンドの名称変更」という。）。
- 6 管理会社は、本補足信託証書に署名することにより、サブファンドの名称変更に同意した。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
 - 7.1 本信託証書第1項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいい、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーを含むがこれらに限定されない。各サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。
 - 7.2 本信託証書第2項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーン、スーパーファンド・グリーン C・ジャパン、スーパーファンド・レッド・ジャパン及びスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーの4つのサブファンドにより構成される。本信託の各受益証券クラスは現在、円建て又は米ドル建てである。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス及びゴールド米ドル・クラスという4つのクラスを有する。

スーパーファンド・グリーン C・ジャパンは現在、円・クラス及び米ドル・クラスという2つのクラスを有する。スーパーファンド・レッド・ジャパンは現在、円・クラス、米ドル・クラス、ゴールド円・クラス、ゴールド米ドル・クラス、シルバー円・クラス及びシルバー米ドル・クラスという6つのクラスを有する。スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーは現在、円・クラス及びゴールド円・クラスという2つのクラスを有する。

- 8 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 10 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2022年8月10日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY1-1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY1-9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）

経緯

- A 2009年6月5日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011年6月24日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012年7月6日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015年5月8日に効力が発生した、2015年4月24日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015年6月26日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017年9月26日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しいくつかの軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンC・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 2020年1月1日付補足信託証書（以下「**シャープパリティ証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティに変更した。
- I 2021年1月1日に効力が発生した、2020年12月18日付補足信託証書（以下「**グリーン・サブファンド信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンA・ジャパンとの名称であったサブファンドを終了し、スーパーファンド・グリーンB・ジャパンとのサブファンドの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに変更した。
- J 2021年6月16日付補足信託証書（以下「**システムティック・オールウェザー証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書、後発変更証書、スーパーファンド・グリーンC証書、シャープパリティ証書及びグリーン・サブファンド信託証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティとの名称であったサブファンドをスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーとの名称に変更した。
- K 本信託証書第2項（h）に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- L 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われえないものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。
- M 受託会社は、以下を目的として本信託証書を変更することを希望する。

- (i) スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンにつき、シルバー米ドル・クラス及びシルバー円・クラスと称する2つの新たなクラスを設定すること（以下「サブファンド・グリーンのクラス設定」という。）。
- (ii) スーパーファンド・レッド・ジャパンを終了すること（以下「サブファンド・レッドの終了」という。）。
- (iii) 今後の補足信託証書の書式につき、記載様式を変更すること（以下「記載様式の変更」という。）。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 本補足信託証書は、2022年9月1日をその効力発生日とする。
- 3 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 4 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、及び受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 5 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、(i) サブファンド・グリーンのクラス設定、(ii) サブファンド・レッドの終了、及び(iii) 記載様式の変更を承認する。
- 6 管理会社は、本補足信託証書に署名することにより、(i) サブファンド・グリーンのクラス設定、(ii) サブファンド・レッドの終了、及び(iii) 記載様式の変更に同意する。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
 - 7.1 本信託証書第1項の「サブファンド」の定義を削除し、以下に置き換える。

「サブファンド」とは、本信託のサブファンドであって本信託の他のサブファンドとは切り離された資産及び負債のプールを表章するものをいう。各サブファンドについて、異なる通貨建ての複数のクラスを設定できる。各サブファンドは、互いに分別して管理され、管理会社は、該当する目論見書に従いその投資を行う。
 - 7.2 本信託証書第2項(f)の第一文をすべて削除し、以下に置き換える。

本信託は、本信託証書の条項に基づき設定される数のサブファンドにより構成される。前記のとおり設定された各サブファンドは、本信託証書の条項に基づき設定される数の

クラスを有し、各クラスの受益証券数は本信託証書の条項に基づき設定されるものとする。

- 8 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。
- 10 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2024年9月6日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。）

経緯

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力が発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に関する証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しいくつかの軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンC・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 2020年1月1日付補足信託証書（以下「**シャープパリティ証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティに変更した。
- I 2021年1月1日に効力が発生した、2020年12月18日付補足信託証書（以下「**グリーン・サブファンド信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンA・ジャパンとの名称であったサブファンドを終了し、スーパーファンド・グリーンB・ジャパンとのサブファンドの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに変更した。
- J 2021年6月16日付補足信託証書（以下「**システムティック・オールウェザー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティとの名称であったサブファンドをスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーとの名称に変更した。
- K 2022年8月10日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド終了証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書、後発変更証書、スーパーファンド・グリーンC証書、シャープパリティ証書、グリーン・サブファンド信託証書及びシステムティック・オールウェザー証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンにつき2つの新たなクラスを設定し、スーパーファンド・レッド・ジャパンを終了した。
- L 本信託証書第2項(h)に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- M 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になることと考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、修正、改訂又は追加は行われえないものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。

- N 管理会社は、管理会社と本信託の代表としての受託会社との間で締結された又は締結される投資顧問契約に従って、本信託に係る管理会社の役割を裁量のある投資管理会社から裁量の無い投資顧問会社へ変更すること（以下「**管理会社の役割変更**」という。）を、受託会社と協議の上、希望する。
- O 加えて、受託会社は、管理会社の役割変更を反映することを目的として本信託証書を変更することを希望する。

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 本補足信託証書は、2024年9月6日をその効力発生日とする。
- 3 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 4 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、並びに受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 5 本信託証書第2項(h)及び第29項に基づき、受託会社は、管理会社の役割変更を承認する。
- 6 管理会社は、本補足信託証書に署名することにより、管理会社の役割変更に同意する。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
 - 7.1 本信託証書第1項の「管理会社」の定義を削除し、以下の定義を本信託証書第1項に追加する。

「**管理会社**」とは、ケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、登録上の事務所をケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に有するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド、又は本信託の管理会社として随時指名される他の者をいう。
 - 7.2 本信託証書内における「管理会社（Manager）」への言及をすべて「管理会社（Advisor）」への言及に変更する。
 - 7.3 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッドの住所については、すべて変更後の住所である「ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、ク

リケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、キャンベルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付」に変更する。

7.4 「投資顧問契約」の定義を本信託証書第1項に追加する。

「投資顧問契約」とは、本信託及び各サブファンドの資産にかかる投資助言業務の提供に関する、受託会社と管理会社との間の契約をいう。

7.5 本信託証書第3項をすべて削除し、以下に置き換える。

3. 管理会社の義務及び権限

3.1 募集書類に随時定められる投資戦略（以下「投資戦略」という。）に従って、管理会社は、本信託の金員及び資産の投資、並びにその売却、購入、交換、変更又はその他の移転若しくは処分に関して受託会社が随時要求する、ポートフォリオにかかる助言及び一般的な役務を本信託に対して提供するものとし、特に上記の一般性を制限することなくかつ投資可能額につき常に十分に情報を与えられていることを条件に、管理会社は（資産取引の実行指示については、適宜、受託会社から適切な指図（投資顧問契約に定義される。）を受けることを前提として）以下の権限（但し、これらに限らない。）を有するものとする。

- (a) 投資戦略に従って管理会社により管理されている本信託の現金、証券及びその他の財産（以下「本信託資産」という。）の受託会社による運用を援助するため、本信託向けに投資提案を行うこと。
- (b) 本信託資産の取得及び処分をいずれも投資戦略に従って監督、手配及び完了すること（必要に応じて、ポートフォリオ取引の締結を目的に本信託に代わりブローカー及びディーラーへの注文を行うことを含む。）。
- (c) 本信託資産の実績を監視し、適当な場合には受託会社の指示に基づき本信託資産を構成する企業の取締役を指名すること、本信託資産を構成する企業に関して投資契約その他の規定に基づき本信託に対して付与されているあらゆる権限を行使すること、本信託資産を構成する企業と連携し、協議し、これらを支援し、又はこれらが支援を得られるよう斡旋すること、及び本信託の資産を保護する上で適切であると管理会社が考えるあらゆる行動をとること。
- (d) 投資戦略を実行する上で良識的かつ適切である場合、本信託資産を担保に、本信託をして銀行やブローカー等から金銭を借り入れさせること、及びその他の方法にて本信託の有する又は本信託の利用することのできる貸方残高、信用枠若しくは当座貸越特約を利用すること。
- (e) 本信託資産を保有し、移転し、抵当に入れ、担保に供し、又はその他の方法にて取り扱うこと、並びに本信託資産に関するあらゆる権利、権限、特権及びその他所有権又は保有権に付随する権利を行使すること。
- (f) ブローカー（管理会社と関連のあるブローカーを含む。）、ディーラー及

び先物取引業者において口座（証拠金取引口座及び保管口座を含む。）を開設、維持及び解約すること（本信託資産及び／又は口座内の金員について、ブローカー、ディーラー及び先物取引業者に対して指図及び許可を与える権限を含む。）。本信託の勘定分として取引を行うブローカー及びディーラーに対して、又は本信託、管理会社並びにその関連会社、加盟者、パートナー、役員及び従業員（以下「**本関連会社**」と総称する。）による利用のためにブローカー、リサーチ又は履行サービスを提供し又はその費用を負担する（若しくは本信託のブローカー手数料の一部を当該費用の支払のために払い戻す）ブローカー及びディーラーに対して、手数料、利用可能な最低レートを超える場合もあるマークアップ又はマークダウンを支払い、又はその支払及び払戻を許可すること。但し、ブローカーが迅速かつ効果的な方法で効率的に指図を履行する能力、提供されるブローカー業務の性質及び質、当該証券の市場の規模及び幅、ブローカーの信用度、誠実性及び財務状況、指図の規模及び履行の難易度、本信託の利益に鑑み最良の正味価格及びリサーチ・サービスの費用額等の様々な要素を勘案し、また本信託が当該サービスの恩恵を直接的又は独占的に享受するとは限らないことを前提に、本信託の支払う手数料率は、競合する同程度の事務所が同程度のサービスに対して採用している手数料率を超えないものとする。なお管理会社は、特定の要素又はサービスが本信託に直接的に恩恵をもたらすことにつき立証責任を負わない。

- (g) 口座（保管口座を含む。）を開設、維持及び解約し、金銭の支払のために小切手の振出し又はその他の指図を行うこと。
- (h) 本信託資産への投資を目的に、又は本信託資産への投資に関連し、契約を締結すること。
- (i) ケイマン諸島の資産分別管理にかかる金融当局規則－規制対象ミューチュアルファンド（以下「**分別管理規則**」という。）において要求される限度において、分別管理規則の要件に基づく本信託資産の保管を確実に行うこと。なお疑義を避けるために付言すると、管理会社は、本信託資産の所有権を保持する本信託の正式なカストディアンとして行為するものではなく、すなわち本信託の利用するカストディアン、ブローカー、システム、取引所又は登録機関にかかる、保管業務若しくはブローカー業務の手配又は支払不能若しくはこれに類する事由について一切責任を負わず、また本信託からの適切な指図に基づき誠意を持って対応した結果、又は本信託が適時に情報を提供しなかった結果生じたミスについても一切責任を負わない。
- (j) 分別管理規則において要求される限度において、本信託より提供される情報及び利用可能な外部の情報に基づき、本信託が本信託資産の所有権を有することを確認し、当該本信託資産の記録を維持管理すること。管理会社はこれをポートフォリオにかかる助言とは別に行うか、又は、管理会社が本項に従って確認作業を行うことで本信託と管理会社との間に利益相反が生じる場合に限っては、管理会社は投資顧問契約第13条の規定に従って、当該利益相反を特定、管理、監視及び開示するためのあらゆる合理的な努力をするものとする。

- (k) 他者に対する本信託の権利（議決権を含むがこれに限らない。）、債権者との取り決めへの参加、訴訟及び行政手続の提起、和解又は示談、並びにこれらに類する事項について、本信託に代わってあらゆる行為をし、本信託のすべての権利を行使すること。
- (l) 本信託に代わって行う売買注文と、管理会社又は本関連会社が投資助言業務を提供している他の口座（以下「**その他口座**」という。）の注文とを組み合わせ、売買された証券その他の資産を管理会社が公平かつ合理的とみなす方法において当該口座間にて割り当てること。
- (m) 「平均価格」口座を開設することをブローカーと取り決め、取引日に本信託及びその他口座に代わって注文を行い、平均価格にて当該口座間にて割り当てること。
- (n) 1つ以上の法人その他の事業体が、本信託（本信託単体かその他口座と併せてかを問わない。）のために、名義人として、本信託資産の記録上の所有権を保有するよう手配すること。
- (o) リサーチ及び分析結果を提供し、投資戦略の形成を指揮すること。
- (p) 従業員、独立エージェント、弁護士及び会計士、並びに本信託の実務に関して必要又は望ましいと管理会社がみなすその他のアドバイザー及びコンサルタントを関与させること（管理会社の関連会社（但し、関連会社による関与はアームズ・レングスの原則に基づくものとする。）に投資顧問契約に定める全部又は一部の行為を履行させるか若しくは履行を補助させることを含むが、これに限らない。）。
- (q) 募集書類に定める任務を担い、募集書類に定める手数料を受領する権利を有する、代行協会員を任命すること。
- (r) 第5項(e)に基づく受託会社による指名に従って、販売契約を締結すること。
- (s) 本信託に代わって、本信託及び各サブファンドの受益証券の発行者となること。
- (t) 投資顧問契約上、管理会社に求められるすべての行為、並びに上記の権限の行使を促進する上で必要又は望ましいと管理会社が合理的に判断しかつ投資顧問契約の規定に矛盾しないその他の行為を履行すること。

3.2 本信託より別段の指示がない限り、以下のとおりとする。

- (a) 管理会社は、管理会社が適切とみなす金額を、本信託に代わり現金で留保し、又は管理会社の決定する単一若しくは複数の通貨で預託することができる。
- (b) 管理会社は、受益証券の取引について本信託が合理的に要求するあらゆる情報を、本信託が要求する合理的な頻度にて、本信託に対して提供する。

3.3 管理会社は以下のとおり行為するものとする。

- (a) 予測可能なリスクに対処することができるように設計された適切な事業継続計画の作成に際して、本信託を援助すること。
- (b) 本信託が管理会社について監視、報告及び監督することを可能にするため、本信託の要求する情報を提供すること。
- (c) 業務にかかる帳簿及び記録を、法律上の要件を充足し、かつ閲覧のために利用可能かつ容易にアクセス可能な、合意された場所において保管すること。
- (d) 本信託が管理会社に対して、適切な内部及び外部監査を実施し、かつ本信託に対して適用されるものと実質的に同等のリスク管理体制を敷くことを許可すること。
- (e) 管理会社が適格であるか及び業務を効果的に遂行することができるかを評価し、また管理会社が高い倫理基準及び専門的基準を採用していることを確認するために、本信託が必要とするすべての援助及び情報を本信託に対して提供すること。
- (f) (i)投資顧問契約に基づき業務を終了又は中止する場合、本信託による事業継続計画及び付随契約の履行を援助すること、(ii)管理会社が業務及び活動を効果的に履行することができなくなった場合、投資顧問契約への違反があった場合、又は清算、所有権の変更、業績不振等に起因し投資顧問契約の性質に変更があった場合、本信託が終了戦略及び／又は撤退戦略を実行することを認めること、並びに(iii)終了手続及び本信託への業務の返還又は他の役務提供者に対する業務の移管を管理することを目的とした戦略について本信託を援助すること。
- (g) 事業継続計画及び付随契約を、毎年又は状況に鑑み合理的に必要とみなされるその他の間隔において見直すこと。
- (h) 本信託又は本信託の顧客にかかる情報につきデータ漏洩が生じた場合、直ちに本信託に対して通知すること。
- (i) 投資顧問契約に基づく役務の提供に関して、適切な保険を維持すること。
- (j) 管理会社が業務及び活動を、効果的にかつ適用される法令上の要件に即して履行する能力に、著しい影響を及ぼす動きがあった場合、それを本信託に対して開示すること。
- (k) 管理会社が業務及び活動に関連して維持する関連システム（及び文書）へのアクセスにつき、本信託に協力すること。
- (l) 業務及び活動に関して、本信託が管理会社及びその請負業者に対して監査を行うこと（本信託の内部及び外部監査人によるか又は本信託の指名した代理人によるかを問わない。）を許可すること。

- (m) 業務及び活動に関連するデータに容易にアクセスすること、及び現地調査のため管理会社又は投資顧問契約第7条に規定の管理会社の代理人の事業所に立ち入ることを認め、かつ当該代理人もこれを認めることを保証すること。
- (n) 本信託が管理会社の業務を他の適当なアドバイザーの業務と比較することができるよう、要求される情報をすべて提供すること。
- (o) 規制対象である事業体の顧客が、機密事項であると合理的に想定するであろう情報を保護するため、方針、手続並びに物理的及び技術的対策を維持すること。
- (p) 機密情報の収集、保管及び処理のため、また機密情報に対する不正アクセス、不正利用及び不正流用を防止するため、適切な対策を講じ維持すること。
- (q) 契約上の役務の提供に必要である場合を除き、本信託の機密情報及び本信託の顧客情報を使用しないこと（なお役務の提供に必要であるとして使用する場合も、当該役務の提供のみを目的とすること。）。
- (r) 本信託及び本信託の顧客に関する情報を代理人に開示する場合は、当該代理人がかかる役務を提供するために必要な範囲に限定して開示すること。
- (s) 管理会社又はその代理人が、本信託及びその顧客に関する情報を開示することを法律上要求された場合（法務又は司法当局に求められた場合を含む。）、実務上可能な限り速やかに、かつ開示に先立って、本信託に対してその旨を通知すること（但し、当該通知がケイマン諸島法及び日本法上認められていることを前提とする。）。

3.4 管理会社が本信託に代わって関与する行為は、いずれも本信託の方針及び支配に従うものとする。

3.5 本信託にかかる管理会社の権限は以下のとおりとする。

- (a) 管理会社は、本信託証書及び／又は投資顧問契約に定める義務を履行するために必要な契約を本信託の名において締結することができる。
- (b) 管理会社が本信託証書及び／又は投資顧問契約に定める役務を適時かつ迅速に履行することを可能にするために、本信託及び管理会社が随時必要又は望ましいとみなす場合、本信託は、投資顧問契約において想定される本信託による投資の取得、管理及び処分に関して、本信託に代わり本信託のために行為する代理人として、管理会社及び管理会社が指定する1名以上の者を、委任状により指名するものとする。本信託資産の取得、管理又は処分を目的として、管理会社及び管理会社により指定された者が本信託のカストディアンに、カストディアンの保管する本信託資産の放出又は譲渡につき指示及び指図を行うことを可能にするため、管理会社及び管理会社により指定された者には、本信託が随時必要である又は望ましいとみなす

権限も付与される。

- (c) 本信託から管理会社及び管理会社により指定された者に対して付与される権限は、本信託によりいつでも取消可能とする。但し、当該代理人が取消の通知を実際に受領する以前に行った行為については、当該取消の効果は遡及的に及ばないものとする。
- (d) 本信託は、管理会社がその権限を行使して適法に行った行為及び他者をしてせしめた行為のすべてについて承認すること、管理会社を保護すること、並びに当該行為の結果として管理会社が受ける請求及び負担する費用につき管理会社への補償を行うことを約束する。
- (e) 管理会社は、小切手を振出し、切り、若しくは小切手に署名し、又は本信託の銀行口座にかかる電信送金を許可する権限を有する。

3.6 管理会社又は受託会社は、本信託証書の定めに従い預託された引受契約（以下に定義する。）の様式、署名の方法又は有効性につき調査を行う義務を負わず、また当該引受契約に署名した者の身元、権限又は権利についても調査を行う義務を負わない。本信託証書の別段の定めにかかわらず、管理会社は、本信託証書に基づき、本信託証書に明示的に定められる自己の責務を相当な注意をもって履行しなかった場合にのみ責任を負う。

3.7 管理会社は、本契約に基づき任務を遂行するにあたり以下を行う。

- (a) 最善の判断、努力及び設備を用い、いかなる場合も、あらゆる点で十分かつ誠実に本信託の利益を図ること。
- (b) 本信託証書及び募集書類の適用ある規定（特に投資制限にかかる記載を含む。）、又は受託会社により、若しくはこれを代理して交付される本信託に関するその他の文書の条件を遵守し、かつ（実行可能な場合には）本信託のかかる遵守を確実なものとする。
- (c) 本信託又は受託会社の事業又は評判を何らかの方法により損ない若しくは貶め、又はそのおそれがあると合理的に思料される事柄又は事項を故意に行わず、またこれを約したり許容したりしないこと。
- (d) 投資顧問契約に定めるとおり、本信託の管理及び投資につき裁量権を行使しないこと。

3.8 別段の明示的な記載又は権限の付与（本信託証書に基づくかその他によるかを問わない。）がある場合を除き、管理会社は、本信託のために何らかの方法により行為し若しくはこれを代理する権限を有さず、またその他のかたちで受託会社の代理人とみなされないものとする。

3.9 信託財産の一部を構成する現金が、受託会社又は受託会社の関係者（銀行等の金融機関とする。）の預金その他の口座に移転された場合、かかる銀行等の金融機関は、これと同様の条件の預金に関する通常の銀行業務の慣行に従い、同等の水準の金融機関

に同等の金額、期間、通貨で預け入れられている預金に適用される実勢金利を下回らない利率により利息を付す。上記に服することを条件として、かかる銀行その他の金融機関は（場合により）、自己の利用及び利益のために、信託財産の一部として手元に置く（当座預金又は普通預金の別を問わない。）現金から得られる利益を留保する権限を有する。

- 3.10 受託会社は、各受益権者の受益証券に対して、募集書類に記載する条件で本信託から分配を行うことができる。
- 3.11 管理会社が本第3項に記載の範囲を超える権限を有する旨の何らかの規定が本信託証書に含まれる場合であっても、本第3項が優先する（すなわち、管理会社の権限は本第3項に記載のものに限られる）ものとし、かかる範囲外の権限は、管理会社と協議の上、受託会社が代わりに行使するものとする。

7.6 本信託証書第5項(a)を削除し、以下に置き換える。

- (a) 受託会社は、委託された権限をもって以下を行う。
- (i) 本信託及び各サブファンドの一般的な管理及び運用について責任を負うこと。
 - (ii) 本信託の受益証券にかかる登録機関兼名義書換代理人として行為し、本信託及び各サブファンドの受益権者名簿を管理すること。
 - (iii) 本信託及び各サブファンドにかかる会計その他の一切の記録を管理し、すべての財務諸表及びその監査につき、作成又は作成の補助をすること。
 - (iv) 各サブファンドのクラス及びシリーズに関して純資産価額を算定及び決定し、これに対応して受益証券1口当たりの純資産価額を算定及び決定すること。
 - (v) 本信託及び各サブファンドの支払代理人として行為すること。
 - (vi) 受益証券の引受及び償還請求を受諾すること。
 - (vii) 受益証券の引受の受諾確認書を発行すること。
 - (viii) 本信託証書及び募集書類に従い引受契約又は引受の申込（以下「**引受契約**」という。）及び償還請求（以下「**償還請求**」という。）を受け、これに対応し、本信託証書及び募集書類の定めに従いこれを処理すること。特に、所定の金員を受領することにより、当該申込を充足するため及び受益証券の償還を行うために、適宜受益証券を発行し、割当てを行うこと。
 - (ix) 管理会社が本信託証書に従い発行、送付又は送達を要求される、受益証券の発行にかかるすべての引受確認書、明細書、通知及び証拠を作成し、

受益権者に対して提供すること。

- (x) 受益証券の償還請求若しくは譲渡証券、又はその他受益証券の保有者の正式な意思表示の書面に付される受益証券の保有者のあらゆる署名が、引受契約の原本の署名と一致していることを確認すること。

7.7 本信託証券第 5 項(c)をすべて削除する。

7.8 本信託証券第 5 項(d)(i)及び(ii)をすべて削除する。

8 本信託証券は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証券と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。

9 本補足信託証券は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。

10 本補足信託証券は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

立会人

(訳文)

ハーニーズ・フィデューシャリー (ケイマン) リミテッド

及び

スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン) リミテッド

補足信託証書

スーパーファンド・ジャパン

本補足信託証書は、2025 年 2 月 21 日付で締結された。

当事者

- 1 ケイマン諸島、KY 1 -1002、グランド・ケイマン、私書箱 10240、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 4 階に所在するハーニーズ・フィデューシャリー（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」という。）
- 2 ケイマン諸島、KY 1 -9010、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス 4 階、キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付に所在するスーパーファンド・ジャパン・トレーディング（ケイマン）リミテッド（以下「**管理会社**」という。なお同社は、2024 年 9 月 6 日付にてその役割を管理会社（Manager）から管理会社（Advisor）に変更した。）

経緯

- A 2009 年 6 月 5 日付信託証書（以下「**原信託証書**」という。）に基づき、UBS ファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「**UBS 受託会社**」という。）及び管理会社は、ケイマン諸島適用免除アンブレラ・ユニット・トラストである「スーパーファンド・ゴールド・ジャパン」（以下「**本信託**」という。）を設立した。原信託証書は、その後、2011 年 6 月 24 日付修正証書（以下「**修正証書 1**」という。）に従い、本信託の名称を「スーパーファンド・グリーン・ゴールド・ジャパン」に変更するために UBS 受託会社及び管理会社により修正された。その後、原信託証書は、2012 年 7 月 6 日付修正証書に従い、修正が加えられた（以下「**修正証書 2**」といい、原信託証書と修正証書 1 と併せて「**原信託関連文書**」という。）。
- B 2015 年 5 月 8 日に効力が発生した、2015 年 4 月 24 日付受託会社の辞任及び任命並びに信託証書の変更に係る証書（以下「**DORAV**」という。）に基づき、UBS 受託会社は、本信託の受託会社を辞任し、受託会社が本信託の受託会社に任命された。
- C 2015 年 6 月 26 日付信託証書の変更証書（以下「**当初変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、(i)日本で募集を行う本信託の受益証券に関して、日本の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）第 14 条第 1 項及び第 59 条に規定される運用報告書を、投信法に従い、印刷された運用報告書に代えて電磁的方法により作成及び交付する能力を管理会社に与えるため、並びに(ii)「ファンド営業日」及び「マスターファンド営業日」の定義に対する修正に効力を発生させるため、原信託関連文書及び DORAV に修正を加えた。
- D 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・ブルー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- E 2017 年 9 月 26 日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・レッド・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。

- F 2018年1月1日に効力が発生した、2017年12月12日付信託証書の変更証書（以下「**後発変更証書**」という。）に基づき、受託会社は、とりわけ本信託の名称を変更しいくつかの軽微な事務的修正を行うため、原信託関連文書に修正を加えた。
- G 2018年6月13日付補足信託証書兼変更証書（以下「**スーパーファンド・グリーンC証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンC・ジャパンと称する本信託のサブファンドを設立した。
- H 2020年1月1日付補足信託証書（以下「**シャープパリティ証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ブルー・ジャパンの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティに変更した。
- I 2021年1月1日に効力が発生した、2020年12月18日付補足信託証書（以下「**グリーン・サブファンド信託証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・グリーンA・ジャパンとの名称であったサブファンドを終了し、スーパーファンド・グリーンB・ジャパンとのサブファンドの名称をスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンに変更した。
- J 2021年6月16日付補足信託証書（以下「**システムティック・オールウェザー証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・シャープパリティとの名称であったサブファンドをスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・システムティック・オールウェザーとの名称に変更した。
- K 2022年8月10日付補足信託証書（以下「**スーパーファンド・レッド終了証書**」という。）に基づき、受託会社はスーパーファンド・ジャパン・サブファンド・グリーンにつき2つの新たなクラスを設定し、スーパーファンド・レッド・ジャパンを終了した。
- L 2024年9月6日付補足信託証書（以下「**管理会社証書**」といい、原信託関連文書、DORAV、当初変更証書、スーパーファンド・ブルー証書、スーパーファンド・レッド証書、後発変更証書、スーパーファンド・グリーンC証書、シャープパリティ証書、グリーン・サブファンド信託証書、システムティック・オールウェザー証書及びスーパーファンド・レッド終了証書と併せて「**本信託証書**」という。）に基づき、受託会社は管理会社の役割を管理会社（Manager）から管理会社（Advisor）へ変更した。
- M 本信託証書第2項(h)に従い、受託会社は、その裁量により、追加のサブファンド又はクラスを設定することができる。各サブファンド又はクラスの資産は、かかるサブファンド又はクラスに独占的に帰属し、その他のサブファンド又はクラスの資産から分離されるものとし、その他いかなるサブファンド又はクラスの負債又は債務を直接的又は間接的に免除するために使用されてはならず、かかる目的には使用不可能であるものとする。
- N 本信託証書第29項に基づき、受託会社は、受益権者に対して10日前までに書面で通知することにより、本信託証書の補足証書の作成をもって、受益権者の最善の利益になると考える方法及び範囲で本信託証書の規定に変更、修正、改訂又は追加を行う権限を有する。但し、受託会社が、かかる変更、修正、改訂又は追加によって当該時点における受益権者の権利が重大な点において不利益に損なわれず、かつ受益権者に対する受託会社又はその代理人の責任を免除することとはならないと書面により証する場合を除き、受託会社が最初にすべての受益権者の書面による同意を得ることなく本信託証書の変更、

修正、改訂又は追加は行われたいものとする。また、かかるいかなる変更、修正、改訂又は追加も、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならない。

O 受託会社は以下2つの新たなサブファンドを設定することを希望する。

- (i) スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・ゴールド・シルバー・プラス・マインディング（米ドル・クラス及び円ヘッジ無し・クラスと称する2つの新たなクラスによって構成される。）
- (ii) スーパーファンド・ジャパン・サブファンド・ブラック・ブロックチェーン（米ドル・クラス及び円ヘッジ無し・クラスと称する2つの新たなクラスによって構成される。）

（以下「サブファンドの設定」という。）

P 加えて、受託会社は、以下の情報の更新を目的として本信託証書を変更することを希望する。

- (i) 2016年に行われた（本信託証書において「代行協会員」及び「販売会社」として定義されている）スーパーファンド証券株式会社のスーパーファンド・ジャパン株式会社への名称変更、及び同社の日本国東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス11階への住所変更
- (ii) 2015年に行われた会計監査人のBDO ケイマンリミテッドへの変更

（以下「情報更新」という。）

本文

- 1 本補足信託証書は、本信託証書を補足するものである。
- 2 本補足信託証書は、2025 年 2 月 21 日をその効力発生日とする。
- 3 文脈上他の意味に解釈する必要がある場合を除き、本信託証書に定義された用語及び表現は、本補足信託証書においても同一の意味を有するものとする。
- 4 受託会社は、その判断において、本補足信託証書による本信託証書への修正、変更、改訂及び追加が、その時存在している受益権者の権利を重大な点において不利益に損なうものではないこと、並びに受益権者に対する受託会社及びその代理人の責任を免除するものではないこと、また、かかるいかなる一つ又は複数の修正、変更、改訂及び追加によっても、受益権者が保有する受益証券に関して追加の支払義務を負い、又は何らかの債務を引き受ける結果とならないことを証する。
- 5 本信託証書第 2 項(h)及び第 29 項に基づき、受託会社は、サブファンドの設定及び情報更新を承認する。
- 6 管理会社は、本補足信託証書に署名することにより、サブファンドの設定及び情報更新に同意する。
- 7 本補足信託証書により、受託会社は本信託証書を以下のとおり修正する。
 - 7.1 本信託証書第 1 項の「代行協会員」の定義を削除し、以下の定義に置き換える。

「**代行協会員**」とは、日本国東京都港区虎ノ門二丁目 9 番 1 号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス 11 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社、又はその時々々の管理会社により代行協会員として随時指名されるその他の者をいう。
 - 7.2 本信託証書第 1 項の「販売会社」の定義を削除し、以下の定義に置き換える。

「**販売会社**」とは、日本国東京都港区虎ノ門二丁目 9 番 1 号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス 11 階に所在するスーパーファンド・ジャパン株式会社、又は（募集書類の条件に従うものとして）、本信託の販売会社として随時適法に指名されるその他の者をいう。
 - 7.3 本信託証書第 1 項の「会計監査人」の定義を削除し、以下の定義に置き換える。

「**会計監査人**」とは、BDO ケイマンリミテッド、又は受託会社が選定する他の独立の公認会計士事務所をいう。
- 8 本信託証書は、引き続き完全な効力を有し、本補足信託証書と併せて、一つの文書として読まれ、解釈されるものとする。
- 9 本補足信託証書は、複数の副本上で締結することができ、そのそれぞれは、そのように締結及び交付された場合は原本とみなされるものとするが、かかる副本のすべてが単一かつ同一の文書を構成するものとする。

- 10 本補足信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠し、これに従い解釈される。

署名

以上の証として、各当事者は、冒頭記載の日付で本補足信託証書を締結し交付した。

正当な権限ある署名者をして行為する)
ハーニーズ・フィデューシャリー (ケ)
イマン) リミテッドにより
証書として署名され、交付された) (権限ある署名者)

立会人

正当な権限ある取締役をして行為する)
スーパーファンド・ジャパン・トレー)
ディング (ケイマン) リミテッドによ
り
証書として署名され、交付された) (取締役)

立会人